

2008SNA への対応等に関する 各課題論点整理

平成 26 年 7 月 4 日時点

内閣府 経済社会総合研究所

国民経済計算部

【B01】付随的活動を行う生産単位が別個の事業所とみなされるケース

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">付随的活動¹のみを行っている単位の活動が、①統計的に容易に観察可能な場合、または、②親事業所とは地理的に異なる場所に位置している場合には、別個の事業所とみなす。この場合、当該事業所はそれ自身の主活動²に従って分類される。なお、その場合でも、適切な基礎データが利用できない場合、これらの活動に対し、別個の事業所を人為的に創り出すための特別の努力を払う必要ない。	<ul style="list-style-type: none">付随的活動のみを行う生産単位は、常に、親事業所の一部としてみなされ、その産出は明示的に認識されず、また、分割して記録されない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 付随的活動のみを行う生産単位が、統計的に容易に観察できるか、親事業所と地理的に異なる場所にある場合、別個の事業所とみなし、その主活動によって分類するとともに、その産出を（費用積上げで）計測し、親事業所の中間消費と位置付ける。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 付随的活動のみを行っている単位が親事業所と地理的に異なる場所に位置している場合には、現行 JSNA の基礎統計において、別個の事業所として扱われている。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- 上記 2. のとおり、親事業所と地理的に異なる場所に位置している場合は、基礎統計において、別個の事業所として扱われていること、また 2008SNA マニュアルでは適切な基礎データが利用できない場合は特別な取り組みをしないとされていることから対応済と整理する。

¹ 付随的活動（ancillary activity）とは、2008SNA マニュアルでは、企業の主要な活動（主活動及び副次的活動）に付随して生じるものであり、企業の効率的な運営を促進するものであるが、通常、市場で取引される財貨・サービスにはつながらないものであると位置付けられている（パラ 5.10）。付随的活動の具体例として、2008SNA マニュアルでは、記録や勘定管理、通信機能提供、原材料・設備購入、採用・研修・人事管理、貸金支払、販売促進、ビル・建物の清掃・維持、セキュリティ・監視等のサービス活動が挙げられているが（パラ 5.35）、これらが付随的活動であるためには、①これらサービスが、主活動や副次的活動を実行する環境を整備するために同一企業内で行われる補助的な活動であることに加え、②同活動の産出が企業外部における使用を意図したものでない、③ほぼあらゆる種類の生産活動で投入されるようなものであること等の特徴を満たすものとされる（パラ 5.36）。

² 主活動（primary activity）とは、事業所のある活動で、その付加価値が同一事業所の他の活動のそれを上回る活動を指す。主活動の産出は、たとえ自己最終使用に用いられるとしても、他の事業所に引き渡すことが可能な財貨・サービスから構成されなければならない。また、副次的活動（secondary activity）とは、事業所が主活動に加えて行う活動であり、主活動の付加価値よりも小さい活動を指すが、同活動からの産出は、主活動の産出と同様に、他の生産単位への引き渡しに適したものでなければならない（パラ 5.8、5.9）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「事業所・企業統計調査（総務省）」においては、同一経営者が異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに1事業所として扱われている。「経済センサス基礎調査（総務省）」においても同様に事業所ごとに対象としている（なお、「産業連関表」の部門分類では、原則としてそれぞれの生産活動ごとに分類するいわゆるアクティビティベース）。

<諸外国における扱い>

- ・オーストラリア
2008SNA の取扱をビジネスレジスタ上の全ての単位に適用できないため、現状対応していない。

【B02】親会社と異なる経済の居住者でない限り、見せかけの子会社は制度単位と扱わない

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">見せかけの子会社（1993SNA の「付随会社」の名称変更）は、親会社が完全に所有する子会社であり、租税回避等のために、親会社やグループ内の他の会社にサービスを提供することを目的に設立されるものである¹。こうした見せかけの子会社は、<u>親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わずに、親会社の勘定と連結する。</u>	<ul style="list-style-type: none">付随会社（親会社により完全に所有され、親会社または同一親会社に所有されている他の付随会社にサービスを提供することのみに厳密に限定される子会社）は、常に別個の制度単位としては扱わない。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 見せかけの子会社については、原則として、親会社と同一の制度単位として扱うという点には変更はなく、親会社と異なる経済の居住者である場合のみ別個に扱う。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、「国際収支統計（財務省・日本銀行）」と整合的に、親会社とその見せかけの子会社が異なる経済の居住者である場合には、原則として別個の制度単位として扱っている。
- 一方、国内で完結する親会社とその見せかけの子会社の制度部門上の位置付けに関しては、主に非金融法人企業と金融機関の間の分類の在り方が問題となるが、JSNA の基礎統計である「年次別法人企業統計（財務省）」では、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則として、当該法人の売上高等によって業種分類がされる。また、「資金循環統計（日本銀行）」では、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則として、その業務形態等によって金融機関、非金融法人企業に分類されている。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- 上記 2. のとおり、現行 JSNA では、見せかけの子会社については、親会社と異なる経済の居住者である場合は制度単位として扱っており、一部対応済と整理できる。ただし、国内面では、基礎統計の制約から、見せかけの子会社を必ずしも親会社と同一の制度単位として扱っておらず、引き続きこの取扱を継続する。

¹ これらの見せかけの子会社は、親会社と無関係に活動ができない、自己の貸借対照表に資産を保有または取引する能力を制限されているといった理由から SNA 上の制度単位の定義を満たさない（パラ 4.64）。なお、見せかけの子会社は、勧告 B01 にある「付随的活動」（原則全ての企業がある程度必要とするサービス機能の種類に範囲が限定されている）を実施する単位とは区別される（パラ 4.66）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「国際収支統計」においては、法人等の居住性は、本邦内にその主たる事務所を有するか否かにより判定されるとされており、親会社とその見せかけの子会社が異なる経済の居住者である場合、概念上、各経済の居住者とされ、親会社と連結されて扱われることはない。
- ・「年次別法人企業統計（財務省）」においては、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則として、当該法人の売上高等によって業種分類がされる。
- ・「資金循環統計（日本銀行）」においては、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則としてその業務形態等によって金融機関、非金融法人企業に分類されている。

【B03】 制度単位として認識される非居住者単位の支店

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・非居住制度単位により所有される非法人企業について、 <u>所在領域内において長期間にわたる財貨・サービスの生産に携わり、所在領域における所得税法の下にある（課税が免除されているかに拠らない）</u> 等の場合、支店として認識し、制度単位として扱う。	・非居住制度単位により所有される非法人企業は、所在する国における名目上 (notional) の居住単位として扱うとのみ記述 ¹ 。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・明確化された判断基準に基づき、海外居住制度単位の所有する支店を制度単位として位置付ける。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・非居住者の本邦内支店については、「国際収支統計（財務省・日本銀行）」（以下「国際収支統計」という。）において、我が国の制度単位として扱われており²、現行 JSNA でも同様の扱いとしている。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・上記 2. のとおり、対応済と整理できる。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「国際収支統計」においては、IMF による「国際収支マニュアル」に基づき、居住性の概念について、取引当事者の経済利益の中心を基礎とし、非居住者の本邦内の支店については居住者とみなしている。
- ・「資金循環統計（日本銀行）」においても同様の考え方により、居住者と非居住者を区分。

¹ 1993SNA では、「制度単位はある国の経済領域内に経済的利益の中心をもつときに一すなわち、その単位がある期間を超えて（1年以上というのが現実的なガイドラインとされている）この領域内で経済活動に従事しているとき—当該国の居住者単位であるといわれる。」（パラ 2.22）、「体系内にはおもに 3 種類の準法人企業が存在する。（c）外国に居住する制度単位に属する非法人企業。これらは、恒久的支店、外国の法人企業または非法人企業の事務所、もしくは長期間又は期限を定めずその経済領域内において顕著な量の生産に携わっている外国企業に属する生産単位から構成される。たとえば、橋、ダムまたは大規模構築物の建設に従事する単位である。」（パラ 4.50）との記載がある。

² IMF の国際収支マニュアルでは、ある国に拠点を持ち、長期間にわたって相当規模の経済活動を行うものをその国の居住者として扱うこととしており、基本的には「1年以上所在しまたは所在する意思があること」を運用上の基準としている。我が国の「国際収支統計」では、国際収支マニュアルを踏まえ、居住者・非居住者の定義は、「外国為替及び外国貿易法」の規定や財務省通達（「外国為替法令の解釈及び運用について」）に基づいており、その中で非居住者の本邦内の支店等は居住者とみなすこととされている。

<諸外国における扱い>

- ・オーストラリア
本勧告に原則対応している。

【B04】複数領域で活動する企業の居住地の明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・多国籍にまたがって、継ぎ目のない活動を行う企業は、一般に、海上輸送、航空、国境線となる河川で行われる水力発電、パイプライン、橋、トンネル、海底ケーブル等の国境を越えた活動に参与している。・こうした企業の場合、<u>各経済について別個に制度単位を認識することが望ましいが、親会社や支店の認識が不可能な場合、企業の活動全体を活動対象となる経済領域ごとに比例按分する。</u> <p>※国際収支統計マニュアル第6版（BPM6）においては、持分割合や、トン数・賃金等事業活動上の要素を基礎とした按分が考えられるとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none">・複数領域で活動する企業の居住地については明確な指針は示されていない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・親会社や支店の認識が不可能な場合、明確化された指針に基づき、複数領域で活動する企業の居住地を決定する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増減要因（企業活動の比例按分に応じて、増減しうる）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・当該活動については、基本的に、基礎統計上、親会社や支店の認識がされていると考えられ、制度単位は主たる経済的利害の中心の概念により扱われている。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・上記2. のとおり、複数領域にわたる活動については、基本的に、基礎統計上、親会社や支店の認識がされていると考えられ、制度単位は主たる経済的利害の中心の概念により扱われている（比例按分する事例はないと整理する）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「国際収支統計（財務省・日本銀行）」においては、居住性の概念について、基本的に、取引当事者の経済的利害の中心を基礎とし、別個に制度単位が認識されていると考えられる。

【B05】特別目的実体の認識

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・特別目的実体、特定目的ビークル ¹ と呼ばれる単位については、①専属金融機関 ² 、②見せかけの子会社 ³ 、③政府の特別目的単位 ⁴ 、のいずれかに該当しない場合、その主活動に従って、 <u>しかるべき部門及び産業に割り当てることにより</u> 、他の制度単位と同じように扱う。	・特別目的実体の取扱について明示的な指針は示されていない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・明確化された指針に基づき、特別目的実体の部門や産業の分類を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・①専属金融機関、②見せかけの子会社、③政府の特別目的単位に該当しない特別目的実体については、各種基礎統計において反映されている限りにおいて、現行 JSNA でも位置付けがなされている。
- ・すなわち、具体的に特別目的実体の活動を特定する基礎統計は見当たらないものの、法人の形態をとる特別目的実体は事業所として捉えられ、それ以外については、親企業の活動に含まれているものがある。
- ・なお、資産流動化を目的とする特別目的会社（「資産の流動化に関する法律」に基づく「特定目的会社」を含む）については、原則として「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）において金融機関として扱われており（下記4. 参照）、現行 JSNA の金融取引や貸借対照表に反映されている。金融産出額の扱いでは、FISIM 産出の対象外であり、かつ、基礎統計の制約から、金融手数料も集計していない。

3. 検討の方向性

¹ 特別目的実体について、2008SNA マニュアルでは、共通の定義はないが、①雇用者がいない、②非金融資産を保有しない、③形式的な看板以上の物理的な実体がほとんどない、④ある企業の子会社で、親企業の居住地とは異なる領域で居住する、⑤別の法人企業の雇用者によって管理される、などの特徴があるものとしている（パラ 4.56、4.57）。

² 専属金融機関（captive financial institutions）について、2008SNA マニュアルでは、例として、単に子会社の全資産を保有している（管理機能を持たない）純粹持株会社（勧告 B06 の項を参照）のほか、証券化目的の資産を保有する単位、関係会社に代わって債務証券を発行する単位、証券化ビークル等が示されている（パラ 4.59）。これら機関については、親会社から独立（資産・負債にかかるリスクと報酬を引き受ける程度が大きい等）していれば、金融機関に分類され、その活動にかかわらず内訳部門「専属金融機関及び貸金業」に位置付けられる（パラ 4.60）。親会社から独立して活動できない等の場合は、「見せかけの子会社」（勧告 B02 の項参照）として扱われる。

³ 見せかけの子会社は、親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わない（パラ 4.64）（勧告 B02 の項を参照。）。

⁴ 一般政府が設立する特別単位で、独立的活動を行う権限がなく、関与する取引の範囲が制限されて、保有する資産・負債にかかるリスク・報酬を引き受けられないもの。これらは、非居住者でない限り、一般政府と一体不可分のものとして位置付ける（パラ 4.67）。

- ・次回基準改定における対応の考え方

＜●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）＞

- ・上記 2. のとおり、特別目的実体の活動を特定する基礎統計は見当たらないものの、法人の形態をとる特別目的実体は事業所として捉えられ、それ以外については、親企業の活動に含まれているものがある。このため、現行 JSNA で一部対応済と整理できる。

4. その他の留意事項

＜基礎統計における扱い＞

- ・「平成 17 年産業連関表」においては、特別目的実体について明示的な取り扱いが行っていない（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。「経済センサス基礎調査（総務省）」を含め各種基礎統計においても特別目的実体についての明示的な取扱いはなされていないが、法人の形態をとる特別目的実体は事業所として捉えられ、それ以外は、親企業の活動に含まれているものがある。
- ・「資金循環統計」においては、「資産の流動化に関する法律」に基づく債権流動化に係る特定目的会社⁵については原則として金融機関（その他の金融仲介機関）に分類されている。ただし、例外としてたとえば不動産流動化に係る特別目的会社のうち不動産のみを資産として保有するものは、非金融法人（不動産）に分類している。こうした扱いは、2016 年に予定されている同統計の 2008SNA を踏まえた見直し後も同様。

＜諸外国の対応状況＞⁶

- ・オーストラリア
勧告通りの対応が行われていない部分がある（子会社の全資産を単に所有する持ち株会社を、2008SNA が勧告する専属金融機関とは扱わず、主要経済活動を反映した部門に分類）。

⁵ 資産流動化法に基づき届出されている特定目的会社は平成 26 年 4 月時点で 760 程度存在する。

⁶ なお、2013 年には、OECD、ECB、ユーロスタットの合同タスクフォースが開催され、特別目的実体等に関する検討が行われた。その中では、主要な特別目的実体の類型について、産業分類と制度部門分類について整理している。

【B06】金融機関部門に割り当てられる持株会社

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・子会社の資産を保有しているが、管理活動は行っていない「持株会社」¹（国際標準産業分類(第4版)(ISIC Rev.4)の6420)は、金融サービスのみを生産しているととらえ、たとえ、<u>全ての子会社が非金融法人だったとしても金融機関、内訳部門として「専属金融機関」に分類する。</u></p>	<p>・本社と持株会社の明示的な区別は行わず、持株会社については、子会社グループの主たる活動が集中している制度部門に割り当てる。よって、支配する会社グループの主たる活動が金融である場合のみ、金融機関に分類する。</p>



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・持株会社のうち、子会社の資産を保有するが管理活動は行わないものを SNA 上の持株会社と位置付け、金融機関（専属金融機関）に分類する。管理活動を行っている持株会社については、勧告 B07（本社）に従い、制度部門分類を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・我が国の純粋持株会社の大半は子会社の管理機能を有している（※）。こうした純粋持株会社については、その子会社の主たる活動に応じて非金融法人企業または金融機関に分類している。

※純粋持株会社 184 社を対象に事業内容を確認したところ、そのうち確認ができた 166 社の全てが、「子会社の管理」を事業内容に挙げていた。

- ・このため、現行 JSNA の推計においては、日本標準産業分類（JSIC）準拠の一次統計（純粋持株会社をサービス業に分類）を用いている場合、財務データを用いて金融持株会社分を金融機関に含めること等の処理を行っている。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・上記 2. から、我が国の純粋持株会社は、2008SNA マニュアル上の「持株会社」ではなく「本社」と位置付けられるものであり、これらは子会社が主として属する制度部門に分類していることから、現行 JSNA でも既に対応済と整理できる²。
- ・なお、我が国の純粋持株会社のうち金融機関に分類されるものについては、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」（以下、「資金循環統計」という。）と同様（下記 4. 参照）、内訳部門分類としては、子会社が主として属する部門（現行の取扱）から「非仲介型金融機関」³に変更する方向で検討（勧告 B07 の項参照）。

¹ ここで言う「持株会社」は他に事業活動を行っていない「純粋持株会社」であり、他に事業活動を行っている「事業持株会社」は、当該他の事業のうちの主たる活動が属する制度部門に分類される。

² 2008SNA 勧告における持株会社（B06）と本社（B07）の関係、JSNA の制度部門分類に係る現行の取扱と次回基準改定に向けた案等については参考を参照。

³ 2008SNA では「金融補助機関」と呼称（以下同じ。B07、B10 も同様）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」においては、我が国の純粋持株会社については、その子会社が主として属する制度部門に応じて、非金融法人企業部門または金融機関部門に分類している。2016年を目途とする同統計の改定においても、これらについては、子会社が主として属する制度部門に分類し、このうち金融機関に分類されるもの（金融持株会社）については、金融機関の内訳部門分類として「非仲介型金融機関」に分類する方向で検討中⁴。

<諸外国の対応状況>

- ・オーストラリア

本勧告には対応していない。具体的には、グループ企業の株式の過半数を所有することのみを行う持株会社は、独立した制度単位とみなさず、最も大きな子会社の分類に従う。

なお、グループ企業の株式の過半数を所有するとともに、グループを指揮する持株会社は、独立した制度単位とみなし、子会社が主として属する制度部門に分類される（B07の項参照）。

⁴ 日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成26年6月6日）

参考 2008SNA における「持株会社」と「本社」の関係等

		【B06】金融部門に割り当てられる持株会社	【B07】主たる子会社が属する制度部門に割り当てられる本社
2008SNAマニュアルでの定義			
	子会社の資産の保有	○	○
	子会社の管理活動	×	○
2008SNAマニュアルでの制度部門の扱い			
	制度部門分類	全て金融機関	主たる子会社が属する制度部門 (非金融法人企業／金融機関)
	金融機関に分類される場合の内訳部門分類	専属金融機関	金融補助機関
JSNAにおける制度部門の扱い			
現行	制度部門	N/A (我が国の純粋持株会社は、2008SNAの「持株会社」ではなく「本社」と位置付けられ、扱いは【B07】と同じ。)	主たる子会社と同じ部門 (非金融法人企業／金融機関)
	金融機関に分類される場合の内訳部門		主たる子会社の属する各内訳部門 (預金取扱機関 等)
次回基準改定(案)	制度部門		主たる子会社と同じ部門 (非金融法人企業／金融機関)
	金融機関に分類される場合の内訳部門		非仲介型金融機関

【B07】子会社が主として属する制度部門に割り当てられる本社

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要 ¹	1993SNA における取扱いの概要
<p>・会社の他の単位に対する監督・管理を行い、戦略的・組織的な計画や意思決定の役割を担い、運営上の支配権の行使・日々の業務の管理を行う「本社」²（国際標準産業分類第4版(ISIC Rev.4)の7010）は、子会社の産出の形態に応じて非金融または金融のサービスを提供していると捉え、</p> <p>① <u>子会社が主として非金融法人企業に属する場合、非金融法人企業に分類</u></p> <p>② <u>子会社が主として金融機関に属する場合、金融機関（内訳部門は金融補助機関）に分類</u></p>	<p>・本社の制度部門上の取扱いに対する明確な指針はなかった。</p>



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none">・明確化された指針に基づき、本社を、その子会社が主に属する制度部門（非金融法人企業または金融機関）に分類する。・なお、金融機関部門の内訳部門としては、金融補助機関に分類する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none">・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・制度単位として位置付けられ、管理機能を有する本社³については、その子会社が主として属する制度部門に分類している。具体的には、子会社が主として非金融法人企業部門に属していれば本社も非金融法人企業部門に分類し、子会社が主として金融機関部門に属していれば本社も金融機関部門（内訳部門についても子会社の主たる活動に応じて決定）に分類している。（B06 の項参照）

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・上記2のとおり、現行 JSNA において、本社は、その子会社が主として属する制度部門に分類しているという点で、本勧告に対応済と整理できる。
- ・このうち、金融機関部門に分類される本社については、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）と同様（下記4. 参照）、内訳部門分類

¹ 本勧告は「制度単位と制度部門」に関する勧告であり、制度単位とみなすことができない「本社」（独立した勘定を作成できない本社事業所等）については対象外である。

² ここで言う「本社」は管理活動以外の事業活動を行っていない「純粹持株会社」であり、他の事業活動を主にしている「事業持株会社」は、当該他の事業のうちの主たる活動が属する制度部門に分類される。

³ 我が国の場合、純粹持株会社の大半は子会社の管理機能を持つため、2008SNA の「本社」と整理する（勧告 B06 の項を参照）。

としては、子会社が主として属する部門（現行の取扱）から「非仲介型金融機関」⁴に振り替える方向で検討。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」においては、管理機能を有する本社について、その子会社が主として属する制度部門に応じて、非金融法人企業部門または金融機関部門に分類している。2016年を目途とする同統計の改定においても、これら本社については、子会社が主として属する制度部門に分類し、このうち金融機関に分類されるもの（金融持株会社）については、金融機関の内訳部門分類として非仲介型金融機関に分類する方向で検討中⁵。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
本勧告に対応している。具体的には、グループ企業の株式の過半数を所有するとともに、グループを指揮する持株会社（2008SNA でいう本社に該当）は、独立した制度単位とみなし、子会社が主として属する制度部門に分類される。
なお、グループ企業の株式の過半数を所有することのみを行う持株会社（2008SNA でいう持株会社に該当）は、独立した制度単位とみなさず、最も大きな子会社の分類に従うこととしている（B06の項参照）。

⁴ 2008SNA では「金融補助機関」と呼称。

⁵ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成 26 年 6 月 6 日）より。

【B08】非営利団体に係る内訳部門の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">2008SNA では、1993SNA と同様に、非営利団体（NPI）¹をその動機、税制上の位置付け、雇用者の類型、活動内容にかかわらず、様々な制度部門に割り当てる。 ※2008SNA マニュアルで想定されているNPIの類型については、参考1を参照。必要に応じてNPIの全活動をまとめた補足表を別途作成できるよう、法人企業部門や政府部門の中のNPIを内訳部門として認識することを勧告する²。	<ul style="list-style-type: none">非営利団体については、左記と同様、様々な制度部門に割り当てられる。内訳部門及び補足表の作成については勧告されていない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 法人企業部門及び一般政府部門に位置付けられる非営利団体を別個に認識し、対家計民間非営利団体と合わせた全ての非営利団体の活動を要約した補足表を新たに作成する。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 2008SNA マニュアルにおける非営利団体の範囲等と現行 JSNA における非営利団体との関係については参考1を参照。
- 非営利団体について、国連の「国民経済計算体系における非営利団体に関するハンドブック（以下「ハンドブック」という。）」（Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts）（2003年）³に基づき、「非営利サテライト勘定」（平成12年基準に基づく2004年度分）を作成している。ここではNPIの範囲⁴を、対企業非営利団体（日本経済団体連合会、商工会議所等）、これ以外の産業に含まれる非営利団体（医療法人等）、対家計民間非営利団体（私立学校、宗教団体等）とし、一般政府に分類されるNPIについては、ハンドブックに基づき対象範囲から除外している。

3. 検討の方向性

¹ 2008SNA マニュアルにおける非営利団体（NPIs）は、「それを設立、支配、資金供給する単位が、それを所得、利益またはその他の金融的利益の源泉とすることを許されないようなステータスで、財・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体」（4.83）と位置付けられている。

² 2008SNA マニュアルの中では、本体系においては、法人企業部門と政府部門の中のNPIを内訳部門として認識するとしている一方、非営利サテライト勘定においては政府部門のNPIについては対象から除外すると記述されている。

³ 非営利ハンドブック（パラ2.11）では、非営利団体の作業上の定義として、以下の5つの構成要素を持つ組織としている。具体的には、①組織であること（Organizations）、②営利を目的とせず利益を分配しないこと（Non-profit distributing）、③制度的に政府から独立していること（Private）、④自己統治的であること（Self-government）、⑤非強制的であること（Voluntary）。

⁴ 事業協同組合及び生活協同組合については、各種組合法により設立される法人が該当すると考えられるが、これらは組合員に対して剰余金等の分配が行われうる制度となっており、非営利サテライト勘定の集計対象外としている。（季刊国民経済計算 No.135 p.14（2008年））

・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・ NPI の活動を集約した補足表の作成という勧告に対しては、JSNA 本体系の年次推計ではなく、次回基準改定後できるだけ早期に、法人企業部門に属する NPI（対企業非営利団体やその他の市場生産 NPI（医療法人等）⁵）、対家計民間非営利団体を包含した「非営利サテライト勘定」を作成することで対応することを検討（表章のイメージについては参考 2 を参照）。
- ・ その際、一般政府部門に分類される NPI についても、非営利サテライト勘定において対応することを検討する⁶。

4. その他の留意事項

<諸外国の導入状況>

- ・ オーストラリア
本体系でなく非営利サテライト勘定として不定期に公表している。

⁵ 2008SNA マニュアルでは、法人企業部門に属する NPI について、さらに対企業非営利団体とその他の市場生産 NPI に分けて内訳を表章することは求めている。

⁶ 脚注 2 のとおり、2008SNA マニュアルの中では、本体系においては、法人企業部門と政府部門の中の NPI を内訳部門として認識するとしている一方、非営利サテライト勘定においては政府部門の NPI については対象から除外するとされているため、我が国の非営利サテライト勘定においては、一般政府に属する NPI を含めて推計することを検討する。

2008SNAマニュアルにおける非営利団体の範囲等と現行JSNAにおける非営利団体との関係

(参考1)

2008SNAマニュアルの概要

非営利団体 (NPIs)			
NPIの定義⇒	それを設立、支配、資金供給する単位が、これを所得、利益等の源泉とすることを許容しないようなステータスで、財・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体 (利益配分が認められていない機関)		
市場か非市場か⇒	市場生産者 経済的に意味のある価格で供給	非市場生産者 ゼロまたは経済的に意味のない価格で供給	
NPIとしての類型⇒	対企業市場非営利団体	左記以外の 市場非営利団体	対家計民間非営利団体 (政府に支配されない) 政府支配の非営利団体 (※)
制度単位としての帰属先⇒	非金融法人企業等		対家計民間非営利団体 一般政府

(※) 2008SNAマニュアルでは、本体系においては、法人企業部門に加え、政府部門の中のNPIを内訳部門として認識するとしている一方、非営利サテライト勘定においては政府部門のNPIについては対象から除外するとされている。

JSNA/産業連関表における位置づけ

	産業		産業以外	
	法人企業部門に属するNPI 対企業非営利団体	その他産業に含まれるNPI	対家計民間非営利団体	一般政府部門に属するNPI
JSNA に対応する機関等⇒	日本経済団体連合会、 商工会議所等 (※※)	医療法人、大学病院、 社会福祉法人等	私立学校(除く病院)、 宗教団体、政治団体、 労働団体等	例として、独立行政法人の一部 (一般政府に格付けされるもの)、 国立大学法人(除く病院)

(※※)「平成17年産業連関表」では、対企業民間非営利サービス生産者に事業協同組合や生活協同組合の一部を含めている(「平成23年産業連関表」でも同様の扱いとなる)。しかし、次回基準改定後のJSNAでは、これらを非営利団体には含めない。
なお、非営利サテライト勘定(平成12年基準2004年版)では、事業協同組合や生活協同組合は範囲に含めていない。次回基準改定後に作成する非営利サテライト勘定でも同様とする。

JSNAにおいて、2008SNAマニュアルを踏まえ、「非営利団体サテライト勘定」を作成する際に含まれる範囲。

*同サテライト勘定におけるNPIの内訳表章としては、法人企業部門に属するNPI、一般政府部門に属するNPI、対家計民間非営利団体の3つを検討(参考2参照)。

取引とバランス項目	非営利団体計	法人企業部門に 属するNPI	対家計民間 非営利団体	一般政府部門に 属するNPI
1 生産勘定 産出 中間投入 付加価値				
2 所得の発生勘定 付加価値 雇用者報酬 生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 営業余剰・混合所得				
3 第1次所得の配分勘定 営業余剰・混合所得 雇用者報酬 生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 財産所得 第1次所得バランス				
4 所得の第二次配分勘定 第1次所得バランス 所得・富等に課される経常税 社会負担 現物社会移転以外の社会給付 その他の経常移転 可処分所得				
5 現物所得の再配分勘定 可処分所得 現物社会移転 調整可処分所得				
6(1) 可処分所得の使用勘定 可処分所得 最終消費支出 年金準備基金年金準備金の変動 貯蓄				
6(2) 調整可処分所得の使用勘定 調整可処分所得 現実最終消費 年金基金年金準備金の変動 貯蓄				
7 資本勘定 貯蓄 総固定資本形成 (控除) 固定資本減耗 在庫品増加 土地の購入(純) 資本移転(受取) (控除) 資本移転(支払) 純貸出(+)/純借入(-) 貯蓄・資本移転による正味資産の変動				
8(1) 期首貸借対照表 非金融資産 金融資産/負債 正味資産				
8(2) 貸借対照表における変動 非金融資産 金融資産・負債 正味資産				
8(3) 期末貸借対照表 非金融資産 金融資産・負債 正味資産				

注 「取引とバランス項目」は、1993SNAマニュアルに従ったものあり、今後、2008SNA勧告各項目への対応と併せて検討。

【B09】金融サービスの定義の拡大

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・金融仲介活動以外の金融サービスの増加、特に金融リスク管理及び流動性転換が確実に把握されるように、<u>金融サービスを明確に定義</u>する。金融サービスには、モニタリング、種々の利便性の提供、流動性供給、リスクの引受、アンダーライティング、トレーディング等が含まれる。また、<u>外国為替取引等に係るマージン等暗黙的手数料¹</u>についても金融サービスを含む。</p>	<p>(金融サービスについて、金融リスク管理や流動性転換等を明示的に含むような定義はなされていない。)</p>

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに明確化された金融サービスの定義に基づき、金融サービスの産出、金融サービスへの支出を記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（新たに計測される金融サービス産出が最終需要される場合）
- ・家計貯蓄率の低下要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、各金融機関の財務諸表等より、銀行については「役務取引等収益」、証券会社については「受入手数料」を把握し、金融業の受取手数料の産出額として積み上げていく。
- ・暗黙的手数料については、金融サービスの産出として捉えていない。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA において、捕捉可能な各種の手数料収入は、金融業の産出額として捕捉しており、対応済と整理できる。
- ・一方、「暗黙的手数料」については、基礎統計の制約から対応は困難である。
－ただし、「国際収支統計（BPM6 ベース）（財務省・日本銀行）」（以下、「国際収支統計（BPM6 ベース）」という。）では、新たにディーラーマージン²の輸出入が捕捉されており、これを含む金融サービスの輸出入を取り込むことを通じて、一部、ディーラーマージンが反映されることになる。

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、暗黙的手数料の例として、「手数料は、金融資産を購入する人に、同じ資産を売った人が受け取るよりも高い代金を課す方法で間接的に課すことができる。たとえば、外国為替ディーラーは、一般的にそれぞれ異なるレートで売買する。つまり、そのようなレートと中間点の差は、顧客が支払ったサービス料である。」と記述されている（パラ 17.230）。

² ディーラーマージンとは、金融商品取引に係るサービス手数料のうち、売買スプレッドを通じて間接的に徴収される取引手数料のことであり、「国際収支統計（BPM6 ベース）」では債券売買額に当該商品の平均的な売買スプレッドを乗じることによって推計が行われている。なお、推計・計上が行われているのは 2014 年 1 月分以降。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 23 年産業連関表」では、金融部門の受取手数料について、「役務取引等収益」など、明示的に捕捉可能な手数料を集計している。
- ・「国際収支統計（BPM6 ベース）」では、ディーラーマージンを推計して「金融サービス」に計上している。

【B10】 金融機関の内訳部門を改定し、金融サービス・市場・商品の発展を反映

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・IMF や ECB (欧州中央銀行) 等の他の通貨・金融統計との更なる整合性や柔軟性向上のため、<u>金融機関を以下の9つの内訳部門に分類</u>。</p> <p>① 中央銀行 ←</p> <p>② 中央銀行以外の預金取扱機関 ←</p> <p>③ MMF ←</p> <p>④ 非 MMF 投資信託 ←</p> <p>⑤ 保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関 ←</p> <p>⑥ 金融補助機関 ←</p> <p>⑦ 専属金融機関と貸金業 ←</p> <p>⑧ 保険会社 ←</p> <p>⑨ 年金基金 ←</p> <p>(各部門分類の定義、1993SNA 分類との対応関係は参考1参照¹⁾)</p>	<p>・金融機関については、以下の5つの内訳部門に分類。</p> <p>① 中央銀行</p> <p>② その他の預金取扱機関 (預金通貨機関、その他)</p> <p>③ 保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関</p> <p>④ 金融補助機関</p> <p>⑤ 保険会社・年金基金</p>

<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに示された分類に基づき、金融機関の内訳部門を設定する。 ・具体的には、MMF、非 MMF 投資信託、専属金融機関と貸金業について、1993SNA の「保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関」から独立して、それぞれの内訳部門に位置付け、保険会社と年金基金を別個の内訳部門として分割等の変更を行う。 <p>② 主要計数への影響 (概念上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
--

2. 現行 JSNA での取り扱い

・現行 JSNA における詳細な金融関連表 (金融資産・負債の変動 (現行の国民経済計算年報フロー編付表 25) 及び金融資産・負債の残高 (同ストック編付表 7)。以下同じ) においては、まず「中央銀行」、「民間金融機関」、「公的金融機関」に分類している。このうち「民間金融機関」については、「預金取扱機関」、「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」、「非仲介型金融機関」(1993SNA の金融補助機関)、「保険・年金基金」に分類し、さらに細分類で表章している (参考 2 参照)。一方、中央銀行を除く公的金融機関については、「預金取扱機関」や「非仲介型金融機関」に含まれる機関数が少ないことから、こうした分類ではなく、「保険・年金基金を除く金融仲介機関」(さらにその内訳としての「融資特別会計」、「政府金融機関等」)、「保険・年金基金」という分類で表章している。

¹ 2008SNA と 1993SNA の内訳部門分類の対応関係については、表中で矢印で示したほか、厳密には参考 1 で示したように、1993SNA の②③⑤に分類されていた金融持株会社については、2008SNA では、子会社の管理を行うもの (B07 の項参照) は⑥「金融補助機関」に、子会社の管理を行わないもの (B06 の項参照) は⑦「専属金融機関と貸金業」に分類される。

3. 検討の方向性

・次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

・2008SNA の勧告を踏まえ、基礎統計である資金循環統計と整合的に、金融機関の内訳部門を改定し、詳細な金融関連表に表章する。主な改定内容は、以下を予定。

(1) 内訳部門は以下の9部門とする（括弧内は現行 JSNA における内訳部門。9部門の詳細は参考1参照）。2008SNA で勧告された名称との違いに関しては、脚注を参照。

- ① 中央銀行
- ② 預金取扱機関²
- ③ マネー・マーケット・ファンド³（「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」の一部）
- ④ その他の投資信託（保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関の一部）
- ⑤ その他の金融仲介機関³（「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」の一部）
- ⑥ 公的専属金融機関（保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関の一部）
- ⑦ 非仲介型金融機関⁴
- ⑧ 保険⁵（「保険・年金基金」の一部）
- ⑨ 年金基金（「保険・年金基金」の一部）

(2) 現行 JSNA では「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」に含まれていたもののうち、新設された3部門（③④⑥）の取扱いについては以下のとおり。

③ マネー・マーケット・ファンド⁶

公社債投信（運用対象に株式を含まず、債券や短期金融市場商品を主要な運用対象とする投資信託）のうち短期金融市場商品を主な運用対象とするものからなる。

④ その他の投資信託⁷

公社債投信のうち③に該当するもの以外と株式投信（運用対象に株式を含むことが可能な投資信託）からなる。なお、J-REIT（不動産投資法人）については、基礎統計である資金循環統計と同様、不動産賃貸サービスを主業であるとみなし、現行と同様に民間非金融法人企業に計上することとする⁸。

⑥ 公的専属金融機関⁹

政府金融機関のうち運用または調達のいずれかにおいて、一般政府や公的企業の特定グループのみとほとんどの取引を行うものからなる。なお、民間の専属金融機関については、基礎データの制約から把握が困難であることから、同部門には公的金融

² 勧告された部門名（中央銀行以外の預金取扱機関）と異なるが、概念上の変更はないことから現行 JSNA の部門名を継続使用する。

³ 金融機関のうち非仲介型金融機関以外は全て金融仲介機関である。このため、「保険会社・年金基金を除く」は不要と考え、「その他の金融仲介機関」とする。

⁴ 2008SNA 及び 1993SNA では「金融補助機関」であるが、現行 JSNA の部門名「非仲介型金融機関」を継続する。

⁵ 2008SNA では「保険会社」であるが、我が国では会社ではない特別会計等もこの部門に含まれるため、JSNA では、「保険」とする。

⁶ 2008SNA では、「MMF」という部門名であるが、我が国で用いられている MMF（マネー・マネジメント・ファンド）との混同を避けるため、JSNA では「マネー・マーケット・ファンド」とする。

⁷ 脚注6にある理由から、2008SNA の「非 MMF 投資信託」ではなく、JSNA では「その他の投資信託」とする。

⁸ なお、「J-REIT(不動産投資信託)」は、金融資産・負債としては「投資信託受益証券」に含まれ、この扱いは現行 JSNA 及び資金循環統計（現行及び2016年を目途とする2008SNA 対応後）と同様。

⁹ 2008SNA では、「専属金融機関と貸金業 (captive financial institutions and moneylenders)」という分類名であるが、我が国の貸金業（消費者ローン、商工ローン等）は、⑤「その他の金融仲介機関」に含まれること、また2008SNA で想定しているような moneylender（参考1を参照）は、我が国の基礎統計では金融機関として捕捉できないこと、また、上述のとおり公的金融機関のみ捕捉可能なことから JSNA では「公的専属金融機関」とする。

融機関のみを含める¹⁰。具体的な例は、参考4参照。

- (3) 金融持株会社は、現行 JSNA ではその子会社が主として属する内訳部門に分類しているが、これを⑦非仲介型金融機関に移管する方向で検討（B07の項を参照）。
- (4) 定型保証機関（全国信用保証協会等）は、現行 JSNA では「非仲介型金融機関」に分類しているが、これを⑧保険に移管する方向で検討（E04の項を参照）。

- ・なお、詳細な金融関連表においては、各内訳部門について、さらに詳細な部門分割を行うことを想定している（参考3を参照）¹¹。公的金融機関については、各内訳部門に含まれる機関数が必ずしも十分多くないことから、秘匿性との関係で、表章可能な部門のみ金融機関の内訳の表に表章する予定（現時点の案は参考3のとおり。各部門に属する公的金融機関については参考4参照）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、2016年を目途とする同統計の改定において、基本的に2008SNA対応後のJSNAと整合的な内訳部門に分類する予定¹²。

<諸外国における対応状況>

諸外国の金融機関の内訳部門分類は以下のとおり。

- ・オーストラリア
 - ①通貨当局、②銀行、③その他の預金取扱機関、④年金基金、⑤生命保険、⑥非生命保険、⑦MMF、⑧非MMF、⑨中央借入当局（central borrowing authority）、⑩証券、⑪その他の金融機関（このうち、中央借入当局は政府の資金調達のために設立される専属金融機関に当たる）
- ・カナダ
 - ①通貨当局、②預金取扱機関（Chartered banks, Quasi-banks）、③保険・年金基金（Life insurance business, Segregated funds of life insurance companies, Trusteed pension plans, Property and casualty insurance companies）、④その他の民間金融機関（Money market funds, Other mutual funds, Sales finance and consumer loan companies, Issuers of asset-backed securities, Other private financial institutions）、⑤政府系金融機関（Financial government business enterprises）
- ・米国
 - ①通貨当局、②民間預金取扱機関（ここには、U.S.-chartered institutions, Foreign banking offices in U.S., Banks in U.S.-affiliated areas, Credit unionsを含む）、③損害保険会社、④生命保険会社、⑤私的および公的年金基金（ここには、Private pension funds, State and Local Government Employee Retirement Funds, Federal Government Employee Retirement Fundsを含む）、⑥MMF（Money Market Mutual Funds）、⑦ミーチュアルファンド（Mutual Funds）、⑧ユニット型投資信託及びETF（Closed-End and Exchange-Traded Funds）、⑨政府出資会社（Government Sponsored Enterprises）、⑩政府機関や政府出資機関の発行するモーゲージ・プール（Agency- and GSE-Backed Mortgage Pools）、⑪ABS発行機関（Issuers of Asset-Backed Securities）、⑫金融会社（Finance Companies）、REIT（Real Estate Investment Trusts）、⑬ディーラー・ブローカ

¹⁰ また、B06の項のとおり、2008SNA マニュアル上の純粋持株会社（子会社の管理を行わないもの）は我が国には存在が認められない。また、証券化以外の流動化に係わるSPCや貸出を主に行う質屋などは、基礎データの制約から計上を見送る。

¹¹ 参考3で示したものよりも詳細な分類が、過去期間も含めて可能かどうかは、基礎統計である「資金循環統計」の利用可能性に依存する。このため、現時点では、参考3の詳細分類を基本とし、今後、基礎統計の遡及等によりデータ制約が解消された場合は、より細かい分類での表章を検討する。

¹² 日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成26年6月6日）

一 (Security Brokers and Dealers)、⑭持株会社 (Holding Companies)、15 基金積立会社 (Funding Corporations)

参考 1 2008SNA における金融機関内訳部門の定義と我が国の例

2008SNA で設定されている部門名および定義、1993SNA からの変更点、わが国の例を記載する。新規に設定された 3 部門 (MMF、非 MMF、専属金融機関と貸金業) については、JSNA 定義・方針 (案) も記載した。

部門名	中央銀行
定義	<p>中央銀行は、金融システムの重要な諸局面を支配する国の金融機関である。一般的に、以下のような金融仲介機関はこの内訳部門に分類する。</p> <p>a. <u>国の中央銀行</u>。中央銀行システムの一部となるものを含む。</p> <p>b. 外貨準備で 100%裏付けされている自国通貨を発行するカレンシー・ボードまたは独立の通貨当局。</p> <p>c. 根本的に公的起源を有する中央貨幣機関 (たとえば、外貨を管理したり、または紙幣や硬貨を発行したりする) で、完全な一式の勘定は保持するが中央政府の一部に分類されないもの。分離した制度単位である監督官庁は、中央銀行に含まれず金融補助機関に分類する。</p> <p>中央銀行は、それが、別個の制度単位である限り、常に金融機関部門に分類する。それが主に非市場生産者であるとしても、その取り扱いに変更はない。</p> <p>(パラ 4.104)</p>
1993SNA からの変更点	1993SNA から変更なし
我が国の例	日本銀行

部門名	中央銀行以外の預金取扱機関
定義	<p>中央銀行以外の預金取扱機関は、その主活動として金融仲介を行う。この目的のために、預金または預金の密接な代替物である金融手段 (短期預金証書など) のかたちをとる負債を保有する。一般的に、預金受入金融機関の負債は、広義の貨幣の測度に含まれる。(パラ 4.105)</p>
1993SNA からの変更点	1993SNA から大きな変更なし (1993SNA では金融持株会社の一部は、本部門に位置付けられるものがあつたが、子会社の管理活動を行っているかどうかで金融補助機関または専属金融機関と貸金業に移管)
我が国の例	国内銀行 (信託銀行の銀行勘定含む)、中小企業金融機関等、農林水産金融機関、ゆうちょ銀行、在日外銀、合同運用信託

部門名	MMF
定義	<p>投資家に持分やユニットを発行して資金を調達する合同運用スキームで、調達資金は主にマネーマーケット (※いわゆる短期金融市場) の種々の金融商品、MMF の株式、残余期間 1 年以下の譲渡可能な債務証券等で運用される。MMF は、その投資する金融商品の性質から預金の密接な代替物とみなされる。(パラ 4.107)</p>
1993SNA からの変更点	新設 保険会社・年金基金を除くその他金融仲介機関より分離
我が国の例	マネー・マネージメント・ファンド、マネー・リザーブ・ファンドなど公社債投信のうち短期金融市場商品を主要な運用対象とするもの。

部門名	非 MMF 投資信託
定義	非 MMF 投資信託とは、投資家に株やユニットを発行して資金を調達する合同運用スキームである。調達した資金の圧倒的多くは、短期資産以外の金融資産と非金融資産（通常は不動産）に投資される。一般的に、投資信託持分は預金の密接な代替物ではない。また、小切手または第三者直接支払いによって譲渡可能ではない。（パラ 4.108）
1993SNA からの変更点	新設 保険会社・年金基金を除くその他金融仲介機関より分離
我が国の例	中期国債ファンドや長期公社債投信など公社債投信のうち MMF（マネー・マーケット・ファンド）に該当するもの以外、株式投資信託、ファンド・オブ・ファンズ など

部門名	保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関
定義	保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関は、金融資産を取得するという目的のために、現金、預金、または預金の密接な代替物以外の形式で、自己勘定で負債を発行し、市場で金融取引に携わることによって、金融サービスを提供する。公開市場で貸借対照表の両側の取引を行うことは、金融仲介機関の特徴である。（パラ 4.109）
1993SNA からの変更点	「MMF」、「非 MMF 投資信託」、「金融補助機関」及び「専属金融機関と貸金業」に移管されるものを除き、1993SNA から大きな変更なし。
我が国の例	証券会社 ¹³ 、貸金業法上の貸金業者、ファイナンス・リース会社、証券化を目的とする SPC、ベンチャー・キャピタル など

部門名	金融補助機関
定義	金融補助機関は、次のような金融機関から構成される。すなわち、主に金融資産および負債の取引に関連する活動に携わる金融機関、こうした取引に対する規制環境を提供する金融機関である。ただし、 <u>取引した金融資産と負債の所有権を取るような補助機関を含まない</u> ¹⁴ 。（パラ 4.111）
1993SNA からの変更点	1993SNA では本分類に含まれていた定型保証機関を保険会社へ移管。各分類に位置付けられていた金融持株会社（子会社の管理を行う場合）を本分類に移管。
我が国の例	証券取引所、外為ブローカー、預金保険機構、子会社の管理を行う金融持株会社（例えば、〇〇フィナンシャルグループなど） など

部門名	専属金融機関と貸金業
定義	専属金融機関と貸金業は、金融サービスを提供する制度単位であるが、資産または負債のいずれかのほとんどが公開金融市場で取引されないものを指す。ここに含まれるのは、限られた単位のグループ（子会社など）内でのみ取引をする実体、または、同一の持株会社の子会社内で取引をする実体、または、ひとつのスポンサーが提供する実体である。（パラ 4.113-114） 但し、専属保険会社は、「保険会社」に含まれる。（パラ 4.115）
1993SNA からの変更点	新設 保険会社・年金基金を除くその他金融仲介機関より分離。1993SNA では各分類に位置付けられていた金融持株会社（子会社の資産を保有するのみで管理活動を行わない場合）は、本分類に移管。

¹³ 証券会社においてはディーリング業務の比率が高いことから、本部門に計上。

¹⁴ 取引した金融資産と負債の経済的所有権を保有するような機関は、リスクを負っていることから「保険会社・年金基金を除く金融仲介機関」に含まれる。

我が国の例 ¹⁵	地方公共団体金融機構、日本高速道路保有・債務返済機構など公的金融機関で金融仲介を行うもののうち、運用または調達のいずれかにおいて一般政府や公的企業の特定グループのみとほとんどの取引を行うもの
---------------------	---

部門名	保険会社
定義	保険会社は、その主要な機能が生命、事故、疾病、火災その他様々の保険を個別制度単位やそのグループに供給することである、法人、相互会社その他の実体、またはその他の保険会社に対して再保険サービスを同様の提供する実体である。専属保険、つまり、その所有者のみにサービスを提供する保険会社も含まれる。 <u>預金保険業者、預金保証業者</u> ¹⁶ 、その他標準的保証の発行者で、別個の実体であり、保険料を請求して準備金を保有することなど、保険業者と類似の活動をする場合は、保険会社に分類される。(パラ 4.115)
1993SNAからの変更点	年金基金と分割 定型保証機関は金融補助機関から移管。このほか 1993SNA では金融持株会社の一部は、本分類に位置付けられるものがあつたが、子会社の管理活動を行っているかどうかで金融補助機関または専属金融機関と貸金業に移管
我が国の例	生命保険会社、損害保険会社、再保険会社、定型保証機関（課題 E04）、共済保険、かんぽ生命、地震再保険特別会計 など

部門名	年金基金
定義	年金負債は、雇主または政府が、退職後の所得を提供する社会保険制度に加入するよう家計のメンバーに対して義務付けたり、勧めたりすることにより生じる。社会保険制度は、雇主または政府によって組織され、また被用者に代わって保険会社によって組織化されることがある。あるいは、年金の支払と配分に使用する資産の保有と管理を行うための別個の制度単位が設立されることもある。年金基金内訳部門に格付けされるのは、この最後のタイプの、それを創設した単位とは別個の制度単位であるような社会保険年金基金だけである。(パラ 4.116)
1993SNAからの変更点	保険会社と分割 1993SNA から大きな変更なし
我が国の例	確定拠出型企業年金基金、確定給付型企業年金基金、厚生年金基金、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定） など

¹⁵ 運用面（貸出や出資）において特定グループのみと取引を行うものとして、地方公共団体金融機構や日本高速道路保有・債務返済機構などが該当する。また、調達面については、民間からの調達（財投機関債や政府保証債等の国の信用に依拠した調達の場合も含む）が全くなく、財政投融资特別会計を含む国からの借入や出資のみを原資として貸出を行う金融機関を含める。

¹⁶ ここでいう預金保険や保証は小口のもの。預金保険機構は銀行等が加盟する大口の保証であることから、個別保証とみなせる。また、同機構には数年前まで責任準備金がなく、保険業者と同様の活動をしているとはみなせなかった。

参考2 金融機関の内訳部門の比較（現行 JSNA と 1993SNA）

現行 JSNA における内訳部門	1993SNA の内訳部門
中央銀行	中央銀行
預金取扱機関	その他の預金取扱機関
国内銀行	
中小企業金融機関等	
農林水産金融機関	
在日外銀	
合同運用信託	
保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関
公社債投信	
株式投信	
ファイナンス会社	
債券流動化にかかる特別目的会社・信託	
ディーラー・ブローカー	
非仲介型金融機関	金融補助機関
保険・年金基金	保険会社・年金基金
保険	
生命保険	
非生命保険	
共済保険	
年金基金	
企業年金	
その他年金	

(※) 現行 JSNA では、中央銀行を除く公的金融機関については、「預金取扱機関」や「非仲介型金融機関」に含まれる機関数が少ないことから、こうした分類ではなく、「保険会社・年金基金を除く金融仲介機関」（さらに、内訳として「融資特別会計」と「政府金融機関等」と「保険・年金基金」という分類で表章している。

参考3 2008SNA を踏まえた JSNA における金融機関の内訳部門分類案

2008SNA を踏まえた次回基準改定における JSNA の内訳部門及び詳細分類の案と、現行「資金循環統計」における対応分類を記載。

次回基準 JSNA での内訳部門 [2008SNA における名称]	次回基準 JSNA での詳細分類		現行「資金循環統計」において対応する内容
中央銀行[中央銀行]	中央銀行		中央銀行
預金取扱機関 [中央銀行以外の 預金取扱機関]	銀行等		銀行等 国内銀行 在日外銀 農林水産金融機関 中小企業金融機関等
	合同運用信託		合同運用信託
マネー・マーケット・ファンド [MMF]	マネー・マーケット・ファンド		公社債投信 (うち MMF・MRF)
その他の投資信託 [非 MMF]	その他の投資信託		公社債投信 (MMF・MRF を除く)
		②	株式投信
公的専属金融機関 [専属金融機関と貸金業]	公的専属金融機関		対応分類なし
保険 [保険会社]	生命保険		生命保険
	非生命保険 うち公的非生命保険	③	非生命保険 非生命保険 (民間損害保険会社を除く)
	共済保険	②	共済保険
年金基金 [年金基金]	企業年金		企業年金
	その他年金		その他年金
その他の金融仲介機関 [保険会社・年金基金を除くその他の金融 仲介機関]	融資特別会計		財政融資資金
	政府金融機関等	①	政府系金融機関
	その他の民間金融仲介機関	②	ファイナンス会社 特別目的会社・信託 ディーラー・ブローカー
非仲介型金融機関 [金融補助機関]	非仲介型金融機関 うち金融持株会社	②	非仲介型金融機関

※矢印は、現行の資金循環統計からの主な組替えを示す。具体的には、①非仲介型金融機関に含まれる定型保証機関の非生命保険への移管、②国内銀行、生命保険、非生命保険、ファイナンス会社、ディーラー・ブローカーに含まれる金融持株会社の非仲介型金融機関のうち金融持株会社への移管、③政府系金融機関の一部の公的専属金融機関への移管、の3点がある。

※※なお、次回基準改定後も、現行国民経済計算年報の詳細な金融表（フロー編付表 25 やストック編付表 7）の総括表にある、民間金融機関の合計と公的金融機関の合計については引き続き表章する。

参考4 公的金融機関の分類

内訳部門	公的金融機関としての表章名(案)	該当する機関
中央銀行	中央銀行	日本銀行
預金取扱機関	—	ゆうちょ銀行(*)
公的専属金融機関	公的専属金融機関	地方公共団体金融機構、農林漁業信用基金(農業災害補償関係勘定・漁業災害補償関係勘定)、中小企業基盤整備機構(産業基盤整備勘定・中小企業倒産防止共済勘定・出資承継勘定)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定)、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有債務返済機構
保険	—	(生保)かんぽ生命保険(*)
	うち公的非生命保険	(非生保)地震再保険特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、貿易再保険特別会計、自動車安全特別会計(保障勘定・自動車事故対策勘定)、農林漁業信用基金(農業信用保険勘定・漁業信用保険勘定)、住宅金融支援機構(住宅融資保険勘定)、日本貿易保険 (定型保証)農林漁業信用基金(林業信用保証業務勘定)
年金基金	—	勤労者退職金共済機構、農業者年金基金(特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定)、中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定)
その他の金融仲介機関	融資特別会計	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定、投資勘定)
	政府金融機関等	日本政策金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、国際協力機構(有償資金協力業務)、日本学生支援機構、福祉医療機構、住宅金融支援機構(住宅融資保険以外)、日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)、産業革新機構、地域経済活性化支援機構、農林漁業成長産業化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構
非仲介型金融機関	—	預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、原子力損害賠償支援機構

(*) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構のうち郵便貯金勘定はゆうちょ銀行に、簡易生命保険勘定はかんぽ生命保険に統合する。

(注) 該当する機関には平成24年度国民経済計算確報で推計対象の機関を記載。

中央銀行を含む公的金融機関の合計は、詳細な金融表(ストック・フロー)の総括表に示す。

【C01、D02】研究開発(R&D)の資本化等

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発 (R&D) は、知識ストックを増進させ、知識ストックを活用して新たな応用が生まれるようにするために、体系的に執り行われる創造的作業である。R&D は、付随的な活動ではなく、可能な場合には、それについて別個の事業所が区分されるべきである。 • <u>R&D の産出は、購入されたもの (アウトソースされたもの) であれば市場価格で評価し、自己勘定で行われたものであれば生産費用総額に、生産に使用された固定資本のコストを表す適当なマークアップを加えて評価される。</u> 政府や大学、非営利の研究機関等で行われた R&D は非市場産出であり、使用された資本の収益を除いて、生産費用総額で評価される。 • <u>R&D への支出は、総固定資本形成として扱われる。</u> <u>ただし、当該活動がその所有者に何ら経済的利益をもたらさないことが明らかである場合は中間消費として扱う。</u> • <u>資産分類では「生産資産」の「固定資産」の「知的財産生産物」の内訳「研究・開発」に計上される。</u> • <u>R&D への支出を総固定資本形成に含めることにより、特許実体は資産として表れなくなる。</u> <u>特許契約は、使用ライセンスの一形態で、サービスの支払または、資産の取得に対する支払として扱われる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発 (R&D) は、新しい生産物を発見・開発するために行われる活動であり、既存の生産物の型や質の改善や、新しいあるいはより効率的な生産過程の発見や開発を含む。R&D は、付随的な活動ではなく、可能な場合には、それについて別個の事業所が区分されるべきである。 • 市場生産者が自らのために行う R&D は、原則として、その研究を商業ベースで下請けに出したとすれば支払ったであろう基本価格の推計値によって評価されるべきであるが、実際には生産費用に基づいて評価されるだろう。政府、大学、非営利研究機関等で行われた R&D は非市場生産であり、費用総額によって評価される。 • R&D への支出は総固定資本形成ではなく中間消費として扱う。勘定中には、特許に関する法的権利と関連づけることができる固定資産は存在しない。この結果、特許権の購入・販売を無形非生産資産の純購入として扱う。「特許実体」として記録されるべき資産は、R&D 活動の結果として特許登録された発明、発見あるいは製法であって法的権利そのものではない。慣行上、特許のライセンスに関するロイヤルティー等の支払をサービスに対する支払とみなす。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 1993SNA において中間消費として扱われていた R&D への支出を総固定資本形成として扱う (生産者に対して何ら経済的利益をもたらさないことが明らかな場合を除く。以下、同様)。R&D は、「固定資産」の「知的財産生産物」の内訳「研究・開発」として新たに資産計上される。
- 市場生産者による自己勘定の R&D 産出額の評価は、1993SNA で示されているような生産費用総額に加え、生産に使用した固定資本の収益分をマークアップ (固定資本収益 (純)) として上乗せして計測する。
- 1993SNA において無形非生産資産として記録されていた「特許実体」は、R&D の成果に含まれる扱いになり、「知的財産生産物」の内訳である「研究・開発」に含まれる。また、特許契約において R&D の成果についてライセンスの下で使用が許諾される場合は、ライセンスからライセンサーへの支払は、サービス支払または資産の取得に対する支払として記録される。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ GDP の増加要因（市場生産者による R&D については、中間消費から総固定資本形成に振り替えられることにより、GDP の押し上げ要因となる。また、非市場生産者による R&D については、最終消費支出から総固定資本形成に振り替えられる一方、R&D を新たに固定資産として扱うことにより固定資本減耗が増加することにより、最終消費支出を通じて GDP の押し上げ要因になる）

2. 現行 JSNA での取り扱い

(1) 財貨・サービスの産出と需要

(産出)

- ・ 産業については、研究機関の R&D のみ産出額を計測。具体的には、基準年は「産業連関表」の「自然科学研究機関（産業）」及び「人文科学研究機関（産業）」¹の国内生産額を用い、延長年は「科学技術研究統計（総務省）」（以下「科学技術研究統計」という。）の企業部門のうち「学術研究機関」²の内部使用研究費（人件費、原材料費、有形固定資産減価償却費、リース料、その他の経費の総額）から推計する。

一方、自己勘定で行われた企業内研究開発は、R&D の産出額推計の対象外である³。

- ・ 政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の内部使用研究費相当分は、生産コストの一部として、それぞれ政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の産出額に含まれている。

(需要)

- ・ 産業（研究機関）の R&D 産出額に輸入を加えた総供給は、需要側では中間消費及び輸出に配分。
- ・ 政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の内部使用研究費相当分については、産出先はそれぞれ政府最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出。
- ・ なお、輸出入については、「国際収支統計（BPM6 ベース）（財務省、日本銀行）」（以下、「国際収支統計(BPM6 ベース)」という。）のサービス収支の「研究開発サービス」⁴により把握している⁵。

(2) 経済活動別分類の扱い(表 1 参照)

- ・ 経済活動別分類としては、産業の研究機関から構成される「研究」（産業のサービス業の内訳）のみが R&D を主産物とする別個の経済活動別分類として扱われている。なお、

¹ 「平成 17 産業連関表」の本部門は、日本標準産業分類(平成 14 年改定)の小分類「811 自然科学研究所」、「812 人文・社会科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体、独立行政法人、大学附置研究所等を除く機関を範囲とする。

² 現行の「科学技術研究統計」の産業分類「44 学術・開発研究機関」は、日本標準産業分類（平成 19 年改定）の小分類「711 自然科学研究所」、「712 人文・社会科学研究所」に対応し、「産業連関表」と整合的。

³ 「平成 17 年産業連関表」においては、企業内研究開発を独立した部門として扱い産出額(10.9 兆円)を推計しているが、現行 JSNA では、企業内 R&D を財貨・サービスとして扱わず、内部使用研究費相当分は各産業の生産コストに内包させる扱いとなっている。

⁴ 「国際収支統計（BPM5 ベース）」ではサービス収支の「研究開発費」という項目。なお、BPM5 ベースの国際収支統計では、「資本収支」に計上されていた産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）の売買については 2014 年 1 月以降の BPM6 ベースの同統計では「研究開発サービス」に計上されている（一方、1996～2013 年についての BPM6 ベースの簡易的な組替え値においては、産業財産権の売買分は「研究開発サービス」ではなく「資本移転収支等」（BPM6 ベースの「資本収支」から名称変更）計上されている）。この点、現行 JSNA では、BPM6 ベースの国際収支統計の公表項目を用いて BPM5 ベースに組み戻す処理を行っているが、産業財産権の売買は非公表のため、「資本収支」への組み戻しを行っていない。

⁵ 厳密には、現行の国民経済計算年報フロー編「主要系列表 1 国内総生産(支出側)」では、「国際収支統計」の「研究開発サービス」を計上しているが、フロー編「付表 1 財貨・サービスの供給と需要」では企業内研究開発相当分は輸出入には含まれていない。（「JSNA 内における純輸出計数の整合性向上に向けて」の項を参照。）

平成17年産業連関表では、「企業内研究開発」を生産活動と位置付けず、各産業の生産コスト（中間投入、雇用者報酬、固定資本減耗等）に内包させる扱いとなっている。

(3) 特許権の扱い

- ・特許権の資産（ストック）については、公的部門の保有分は「国有財産統計（財務省）」により把握可能な残高のみを、民間非金融法人企業の保有分については、上場企業分について企業会計基準により貸借対照表に記録される「購入により取得された特許権」の残高のみを、それぞれ参考系列である「無形非生産資産」に含めて表章している。
- ・特許権の売買（特許権等譲渡契約に基づく取引、フロー）については、国内取引は資料の制約により把握できない。海外取引については、「国際収支統計（BPM5 ベース）」の（資本収支）⁶により把握し、「資本移転等」として記録している。
- ・特許に係る使用料（ロイヤルティー）については、(別紙)参照。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方

＜○：2008SNA 勧告に沿って対応する＞

(1) 対象とする R&D の範囲

- ・次回基準改定においては、2008SNA の勧告に沿って、R&D をより広範かつ明示的に捕捉する。R&D の産出額は、全て経済的利益をもたらすものと整理し、資産分類「知的財産生産物」の内訳「研究・開発」として、資本化の対象とする。
- ・その際、JSNA で対象とする R&D の範囲として、「知的財産生産物の資本計測に関するハンドブック⁷(OECD)」を踏まえ、諸外国の事例と同様、「フラスカティ・マニュアル⁸ (OECD)」に準拠した R&D の調査（我が国の場合、科学技術研究統計）の対象範囲と同様とする。具体的には、産業の研究機関に加え、企業内研究開発や、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者に属する研究機関及び大学等の研究開発を対象とする（表1）。
- ・特許権の資産（ストック）については、2008SNA 勧告を踏まえ、R&D の成果として、R&D の資産に体化されたものとして扱う。また、特許権の売買の海外取引については、国際収支統計のサービス収支（研究開発サービス）に内包されていることから、輸入分について資本化の対象となる⁹。
- ・特許に係る使用料（ロイヤルティー）については、(別紙)参照。

⁶ 脚注4参照。

⁷ Handbook on deriving capital measures of Intellectual property products, OECD 2010

⁸ Frascati Manual, Proposed standard practice for surveys on research and experimental development, OECD 2002：研究開発に係る統計調査の標準的マニュアル。

⁹ なお、特許権の売買の国内取引については、資料の制約により引き続き計上しない。

表1 JSNA の 2008SNA 対応案¹⁰における R&D 計測の対象範囲
 (「科学技術研究統計」との比較)

科学技術研究統計(SRD)		R&D産出額の対象範囲		(参考)産業連関表
		JSNAの2008SNA対応案	現行JSNA	
企業	学術・開発研究機関	産業によるR&D	○ 産業・サービス業のうち研究	○ 自然科学研究機関(産業) 人文科学研究機関(産業)
	「学術・開発研究機関」以外の企業内研究開発		× 各産業のコストに含まれる。	○ 企業内研究開発
研究機関	国公営研究機関	政府サービス生産者によるR&D	× 政府サービス生産者等のコストに含まれる。	○ 自然科学研究機関(国公立)★★ 人文科学研究機関(国公立)★★
	独立行政法人等の研究機関			
大学等	国公立大学附置研究所			× 対家計民間非営利サービス生産者によるR&D
	国公立大学			
国公立短期大学	× 「学校教育(国公立)★★」に含まれる。			
研究機関	非営利研究機関	× 対家計民間非営利サービス生産者によるR&D	× 対家計民間非営利サービス生産者等のコストに含まれる。	○ 自然科学研究機関(非営利)★ 人文科学研究機関(非営利)★
大学等	私立大学附置研究所			
	私立短大ほか			× 「学校教育(非営利)★」に含まれる。

(2) 財貨・サービスの産出と需要

(産出)

- ・ R&D の産出額は、対象となる全ての実施主体についてコスト積上げにより計測する。具体的には、知的財産生産物の資本計測に関するハンドブックや諸外国の事例を踏まえ、フラスカティ・マニュアルに準拠した「科学技術研究統計」の内部使用研究費をベースに、一部について国民経済計算概念への組換えを行った上で、以下の式により計測する。

$$\begin{aligned}
 \text{R\&D の産出額} = & \text{(a)中間投入} + \text{(b)雇用者報酬} + \text{(c)固定資本減耗} \\
 & + \text{(d)固定資本収益(純) (産業のみ)} \\
 & + \text{(e)生産に課される税 (控除) 補助金} \quad (1 \text{ 式})
 \end{aligned}$$

¹⁰ 「科学技術研究統計」の分類上は、例えば「独立行政法人等の研究機関」の中に、JSNA 上は政府サービス生産者（一般政府）でなく産業（公的非金融企業）に分類されるものがあるなど、科学技術研究統計と JSNA の分類は必ずしも一対一で対応しないため、「科学技術研究統計」の分類から JSNA の部門分類に準拠した組換えが可能かについて検討する。また、「JSNA の 2008SNA 対応案」は、現行 JSNA の経済活動別分類をベースにしており、変更の可能性も有ることに留意。

表2 コスト積上げによるR&D産出額の構成要素と「科学技術研究統計」の関係

生産コストの項目		対応する「科学技術研究統計」の項目	JSNAの2008SNA対応案
(a)	中間投入	原材料費 リース料 その他の経費	「科学技術研究統計」の左記項目の合計額を使用 ¹¹ 。
(b)	雇用者報酬	人件費	「科学技術研究統計」の人件費を使用。(ただし、大学については、「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」(文部科学省)を用い研究開発分を推計。)
(c)	固定資本減耗	有形固定資産 減価償却費(簿価、企業分のみ)	「科学技術研究統計」の有形固定資産購入費及びソフトウェア購入費 ¹¹ 等から、恒久棚卸法(PIM)により時価の減耗を推計。
(d)	固定資本収益(純)	なし	研究開発を実施している企業の売上高営業利益率を用いて推計 ¹² 。
(e)	生産に課される税	その他の経費の内数	生産に課される税は、「科学技術研究統計」の「その他の経費」に含まれているため、特段処理しない。
	(控除)補助金	外部からの受入研究費のうち内部で使用した研究費の内数	JSNAの産業のうちサービス業「研究」の補助金を使用。
(f) R&Dの産出額 = (a) + (b) + (c) + (d) + (e)			

注:「科学技術研究統計」の内部使用研究費には、研究開発として自己勘定でソフトウェアを開発する費用も含まれている。この自社開発ソフトウェアとR&Dの産出額の重複分の調整は、「知的財産生産物の資本計測に関するハンドブック(OECD)」や諸外国の事例を踏まえ、R&Dの産出額¹³から控除する方向で検討。

(需要)

上記のR&Dの産出から、R&Dの総固定資本形成は、以下の式により計測する。

$$\begin{aligned}
 \text{R\&Dの総固定資本形成} &= (\text{f})\text{R\&Dの産出額} \\
 &+ (\text{g})\text{R\&Dの輸入} - (\text{h})\text{R\&Dの輸出} \\
 &+ (\text{i})\text{国内のR\&Dの純購入額}
 \end{aligned}
 \tag{2式}$$

¹¹ 2014年「科学技術研究統計」(2013年度値)より、「その他の経費」から「ソフトウェア購入費」が独立して把握される。2012年度値以前については、ソフトウェア購入費を別途推計し「その他の経費」から控除することを検討。

¹² 具体的には、「科学技術研究統計」の「研究を行っている」と回答した企業(全産業)全体の売上高営業利益率が固定資本収益率に近似すると整理し、これにR&Dの産出額を乗じて固定資本収益(純)を推計する方向で検討。なお、2014年科学技術研究統計より、営業利益の調査が廃止になる。そこで、「科学技術研究統計」における企業部門の内部使用研究費は「資本金10億円以上の金融・保険業を除く全産業」が90%以上を占めることを踏まえ、「四半期別法人企業統計(財務省)」(以下、「四半期別法人企業統計」という。)における同範囲の売上高営業利益率を活用すること方向で検討。

¹³ 具体的には、「科学技術研究統計」の「産業、製品・サービス分野別社内使用研究費」から、産業別ソフトウェア分野の内部使用研究費を用いて、経済活動別自社開発ソフトウェアR&D分を推計し、経済活動別R&Dの産出額からこれを控除する予定。なお、現行JSNAでは、自社開発ソフトウェアのうちR&D相当部分について、自社開発ソフトウェア側で調整を行っている。

なお、(g)R&D の輸入、(h)R&D の輸出は、それぞれ、国際収支統計 (BPM6 ベース) の「研究開発サービス」¹⁴の支払、受取を使用。また、(i)国内の純購入額は、一国全体ではゼロとなる¹⁵ (下記(4)も参照)。

(3) 経済活動別分類

- ・産業の研究機関は、引き続き「研究」(サービス業の内訳)として、R&D を主産物とする別個の経済活動別分類として扱う。
- ・企業内研究開発については、諸外国の扱いも参考に独立した別個の経済活動別分類としては扱わず、各経済活動の副次的生産物(財貨・サービス)として、R&D を主産物とは別個に産出するものとして新たに扱う。
- ・政府サービス生産者のうち研究機関分の R&D については、「学術研究」(サービス業の内訳)という別個の経済活動別分類が主産物として産出するものと扱う。また、政府サービス生産者のうち大学等分及び対家計民間非営利サービス生産者分の R&D については、「教育」等(サービス業の内訳)の経済活動が副次生産物として産出するものと扱う。
- ・なお、公表分類については、次回基準改定における経済活動別分類とともに検討。

(4) R&D の経済的所有者

- ・制度部門別・経済活動別に R&D を資産として計上するに当たっては、研究の実施主体ではなく、研究の成果が帰属する部門(経済的所有権を有する部門)に計上することが重要であり、この観点から、2014 年「科学技術研究統計」の見直しにおいて調査項目の新設を要望したが、報告者負担が大きいことに加え、我が国の場合、R&D の資金拠出主体と実施主体が同一制度部門である割合が 96.1%¹⁶と高いという実態を踏まえ見送られた。(参考 1 参照)
- ・このような基礎統計の状況を踏まえ、実施主体が経済的所有権を有すると整理。

(5) 償却の考え方(「2008SNA 対応により新規に資本化する項目等に係る償却の考え方」の項を参照。)

- ・償却方法については、現行 JSNA における固定資産と同様に定率法を採用することを検討。
- ・R&D 資産の平均使用年数について、現時点で我が国に関する十分な基礎資料は存在しないため、諸外国の設定する平均使用年数を踏まえ、これと整合的な範囲で設定することを検討(例えば、10 年程度) (参考 2 参照)。
- ・なお、R&D について産業別に平均使用年数や償却率を差別化することについても、我が国に関する十分な基礎資料が存在しないため、諸外国の状況を見ながら慎重に検討する。仮に差別化する場合、R&D の成果が当該産業の産出する製品の製造設備に体化されるという考え方の下、各産業が保有する企業設備の平均使用年数を援用することも一案。

(6) デフレーター

- ・R&D のデフレーターは、諸外国と同様、インプット型 (中間投入分は基本単位デフレーター、付加価値分は「毎月勤労統計(厚生労働省)」を使用)で算出する。

¹⁴ 前述のとおり「国際収支統計(BPM6 ベース)」では、特許権の売買が「研究開発サービス」に含まれる形で記録されている。JSNA では特許権の売買を含む「研究開発サービス」全体を R&D の輸出入(海外勘定ではサービスの輸出入)として扱う。

¹⁵ R&D の実施主体の部門の産出額を経済的所有者の部門の総固定資本形成として組み換える場合には、実施主体の部門から R&D 産出額が減額され、経済的所有者の部門に同額加算されることから、一国計では相殺される。ただし、3.(4)のとおり、JSNA においては、R&D 実施主体の部門がその経済的所有権を有すると整理する方針であり、その場合、部門別でも国内の R&D の純購入額はゼロとなる。

¹⁶ 2013 年「科学技術研究統計」(2012 年度値)より試算。

(7) 年次確報推計での補外、四半期化

- ・「科学技術研究統計」については、その公表時期（毎年 12 月に前年度分が公表）が、JSNA の年次確報推計作業のタイミングに間に合わないことや四半期値がないことから、確報の補外推計や四半期化については以下の方向で検討する。
 - －R&D 産出の大宗を占める産業分については、「科学技術研究統計」における企業の内部使用研究費の動きとの相関が高い基礎資料（例：「四半期別法人企業統計」における資本金 10 億円以上の企業の経常費用項目、または上場企業の財務諸表データ「研究開発費」）を用いる。
 - －政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者分については、現行 JSNA における政府・非営利の最終消費支出の推計に準じて推計する。

② 試算値、GDP への影響等

- ・上記①(2)の (1 式) 及び (2 式) に基づき、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者別に R&D の産出額及び総固定資本形成を試算。
- ・R&D 資産の固定資本減耗については、海外事例を参考に、暫定的に平均使用年数 10 年とした。
- ・暫定的な試算結果：名目 GDP を 3.0~3.6%¹⁷程度押し上げる要因。（2001~2012 年）

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 17 年産業連関表」では、大学等の内部研究は「学校教育」に含まれている以外は、R&D の国内生産額を推計している。他方、R&D の資本化は行っていない（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。

<諸外国の導入状況>

- ・既に 2008SNA に対応済のオーストラリア、カナダ、米国においては本勧告に対応。
- ・そのほか、韓国は 2014 年 3 月、英国を含む EU 諸国は 2014 年 9 月にそれぞれ 2008SNA ないし ESA2010 に対応する中で予定。
- ・各国の対応状況の詳細については、(参考 3) を参照。

¹⁷ 企業部門の R&D には、固定資本収益（純）を含む試算値。なお、固定資本収益（純）は、名目 GDP 比で約 0.1%程度と試算される。

(参考1)

「科学技術研究統計」(SRD)における資金拠出主体、研究実施主体別内部使用研究費

1. 実額 (10億円)

研究実施主体 (左: JSNA、右: SRD)		資金拠出主体 (上: JSNA、下: SRD)		総額	産業	政府サービス生産者	非営利サービス生産者	輸出
		企業	国・地方公共団体、 独法の研究機関等		私立大学等 非営利団体	外国		
総額				17,324.6	12,116.8	3,313.6	1,822.8	71.4
産業	企業			12,170.5	11,951.4	137.9	16.1	65.1
政府サービス生産者	国公営,独法等研究機関			1,369.2	23.4	1,337.1	5.3	3.4
	国公立大学等			1,679.9	65.3	1,588.7	24.6	1.2
対家計民間非営利 サービス生産者	非営利団体研究機関			222.5	53.9	84.3	82.9	1.4
	私立大学等			1,882.5	22.8	165.5	1,693.9	0.2

2. 資金拠出主体別研究実施主体の割合 (%)

研究実施主体 (左: JSNA、右: SRD)		資金拠出主体 (上: JSNA、下: SRD)		総額	産業	政府サービス生産者	非営利サービス生産者	輸出
		企業	国・地方公共団体、 独法の研究機関等		私立大学等 非営利団体	外国		
総額				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産業	企業			70.2	98.6	4.2	0.9	91.2
政府サービス生産者	国公営,独法等研究機関			7.9	0.2	40.4	0.3	4.8
	国公立大学等			9.7	0.5	47.9	1.4	1.7
対家計民間非営利 サービス生産者	非営利団体研究機関			1.3	0.4	2.5	4.5	2.0
	私立大学等			10.9	0.2	5.0	92.9	0.3

3. 一国計の内部使用研究費に対する資金拠出構成比 (%)

研究実施主体 (左: JSNA、右: SRD)		資金拠出主体 (上: JSNA、下: SRD)		総額	産業	政府サービス生産者	非営利サービス生産者	輸出
		会社	国・地方公共団体、 独法の研究機関等		私立大学等 非営利団体	外国		
総額				100.0	69.9	19.1	10.5	0.4
産業	企業			70.2	69.0	0.8	0.1	0.4
政府サービス生産者	国公営,独法等研究機関			7.9	0.1	7.7	0.0	0.0
	国公立大学等			9.7	0.4	9.2	0.1	0.0
対家計民間非営利 サービス生産者	非営利団体研究機関			1.3	0.3	0.5	0.5	0.0
	私立大学等			10.9	0.1	1.0	9.8	0.0

R & Dの資金拠出主体と実施主体が同一制度部門 96.1

(注) ・網掛けは自己資金を含む。大学等の人件費はフルタイム換算前の「科学技術研究統計」公表値
 ・2013年「科学技術研究統計」(2012年度値)より作成

諸外国の R&D の平均使用年数等

- ・ 以下は各国統計部局の公表資料やヒアリング（1～5）、OECD による各国の知的財産生産物の推計方法に関する調査結果(*)から作成。
- ・ なお、平均使用年数について、EU 統計局 (Eurostat) では、情報がなければ 10 年とする (In case, where such information is not available, a single average Service Life of 10 years should be retained) ことが推奨されている。

国名	平均使用年数等
オーストラリア	11 年(特許の平均的な使用年数に基づく)
カナダ	コンピュータ・ソフトウェア産業：5 年 政府：10 年 医薬品産業：20 年 その他産業：有形固定資産の平均使用年数に同じ
米 国	企業分は産業によって異なる（償却率は、医薬品の 8%～コンピュータ・同周辺機器 40%）。 政府分は、防衛、医療、宇宙、エネルギー分野別に設定 非営利団体分は、企業分を活用。
韓 国	10 年程度（独自の企業アンケート調査に基づく）
英 国	製造業：8 年、情報通信業(除くソフトウェア)：5 年、 ソフトウェア業:4 年、専門・科学・技術業:5 年、 研究・開発業：7 年、その他産業：7 年、 政府：9 年、大学等 6.5 年、その他の NPISH：4 年
オーストリア	基礎研究 13 年、応用研究 11 年、開発研究 9 年
ベルギー	10 年
チェコ	8 年
フィンランド	産業毎に異なり 7 ～ 10 年
ドイツ	検討中。代替案は 10 年
イタリア	10 年
オランダ	12 年(化学、電気機械を除く)、15 年(化学)、9 年 (電気機械)
ノルウェー	10 年
ポルトガル	10 年
スロベニア	検討中。代替案は 10 年
スウェーデン	検討中。代替案は 10 年

(*) “Synthesis of the results of the survey on Intellectual Property Products”
STD/CSTAT/WPNA(2012)9

R&D資本化に関する主要各国の対応状況

	オーストラリア	カナダ	米国	韓国	英国
対応時期	2009年12月	2012年10月	2013年7月	2014年3月	2014年9月予定
資本化の範囲	政府と非営利団体（含む私立大学）の純粋基礎研究以外のR&D活動	全てのR&D活動	全てのR&D活動	全てのR&D活動	全てのR&D活動
産出額の評価方法	コスト積上げ	コスト積上げ	コスト積上げ	コスト積上げ	コスト積上げ
R&D資産の帰属先	資金拠出者ベース	資金拠出者ベース（企業部門） 実施者ベース（政府、非営利）	資金拠出者ベース	資金拠出者ベース	資金拠出者ベース（企業部門） 実施者ベース（政府、非営利）
企業内R&Dの産業分類	基本的に、各産業の活動に内包	基本的に、各産業の活動に内包	基本的に、各産業の活動に内包	不明	基本的に、各産業の活動に内包
固定資本収益	市場生産者の研究機関について、FMベースの科学技術調査から純営業利益（売上ー経常費用ー固定資本減耗）を計算し、産出額に加算（2007年、産出額の5%程度）	市場生産者の研究機関について、FMベースの科学技術調査から純営業利益（売上ー経常費用ー固定資本減耗）を計算し、産出額に加算（2007年、産出額の5%程度）	考慮・加算せず	R&Dを主産物とする産業の収益率を活用（2010年、産出額の7%程度）	各種企業統計から資本収益率を計算
デフレーター	投入コスト型（労働コストと中間投入）	投入コスト型（労働コストと中間投入）	投入コスト型（労働コストと中間投入）から全要素生産性向上分を調整	投入コスト型（労働コストと中間投入）	投入コスト型（労働コストと中間投入）
輸入R&Dの需要先	国内のR&Dの産出活動に対する中間投入として扱う（中間消費）	国内のR&Dの産出の計算には含まれず、総固定資本形成に計上	精緻化について検討中	国内のR&D産出の計算には含まれず、総固定資本形成に計上	国内のR&D産出の計算には含まれず、総固定資本形成に計上
平均使用年数、償却率	11年 （特許の平均的な使用年数に基づく）	IT産業：5年 政府：10年 医薬品産業：20年 その他産業：有形資産の平均と同じ（いずれも、各国の研究、企業への働き取り等を参考に設定）	企業部門は、産業別に利潤最大化モデルから償却率を産出（医薬品の8%～IT機器40%） ・政府は、分野別（防衛、医療、宇宙、エネルギー）に設定 ・非営利団体は、企業分を活用	10年程度 （独自の企業アンケート調査に基づく）	製造業：8年、情報通信業：4～5年、 専門・科学・技術業5年、 研究・開発業：7年、その他産業：7年、 政府：9年、大学等6.5年、 その他のNPISH：4年
自社開発ソフトウェアとの重複調整	ソフトウェア分はR&Dから控除（ただし、コンピュータシステムデザイン・関連サービス産業によるR&Dは、R&D扱い）	R&Dから控除	R&Dから控除	R&Dから控除	R&Dから控除
四半期分割、速報	四半期は等分割 速報については、実質値をトレンド外挿	雇用データ（R&Dに従事する職業の賃金×労働者数）で分割、延長	（四半期分割） ・1991年以前：マクロの賃金データ ・1991～2007年：産業毎の賃金・雇用データ ・2008年以降：企業は上場企業の財務諸表情報、連邦政府はR&D関係の中間投入等（速報） ・1次は賃金・雇用データやトレンド外挿 ・2次は上場企業の財務データ	（四半期分割） 企業分は財務諸表データや研究者数（月次）から、政府分は四半期別支出データから、NPISH分はR&Dに関するサービスタクティクス活動指数からそれぞれ作成	（四半期分割） 企業分はサブライン関数により、政府分は四半期別支出データからそれぞれ作成。 （速報） 時系列モデルによる外挿
名目GDP押上げ	1.1～1.6% （1998-99年度～2007-08年度）	1.2～1.3% （2007～2011年度）	2.2～2.5% （2002～2012年）	3.7% （2010年）	1.4～1.6% （1997～2009年）

（出所）オーストラリア統計局、カナダ統計局、商務省経済分析局、商務省経済分析局、韓国中央銀行、英国統計局の公表資料やヒアリング等から作成。（2014年6月現在）

必ずしも各国における最新の取扱とはなっていない可能性に留意。

（参考3）

「R&Dの資本化」に伴う特許等サービスの取り扱い

1. 2008SNAの勧告概要

- ・ R&Dの資本化に伴い、2008SNAにおいては、1993SNAでは「無形非生産資産」と位置付けていた特許実体を、R&Dの成果として、「知的財産生産物」の内訳項目の「研究・開発」に含まれる扱いとしている。
- ・ ライセンスの下で使用が許諾された場合、ライセンシーからライセンサーへの使用料の支払については、1993SNAでは全額サービスの支払い(中間消費)として記録されていたが、2008SNAにおいては、その支払形態等に応じて、サービスの支払、または資産の取得(総固定資本形成)に対する支払として記録されるとしている。

2. 現行JSNAでの取り扱い

- ・ 1993SNAにおいて特許実体を「無形非生産資産」として扱っていることから、現行JSNAでは、特許権等に係る使用料(以下「特許等サービス」という。)¹を財産所得のうち「賃貸料」の一部に含めている。
- ・ 海外取引については、「国際収支統計(財務省、日本銀行)」（以下「国際収支統計」という。）のサービス収支の一項目である「産業財産権等使用料²」を、サービスの輸出入ではなく財産所得(賃貸料)の受払として扱っている。一方、国内取引分は基礎統計の制約から計上していない。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方

- ・ 2008SNAの勧告を踏まえ、JSNAにおいてはR&Dの資本化に対応する方針であることを踏まえ、特許実体は、「研究・開発」に含まれるものと扱う。
- ・ 特許等サービスのライセンシーからライセンサーへの支払については、サービスの支払か、資産の取得に対する支払かを分ける情報がないことから、全てサービスの支払として扱うことを検討する。

② 推計方法、GDPへの影響等試算値

(1) 財貨・サービスの供給と需要(図表1)

- ・ 「特許等サービス」に関しては、「平成17年産業連関表」及び「平成23年産業連関表」の部門分類及びこの基礎となっている日本標準産業分類には該当する分類が

¹ 特許権のほか、実用新案権、意匠権等に係る使用料を含む。

² 「国際収支統計」の「産業財産権等使用料」は、以下の受払からなる。(1)産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の使用料、(2)ノウハウ(技術情報)の使用料、(3)フランチャイズ加盟に伴う各種費用、(4)販売権の許諾・設定に伴う受払、(5)上記に準じる知的財産権の使用料、(6)上記(1)~(5)の権利に関する技術、経営指導料

ない。そこで、JSNAにおいて、「サービス業」の内訳として「特許等サービス(仮称)」³という新たな財貨・サービスの分類を立てる。

- 基礎統計の現状を踏まえ、一国全体の特許等サービスの産出額の情報が無いことから、基礎統計が捕捉可能な範囲で計上する(参考を参照)。

具体的には、産出額は、「国際収支統計」の「産業財産権等使用料」の輸出額(X)と、「経済産業省企業活動基本調査(経済産業省)」(以下、「企業活動基本調査」という。)の技術取引(国内からの受取額)(A)の合計(X+A)とする。
- 総供給は、産出額(X+A)と「国際収支統計」の産業財産権等使用料の輸入額(M)の和(X+A+M)とする。
- 国内供給(A+M)分は、上記3.①の整理より、全額中間消費(A+M)とする。
- この結果、「国際収支統計」の「産業財産権等使用料」の純輸出額(X-M)がそのまま名目GDPへの影響となる。直近では名目GDPの水準を0.3%程度押し上げると試算される⁴(図表2)。

図表1 特許等サービスの供給と需要

産出額	輸入	総供給	中間消費	総固定資本形成	輸出
X+A	M	X+M+A	A+M	0	X

(参考) 支出側GDPへの影響 = 輸出X + 総固定資本形成0 - 輸入M = X - M

図表2 国際収支統計「産業財産権等使用料」(暦年、単位:10億円)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
受取(輸出X)	1,198.3	1,232.0	1,342.1	1,599.2	1,840.5	2,204.0	2,539.6	2,450.4	1,878.7	2,183.3	2,187.4	2,412.6
支払(輸入M)	979.6	955.1	859.0	933.1	1,038.7	1,138.1	1,171.6	1,110.4	917.9	923.6	828.1	873.4
ネット(X-M)	218.7	276.9	483.1	666.2	801.8	1,065.9	1,368.0	1,340.0	960.8	1,259.7	1,359.3	1,539.2
対名目GDP比(%)	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3

図表3 企業活動基本調査 技術取引(国内からの受取)⁵(年度、単位:10億円)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
国内受取A	189.8	182.9	170.8	153.3	169.5	188.8	208.5	216.6	223.6	254.5	206.7

(2) 経済活動別産出額、中間投入、国内総生産

(経済活動別分類)

特許等サービスを主産物とする事業所に関する基礎統計がないことから、独立した経済

³ 国際標準産業分類(ISIC Rev.4)は、特許等サービスは、大分類N「管理支援サービス業」の一分類として定義されている。なお、「特許等サービス」は、コモディティ・フロー法における推計作業の分類であり、「サービス業」の内訳として公表する予定。

⁴ なお、名目GNI(名目GDP+海外からの所得の純受取)には影響ない。

⁵ 図表6の企業活動基本調査の技術取引計から著作権を控除した国内からの受取額。

活動別分類（例えば、特許等サービス業）は立てず、既存の経済活動が副次生産物として同サービスを産出するものと整理する⁶。

（経済活動別産出額）

- ・ 上記(1)の特許等サービスの産出額 (X+A) に、経済活動別特許等サービス産出構成比を乗じて、経済活動別特許等サービス産出額を求める。
- ・ ここで、経済活動別特許等サービス産出構成比に関しては、R&D 資産額と特許等サービスの産出額は連動すると仮定し、経済活動別 R&D 資産額の構成比を用いることが一案⁷。

図表 4 V 表（経済活動別産出表）

経済活動	財貨・サービス	特許等サービス
1.産業		
(1) 農林水産業		
(2) 鉱業		
(3) 製造業		
⋮		
財貨・サービス別産出額計		X+A

図表 5 U 表(経済活動別投入表)

経済活動	財貨・サービス別 中間投入計
財貨・サービス		
⋮		
⋮		
特許等サービス業		A+M
⋮		
⋮		
経済活動別投入額計		

（経済活動別中間投入）

- ・ 上記(1)の特許等サービスの中間消費 (A+M) に、経済活動別特許等サービス中間投入構成比を乗じて、経済活動別特許等サービス中間投入を求める。
- ・ ここで、経済活動別特許等サービス中間投入構成比に関しては、ある経済活動が産出した特許等サービスは、同じ経済活動の中間投入とする（例：自動車製造業 A 社の自動車製造技術に関する特許は、自動車製造業の B 社が中間投入する）と仮定し、産出額と同様に経済活動別 R&D 資産額の構成比を用いることが一案。

（国内総生産）

- ・ 特許等サービスを考慮した経済活動別国内総生産は次式により算出する。

$$\text{経済活動別国内総生産} = (\text{現行経済活動別産出額} + \text{特許等サービス産出額})$$

⁶ ①具体的には、「特許等サービス業」を独立した経済活動として新設するためには、現行 JSNA の経済活動別財貨・サービス投入表(U 表)の各経済活動の中間投入、雇用者報酬、固定資本減耗等に含まれている特許等サービスの産出に係る経費(弁理士費用、政府手数料(特許印紙)等、知的財産管理担当者の人件費等)を控除し、「特許等サービス業」(列)に計上する必要があるが、このための情報がない。

また、産業別に特許等サービスの産出額、中間投入額を分割する基礎統計に乏しいことから、「サービス業」に便宜的に、一括して計上するという方法もありうる。

② ここでは、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者による「特許等サービス」の産出及び中間投入はないものと整理する。

⁷ 経済活動別特許等サービスの産出額、中間投入の推計には、経済活動別に特許等サービスに係る受取額及び支払額(国内分及び海外分)を調査している「企業活動基本調査」を用いることも検討したが、調査対象業種が限定的である等、制約が大きい。

－（現行経済活動別中間投入 + 特許等サービス中間投入）

<諸外国における対応状況>

- ・ 米国では、商品分類として「非金融無形固定資産リース業」を設定し、国内の需要先は、全額中間消費としている。また、産業別分類は、「非金融無形固定資産リース業」という独立した部門を設定している。

(参考)

特許等サービスの推計のための基礎統計の状況

現在、特許等サービスの取引を把握できる基礎統計は以下のとおり(図表6参照)。これらの基礎統計を組み合わせても、一国全体の特許等サービスの産出額を捕捉することには困難がある。

- ・ 「国際収支統計」では、「産業財産権等使用料」という項目で、特許等サービスに係る海外取引の総額を網羅的に把握できるが、産業別や国内取引が把握できない。また、「産業財産権等使用料」には、フランチャイズ加盟や販売権といった知的財産生産物以外の使用料が含まれていることに留意が必要。
- ・ 「科学技術研究統計(総務省)」(以下「科学技術研究統計」という。)では、「技術貿易」という形で、特許等サービスに係る海外取引を把握でき、その規模感は、「国際収支統計」の「産業財産権等使用料」の計数とも比較的近い。その一方で、調査対象外の産業があるほか、特許等サービスの国内取引が把握できない。また、著作権の使用料が含まれていることに留意が必要。
- ・ 「経済産業省企業活動基本調査」では、「技術取引」という形で特許等サービスについて、特許等サービスの内訳別、産業別に、海外取引、国内取引を公表しているものの、調査対象産業や調査対象企業規模が限定的であり、カバレッジに制約がある。また、調査対象の産業であっても、回答企業数が少ないため秘匿情報(X)や0(-)で公表される産業があり、JSNAの経済活動別分類への組換えに課題がある。

以上のことから、特許等サービスについては、基礎資料の制約等により、産出額、需要先、経済活動別国内総生産を中心に推計上の課題が大きい。理想的には、日本標準産業分類で分類が設定され、国内取引を含めた一国全体の収入や産業別受取、支払を捕捉できる基礎統計の整備が必要。

図表 6 特許等サービスに係る基礎統計の概要

基礎統計	統計の対象	特許等サービスに係る項目					
		公表項目名	内容	内訳	海外取引	国内取引	産業別
国際収支統計	一国のあらゆる対外経済取引	産業財産権等使用料	産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の使用料のほか、ノウハウ(技術情報)の使用料やフランチャイズ加盟に伴う各種費用、販売権の許諾・設定に伴う受払等	×	○	×	×
科学技術研究統計	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象産業のうち、資本金1,000万円以上の企業 調査対象外の産業の例(不動産業、物品賃貸業、医療、対個人サービス) 	技術貿易	特許権、実用新案権、意匠権(ファッション関係のデザインを除く)、著作権、科学技術上のノウハウの提供や技術指導等に関する受払	×	○	×	○
経済産業省企業活動基本調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象産業のうち、従業員50名以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業 調査対象外の産業の例(農林水産業、建設業、物品賃貸業) 	技術取引	特許権、実用新案権、意匠権、著作権、その他(ノウハウ、技術指導、商標登録)の売買実績やランニング・ロイヤリティの対価の受払	○	○	○	○

【C02】 FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）の計算方法の精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ FISIM は、貸付と預金にのみ適用され、貸付が金融機関により提供された場合、あるいは預金が金融機関に預けられる場合のみ適用される。 ・ <u>金融仲介については、仲介資金から来るものに限らず、全ての貸付と預金が含まれる¹</u>。参照利子率は、サービスの要素は含まず、預金と貸付のリスクや残存期間の構成を反映する。銀行間貸借に一般に用いられる金利は参照利子率として適当な選択かもしれない。しかし、預金や貸付がどの通貨建てかによって、特に非居住者の金融機関が関与する場合には、異なる参照利子率が必要かもしれない。同じ経済内の銀行にとっては、他の銀行への貸付や他の銀行からの借入に関連して提供されるサービスはほとんどない。 ・ FISIM の消費は利用者（貸し手、借り手）に配分され、企業の間接消費としても、最終消費支出としても、輸出としても扱われる。 <p>※<u>信用リスクプレミアムを借り手側 FISIM から控除すべきかについては国際的な場で議論が行われてきたが、現時点では合意が得られておらず、引き続き国際的な場での検討が継続されることとなっている²</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FISIM は、受取利子と支払利子の差として計算される。ただし、自己資金による投資から生じる受取分は除外する。 ・ FISIM は各利用者に配分され、企業の間接消費としても、最終消費支出としても、輸出としても扱われる。 ・ 全ての金融仲介サービスが、名目上の産業によって中間消費されるという取扱を許容する。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1993SNA では、金融仲介サービスを全て名目上の産業の中間消費として扱うオプションが認められていたが、2008SNA においてはこうしたオプションはなくなる。 ・ 1993SNA と異なり、自己資金による貸出を含む全ての貸付と預金を FISIM 計測の対象とする。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GDP の増減要因（FISIM の定義の精緻化により、最終消費支出や輸出に配分される FISIM が変動した場合は GDP の増減要因。また、信用リスクプレミアムの控除が、最終消費支
--

¹ 自己資金による貸出を含む。

² 本件については、元々2008SNA の Annex4 において研究課題として掲げられていたもので、これを受けて、これまで国民経済計算に関する国際機関事務局ワーキンググループ（ISWGNA）の下「FISIM に関するタスクフォース」等において検討されてきた（検討結果は、“ISWGNA Task Force on FISIM Final Report”(2013年5月)等として取りまとめ）。同タスクフォースの報告が ISWGNA の諮問機関である AEG(Advisory Expert Group on National Accounts)において 2013年5月に議論されたところ、信用リスクプレミアムを控除すべきかについて合意は得られず、信用リスクプレミアムを控除することの概念的な整理や控除する場合の推計手法について研究を続けることとなった。

出や輸出に配分される FISIM を減少させる場合、GDP の減少要因となる)

- ・家計貯蓄率の変化要因 (FISIM の定義の精緻化により、家計最終消費支出に配分される FISIM が変動した場合は家計貯蓄率の変化要因。また、信用リスクプレミアムの控除が、家計最終消費支出に配分される FISIM を減少させる場合、家計貯蓄率の上昇要因となる)

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、FISIM を 2008SNA に適合するよう計測しており、FISIM 計測の対象についても、自己資金による貸出を含む全ての貸付と預金としている。
なお、信用リスクプレミアムについては控除していない。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、現行 JSNA においては、本勧告と統合的な形で、FISIM の対象範囲を金融機関の関わる全ての貸付・預金としており、対応済と整理できる。
- ・なお、信用リスクプレミアム分を借り手側 FISIM から控除すべきかについては、上記のとおり、国際的な議論の場での合意が得られていないことを踏まえ、国際比較可能性の観点等から、対応は見送ることとする。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 23 年産業連関表」においては、新たに FISIM の導入が予定されている。推計方法については、金融庁において検討が進められており、現行 JSNA と統合的なものとなる予定。
- ・「国際収支統計 (財務省・日本銀行)」については、2013 年までの BPM5 ベースでは FISIM の輸出入は計測されていなかったが、2014 年 1 月分以降公表の BPM6 ベースでは、①新たに FISIM の輸出入がサービス収支として計測されるとともに、②借り手側 FISIM から信用リスクプレミアム分が控除されている³。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
2008SNA マニュアルに沿って対応している。なお、FISIM から信用リスクプレミアム分は控除していない。
- ・EU 諸国
ESA2010 (2008SNA の EU 版) に沿って対応する予定。なお、EU としては、信用リスクプレミアム分については控除しない方針が決定されている。
- ・米国
2013 年に行われた国民所得生産勘定 (NIPA) の包括改定において、商業銀行の FISIM (うち借り手側 FISIM) から信用リスクプレミアムを控除するよう取扱いを変更した。具体的には商業銀行の貸出償却額 (loan charge off) について平準化した値を、貸出に係る利子収入から控除している。

³ また、「国際収支統計 (BPM6 ベース)」においては、輸出の貸し手側 FISIM 及び輸入の借り手側 FISIM は推計不可能として計測対象にはなっていない (現行 JSNA では計測対象)。こうした「国際収支統計 (BPM6 ベース)」の FISIM との概念・範囲の違いから、2008SNA 対応後の JSNA における FISIM の輸出入については、「国際収支統計 (BPM6 ベース)」の計数は用いず、JSNA 推計値を用いることを予定している。

【C03】中央銀行の産出の明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・中央銀行が産出するサービスは、①金融仲介サービス、②金融政策サービス、③金融機関監督サービス、の3グループに分けられる。このうち、①金融仲介サービスは市場産出、②金融政策サービスは非市場産出、③監督サービスは、コストを賄う手数料を課しているかどうかで市場産出か非市場産出かで記録する。 ・市場産出は、①の場合 FISIM¹、③の場合手数料受取で計測される。非市場産出は、費用積上げで計測され、一般政府による集合サービスの取得（最終消費支出）として記録する。ただし、純貸出／純借入に影響しないよう、中央銀行から一般政府への経常移転を擬制する。 ・中央銀行が設定した金利がかなり高い、あるいは、低い場合²、暗黙的な税（政府の受取）または補助金（政府の支払）として明示的に記録する³。税であれば政府から中央銀行へ、補助金であれば中央銀行から政府への同額の経常移転を擬制する。市場レートから計算された利子額と中央銀行が設定した金利から計算された利子額の差は、FISIM として記録しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央銀行のサービス産出は、手数料受取や FISIM として計測される。 ・1995 年の ISWGNA による改訂提言においては、産出が適切に測られない場合、次善策として、非市場産出のように費用ベースで計測することを推奨。ただし、こうした計測法が、中央銀行が携わるその他の取引の記録に与える影響や、こうして計測された中央銀行サービスをどの単位が使用するかについての指針は示されていない。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・費用積上げで計測される中央銀行の非市場産出について、一般政府が最終消費するものと記録するとともに、同額を中央銀行から一般政府に経常移転されたと擬制する。
- ・また、中央銀行の設定する金利水準によっては、暗黙的な税または補助金を一般政府の受取ないし支払として記録するとともに、同額を一般政府から中央銀行への経常移転ないし中央銀行から一般政府への経常移転として擬制する。すなわち、市場レートから計算された利子額と中央銀行が設定した金利から計算された利子額の差は、FISIM として記録せず、暗黙の税・補助金として記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

¹ 2008SNA マニュアルでは、中央銀行の FISIM はそれが大きなもので (significant)、別個の事業所として計測が可能かつ意味がある場合には計測するとされている。

² 2008SNA マニュアルでは、"If central bank interest rates are out of line with those of commercial banks", "In cases when the interest rate set by the central bank is so high or so low as imply the inclusion of an implicit subsidy or tax" とある。

³ 2008SNA マニュアルでは、こうした暗黙的な税や補助金に該当するケースとして、①中央銀行が準備預金の金利を市場レート以下に設定する場合、②通貨の対外価値が圧力下にある場合に、中央銀行が市場レートを上回る金利を支払う場合、③中央銀行が重点産業に市場レート以下の金利で貸付を行う開発銀行として行動する場合、が挙げられている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ GDP の増加要因（中央銀行の非市場産出を計測し、これを一般政府の最終消費支出として記録することによる増加分） |
|---|

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA においては、財務諸表から費用を積上げることで中央銀行（日本銀行）のサービス産出としている。産出額は受取手数料⁴とその他（除く受取手数料）に分割し、その他（除く受取手数料）については、金融機関が中間投入したものとして扱っている。また、中央銀行の FISIM については計測・記録していない。
- ・ 暗黙の税・補助金についても計測・記録していない。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・ 中央銀行が産出するサービスは、引き続き、決算書からコスト積上げにより計測し、受取手数料とその他（除く受取手数料）に分ける。
- ・ 受取手数料は、現行 JSNA と同様、決算書から各種手数料収入を記録する。
 - －その他（除く受取手数料）は、非市場産出である金融政策サービス等からなり、コスト積上げで求めた産出額全体から受取手数料を控除して計測し、一般政府が最終消費すると扱う。同時に、同額が中央銀行から一般政府へ経常移転されたと擬制する。
- ・ 日本銀行の FISIM については、諸外国⁵と同様、計測・記録は行わない。
 - －日本銀行の貸出⁶については、いずれも金融政策サービスに当たると判断される。
 - －日本銀行が受け入れる預金(法定準備預金以外)には、超過準備預金や政府預金・その他預金（海外中銀等）がある。このうち超過準備預金については量的緩和などの政策によって大きな影響を受けるものであり、「金融政策サービス」に当たると判断される。政府預金・その他預金（海外中銀等）に関しては、概念上、「金融仲介サービス」に該当するが、金額が僅少であり、また、2008SNA への対応を行っている諸外国では本事項に対応していないため、FISIM を計上しない（結果として非市場産出に含まれている）。
- ・ 暗黙の税・補助金に関して、計測を行わない。
 - －暗黙の税については、我が国の場合、概念上、法定準備預金に該当するが、市場金利（無担保コールレート翌日物）と法定準備預金に適用される金利（ゼロ）との差が小さいこと、また、2008SNA への対応を行っている諸外国では本事項に対応していないことから、暗黙の税に該当するものはないと整理し、その計測・記録は行わない。
 - －暗黙の補助金については、我が国の場合、2008SNA マニュアルで典型的に挙げられている「中央銀行による重点産業への直接貸出」に該当する例は存在しないほか、間接貸出と言える日本銀行による各種の金融機関向け低利貸出スキーム⁷は市場金

⁴ 受取手数料の中身としては、国債取扱手数料、日銀ネット受入手数料、外国為替事務取扱手数料等が含まれる。

⁵ 2008SNA への対応を行っている国としては、オーストラリア、米国、カナダがある。それぞれの対応状況については、P3<諸外国の対応状況>を参照（暗黙の税・補助金も同様）。

⁶ 日本銀行が行う貸出には、貸出増加を支援するための資金供給、固定金利方式による共通担保資金供給オペレーション等がある。

⁷ 成長基盤強化を支援するための資金供給等。

利である金融機関の調達金利と日本銀行の設定する貸出金利との差が小さいこと、また、2008SNA への対応を行っている諸外国では本事項に対応していないことから、暗黙の補助金は存在しないと整理し、その計測・記録は行わない。

② 推計方法、GDP への影響等試算値

日本銀行の産出額全体については、日本銀行の決算書から一般事務費や銀行券製造費等の費用を積上げて計測する。

- ・受取手数料については、決算書から各種手数料収入を記録する。
- ・金融政策サービスを含むその他（除く受取手数料）については、産出額全体から受取手数料分を控除することで計測し、需要側では政府最終消費支出に記録する。

これまで金融機関の中間投入としていた日本銀行の産出額（非市場産出分）が全額政府最終消費となることで、2005～2012 年度の平均で約 0.04% の名目 GDP 押し上げ要因となる。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・現在の「平成 17 年産業連関表」では、日本銀行の産出額を帰属利子と受取手数料から推計している⁸。
- ・「平成 23 年産業連関表」においては、現行 JSNA と同様の手法で、受取手数料と費用積上げ（除く受取手数料）で推計し、日本銀行の FISIM については推計しない方向である。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
金融仲介サービスは存在しないと整理して、中央銀行の FISIM は記録していない。産出については市場産出（受取手数料）と金融政策サービス等の非市場産出（コスト積上げ）に分けられ、後者については、一般政府の最終消費として扱う（中央銀行から一般政府への経常移転を記録）。暗黙の税・補助金については記録していない。
- ・米国
『適切な推計値が得られない』として中央銀行の FISIM は記録せず、産出額はコスト積上げにより記録している。
- ・カナダ
『金額が僅少である』として中央銀行の FISIM は記録せず、産出額はコスト積上げにより記録している。
- ・EU
2008SNA に対応する EU 諸国の最新の国民経済計算マニュアルである ESA2010⁹では、中央銀行の産出は費用積上げで計測し、受取手数料とその他に分けることとしている一方、中央銀行の FISIM は計測・記録しないこととしている。また、産出額のうち、手数料を除いた分（その他）については金融機関の中間消費として扱うとしている（EU 諸国では中央銀行のサービスは金融仲介機関の機能に貢献するものとの整理による）。
なお、ESA2010 には、中央銀行に係る暗黙の税・補助金の記述はない。

⁸ JSNA においては、平成 17 年基準改定の際に日本銀行の産出額をコスト積上げで計測し、その内訳を受取手数料とその他（除く受取手数料）で計測するようになった。それまでの平成 12 年基準 JSNA では「平成 17 年産業連関表」と同様、帰属利子と受取手数料から日本銀行の産出額を計測していた。

⁹ EU 諸国は、同マニュアルへの対応を 2014 年に行う予定である。

【C04】非生命保険サービス産出の記録の改善

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・非生命保険のサービス産出額について、巨大災害が発生した場合に極端な動き（マイナス）になることを避ける観点から、調整された保険金の値等を使用。 ・産出額の実際の計測に当たっては、「期待値アプローチ」、「会計アプローチ」、「費用アプローチ」の3つの方法がある。 <p>① 期待値アプローチ： $\text{産出額} = \text{現実既経過保険料} + \text{追加保険料} - \text{調整発生保険金}$ 支払保険金の実現値ではなく「期待値」として¹、保険会社による過去の保険金支払のパターンに基づくモデルから調整発生保険金を推計する。データが利用可能でない場合、集計データを用い、過去の支払保険金を平準化した値を用いる。</p> <p>② 会計アプローチ： $\text{産出額} = \text{現実既経過保険料} + \text{追加保険料} - \text{調整発生保険金}$ 支払保険金の実現値に平準化引当金の変化分（及び必要な場合は自己資金の変化分）を加えたものを「調整発生保険金」とする。</p> <p>③ 費用アプローチ： 上記の①も②も不可能な場合、 $\text{産出額} = \text{費用合計} + \text{正常利益}$ として計測する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巨大災害発生に伴う例外的に大きな保険金支払については、通常のように経常移転ではなく<u>資本移転</u>として記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非生命保険のサービスは、 $\text{産出額} = \text{現実既経過保険料} + \text{追加保険料} - \text{支払保険金}$ により計測。 <p>※現実既経過保険料は、当期あるいはそれ以前の期間に支払われるべき保険料のうち、当該会計期間に負担するリスクをカバーする部分。2008SNA においても同様。</p> <p>※追加保険料は、保険技術準備金の投資から得られる所得。保険契約者の受取として記録し、追加保険料として、保険企業に全額再び支払われたと擬制。2008SNA においても同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産出額の計測に当たって、支払保険金については実現値を用いることにより、巨大災害の発生に伴う、例外的に大きな保険金の支払が発生する場合、非生命保険の産出額が大きなマイナスになる。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非生命保険のサービス産出額の計測に当たって、支払保険金の実現額を用いる代わりに、上記に基づき、期待値アプローチや会計アプローチ等により推計された調整発生保険金の概念を用いる。 ・巨大災害発生に伴う保険金の支払額（危険準備金の取崩額等）は、経常移転ではなく、資本移転（保険会社から保険契約者への移転）として記録する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>GDP の増加要因</u>（巨大災害が発生し、保険金支払が例外的に大きくなった場合、非生命保険の産出額がマイナスにならないような調整がなされるため、産出額のうち家計最終消費支出に配分される部分が増加要因となる） ・家計貯蓄率の低下要因

¹ 期待値アプローチの産出額の式について、2008SNA マニュアルでは、追加保険料についても期待値を用いることになっているが、現実には追加保険料は保険金と違って安定しているので調整は不要としている。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・2010 年度～2012 年度の現行 JSNA 年次推計においては、2008SNA の考え方を採用し、東日本大震災に伴い多額に発生した地震保険金支払について、その額を非生命保険の支払保険金から控除して、非生命保険の産出額を調整するとともに、同額を保険者（金融機関）から保険契約者（各制度部門）への資本移転として記録している。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. の 2010 年度～2012 年度における年次推計において対応済。巨大災害の基準として、一つの四半期で産出額がマイナスとなるケースを巨大災害と整理した上で、これを含む年（年度）における非生命保険のサービス産出額を計測する際、実際の保険金の支払額から当該災害に起因する損害にかかる保険金（地震保険金）の支払額を控除した「調整発生保険金」の概念を用いる（会計アプローチ）。
- ・「調整発生保険金」は支払保険金の実現値に平準化引当金の変化分（及び必要な場合は自己資金の変化分）を加えたものとする。平準化引当金の変化分については、通常時には大きく変動せず、一定と考えられることからゼロとする。巨大災害発生時にはその災害に対して支払われた保険金を平準化引当金の変化分（マイナス）とする。
- ・巨大災害発生に伴う保険金の支払額については、非生命保険の保険者（金融機関）から保険契約者（各制度部門）への資本移転として記録する。

② 推計方法、GDP への影響等試算値

- ・東日本大震災に係る支払保険金は全額（2010 年度の約 1.3 兆円と 2011 年度の約 1.2 兆円と 2013 年度の約 0.1 兆円の合計約 2.6 兆円）を発生主義に基づき 2011 年 1-3 月期（2010 年度）に資本移転として計上した。非生命保険サービス産出額は 2010 年度約 2.6 兆円（資本移転した金額分）増加しており、家計消費は 2010 年度約 9,040 億円増加している。

(10 億円)

		2010 年度	2011 年度	2012 年度
受取保険料	A	7,173.1	7,484.6	7,655.2
支払保険金（地震保険含む）（支払備金の純増含む）	B	5,464.1	6,339.5	4,691.1
支払保険金(B)のうち東日本大震災に係る保険金支払額 (2か年度の合計額を2010年度の資本移転に記録)	C	1,253.7 ^{※1}	1,245.0 ^{※2}	116.3
1993SNA ベースの産出額	D	347.8 D=A-(B+20 11年度、12 年度のC)	2,390.1 D=A-(B-20 11年度のC)	3,080.3 D=A-(B-20 12年度のC)
2008SNA ベースの産出額	E=A-(B-C)	2,962.7	2,390.1	3,080.3
1993SNA から 2008SNA への変更に伴う非生命保険産出の増加分	F=E-D	2,614.9	0.0	0.0
家計消費の増加分(GDP の増加分)		903.9	0.0	0.0

※1 基礎統計では、民間の保険会社や共済が支払った東日本大震災に係る保険金（支払備金を含む）は、主に 2010 年度に計上されている（国が行う地震保険に係る保険金分を除く）。

※2 基礎統計では、国が行う地震保険により支払われた東日本大震災に係る保険金は、主に 2011 年度に計上されている。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 17 年産業連関表」の対象となる 2005 年（平成 17 年）においては、本勧告に該当するような大災害に伴う非生命保険金の支払は行われておらず、特段の取扱はなされていない。「平成 23 年産業連関表」の対象となる東日本大震災発生年の 2011 年（平成 23 年）においては、異常危険準備金を含む準備金の変化分（マイナス）を東日本大震災に係る支払保険金とみなして支払保険金に加えることとしている。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
1993SNA の導入時から、支払保険金の実現額ではなく「期待保険金」を用いて推計している。
- ・アメリカ
1993SNA 導入時には、支払保険金の実現額を用いて推計していたが、2003 年の基準改定時から、「期待保険金」を用いて推計している。
- ・ニュージーランド
通常時の推計方法は 1993SNA に準拠している。2010 年及び 2011 年に発生したカンタベリ一地震に関しては、当該地震に係る支払保険金について、通常の所得支出勘定ではなく資本調達勘定に記録している。

【C05】再保険を元受保険と同様に取り扱う

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">再保険は元受保険と同様に扱う。元受保険会社と再保険会社間の取引は、連結を行わずに記録する¹。再保険会社が産出するサービスは、元受保険会社による中間消費として扱う。	<ul style="list-style-type: none">再保険に係る取引は、元受保険の取引と連結²して記録され、再保険と元受保険の区分は行わない。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 元受保険に連結して記録されていた再保険の取引を、元受保険の取引と分離して記録する（所得の第2次分配勘定における非生命純保険料、非生命保険金について、元受保険分と再保険分に分けて記録）。
- 再保険会社のサービス産出は、元受保険会社に中間消費されるものとして取り扱う。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、保険産出額の計測にあたり、元受保険と再保険を連結して記録している。具体的には、現実の収入保険料及び支払保険金からあらかじめ再保険分の収入保険料及び支払保険金をそれぞれ除いた「正味収入保険料」及び「正味支払保険金」を用いて保険産出額を推計・計上している。

3. 検討の方向性

- 次期基準改定における対応の考え方

<×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- 再保険を元受保険と連結せず、分離して推計するには以下の式を用いる必要。
再保険産出額＝受取再保険料－支払再保険金－支払準備金純増額＋財産運用純益
＋受取手数料
(支払準備金とは、支払備金と責任準備金を包含した概念)

- ここで、国内においては、元受保険会社同士が再保険を掛け合っており、会社ごとの受取再保険料や支払再保険金のデータについては基礎統計が存在するものの、支払準備金純増額等を計算するための支払備金や責任準備金等については再保険分のみに係る基礎統計がなく、決算書上でも元受保険部分との分離がなされていないことから再保険に係る部分のみを把握できない。このため、本勧告に対応することは困難。

¹ 1993SNA では、元受保険と再保険を一体として取り扱い、保険料、保険金ともに再保険分を控除したネットベースで記録することとされていた（例えば、保険産出額を推計する際に用いる「受取保険料」について、現実の収入保険料から再保険会社に支払う再保険料分を控除するなど）。こうした処理を「連結」と呼んでいる。

2008SNA では、このような連結を行わずに、元受保険と再保険をそれぞれ別個の取引として計上することが求められている（例えば、保険産出額を推計する際に用いる「受取保険料」について、元受保険、再保険ともそれぞれ現実の収入保険料を計上するなど）。

² 「連結」の意味については脚注1参照。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「産業連関表」においては、現行 JSNA と同様の取り扱いとしている。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
2008SNA 勧告に沿い、再保険は元受保険と同様に取り扱われている。

【C06】家計や企業による自己最終使用のための産出に資本収益を含める

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・家計や企業（市場生産者）によって自己最終使用のために生産された財貨・サービスの産出額の評価を行う場合は、<u>比較可能な市場価格がなければ、その生産費用総額に、生産に用いた固定資産の収益分（固定資本収益（純））を加えることが適当である。</u>一方、自己最終使用のための生産が非市場生産者によって行われる場合は、産出額の評価に固定資本収益（純）は含めない。</p> <p>市場生産者の自己最終使用のための産出 = 中間消費 + 雇用者報酬 + 固定資本減耗 + <u>固定資本収益（純）</u> + 生産に課されるその他の税マイナス補助金</p>	<p>・自己最終使用のために生産された財貨・サービスの産出額は、市場で販売されている類似の生産物の基本価格によって、あるいは、適切な基本価格が得られない場合には、その生産費用によって評価される。</p> <p>市場生産者の自己最終使用のための産出 = 中間消費 + 雇用者報酬 + 固定資本減耗 + 生産に課されるその他の税マイナス補助金</p>



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <p>・家計や企業（市場生産者）によって自己最終使用のために生産された財貨・サービスの産出額は、比較可能な市場価格がなければ、1993SNA で示されているような生産費用総額に加えて、生産に使用された固定資本収益（純）を含めて評価される。非市場生産者による自己最終使用のための産出の評価方法には変更はない。</p> <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <p>・GDP の増加要因（市場生産者による自己最終使用のための財貨・サービスの産出額を生産費用総額により評価する場合、新たに、生産に使用された固定資本の収益が加わるため、GDP の押し上げ要因となる）</p> <p>・家計の貯蓄率の低下要因</p>
--

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、2008SNA マニュアルにおいて自己最終使用のための生産として挙げられているものについては以下のとおり対応している。
 - ① 非法人企業（家計）によって生産され、同一家計によって消費された財貨については、農家及び漁家の自家消費分のみ捕捉・計上しており、市場価格で評価
 - ② 有給家事使用人によって家計に供給されたサービスについては、市場価格で評価
 - ③ 持家の帰属家賃については、市場価格で評価
 - ④ 企業によって生産された固定資産で、同一企業内で将来の生産における使用に向けて留保されたもの（自己勘定総固定資本形成）については、自社開発ソフトウェアのみ捕捉・計上しており、固定資本収益（純）を含めた生産費用総額で評価
- ※具体的には、自社開発ソフトウェアは費用積上げで推計している。費用総額の推計においては、まず労働コストを求め、非労働コスト／労働コスト比を乗じて求めている。この比率は産業連関表の「情報サービス」から求めているが、非労働コストに営業余

剰も含めることで、資本収益を含めた費用総額での評価となっている。

⑤ 上記の用途のいずれかに向けられるべき製品及び仕掛品の在庫変動の価値については、対応していない。

- ・ 以上のように、現行 JSNA でも①④については、2008SNA の勧告に一部対応、②③については対応済と整理できる。⑤については、基礎統計等が存在しないため対応しない。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・ 2. のとおり、現行 JSNA でも、一部の自己最終使用目的の産出額の評価について、本勧告に沿った対応を行っている。
- ・ 次回基準改定においては、2008SNA のうち勧告 C01、D02 の項にあるとおり、R&D の資本化に際して、企業の研究開発の産出額の評価に際して、固定資本収益（純）を生産費用に加算する方向で検討。

② 推計方法、GDP への影響等試算値

- ・ R&D 産出額に係る試算については、勧告 C01、D02 の項を参照。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 「平成 17 年産業連関表」については、農家及び漁家の自家消費分、有給家事使用人が供給するサービス（雇用者報酬の一部として捕捉）、持家の帰属家賃について、市場価格で評価している（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。

<諸外国の導入状況>

- ・ 米国
「有給家事使用人が供給するサービス」及び「持家の帰属家賃」については、市場価格で評価。一方、「非法人企業が生産・消費した財貨の価値」及び「自己最終使用目的の在庫変動」は対応していない。
- ・ オーストラリア
「非法人企業が生産・消費した財貨の価値」及び「持家の帰属家賃」については、市場価格で評価。一方、「有給家事使用人が供給するサービス」及び「自己最終使用目的の在庫変動」は対応していない。

【D01】 経済的所有権の変更の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・所有権の定義の明確化のため、<u>法的所有権</u>と<u>経済的所有権</u>を<u>区別</u>し、<u>資産は、法的所有者ではなく、経済的所有者の貸借対照表に記録</u>する。 <p>※財貨・サービス、自然資源、金融資産・負債のような実体の<u>法的所有者</u>とは、法の下で、その実体に関連する便益を請求する権利を持ち、その正当性を立証できる制度単位（パラ 3.21）。</p> <p>財貨・サービス、自然資源、金融資産・負債のような実体の<u>経済的所有者</u>とは、当該実体を使用した経済活動によって生じる便益に対する権利を持ち、同時にそれに関連するリスクを受け入れる制度単位（パラ 3.26）</p>	<ul style="list-style-type: none">・所有権について明示的な定義はない。所有権はしばしば法的所有権を意味するが、場合によって、法的所有権が変更されなくても経済的所有権の変化の概念に依拠する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・2008SNA マニュアルの指針に基づき、非金融資産（自然資源を含む）、金融資産のストック・フロー額等について、経済的所有者の勘定に記録する。
- ・具体的には、他の勧告項目にあるように、リース資産（勧告 E14）、官民パートナーシップにより創出される固定資産（勧告 F08）等で所有者の変更が起こりうる。
- ・加工貿易（勧告 G03）、仲介貿易（勧告 G04）に関し、経済的所有者の概念に照らして、対象となる財貨・サービスの記録方法を変更する。
- ・自然資源について法的所有者と経済的所有者が異なる場合は、経済的所有者から法的所有者への対価の支払いについて、いくつかの基準に基づき、自然資源リースあるいは自然資源の利用許可の売買として記録する（勧告 D16）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし（資産の所有者を変更するものであり、基本的には影響はない）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・1993SNA に準拠する現行の JSNA 体系においては、所有権全般に関する統一的な整理はなされていない。推計時に利用している一次統計の調査方針に拠るところが大きいですが、基本的に法的所有者の勘定に記録される。
- ・個別項目の詳細のうちリースの区別は E14、自然資源は D16、官民パートナーシップは F08、加工用財貨は G03、仲介貿易は G04 の項を参照。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・経済的所有権の概念については、新たに JSNA に導入する。

- ・個別項目の対応状況については E14、D16、F08、G03、G04 の項を参照。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
原則として、本勧告に対応している。

【D03】非金融資産の分類の改定

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>生産資産 固定資産</p> <p>住宅 その他の建物・構築物 非居住用建物 その他の構築物 土地改良（※）</p> <p>機械・設備 輸送機械 情報通信（ICT）機器 その他の機械・設備</p> <p>兵器システム</p> <p>育成生物資源 繰り返し生産物を生み出す動物資源 繰り返し生産物を生み出す樹木、作物、植物</p> <p>非生産資産に係る所有権移転費用</p> <p>知的財産生産物 研究・開発 鉱物探査・評価 コンピュータソフトウェア・データベース コンピュータソフトウェア データベース 娯楽・文学・芸術作品の原本 その他の知的財産生産物</p> <p>在庫品 原材料・消耗品 仕掛品 育成生物資源の仕掛品 その他の仕掛品 製品 軍事在庫品 再販売品 貴重品 貴金属・宝石 骨董品・その他の美術品 その他の貴重品</p> <p>※「土地改良」は、1993SNA の「土地」から切り出し、生産資産に分類</p>	<p>生産資産 固定資産 有形固定資産 住宅 その他の建物及び構築物 非居住用建物 その他の構築物</p> <p>機械・設備 輸送機器 その他の機械・設備</p> <p>育成資産 繁殖、搾乳等のための家畜 果樹園並びに繰り返し生産物を生じるその他の樹木のプランテーション</p> <p>無形固定資産 鉱物探査 コンピュータ・ソフトウェア</p> <p>娯楽、文学、芸術作品の原本 その他の無形固定資産</p> <p>在庫品 原材料及び消耗品 仕掛品 育成資産の仕掛品 その他の仕掛品 製品 再販売品 貴重品 貴金属及び宝石 骨董品及びその他の美術品 その他の貴重品</p>

非生産資産 自然資源 土地 鉱物・エネルギー資源 非育成生物資源 水資源 その他の自然資源 電波周波数域 その他 契約・リース・ライセンス 市場性のあるオペレーティング・リース 自然資源の利用許可 特定活動の実施許可 将来の財貨・サービス活動に関する排他的 権原 のれん・マーケティング資産	非生産資産 有形非生産資産 土地 地下資源 非育成生物資源 地下の水資源 無形非生産資産 特許実体（※※） 賃貸借権及びその他の譲渡可能な契約 買入れのれん その他の無形非生産資産
	※※「特許実体」は2008SNAの「研究・開発」に 含まれる。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・生産資産、非生産資産の内訳としての「有形」「無形」を廃止。
- ・「情報通信（ICT）機器」を、「機械・設備」の新たな内訳項目として独立。
- ・1993SNAの「無形非生産資産」は、対象の拡大とともに、「契約・リース・ライセンス」と「のれん・マーケティング資産」に分割。
- ・その他、「兵器システム」（及び「軍事在庫品」）、「土地改良」、「研究・開発」、「コンピュータソフトウェア・データベース」については、それぞれD04、D10、D02、D05を参照。1993SNAからの項目名称の変更は上表の通り（D09、D11、D14、D15、D16も参照）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし（非金融資産分類変更それ自体では影響なし。ただし、研究・開発、兵器システムの資本化など他の勧告項目はGDPに影響するものがある）

2. 現行JSNAでの取り扱い

現行JSNAにおける非金融資産の内訳は以下のとおり。

現行JSNAの内訳分類	1993SNAに対応していない点
生産資産	※貴重品の計上
在庫	仕掛品を「育成資産」と「その他」に分割
製品在庫	
仕掛品在庫	
原材料在庫	
流通在庫	
有形固定資産	育成資産を「繁殖、搾乳等のための家畜」と「果樹園並びに繰り返し生産物を生じるその他の樹木プランテーション」に分割
住宅	
住宅以外の建物	
その他の構築物	

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
輸送用機械	
その他の機械・設備	
育成資産	
無形固定資産	「鉱物探査」と「その他」の計上
うちコンピュータ・ソフトウェア	
有形非生産資産の改良（フローのみ）	
有形非生産資産	※地下の水資源の計上
土地	
宅地	
耕地	
その他の土地（林地を含む）	
地下資源	
漁場	漁場以外の非育成生物資源の計上
無形非生産資産（参考系列のみ）	本系列としての計上 「特許実体」の切り出し、「賃貸借権及びその他の譲渡可能な契約」、「買入れのれん」 「その他の無形非生産資産」の計上

- ・1993SNA の分類項目のうち現行 JSNA で推計対象としていないものとしては、「娯楽・文学・芸術作品の原本」、「貴重品」（及びその内訳）、「地下の水資源」がある。「無形非生産資産」については、特許権等のみを含む形で欄外の参考系列として表章している。
- ・1993SNA の分類項目のうち現行 JSNA で推計対象としているが、独立表章していないものとしては、「鉱物探査」、「育成資産」の内訳、「その他の無形固定資産」（現行 JSNA はプラントエンジニアリングを分類している）、「仕掛品」の内訳（「育成資産の仕掛品」「その他の仕掛品」）がある。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

非金融資産の分類について、以下のように、2008SNA マニュアルを踏まえて対応する。

次回基準改定における分類（案）	備考
生産資産	
固定資産	
住宅	
その他の建物・構築物	集計項目として新設
住宅以外の建物	
構築物	
土地改良	改称。現行同様フローのみ計上。
機械・設備	集計項目として新設
輸送用機械	
情報通信機器	内訳新設
その他の機械・設備	
防衛装備品	新設

次回基準改定における分類（案）	備考
育成生物資源	改称
知的財産生産物	改称
研究・開発	新設
鉱物探査・評価	新設
コンピュータソフトウェア	
在庫	内訳における名称から「在庫」を省略
原材料	
仕掛品	
育成生物資源の仕掛品	内訳新設
その他の仕掛品	内訳新設
製品	
流通品	改称
非生産資産	
自然資源	改称
土地	土地改良に係るストックを含む
宅地	
耕地	
その他の土地（林地を含む）	
鉱物・エネルギー資源	改称
非育成生物資源	集計項目として新設
漁場	
非育成森林資源	内訳新設

具体的には、以下の点について対応する。

- ・「生産資産」「非生産資産」の内訳としての「有形」「無形」の分類を廃止。
- ・現行 JSNA において、「有形非生産資産の改良」として総固定資本形成（フロー）に記録していた項目については、「土地改良」と改称し、「その他の建物・構築物」の内訳項目として表章する。ただし、資産残高（ストック）においては、土地改良の結果を「土地」に含めて計上するため、「土地改良」の項目は新設しない（D10 の項参照）。
- ・「機械・設備」の内訳として、「情報通信機器」を新設し独立表章。
- ・現行 JSNA において「無形固定資産」にあたる分類は「知的財産生産物」に改称し、その内訳分類として「研究・開発」（新設）、「鉱物探査・評価」（改称）、「コンピュータソフトウェア」を表章。各内訳分類の内容については、それぞれ D02、D05、D09 の項を参照。
- ・現行 JSNA において「無形固定資産」に含まれる「プラントエンジニアリング」については、「構築物」に含めて計上する（D08 の項参照）。
- ・兵器システムのうち1年以上生産に使用するもの（弾薬等以外）については、「防衛装備品」という分類名で固定資産の内訳項目として新設¹。（D04 の項参照）
- ・現行 JSNA において「有形非生産資産」にあたる分類は「自然資源」に改称し、その内訳項目として「土地」、「鉱物・エネルギー資源」（改称）、「非育成生物資源」（D14）（新設）を表章する。
- ・「非育成生物資源」の内訳項目として、現行 JSNA で表章している「漁場」に加え、新た

¹ 弾薬等の軍事在庫品については、仮に独立表章する場合は「防衛貯蔵品」との名称とすることが考えられるが、既に 2008SNA に対応した主な諸外国の取扱いと同様、独立表章しない方向で検討する（在庫の4形態のうち便宜的に原材料に含める）。

に「非育成森林資源」を新設し、現行 JSNA の「その他の土地」から国有林分を移管。
・「その他の自然資源」、「契約・リース・ライセンス」については、現状では我が国に該当例がないと整理する（D16 の項参照）。

他方、基礎統計の制約等により対応が困難な分類項目は以下のとおり。

- ・「データベース」、「のれん・マーケティング資産」、「水資源」については、それぞれ D05、D11、D12 の項を参照。
- ・また、1993SNA において対応できていない「娯楽・文学・芸術作品の原本」、「貴重品」については基礎資料の制約により、引き続き対応しない。

なお、現行 JSNA で参考表章している「無形非生産資産」については、次回基準改定以降、その主な構成要素である特許権が、新設される「研究・開発」に含まれる扱いに変更されるため（C01/D02）、表章を廃止することを検討。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

各国とも独自の分類を使用しており、必ずしも 2008SNA の分類の通りという訳ではない。

・オーストラリア

Non-financial

Produced

Fixed assets

Dwellings

Ownership transfer costs

Non-dwelling construction

Machinery and equipment

Weapons systems

Cultivated biological resources

Intellectual property products

Research and development

Mineral and petroleum exploration

Computer software

Artistic originals

Inventories

Private non-farm

Farm

Public authorities

Livestock

Plantation standing timber

Non-produced

Natural resources

Land

Subsoil assets

Native standing timber

Spectrum

Permissions to use natural resources

Spectrum licences

・カナダ

Non-financial assets

Produced non-financial assets

- Residential structures
- Non-residential structures
- Machinery and equipment
- Intellectual property products
- Consumer durable goods
- Inventories
- Weapons Systems
- Selected non-produced assets
 - Land
 - Timber
 - Subsoil resource stocks
 - Selected energy resources (1)
 - Selected mineral resources (2)

(1) Includes crude oil, natural gas, crude bitumen and coal.

(2) Includes gold, iron, copper, nickel, lead, zinc, molybdenum, uranium, diamonds and potash.

- 米国

商務省経済分析局（BEA）の公表する固定資産に関する最も詳細な表では、民間分について、住宅（形態別 8 区分+住宅の所有権移転費用）、その他の建設物（32 区分）、機械設備（39 区分）、知的財産生産物（25 区分）に分類して表章している。

【D04】兵器システム支出の資本化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">戦車、軍艦等の軍事兵器システムは、たとえ平和時の使用が抑止力の提供だとしても、継続して防衛サービスの生産で使用されるため、<u>固定資産として分類</u>。ミサイル・ロケット・爆弾等の <u>1 回限り使用されるアイテムは、軍事在庫として扱う</u>。ただし、高い破壊能力を持つ弾道ミサイル等は、攻撃者に対する抑止サービスを提供するため、固定資産として分類。	<ul style="list-style-type: none">軍の支出のうち、<u>非軍事目的の生産に使用可能なものだけを固定資本形成として扱う</u>。兵器や輸送機器、装置のうち、<u>発射ないし兵器を配備することが唯一の目的であるものについては中間消費として扱う</u>。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 軍事兵器システムへの支出は、一般政府の中間投入（政府最終消費支出を構成）ではなく、総固定資本形成／在庫品増加として扱う（継続使用されるものは固定資産、1 回限り使用のものは一部を除き在庫）。

② 主要計数への影響（概念上）

- GDP の増加要因（政府最終消費支出から公的固定資本形成ないし公的在庫品増加への振替に伴い、一般政府の固定資本減耗の計上を通じて、政府最終消費支出を押し上げ）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 1993SNA マニュアルに基づいた対応を行っている。具体的には、防衛省関連支出のうち、民間転用可能な施設の整備費を除き、一般政府（中央政府）の中間投入に計上し、政府最終消費支出として計上している。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- 防衛省関連支出について、弾薬等 1 回限り使用される兵器への支出は一般政府の在庫品増加に、それ以外は「防衛装備品」という形で一般政府の総固定資本形成に計上。なお、表章形式については、諸外国の取扱いを踏まえて、「防衛装備品」のみを独立表章することで検討。
- 固定資産となる防衛装備品の平均使用年数については、防衛省資料等から設定することを検討（「2008SNA 対応により新規に資本化する項目等に係る償却の考え方」の項を参照）。

② 推計方法、GDP への影響等試算値

- 本勧告に対応する場合、兵器システムへの支出が一般政府の中間投入（政府最終消費支出）から公的固定資本形成又は公的在庫品増加に振り替えられるが、うち前者への計上分について発生する固定資本減耗が政府最終消費支出に上乗せされ、**GDP 増加要因**となる。
- ここでは当該 GDP 増加分を暫定的に試算¹。具体的には、国の決算書情報より、兵器シ

¹ なお、実推計に当たっては、防衛装備品の平均使用年数のほか、デフレーターを作成する際の調達金額、数量等

システムへの支出額を把握。同額を政府最終消費支出から公的固定資本形成又は公的在庫品増加に移し替え。資本化に伴い発生する固定資本減耗については、ここでは暫定的に、遡及可能な一時点のストック値（1979年末時点の国有財産額）に毎年の固定資本形成額を積み上げるとともに、米国商務省経済分析局（BEA）の国防関連資産の平均使用年数²を利用して推計。

- ・暫定的な試算結果：名目 GDP を 0.1～0.2%程度押し上げる要因。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成 17 年産業連関表において、兵器システムへの支出は現行 JSNA と同様に政府の中間投入として計上されている。平成 23 年産業連関表においても同じ扱いとなる予定。

<諸外国の導入状況>

- ・米国
国民所得生産統計（NIPA）において、1996 年より、兵器システムの資本化が行われている。兵器システムに関する固定資本減耗の名目 GDP に占める割合は、2010 年において 0.5%程度。
- ・オーストラリア
2009 年に行った 2008SNA 導入に伴い、本勧告に対応。兵器システムの資本化に伴う固定資本減耗の増加により、名目 GDP が過去 10 年間の平均で 0.2%程度増加。
- ・カナダ
2012 年に行った 2008SNA 導入（一部）に伴い、本勧告に対応。固定資本減耗の増加により、名目 GDP は 2007 年～2011 年の平均で 0.1%程度増加。
- ・英国
2014 年秋に予定されている ESA2010 導入に伴い、本勧告に対応する予定。固定資本減耗の増加により名目 GDP は、過去 10 年間の平均で 0.2%程度増加の見込み。

の情報や、四半期推計を行う際の四半期パターンの作成等のため、防衛省から必要な資料を入手して活用すること等を検討する。

² 軍用車両等の平均使用年数を 12 年、戦闘機や艦船等を 24 年として試算。

(参考) 諸外国における表章形式について

米国、オーストラリア、カナダにおいては、四半期速報段階から、総固定資本形成の内訳として「National defense」又は「Weapons systems」を表章。具体的には次のとおり。なお、3か国とも軍事在庫は表章していない。

	四半期原系列	四半期季節調整系列	年次
米国			
名目	×	○	○
実質	△	○	○
デフレーター	×	△	△
オーストラリア			
名目	×	○	○
実質	×	○	○
デフレーター	○	○	—
カナダ			
名目	○	○	—
実質	×	○	×
デフレーター	×	—	×

(凡例) ○実額を表章、△伸び率のみ表章、×表章なし、—表章はないが算出可能

(備考) 3か国とも、実質 GDP 成長率に対する寄与度も表章。

【D05】資産項目「コンピュータソフトウェア」はデータベースを含むよう修正

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・非金融資産の「知的財産生産物」の内訳項目として、「<u>コンピュータソフトウェア・データベース</u>」を表章し、さらに「<u>コンピュータソフトウェア</u>」と「<u>データベース</u>」に分割表章する。 ※2008SNA マニュアルにおいては、コンピュータ化されたデータベースは、それ自身がソフトウェアであるデータベース管理システムと関係なく開発することができないため、ソフトウェアと同じグループにまとめられる、としている。 ・市場で購入したソフトウェアやデータベースは購入者価格で評価される一方、自社開発されたものは推定された基本価格か、それが不可能であれば生産費用（市場生産者については資本収益を含む）で評価される。 ・データベースについては、<u>使用年数1年超のデータを有するものは、自社開発、市場購入を問わず、固定資産として扱う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの総固定資本形成には、企業が1年超の期間にわたり生産に使用することが予定している大型データベースの購入や開発を含む。 ・データベースは、ソフトウェアと同様、市場購入の場合、購入者価格で、自社開発の場合、推定された基本価格か、それが不可能な場合、生産費用で評価する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・データベースについては、1993SNA で明示されている「大型」のもののみならず、使用年数が1年超であれば、全て固定資産として扱う。
- ・自社開発のデータベースの評価は、（推定された基本価格の使用が不可能な場合）生産費用（市場生産者が開発を行う場合、固定資本収益（純）を含める）で評価する（勧告 C06 参照）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（固定資産の対象に含めるデータベースの範囲拡張により、固定資本形成が増加）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、コモディティ・フロー法上、ソフトウェア関連品目に属する使用年数が1年超のデータベースについては、無形固定資産の「コンピュータ・ソフトウェア」の中に含まれる扱いとなっている。
- ・2008SNA マニュアル上の定義を厳密に適用すれば、データ入力業務など、現行コモディティ・フロー法の品目上、「その他の対事業所サービス」に内包され、「ソフトウェア」には含まれていないものについて、2008SNA 上データベースの定義に合致するものはありえるが、その部分については中間消費として計上され、総固定資本形成及びストックとしては計上されていない。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・ 2. のとおり、現行 JSNA においても、ソフトウェア関連品目に属する使用年数が1年を超えるデータベースについては、ソフトウェアの中に含まれているため、対応済である。また、自社開発ソフトウェア（上記のデータベースを含む）の産出額の計測については、勧告 C06 の項にもあるとおり、市場生産者が開発者である場合、開発に用いた固定資産の収益分（固定資本収益（純））を含めている。
- ・ 他方、ソフトウェアから、データベースを分離し表章するための基礎統計がないことから、これについては対応せず、「知的財産生産物」の内訳「コンピュータソフトウェア」に計上する（D03 の項目を参照）。
- ・ ソフトウェア以外のデータベースに該当するものに関しては、基礎資料の制約から推計が困難であり、かつ、産出額も微小と推測されることから対応しない（ソフトウェア業の産出額が 2010 暦年で 12 兆円程度であるのに対して、ソフトウェア以外でデータベースに該当するものの産出額は最大でも 1,000 億円程度と推測される）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 「平成 17 年産業連関表」においても、データベースについては、独立して推計・計上されていないが、ソフトウェアに含まれる使用年数が 1 年超のデータベースについては、ソフトウェアと同様、総固定資本形成に含まれる扱いとなっている（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。
- ・ 2008SNA で定義されるデータベースと同様の定義でデータベースを把握する基礎統計は存在していない。

<諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア
データベースはソフトウェアに含まれているが、分離計上は行っていない。
- ・ 米国
データベースについては、独立計上していない。内製されるデータベースについては、自社開発ソフトウェアや受注ソフトウェアを含めて総固定資本形成に記録する扱いとし、外部購入されるデータベースについては、金額が小さいため、総固定資本形成に含めていない模様。

【D06】オリジナルとコピーを別個の生産物として認識する

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産生産物について、<u>オリジナルとコピーを別個の生産物として扱うことに関する指針を提供する。</u> ※2008SNA マニュアルでは、オリジナルとコピーを区分しうる知的財産生産物として、コンピュータソフトウェアと娯楽、文学、芸術作品が例示されている¹。また、オリジナルの産出は総固定資本形成として扱われる。 ・<u>コピーが、完全に売り渡されたもので、1年を超えて生産に使用されると予想される場合には、固定資産として扱う。</u> ・<u>使用ライセンスの下で利用可能なコピーも、1年を超えて生産に使用され、ライセンシーが所有に伴う全てのリスクと報酬を引き受けるのであれば、固定資産として扱う。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・使用ライセンスの付いたコピーの取得が、複数年契約で定期的な支払をもって購入されたもので、ライセンスによってコピーが経済的に所有されたと判断される場合は、資産の取得とする。 ・定期的な支払が、長期契約のない使用ライセンスのためになされるのであれば、支払はコピー使用のためのサービス支払と扱う。 ・最初に大きな支払いがあり、その後年に少額の支払がなされる場合、最初の支払は総固定資本形成として記録し、後年の支払はサービス支払と扱う。 ・ライセンスによって、ライセンシーがオリジナルを再生産し、コピーの頒布、サポート、メンテナンスの責任を担う場合、再生産ライセンスを持つ単位へのオリジナルの一部または全体の販売とみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無形固定資産（コンピュータ・ソフトウェア、娯楽、文学、芸術作品の原本等）において、オリジナルとコピーとを別個の生産物として扱うことに関する指針を提供していない。 ※オリジナルの産出は総固定資本形成として扱われるとされる一方、コピーの扱いについて明確な記述はない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに明確にされた指針の下で、知的財産生産物について、オリジナルとコピーを区別し、コピーについて、一定の要件を満たす場合には固定資産の取得として、そうでない場合はサービスへの支払として記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（オリジナルとコピーを区別する指針が明確化されたことにより、明示的に固定資産に分類されるコピーが新たに記録される場合で、その取得が中間消費ではなく総固定資本形成に振り替えられる場合には GDP を押し上げ）

¹ また、2008SNA マニュアルのパラ 6.208 でも、オリジナルとコピーの2段階の生産がなされる生産物として、書籍、レコード、映画、ソフトウェア、テープ、ディスクが例示されている。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・2008SNA で知的財産生産物として位置付けられているもののうち、コンピュータ・ソフトウェア及び娯楽、文学、芸術作品について、現行 JSNA におけるオリジナルとコピーの扱いは以下のとおり整理される。
 - －コンピュータソフトウェアについては、オリジナルとコピーを区別し、オリジナルについては全額を、コピーについて一定の要件を満たす場合に総固定資本形成として扱っている。
 - －娯楽、文学、芸術作品については、基礎データの制約により、オリジナルとコピーを区別しておらず、また、関連する財貨・サービスの産出の一部についてのみ総固定資本形成として計上する扱いとなっている。具体的には、ビデオ制作及びレコード制作の産出額のうち業務用レンタルビデオ等（コピーに該当）について、一般的に1年以上生産に使用されることから、総固定資本形成として扱われている。

	コンピュータソフトウェア ²	娯楽、文学、芸術作品 ³
オリジナル	<ul style="list-style-type: none"> ・自社開発ソフトウェア、受注ソフトウェアについて、総固定資本形成に計上。⁴ 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナルとコピーを区別していない⁵。 ・娯楽、文学、芸術作品に係る財貨・サービスのうち、映像情報制作・配給業、その他の対事業所サービス（レコード制作業が含まれる）⁶の産出額の一部（1年以上生産に使用される場合）は総固定資本形成に計上。その他は、中間消費ないし最終消費（いずれもサービス支払）に計上。 ・また、その他の娯楽業（著述・芸術家業が含まれる）の産出額は、中間消費ないし最終消費（いずれもサービス支払）に計上。
コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外のコンピュータソフトウェアのうち、業務用パッケージ、その他のソフトウェア⁷については、その産出額の一部（1年以上生産に使用される場合）は、総固定資本形成に計上。 ・その他は、中間消費ないし最終消費（いずれもサービス支払）に計上。 	

² OECD の”Handbook on Deriving Capital Measures of Intellectual Property Products”においては、自社開発ソフトウェアや受注ソフトウェアはオリジナル、パッケージソフトウェアはコピーと位置付けられている。

³ 娯楽、文学、芸術作品に関して、著作権資産については、現行 JSNA では、把握可能な部分（一般政府保有分）の期末残高を「無形非生産資産」に含め、ストック編の参考系列（一国の資産合計には含めていない）として掲載している（平成23年末28億円）が、次回基準改定では同項目の表章を廃止する方向で検討（D03の項参照）。

⁴ 投資主体については、自社開発ソフトウェアの場合は自己勘定でソフトウェア開発を行った各産業、受注ソフトウェアの場合はこれを購入した各産業。

⁵ 以下で挙げている財貨・サービス（映像情報制作・配給業、その他の対事業所サービス、その他の娯楽）について、オリジナルの産出は、販売された場合についてその売上高を計上し、オリジナルの生産者による自己勘定総固定資本形成については計上していない。また、オリジナルが販売された場合、その額（産出額）は、「平成17年産業連関表」と整合的に、中間消費ないし最終消費に計上されており、総固定資本形成には計上されていない。

⁶ 映像情報制作・配給業、その他の対事業所サービスのうちレコード制作業は、「平成23年産業連関表」では、「映像・音声・文字情報制作業」に再編されることとなっており、JSNAの次回基準改定でも同様の取扱いとする予定。

⁷ その他のソフトウェアとは、コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するコンピュータ等の基本ソフト。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・ 2. のとおり、現行 JSNA でも、①コンピュータソフトウェアにおけるオリジナル（全額を総固定資本形成に計上）とコピー（一定の要件を満たす場合に総固定資本形成に計上）の区別、②娯楽、文学、芸術作品のコピーの一部について一定の要件を満たす場合に総固定資本形成に計上、という点で 2008SNA の勧告に一部対応済と整理できる。
- ・ ただし、上記いずれについても、コピーの産出先を、ライセンスの契約形態に応じて総固定資本形成または中間消費に分けることについては、基礎資料の制約があるため対応は困難⁸。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 「平成 17 年産業連関表」におけるコンピュータソフトウェアと娯楽、文学、芸術作品の扱いについては、基本的に、2. の現行 JSNA の取扱いと同様である。ただし、産業連関表では、自社開発ソフトウェアを総固定資本形成と扱っていない（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。

<諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア

2008SNA マニュアルに準拠し、コンピュータソフトウェア及び娯楽、文学、芸術作品についてオリジナルとコピーを別個の生産物とし取り扱っている。そのうち、ソフトウェアについては、使用年数を把握できる情報がないため、ほとんどのものが 1 年以上生産に使用されるとみなし、固定資産として記録している。

- ・ 米国

コンピュータソフトウェア及び娯楽、文学、芸術作品について、オリジナルとコピーを区分しうる知的財産生産物として取り扱う。

- ・ EU 諸国

2008SNA に対応する EU 諸国の最新の国民経済計算マニュアルである ESA2010⁹では、コンピュータソフトウェアと娯楽、文学、芸術作品について、オリジナルとコピーが存在すると記述されている。

⁸ 現行 JSNA では、例えば企業のソフトウェア購入分について、ライセンス契約の形態により中間消費か総固定資本形成かを分けるのではなく、平成 17 年産業連関表に基づき、生産に 1 年以上使用されるものを総固定資本形成と整理している。

⁹ EU 諸国は、同マニュアルへの対応を 2014 年に行う予定である。

【D08】所有権移転費用の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・資産の取得や処分にかかる「所有権移転費用」は、その発生時（取得または処分時）に総固定資本形成として記録する。所有権移転費用には、①取得・処分時に発生する法律家、建築家、測量士、エンジニア、価格査定人に支払う料金等の報酬・手数料、不動産業者等に支払う手数料、②買い手に別個に請求される商業・輸送費、③資産の取得・処分に關して支払われる税、④資産価格に含まれない設置、取り外し費用、⑤当該資産の使用年数の終わりに発生し、<u>当該資産の解体や立地地点の現状回復に必要な「終末費用」</u>が含まれる。 ※所有権移転費用は、生産資産に係る費用の場合は、当該生産資産に統合して記録する。非生産資産の所有権移転費用については、土地に係る費用は「土地改良」に含めて計上する一方、その他の非生産資産については、固定資産の独立項目（非生産資産に係る所有権移転費用）として記録する（ただし、ストックとして記録する貸借対照表においては、その他の非生産資産の所有権移転費用は、対象となる各非生産資産の資産価額に合算される）。 ・所有権移転費用（終末費用を除く）の固定資本減耗は、対象となる資産の取得後、<u>（（資産寿命としての）使用年数全体ではなく）購入者が当該資産を保有すると予想される期間にかけて記録される。ただし、適切なデータがなく、こうした扱いが難しい場合、これらの費用は、総固定資本形成に計上しつつ、その費用が発生した時に固定資本減耗として償却されるとしてもよい。</u> ・原子力発電施設等のかかなり大規模で重要な資産の解体等の終末費用の固定資本減耗は、対象となる資産の取得後、その間の使用者の数にかかわらず、<u>当該資産の（資産寿命としての）使用年数全体にわたって記録される。実務上は、終末費用を正確に予測することは難しい場合があり、終末費用のうち、使用年数全体における固定資本減耗の合計額でカバーできない部分は、その費用が発生した際（解体時）に固定資本減耗として償却処理する。</u>¹ 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の取得にかかる「所有権移転費用」は、その発生時に総固定資本形成として記録する。所有権移転費用には、購入者価格に含まれる輸送費、据え付け経費等のほか、①新しい所有者により負担された手数料等（法律家、建築設計士、測量士、エンジニア、価格査定人に支払う料金等の報酬・手数料、不動産業者等に支払う手数料）、②新しい所有者により支払われる税が含まれる <p>※所有権移転費用は、生産資産に係る費用の場合は、当該資産に統合して記録する。非生産資産の所有権移転費用については、土地に係る費用は購入及び売却価格から切り離し、固定資産の独立項目（非生産資産に係る所有権移転費用）として記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転費用の固定資本減耗は、当該資産の使用年数にわたって、資産の使用に対して計上する固定資本減耗の一部として徐々に記録される。当該資産が、使用年数の終了前に売却された場合、まだ償却されていない残余の所有権移転費用は、その他の資産量変動勘定において償却された扱いとする。

¹ 2008SNAに対応するEU諸国の最新の国民経済計算マニュアルであるESA2010においては、終末費用について、



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・所有権移転費用は、終末費用を含むなど範囲を明確化した上で、引き続き総固定資本形成として扱う。
- ・終末費用を除く所有権移転費用の償却期間は、当該資産の（資産寿命としての）使用年数全体から、購入者が当該資産を保有すると予想される期間とする。終末費用については、当該資産の使用年数全体にわたって償却されると扱う。こうした処理が難しい場合には、費用発生時に固定資本減耗として償却するという選択肢も可能。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（所有権移転費用の明確化により、その範囲が拡張される場合）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、所有権移転費用のうち、設置費用や商業・輸送費は総固定資本形成に含まれており、資産の平均使用年数にわたって固定資本減耗として償却される扱いとなっている。エンジニアリング業への支払い等は、「プラントエンジニアリング」として無形固定資産の総固定資本形成に含まれ、ストックとしては対象となるプラントと一体化され、当該資産の平均使用年数にわたって償却される扱いとなっている（資産分類上は「その他の構築物」に含まれている）。
- ・他方、所有権移転費用のうち、
 - 不動産仲介手数料は中間消費
 - 法律家等への報酬支払は中間消費ないし家計消費として扱われ、総固定資本形成には含まれていない。また、
 - 資産の取り外し費用については、（所有権移転に伴わないものと区分されずに）中間消費ないし最終需要のいずれかに含まれているが、いずれの場合でも費用が発生した時点（取り外し時点）で計上されている。
 - 資産の所有権移転に伴う税（登録免許税等）については、当該資産を用いて生産する財貨・サービスに生産・輸入品に課される税として含まれており、当該資産の所有権移転時（固定資本形成時）に総固定資本形成に含まれる扱いとはなっていない。
- ・また、終末費用について、現行 JSNA では、資産の解体時で総固定資本形成に計上されている。ただし、当該資産の償却開始時期は、取得時ではなく、資産の解体時となっており、解体後も償却期間にわたって固定資産残高が計上される扱いとなっている。

3. 検討の方向性

①次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

[所有権移転費用に含める範囲]

- ・2. のとおり、現行 JSNA においても、一部の所有権移転費用については総固定資本形成に含まれているが、次回基準改定においては、新たに不動産仲介手数料²について、現

対象となる資産の使用年数の終期に総固定資本形成として計上するとともに、同額を固定資本減耗として償却することが推奨されている。

² 「産業連関表」における非住宅建築物に係る不動産仲介の産出額は、「賃貸関連流通における仲介料」であり、売買に係る手数料については把握することができない。また、税や登記に係る基礎統計からは、建築物の売買に

行 JSNA のように中間消費ではなく、総固定資本形成として扱うこととする。またプラントエンジニアリングについては、現行 JSNA では無形固定資産の総固定資本形成と扱っている点を改め³、対象となるプラント（「構築物」（現行 JSNA の「その他の構築物」から名称変更）に係る所有権移転費用として位置づける。

- ・他方、法律家等への報酬支払や取り外し費用については、所有権移転にかかる部分を把握する基礎統計がないことから、対応を見送る。税については、基礎資料の制約により、対応を見送る⁴。
- ・終末費用については、これを計上する対象となる資産や固定資本減耗／減価償却の記録方法という点で近い概念である企業会計上の「資産除去債務」⁵に係る情報を用いて対応することを検討⁶する。なお、日本の場合、資産除去債務の大宗は電力会社⁷における原子力発電施設に係るものであるため、当該部分について対応が可能かを検討することとする（別紙参照）。

[所有権移転費用の計上先資産項目、償却期間]

- ・設置費用や商業・輸送費は、現行 JSNA と同様、対象となる固定資産に含めて記録するとともに、基礎資料の制約から、当該資産の平均使用年数にわたって償却する扱いを継続する。
- ・不動産仲介手数料については、原則として住宅に含めて記録し、償却期間については、利用可能な一次統計を元に同一所有者の平均的な保有期間を求め、所有権移転費用の償却期間として使用することを検討する⁸。
 - －不動産仲介手数料のうち宅地売買に係る仲介手数料については、2008SNA では固定資産の分類として「土地改良」を新設する場合にはここに含めて表章することが求められているが、D10 の項で述べるように次回基準改定において JSNA では「土地改良」の新設を見送る方向で検討していることから、固定資産の分類うち「住宅」に含めることとする⁹。
- ・プラントエンジニアリングについては、対象となる固定資産（「構築物」）に含めて記録する。償却期間については、プラントは予想保有期間と平均使用年数は同等と考え、現行 JSNA と同様、当該資産の平均使用年数にわたって償却する扱いとする。

係る情報は得られるものの、住宅・非住宅に分割するための情報を得ることができない。このため、非住宅建築物に係る売買手数料を推計することは困難である。

³ 2008SNA では、資産分類上の「有形固定資産」「無形固定資産」の区別が廃止され、現在の無形固定資産については新たに「知的財産生産物」という分類が設けられるが、プラントエンジニアリングは知的財産生産物には分類しない。詳細については D03 の項を参照。

⁴ 所有権移転に関する登録免許税は約 2,200 億円（平成 23 年度）であるが、その大宗を占める土地に係る分については投資主体が把握できない。

⁵ 日本の企業会計では、企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」およびその適用指針により、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から原則適用となった。

⁶ 上記脚注 5 適用以前については、各電力会社の財務諸表より、「資産除去債務」に相当する「原子力発電施設解体引当金」の金額を把握することが出来るが、会計基準の適用以前と以後では計算方法の相違により 5,000 億円程度の断層が生じることに留意が必要。

⁷ 上場企業の財務諸表によれば、産業別に見ると資産除去債務の 8 割以上は電力業が占めている（光成美樹[2010]「資産除去債務会計基準の適用事例分析（2011 年 3 月期第 1 四半期）」『週間経営財務』No.2984）。

⁸ 不動産仲介手数料について、「民間企業投資・除却調査（内閣府）」の利用を検討したが、仲介手数料の大半が家計の持家住宅であるため、利用に適さないと判断した。現在は「土地保有移動調査（国土交通省）」及び「住宅市場動向調査（国土交通省）」の利用を検討している。

⁹ 土地利用区分上の「宅地」は住宅用地のみならず、商業用地、工業用地等も含む概念ではあるが、基礎統計である「産業連関表」においては、その内訳に係る情報は得られないため、ここではすべて住宅用地と整理する。

③ 推計方法、GDP への影響等試算値

- ・本勧告に対応し所有権移転費用の範囲が拡張された場合、現行 JSNA において中間消費としている不動産仲介手数料を総固定資本形成として扱うこととなることから、GDP の増加要因となる。ここでは 2005 年から 2012 年の当該 GDP 増加分について試算。
- ・具体的には、「平成 17 年産業連関表」における不動産仲介・管理業産出額に占める、不動産仲介手数料の割合¹⁰を求め、これを平成 18 年以降の毎年の不動産仲介業産出額に乗じることで、不動産仲介業産出額のうち所有権移転に係る費用を抽出し、総固定資本形成に計上する。
- ・資産計上に伴うストック額と固定資本減耗の推計については、他の固定資産同様に恒久棚卸法により行う。なお今回の検討・試算対象は、住宅関連の不動産売買に係る仲介手数料と整理しているため、資産の保有主体は法人企業および家計のみとなり、非市場部門の保有資産から生じる固定資本減耗を通じた GDP への影響はない。
- ・今回の試算で使用した償却率については、予想保有期間に関して分析途上にあるため、暫定的に木造住宅と同じ数値を使用した¹¹。
- ・暫定的な試算結果：名目 GDP を 0.2%程度押し上げる要因。
一国の住宅資産を 4.0%程度押し上げる要因。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 17 年産業連関表」においては、現行 JSNA と同様に、所有権移転費用のうち設置費用や商業・輸送費等は総固定資本形成に含まれている一方、不動産仲介手数料は総固定資本形成に含まれていない（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。また、税や法律家等への報酬、取り外し費用、終末費用についても現行 JSNA と同じ扱い。

<諸外国における対応状況>

- ・米国
住宅にかかる所有権移転費用として、不動産仲介手数料、印紙税、法律家費用等を含めている。また、非住宅にかかる所有権移転費用として、不動産仲介手数料を含めている。住宅に係る償却期間については、購入者が保有すると予測される期間（12 年）にわたって償却される扱いとなっている。
- ・オーストラリア
住宅、非住宅建築物、占有されていない土地の取得にかかる所有権移転として、法律専門家への支払、不動産仲介手数料、印紙税等を含めている。償却期間については、住宅 15 年程度、非住宅 27 年程度としている。
- ・カナダ
住宅、非住宅にかかる所有権移転費用として、不動産仲介手数料、法律家費用、土地譲渡税等を含めている。
- ・英国
2014 年秋に予定している ESA2010 導入に伴い、終末費用を新たに総固定資本形成に記録する予定。

¹⁰ 不動産仲介手数料の内訳は「中古住宅仲介手数料」「宅地仲介手数料」「その他の手数料」。「平成 17 年産業連関表」におけるこれらの産出額合計は約 1 兆円であり、不動産仲介・管理業の住宅関連部分の約 9 割を占める。

¹¹ 中古取引の存在を考えると、1 人の所有者の保有期間は（資産寿命としての）平均使用年数ベースの償却期間より短いと考えられ、その場合、所有権移転費用のストックは上記試算値よりも小さくなる。今後、次回基準改定に係る実装に向け、脚注 7 で示したような基礎統計の活用可能性を精査する。

「終末費用」に係る勧告への対応の考え方と課題について

1. 国際基準における「終末費用」の取扱い

(1) 2008SNA における勧告概要

- 2008SNA においては、原子力発電施設等の資産（以下、当該資産という。）の終末費用に関して、以下のような取扱いを勧告している（イメージについては図表1参照）。
 - ① 当該資産の取得時点で当該資産の処分時に発生すると予想される終末費用（以下、予想終末費用という。）の額を用い、当該資産の取得時以降、当該資産の耐用年数(資産寿命としての使用年数全体)にわたって、当該資産に係る通常の固定資本減耗に加え、予想終末費用の固定資本減耗を記録する。予想終末費用は、当該資産の取得時点の総固定資本形成には計上しない。
 - ② 当該資産の処分時に、処分にかかる費用(終末費用)を総固定資本形成に計上するが、上記のとおり、既にこれに係る固定資本減耗は当該資産の取得時以降に記録されているため、当該総固定資本形成は資産(ストック)としては計上しない。
 - ③ なお、当該資産の取得時以降、耐用年数をかけて記録される固定資本減耗の累積額(=予想終末費用)が、処分時に実際に発生した終末費用(総固定資本形成)を下回る場合は、その「足らざる部分」は、終末費用の発生時に全額固定資本減耗として記録する。

(2) ESA2010 における勧告概要

- 2008SNA に対応する EU 諸国の国民経済計算体系である ESA2010 においては、当該資産の終末費用に関して、以下のような取扱いを勧告している（イメージについては図表2参照）。2008SNA に比べ、ESA2010 は、「当該資産の取得時から耐用年数をかけて、予想終末費用に係る固定資本減耗を記録するという扱いではなく」、「当該資産の処分時に固定資本減耗を一括して計上することとされている」という点が異なる。
 - 当該資産の処分時に、処分にかかる費用(終末費用)を総固定資本形成に計上するとともに、同費用を固定資本減耗として記録する。

2. 現行 JSNA における取り扱い

- 2008SNA/ESA2010 における「終末費用」は、現行 JSNA では、建設活動の一環として行われる解体工事の費用に対応すると考えられる。現行 JSNA における解体工事の費用の扱いは以下のとおり（イメージについては図表3参照）。
 - ① 当該費用は、建設の産出額に内数として含まれ、需要側で総固定資本形成の内数として計上され（建設の産出額から解体工事費用を抽出して推計は行っていない）、そのままストックにも記録される¹²。
 - ② その後、それぞれの建設物と一体のものとして、建設物の種別に応じた耐用年数をかけ

¹² なお、「資産除去債務に関する会計基準」によれば、(参考)で後述するように、企業会計上は、原子力発電施設等の固定資産の取得時において、負債側で記録される資産除去債務と見合いの額が、固定資産の取得額に含めて資産側に記録されることになっているが、JSNA の推計上は、この「資産除去債務見合い額」は総固定資本形成に計上されない仕組みとなっている。このため、実際に（建設の産出額の一部として）解体費用が発生した時点で総固定資本形成が記録されることと重複はない。

具体的には、JSNA の年次推計における総固定資本形成は、財貨・サービス別の出荷額を起点に推計されるため、実際に取引の行われない「資産除去債務見合い額」は記録されない。また、四半期別 GDP 速報推計における民間企業設備や、年次推計における固定資本マトリクスの制度部門・経済活動別の分割に用いている「四半期別法人企業統計」では、調査票上、新設投資額に「資産除去債務見合い額」は含まれない（「新設投資額」ではなく「譲受振替」に記録）ため、やはり、建設の産出額の一環として解体費用が総固定資本形成として記録されることとの間に重複はない。

て固定資本減耗と固定資産残高が計上される。

3. JSNA において国際基準の勧告に対応するために必要な基礎情報と留意点

- D08 の項本文の 3. ①でも述べたとおり、2008SNA/ESA2010 における「終末費用」の扱いは、企業会計上の「資産除去債務」（2010 年度以降適用）の扱いと似通っている部分が多く（参考を参照）、我が国においては資産除去債務の大宗は電力会社における原子力発電施設に係るものである。このため、原子力発電施設に係る終末費用の記録について、国際基準に対応するために、電力会社の財務諸表から得られる情報を活用できるかを検討する。
- 具体的には、原子力発電施設（以下、下表では「同資産」と略す。）について、2008SNA や ESA2010 の終末費用に係る勧告に対応するとした場合、財務諸表で利用可能な情報、及びその利用に係る留意点は以下のとおりである。

(1) 2008SNA の勧告に対応する場合

JSNA の推計上必要な作業	参考となりうる財務諸表情報	左記の利用に係る留意点
① 同資産の処分時にかかる解体費用に相当する部分を建設の産出額から抽出し、総固定資本形成として計上するとともに、その後は固定資本減耗、固定資産を記録しない	(解体費用の参考情報) 資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の各「期中減少額」	実際の解体費用の中には、建設の産出額には該当しないものが存在する可能性があるが、解体費用に係る内訳についての情報には制約がある
② 同資産の取得時の予想終末費用について、取得時以降、耐用年数にかけて固定資本減耗を記録	(予想終末費用の参考情報) 「資産除去債務に関する会計基準」における資産除去債務	同資産の取得時点に遡って、予想終末費用を捉え、その固定資本減耗を記録するためには、資産除去債務について発電施設毎の内訳等があることは望ましいが、制約がある
③ 上記固定資本減耗の取得時から処分時にかけての累積額（＝予想終末費用）よりも実際の解体費用が大きかった場合、「足らざる部分」を解体費用の発生時に固定資本減耗として記録	(固定資本減耗の参考情報) 資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の各「期中増加額」 ¹³	左記「期中増加額」の過去の計数は、各期の発電実績に応じたものであり、2008SNA の固定資本減耗とは平準化の手法に関する概念が異なる。また、会計基準の変更等に伴う計数の断層がありうる

(2) ESA2010 の勧告に対応する場合

JSNA の推計上必要な作業	参考となりうる財務諸表情報	左記の利用に係る留意点
○ 同資産の処分時にかかる解体費用に相当する部分を建設の産出額から抽出し、総固定資本形成として計上するとともに、同額を固定資本減耗として記録する（固定資産を記録しない）。	(解体費用等の参考情報) 資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の各「期中減少額」	実際の解体費用の中には、建設の産出額には含まれないものが存在する可能性があるが、解体費用に係る内訳についての情報には制約がある

¹³ 「資産除去債務に関する会計基準」適用前（2009 年度以前）については、原子力発電施設解体引当金の各期繰入額。

4. JSNA としての対応方針の考え方

上記3. を踏まえれば、次回基準改定に向けた JSNA における原子力発電施設に係る「終末費用」の取扱については、以下の考え方がある。

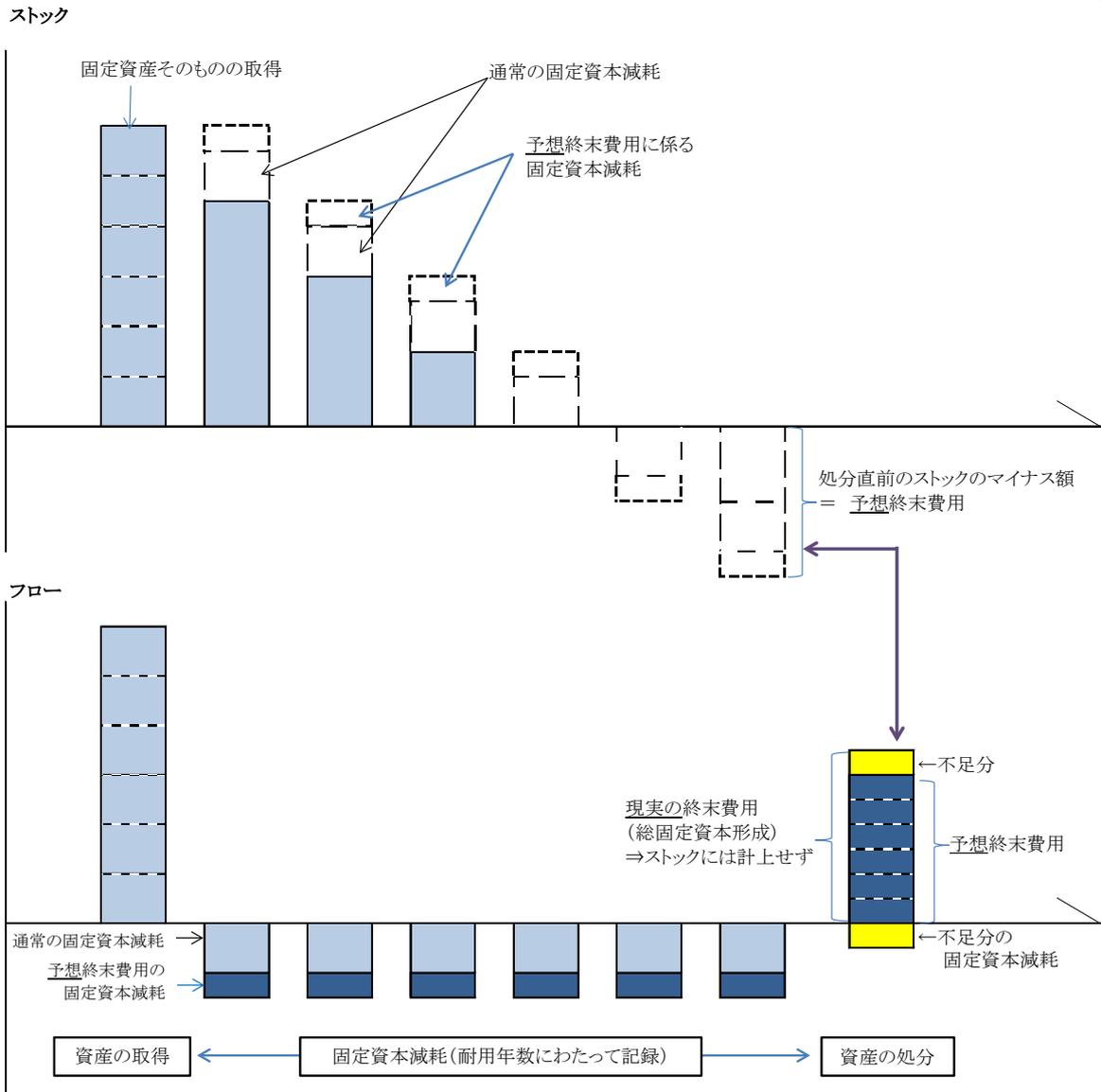
- 2008SNA の勧告に対応する場合の手法として、以下を検討する。¹⁴
 - (a) 3. (1)①（解体費用の扱い）については、原子力発電施設等の解体に充てられた額を、電力会社の財務諸表の資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の「期中減少額」から捕捉することにより、これを固定資本マトリックス上で分離して、ストックに計上しない。
 - (b) 3. (1)②③の留意点で述べたように予想終末費用に係る情報の制約を踏まえ、資産除去債務明細表から得られる「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の「期中増加額」¹⁵を、「予想終末費用」に係る固定資本減耗と見做し、過去の期間に遡って記録する。
- 一方、上記(b)は一定の仮定に依存するものであることに加え、2008SNA の終末費用に係る勧告に関しては、既に 2008SNA を導入している主要国（豪州、カナダ、米国）においては対応していない模様であり、EU 諸国は ESA2010 に準拠する予定（2014 年秋）であり、2008SNA よりも簡素な手法が採用されると考えられる。これらを踏まえ、終末費用に係る固定資本減耗の記録のタイミングについては、ESA2010 の方式を採用することも一案。この場合は、以下のように対応を検討。
 - (c) 3. (2)（解体費用、固定資本減耗の扱い）については、上記(a)と同様に原子力発電施設等の解体に充てられた額を、電力会社の財務諸表の資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の「期中減少額」から捕捉し、これを同期の総固定資本形成及び固定資本減耗として記録する。
- ただし、3. の留意点で述べたとおり、原子力発電施設について実際にかかる解体費用の中には、建設の産出額には該当しないものが存在しうるが、解体費用に係る内訳についての情報には制約があり、解体を建設部門の活動と見做すことが妥当かについては留保が必要である（仮に、解体費用に建設分以外が多く含まれる場合、解体費用を除く建設部門の産出額及び配分先としての総固定資本形成が過小となり、ストックの過小推計につながる可能性）。

このため、今後、資産除去債務（特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金））の取崩しによる解体が進められる場合には、実際に得られるデータや関連情報を十分吟味して、場合によって、現行 JSNA の記録方法を維持することも選択肢として検討する。

¹⁴ なお、2008SNA では、終末費用を計測する対象となる資産について、終末費用も勘案した当該資産の純ストック額が耐用年数に近づくと負になることを想定している。検討にあたっては、このことが、資本サービス量や内部収益率の推計に与える影響についても留意する必要がある。

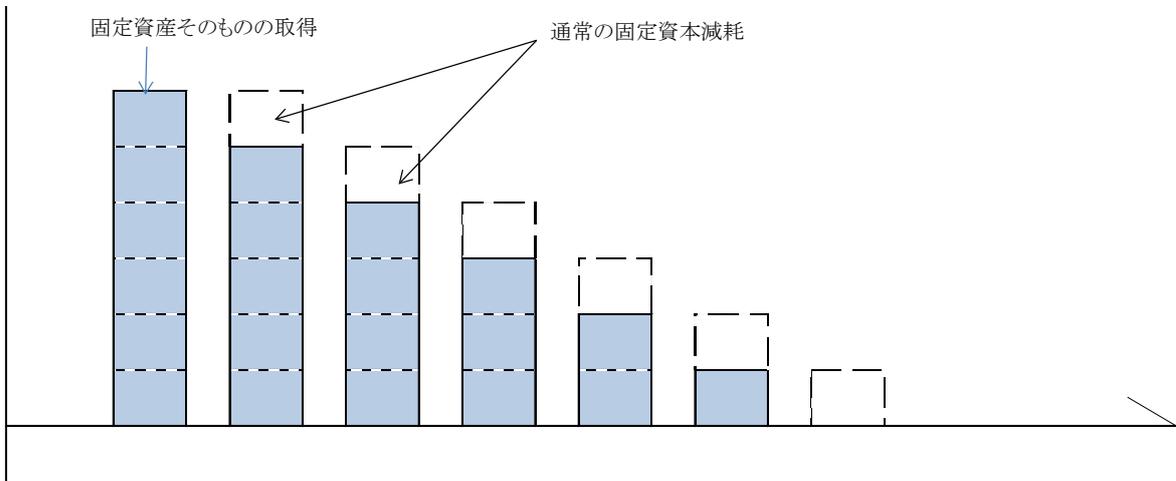
¹⁵ 脚注 13 と同様、2009 年度以前においては、原子力発電施設解体引当金の各期繰入額。

図表1 2008SNA 勧告における終末費用に係る記録のイメージ

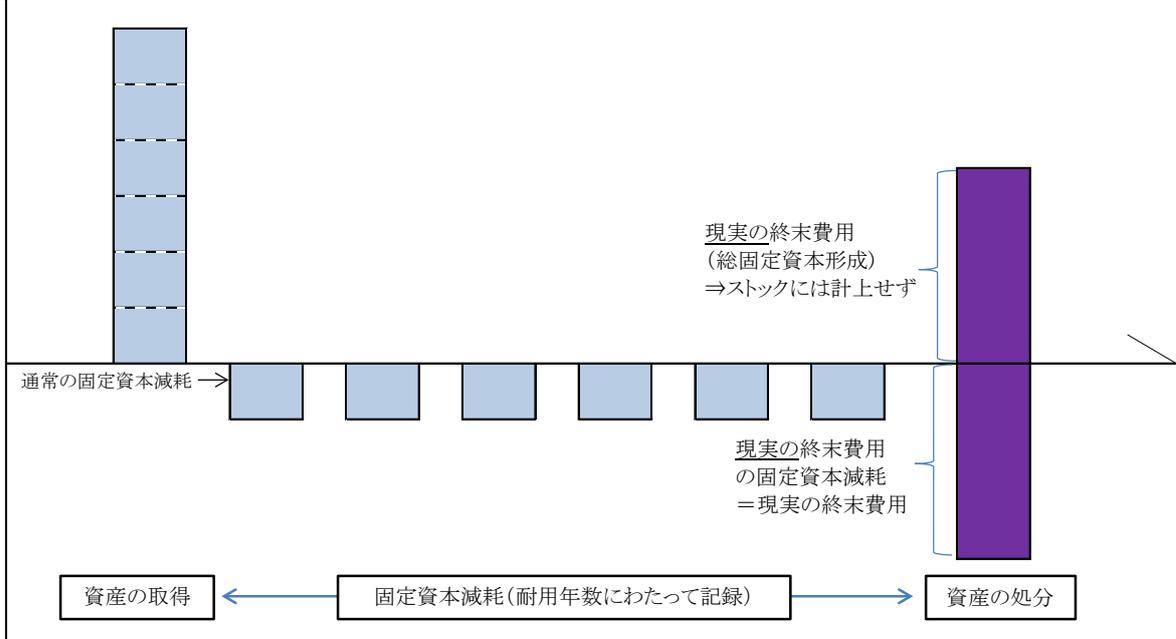


図表2 ESA2010 勧告における終末費用に係る記録のイメージ

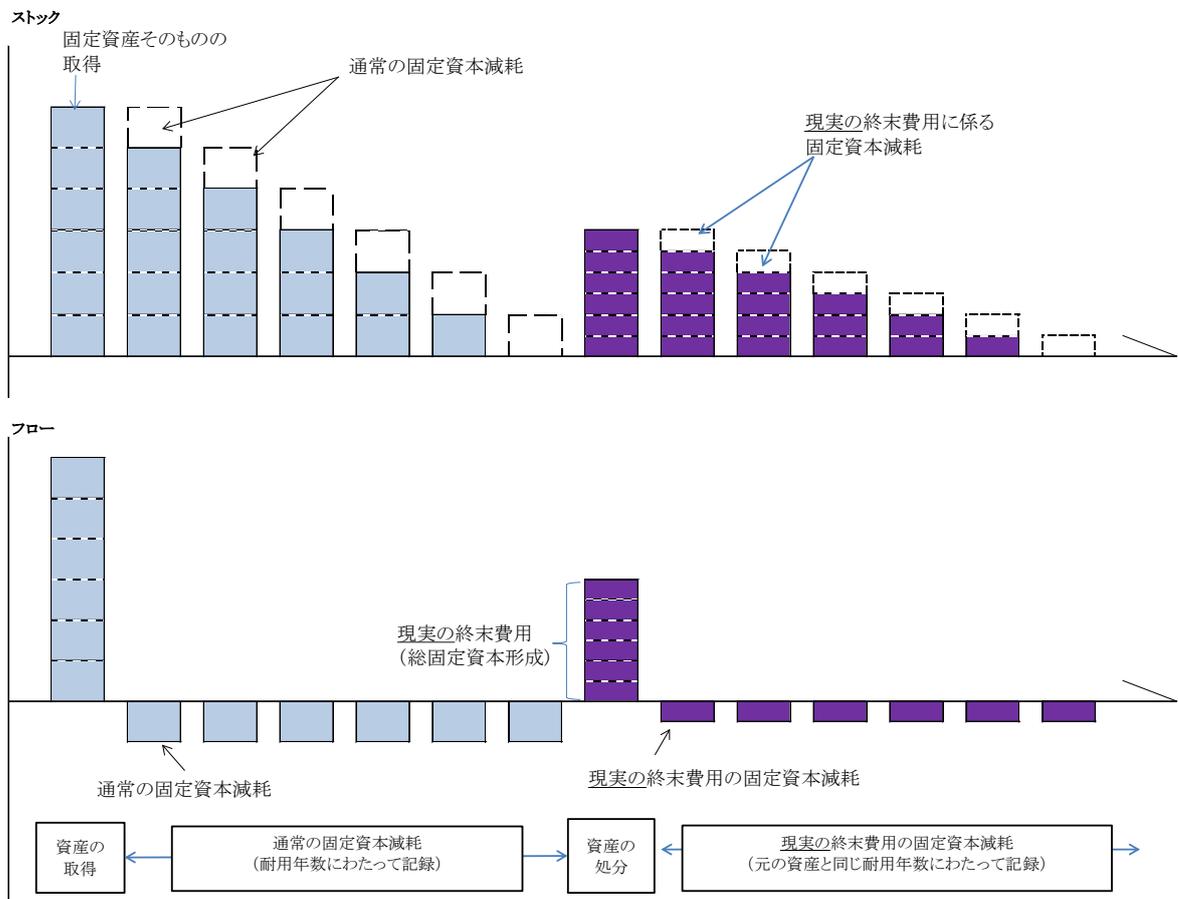
ストック



フロー



図表3 現行 JSNA における終末費用に係る記録のイメージ



(参考) 企業会計における資産除去債務等の取扱い

(2008SNAの「終末費用」と企業会計上の「資産除去債務」との関係)

- 企業会計においては、2010年4月1日以降の事業年度以降、「資産除去債務に関する会計基準」により、法令等に基づき除去が義務付けられている有形固定資産について、その取得時において、将来予想される当該資産の処分にかかる費用を割引現在価値で「資産除去債務」として貸借対照表の負債側に記録することが求められている。
- 2008SNAの「終末費用」と企業会計上の「資産除去債務」は、図表4のとおり、対象となる資産の処分にかかる費用の計上の方法とタイミングに違いがあるほかは、対象となる資産の範囲、減耗／償却の記録方法等において互いに近いものと言える。

図表4 2008SNA「終末費用」と企業会計「資産除去債務」比較表

	2008SNA「終末費用」	企業会計「資産除去債務」
対象となる資産	処分時に重大な費用が発生するような固定資産（原子力発電施設等）	法令等に基づき除去が義務付けられている有形固定資産（原子力発電施設等）
処分にかかる費用の計上の方法とタイミング	上記資産の処分時において、終末費用を総固定資本形成に計上するが、取得時～処分時のいずれにおいても資産（ストック）には計上しない	上記資産の取得時において、処分時に発生すると予想される費用の割引現在価値を負債側に「資産除去債務」として計上するとともに、見合いの額を上記資産の取得額に加算
減耗／償却	対象資産の取得以降、耐用年数全体にわたって減耗 減耗額は、取得時に予想された終末費用に基づく	対象資産の取得以降、耐用年数全体にわたって償却 償却額は、取得時に予想された除去費用に基づく
予想<現実の費用の場合の扱い	費用発生時点で、固定資本減耗として償却	費用発生時点で、減価償却費として償却

(電力会社の財務諸表における資産除去債務等に係る情報)

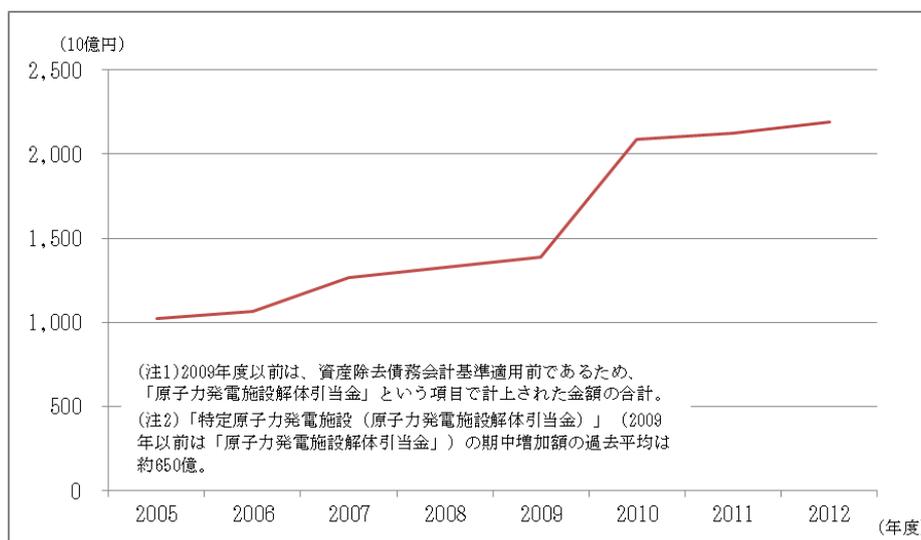
- 原子力発電施設を保有している電力会社各社の財務諸表（「資産除去債務に関する会計基準」（以下、資産除去債務会計基準という。）適用後）の貸借対照表の負債側から、各期末時点の「資産除去債務」の総額が把握できる（ただし、発電施設毎の情報はない）ほか、注記事項（資産除去債務明細表等）において、その内訳として、①特定原子力発電施設（原子力発電解体引当金）、②特定原子力発電施設（その他）等について、それぞれ期首残高、期末残高、期中増加額、期中減少額が得られる。
- このうち、①特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、資産除去債務会計基準適用の2010年度から2013年9月までについては、発電施設毎にその解体に要する総見積額を算定し、その将来の支出に備え、生産高比例法¹⁶という発電実績に応じて積んでいく引当金である¹⁷。ここで、期中増加額は、①の積み増し分であり、発電実績に応じて計上される。期中減少額は、①の取崩額であり、原子力発電施設の解体に充当された費用（解体費用）が計上される。なお、解体に要する総見積額を割引現在価値で評価した「資産除去債務」と上記①の差

¹⁶ 当期末の引当金残高＝総見積額×（当期までの累積発電電力量／想定総発電電力量）

¹⁷ 2013年10月には、同省令の改正が施行され、2013年度以降においては、生産高比例法により発電実績に応じて引当金が積み増されるのではなく、定額法に基づき各期の引当金を計上することとなっている。

- 額は、②特定原子力発電施設（その他）等となる。
- なお、①については、資産除去債務会計基準適用前（2009年度以前）は、「原子力発電施設解体引当金」という項目で、貸借対照表の負債に計上され、上記と同様、生産高比例法により計算されていた¹⁸。

図表5 電力会社の資産除去債務等の推移



(備考) 電力会社各社（沖縄電力を除く）の財務諸表から集計。

¹⁸ 厳密には、当時の省令に基づき、引当金残高＝総見積額×90%×（当期までの累積発電電力量／想定総発電電力量）で計算されており、資産除去債務会計基準導入前後では断層がある。

【D09】 鉱物探査・評価

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 鉱物資源の探査活動（生産資産）と資源そのもの（非生産資産）とを区別する。前者について、国際会計基準の用語と合わせ、「鉱物探査・評価」という項目名とする。※1993SNA と同様、鉱物探査に係る支出を総固定資本形成として扱い、探査の成否にかかわらず、該当する全ての支出を含める。また、固定資本減耗は、鉱業会社等が使用しているものと同様の平均使用年数も使用して計算してよいとされている。・ 鉱物探査・評価は、購入した場合は市場価格で評価し、自己勘定で実施する場合は、費用総額に適切なマークアップを上乗せして評価する。	<ul style="list-style-type: none">・ 鉱物資源の探査活動（生産資産）と資源そのもの（非生産資産）とを区別する。・ 鉱物探査に係る支出を総固定資本形成（無形固定資産）として扱う。探査の成否にかかわらず、該当する全ての支出（実際の掘削等の費用のみならず、試掘の実施を可能にするための費用等も含む）を含める。固定資本減耗は、鉱業会社や石油会社が自社で経理しているものと同様の平均使用年数も使用して計算する。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 「鉱物探査」（無形固定資産）を、「鉱物探査・評価」（知的財産生産物）に名称変更するとともに、資産価値等について、より明確化された指針に基づき評価・計上する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ GDP の増減要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA では、鉱物探査に係る支出を無形固定資産の総固定資本形成に含めている。具体的には、独立行政法人石油天然ガス金属資源機構（JOGMEC。公的非金融法人企業）の石油天然ガス勘定における受託事業費を中央政府の鉱物探査に係る支出（総固定資本形成）として計上している¹。なお、鉱物探査は、便宜上1年で完全償却されることとし、ストック勘定の無形固定資産には計上していない。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・ 2. のとおり、現行JSNAにおいても、鉱物探査に係る支出は総固定資本形成に含めているが、項目名については、マニュアルに沿って、「鉱物探査」から「鉱物探査・評価」に変更する(D03参照)。
- ・ また、平均使用年数を変更し、ストックとしても計上する。平均使用年数については、諸外国の状況を踏まえつつ、例えば、①鉱業の所有する固定資産の平均使用年数を援用することや、②試掘に関する無形資産に係る法定耐用年数を平均使用年数として代用すること（石油・ガスの試掘権：8年、その他の試掘権：5年）を検討（「2008SNA対応に

¹ 受託事業費の内容は、探査船運行管理共同体等への再委託費、燃料・保険料、人件費、調査費・会議費・旅費等であり、資本的支出は含まれない。

より新規に資本化する項目等に係る償却の考え方」の項を参照)。

- ・なお、中央政府が JOGMEC から「鉱物探査・評価」を購入するという扱いであるため、市場価格で評価されていると整理できる。

② 推計方法、GDP への影響等試算値

- ・上記①のとおり、鉱物探査に係る支出については、現行 JSNA で中央政府の総固定資本形成として計上しているため、平均使用年数の変更に伴う固定資本減耗の計上分のみ、政府最終消費支出の増加を通じた GDP への影響がある。
- ・ここでは、耐用年数を現行の 1 年から仮に 8 年に変更した場合の固定資本減耗の増加額について試算。
- ・名目固定資本形成額は現行 JSNA 推計値、デフレーターについても現行と同様に企業向けサービス価格指数を用いて試算。
- ・暫定的な試算結果：名目 GDP への影響はほぼゼロ。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
鉱物探査に係る支出を総固定資本形成に含めている。平均使用年数は 34 年。
- ・カナダ
鉱物探査に係る支出を総固定資本形成に含めている。平均使用年数は、石油・ガスについては 31 年、その他については 14 年。
- ・米国
鉱物探査に係る支出を総固定資本形成に含めている（ただし、知的財産生産物ではなく、鉱物・石油・ガスの採掘に係る構築物に含めている）。平均使用年数は 20 年。
- ・OECD のサーベイにおける各国の鉱物探査に係る償却パターン
2012 年の OECD ワーキングペーパーによれば、鉱物探査のストック計算における手法、平均使用年数などは以下の通り。

表：諸外国における鉱物探査・評価の平均使用年数

国名	平均使用年数
チェコ	10 年
デンマーク	30 年
フィンランド	10 年
ドイツ	30 年
アイルランド	5 年
イタリア	34 年(調査結果に基づき変更されうる)
オランダ	40 年
ニュージーランド	20 年
ノルウェー	20 年
ロシア	5 - 13 年
スウェーデン	10 年
英国	様々

【D10】土地改良

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・土地改良を総固定資本形成として扱う（フロー勘定）。 ※2008SNA マニュアルにおいて、土地改良は、土地の量、質、生産性を大きく改善させる、もしくはその劣化を避けることにつながる行動の結果であり、整地、水平化工事、井戸の掘削等を含むとしている。<u>土地に不可欠なものではない護岸堤、堤防、ダム等の構築は構築物に分類するとされる。</u>・<u>貸借対照表においては、土地改良は、改良前の土地資産（非生産資産）と区別し、固定資産（生産資産）の内訳項目と扱う。</u>・<u>改良前の土地の価値と改良の価値を分離できない場合は、価値の大きい方に当該土地を配分する。</u>土地に係る所有権移転費用は、土地改良に含める。	<ul style="list-style-type: none">・土地改良を総固定資本形成として扱う（フロー勘定）。 ※1993SNA マニュアルにおいて、土地改良は、土地の量、質、生産性を大きく改善させる、もしくは、その劣化を避けるものとし、このための堤防・防潮堤または堰の建設による土地の干拓、堤防・排水溝等の建設による湿地の排水等を含むとされる。・貸借対照表においては、土地改良は、土地そのものから物理的に分離できないものとして、土地(非生産資産)に含める。・土地に係る所有権移転費用は、固定資本形成の分類中の別項目に記録する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・土地改良の対象範囲を2008SNA マニュアルで明確化された基準に沿って設定（堤防等は構築物に分類し、整地、水平化工事、井戸の掘削等を土地改良に分類）。
- ・フロー勘定において、引き続き、土地改良を総固定資本形成として記録する一方、貸借対照表においては、区分可能であれば、非生産資産である土地とは別に、生産資産の一項目として土地改良の価値を記録する。土地の購入・売却にかかる所有権移転費用は、総固定資本形成の土地改良に記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（①土地改良の範囲の変更により構築物に移る部分のうち、非市場生産者分は、新たに発生する固定資本減耗を通じて、政府最終消費支出、GDP の増加要因。
②貸借対照表において、土地改良を非生産資産（土地）ではなく、生産資産として扱う場合、非市場生産者分は、新たに発生する固定資本減耗を通じて、政府最終消費支出、GDP の増加要因。）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、土地造成、農業土木¹、海岸、治山²及びこれらの災害復旧を土地改良（項目名「有形非生産資産の改良」）として、フロー勘定において総固定資本形成に含めている。貸借対照表においては、土地改良分は土地の価値に体化されているものとして、土地資産額全体を別途推計・記録している。

¹ 農業土木のうち灌漑施設については、現行 JSNA においても「その他の構築物」として固定資産に分類している。

² 治山とは、森林整備等を目的とするものであり、土砂災害の防止を目的とする砂防とは異なる。砂防については現行 JSNA では固定資本形成として扱っている。

(参考) 現行 JSNA の土地資産に関する貸借対照表の記録例

(単位：10 億円)

2011 年	2012 年		
期末残高	資本取引	調整額	期末残高
1,157,588.4	2,215.6	-16,671.0	1,143,133.0

↑ 価格×面積で推計

↑ 土地改良分=フロー編における「有形非生産資産の改良」の総固定資本形成

↑ 価格×面積で推計

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方 (案)

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する (一部) >

(i. 土地改良の範囲の変更)

- ・土地改良の範囲について、2008SNA の記述を踏まえて見直すこととし、現行 JSNA で「有形非生産資産」に計上している海岸、農業土木、治山を「構築物」に振り替える。

(ii. 土地改良の貸借対照表上の扱い)

- ・上記の結果残ることになる土地改良分 (土地造成分) については、フロー勘定では、現行 JSNA と同様、総固定資本形成の内訳項目「土地改良」として計上する (「有形非生産資産の改良」から名称変更)。一方、ストック勘定 (貸借対照表) での扱いについては、以下の 2つの考え方がある。
- (A) 2008SNA の勧告に従って改良前の土地の価値と土地改良の価値を分離することの意義は必ずしもなく、また使用年数の設定等の課題も残るため、2008SNA マニュアルに則り、「価値の大きい方」として資産項目「土地」の資産額に一括計上する。³
- (B) 生産資産については、使用に伴う固定資本減耗を正確に生産費用に反映させることが望ましく⁴、土地改良についても生産資産の新規・独立の内訳項目として扱い、恒久棚卸法によって固定資本減耗と固定資産残高を推計する。
- ・ここで、(B)案のように土地改良を固定資産として扱い、(使用年数が超長期でない限り) 固定資本減耗も計上することの重要性については認められる。
- ・しかしながら、分譲用地が多数を占めていると考えられる造成によって得られた土地について、造成主体ではなく実際の所有者ベースで制度部門別、経済活動別推計を行うための基礎資料が存在しないため、現段階において土地改良の固定資産残高を所有者ベースで推計することは困難である。
- ・そこで、次回基準改定においては、土地改良に係るストックを現行 JSNA と同様に引き続き非生産資産の「土地」に含まれるものとして扱い、2008SNA 勧告のように固定資産残高に振り替えて計上することを見送らざるを得ない (また土地改良の結果から生じる固定資本減耗も計算しない (使用年数は超長期と考える) もとする)。
- ・なお、2008SNA の勧告で「土地改良」という資産分類に計上することが求められている土地に関する所有権移転費用については⁵、次回基準改定において新たに総固定資本形成 (フ

³ 税法上の取扱いでは、「埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額はその土地の取得価額に算入する」こととされている。

⁴ 例えば、一般政府の実施する土地改良の場合、現行 JSNA での扱いでは、公的固定資本形成として土地資産に投入されながら固定資本減耗が一切発生しないため、コスト積み上げで計算される政府サービスの産出には将来にわたって全く貢献しないことになる。

⁵ 土地に関する所有権移転費用として、宅地の仲介手数料の扱いを従来の中間消費から総固定資本形成に変更す

ロー）及び固定資産残高（ストック）を計上する方針であるが、上記のとおりストックの資産分類には「土地改良」を設けない方針であることから、関連する他の固定資産の分類（「住宅」）に合算して表章する。

② 推計方法、GDP への影響等試算値

（i. 土地改良の範囲の変更）

- ・ここでは、現行 JSNA で採用している恒久棚卸法により、土地改良から「構築物」に移る海岸、農業土木、治山の固定資産残高や固定資本減耗を試算する。
- ・この場合、
 - －「構築物」に振り替えられる分の固定資産残高は、計 50 兆円程度（2011 暦年末：固定資産残高比 3.3%程度）
 - －この結果発生する固定資本減耗は、計 1.4 兆円程度（2011 暦年）
- ・なお、こうした固定資本減耗のうち一般政府部門に発生する分は、政府最終消費支出を通じて GDP 増加要因（名目 GDP 比 0.3%程度）となる。

（ii. 土地改良の貸借対照表上の扱い）

- ・引き続き「土地改良」に分類される部分（土地造成）については、ストックでは現行 JSNA と同様に非生産資産の「土地」に含めるという方針により、推計方法の変更や GDP への影響はない⁶。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・土地改良に係る固定資本形成額に関しては、「建設総合統計（国土交通省）」などで種別ごとに把握可能。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
土地改良については土地と分離不能であるため、土地に含まれるという扱いで表章している模様。一方で所有権移転費用については、土地に限らず全ての資産に係る所有権移転費用を合計して独立した分類で表章している。
- ・米国
土地改良については、固定資産額には計上されていない模様。
- ・カナダ
土地改良については、総固定資本形成（フロー）に加え、固定資産残高（ストック）についても、生産資産として記録されている。ただし表章項目としては独立しておらず、「非住宅建造物」に含められている。
- ・OECD と EUROSTAT により設置されている「土地及びその他の非金融資産の課題に係るタスクフォース」における調査結果によれば、OECD 加盟国のうち、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、メキシコといった国では土地改良を固定資産として推計している模様。

ることを検討している。土地利用区分上の「宅地」は住宅用地のみならず、商業用地、工業用地等も含む概念ではあるが、基礎統計である「平成 23 年産業連関表」では、その内訳に係る情報は得られないため、ここではすべて住宅用地と整理する。D08 の項も参照。

⁶ なお、D08 の項で述べたように、新たに土地に関する所有権移転費用（不動産仲介手数料）を総固定資本形成として計上する方針であるため、この分による GDP への影響があるほか、固定資産額も増加する。

【D11】 のれん及びマーケティング資産

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 買入れのれんとマーケティング資産は、自然資源、契約・リース・ライセンスと並び、<u>非生産資産の内訳項目の一つとして扱う¹</u>。・ のれん及びマーケティング資産の価値は、企業体の性格を問わず、継続企業に対して、その純資産（資産－負債）を超過して、支払われた金額として計算する。この超過額には、<u>題字（マストヘッド）やロゴ、顧客リスト等のマーケティング資産を含む</u>と考え、これらの資産が企業全体とは別個に独立して売却された場合は、この分を「のれん及びマーケティング資産」として記録する。	<ul style="list-style-type: none">・ 買入れのれんは、無形非生産資産に位置付ける。のれんは、企業の買収後にのみ記録される。・ 企業が非法人である場合、買入れのれんは、購入価格が、個別に認識され評価された資産マイナス負債を超過する分として計算される。法人企業の場合は、買収直前の企業の株価と、一株当たりの買収価格の差に、株式数を乗じたものとして計算される。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 企業買収後にのみ記録される「のれん」だけでなく、ロゴ等のマーケティング資産の価値を含む概念として「のれん及びマーケティング資産」を記録する。
- ・ その価値は、企業体を問わず、同じ計算方法により、買収価額が、対象企業の純資産を超過した分として計測する。また、マーケティング資産のみが売却された場合、その価値を記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA では、基礎統計の制約から、買入れのれんについては計測せず、無形非生産資産（参考項目）にも含めていない。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

< × : 2008SNA 勧告に沿った対応は不可 >

- ・ 基礎統計の制約により、「のれん及びマーケティング資産」を計測することが不可能なため、対応を見送る。
- ・ 具体的には、現在我が国において「のれん」額を対象とする統計調査は存在しない。また、我が国の会計基準においては、貸借対照表において「のれん」（営業権）が記録されているが、現状では財務諸表の入手が可能な一部企業（主に上場企業）しか把握ができない。
 - － 国際会計基準やこれに準じた 2008SNA においては「のれん」の償却は認められていな

¹ 非生産資産には定義上、固定資本減耗は存在しない。このことは、のれんの償却が認められていない国際会計基準の取扱と整合的である。

いが、我が国の会計基準においては、「のれん」の償却を認められており、財務諸表上の数字をそのまま利用しても 2008SNA の定義に沿った推計はできない。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「年次別法人企業統計（財務省）」や「経済産業省企業活動基本統計（経済産業省）」では無形固定資産残高（減価償却後）が調査されているが、のれん（営業権）のみを分離することができない。また企業活動基本調査では無形固定資産の取得額も調査されているが、のれん（営業権）のみを分離することができない。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア、カナダ、米国
いずれの国も基礎統計の制約から、「のれん及びマーケティング資産」を記録していない。

【D12】ある場合には水資源を資産として扱う

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・水資源（自然資源）は、採取目的で利用される地表水及び地下水資源から構成され、その範囲は、その希少性により、所有権または使用権が行使され、市場価値があり、また経済的な支配が存在するような場合である。地表水の価値を土地の価値から分離することが不可能な場合、全価値をより大きな部分を構成するカテゴリーに割り当てる。・水資源は、鉱物資源の評価と同様の方法で評価されるが、より実務的な方法として、利用料に基づく推計などを利用する必要もある。	<ul style="list-style-type: none">・有形非生産資産の内訳として、地下の水資源については、関連する土地の価格に含まれない経済価値を持つと認められる範囲内で、貸借対照表に含まれる。・その価値については、価格が利用できなければ、期待将来収益の現在価値によって評価する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA で範囲とされた地下水資源だけでなく、地表水も含めて、希少性がある場合には自然資源の内訳項目として捕捉・計上する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、水資源については、有形非生産資産には含めていない（地下水資源の価値が把握できる基礎資料が存在しないため計上をしていない。仮に我が国の地下水資源に価値が存在するとしても、それは関連する土地の価値に含まれて推計されていると整理している）。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- ・水資源について、2008SNA マニュアルの勧告における資産の対象として示す「経済的に利用・処分が可能な状態にある」部分を把握できる基礎統計が存在しないことに加え、我が国では水資源自体に対し、経済的に意味のある価格を持った取引が行われていない場合が多いという現状に鑑み、本勧告に対応しないこととする。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
基礎統計の制約から、水資源の捕捉・計上を行っていない。

【D13】 減耗の価格指数

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・ある資産の固定資本減耗は、当該資産の品質不変価格指数に基づく期中平均価格で計測する。	(固定資本減耗の価格評価方法について指針がない)

- ① 2008SNA への対応で求められる事項
- ・資産別に品質不変価格指数に基づく期中平均価格を用いて、固定資本減耗の計測を行う
- ② 主要計数への影響（概念上）
- ・GDP の増減要因（費用積上げで計測される非市場生産者の産出額には、固定資本減耗が含まれており、固定資本減耗の計測によって、産出額、最終消費支出額が変動する）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、固定資本減耗について、資本財別の総固定資本形成デフレーター（期中平均）を用いて評価している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、現行 JSNA においては、本勧告に沿って固定資本減耗の評価を行っており対応済である。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

生産者が所有する全ての固定資産の固定資本減耗を名目と実質連鎖値で計算している。実質連鎖は、参照年の平均値で載せている。

【D14】 育成生物資源の定義を非育成生物資源と対称的にする

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・育成生物資源とは、その<u>自然成長や再生が、制度単位による直接の制御、責任、管理の下にある、動物資源及び樹木、作物、植物資源のうち、繰り返し生産物を生み出すもの</u>を対象とする。</p> <p>※これに対し、2008SNA において、非育成生物資源（非生産資産）は、その自然成長や再生が制度単位による直接の制御、責任、管理の下にない動植物とされている。</p>	<p>・育成資産は、その資産自体とは別のサービスを生産するために1年以上の期間にわたり、繰り返さないし継続的に使用される家畜や木からなる。</p>



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA の生産資産・有形固定資産の内訳項目である「育成資産」について、明確化された定義の下で計測するとともに、生産資産・固定資産の内訳項目の「育成生物資源」に名称変更を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし（定義の明確化のみであり、育成資産の対象範囲に変更がないため。）

2. 現行 JSNA での取り扱い

現在の JSNA では、育成資産について以下のとおり扱っており、2008SNA の勧告に沿った記録を行っている。

- ・人間の育成の成果による自然資産の成長分（育成自然成長）のうち、
 - ア 1回だけ産出物を生産する動植物（育成期間が1年以上のもの）について、その育成期間中は成長増加分を在庫品増加（仕掛品在庫）に計上
 - イ 複数回産出物を生産する動植物の育成成長については、
 - 1) 自己勘定以外で産出されるものは在庫品増加（仕掛品在庫）に計上
 - 2) 自己勘定分は総固定資本形成（有形固定資産のうち育成資産）に計上

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・上記2. のとおり、現行 JSNA において、既に2008SNA の定義に沿った形で育成資産の捕捉・計上を行っている。また、生産資産の固定資産の内訳分類として、上記2. のイ2) について、2008SNA を踏まえ、「育成生物資源」に改めることを検討¹（D03 の項を参照）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成17年産業連関表」では1993SNA に準拠した計上を行っている。（「平成23年産業連

¹ また、2. のア及びイ1) については、生産資産の在庫（仕掛品）の内訳分類として「育成生物資源の仕掛品」、漁場や非育成森林資源については非生産資産の内訳分類として「非育成生物資源」とする予定（D03 の項参照）。

関表」でも同様の扱いとなる。)

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
基本的に本勧告に対応している(動物資源については、牛と羊のみ記録)。

【D15】 知的財産生産物の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・生産資産の固定資産の内訳として「知的財産生産物」を位置付け、さらに細分類として、「研究・開発」、「鉱物探査・評価」、「コンピュータソフトウェア・データベース」、「娯楽・文学・芸術作品の原本」、「その他の知的財産生産物」を設ける。	・生産資産の内訳として「無形固定資産」と位置付け、さらに細分類として、「鉱物探査」、「コンピュータソフトウェア」、「娯楽・文学・芸術作品の原本」、「その他の無形固定資産」を設ける。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA の「無形固定資産」を「知的財産生産物」に名称変更するとともに、対象範囲に研究・開発を含めるなど拡張する（勧告 D02、D05、D06 等の項を参照）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし（本勧告は項目名称の変更、内訳分類の拡大であり、それ自体での GDP 等への影響はない。ただし、研究・開発の資本化等の他の勧告項目による影響はある）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・生産資産の内訳として「無形固定資産」を位置付け、フロー勘定では、コンピュータソフトウェア、鉱物探査、プラントエンジニアリングのみを含め、ストック勘定ではコンピュータソフトウェアのみを計上している（鉱物探査は1年償却、プラントエンジニアリングは建設物に体化すると位置付け）。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・「無形固定資産」を「知的財産生産物」に名称変更する。また、その対象範囲として、以下を位置付けることを検討する¹。

① 鉱物探査・評価：詳細は勧告 D09 を参照

- ・鉱物探査・評価に係る支出は総固定資本形成に含めており、次回基準改定では、平均使用年数を見直し、固定資産にも計上する予定。

② コンピュータソフトウェア・データベース：詳細は勧告 D05 の項を参照

- ・データベースについては、現行 JSNA の推計でも一部がソフトウェアに含まれているが、2008SNA で想定されている全てを含むものではないことから、項目名には「データベース」を追加しない。

③ 研究・開発：詳細は勧告 D02 を参照

- ・研究・開発に関する支出については、従来の中間消費としての記録を改め、総固定資本形成として記録し、資産計上する。
- ・現行 JSNA で無形固定資産の総固定資本形成として記録していたプラントエンジニアリングについては、概念的に「構築物」に付帯するサービスであるため、次回基準改定以

¹ 2008SNA の「知的財産生産物」に位置付けられているもののうち、娯楽・文学・芸術作品の原本（オリジナル）については、基礎資料の制約により、次回基準改定での対応を見送る。

降は「構築物」(現行 JSNA の「その他の構築物」から名称変更)の総固定資本形成に含めて表章することに改め²、知的財産生産物には含めない。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
「無形固定資産」に代わり、「知的財産生産物」の名称を用いるとともに、鉱物探査・評価、研究・開発、コンピュータソフトウェア、娯楽・文学・芸術作品の原本を対象範囲として含めている。
- ・カナダ
ソフトウェア、研究・開発、石油・ガス・鉱業の探査を知的財産生産物の対象範囲として含めている。データベースや娯楽・文学・芸術作品の原本については基礎資料の制約により対象範囲として含めていない。
- ・米国
ソフトウェア、研究・開発、娯楽・文学・芸術作品の原本を知的財産生産物の対象範囲として含めている。鉱物探査・評価については、総固定資本形成には含めているが、知的財産生産物ではなく、鉱物・石油・ガスの採掘に係る構築物に含めている計上している。

(参考)

- ・2012年に OECD が実施した知的財産生産物に関する各国の対応状況のアンケート結果によると、各項目の検討内容(平均使用年数等)を回答した国数は以下の通り(23か国が回答、日本も含む)。これらの国々が該当項目について対応済、または対応に向け検討中であると考えられる。
 - 研究・開発：18、
 - 鉱物探査・評価：16
 - コンピュータソフトウェア・データベース：22
 - 娯楽、文学、芸術作品の原本：17
- また、コンピュータソフトウェアとデータベースを分離できない旨の回答が複数国から出していた。

² D08(所有権移転費用の精緻化)の項も参照。

【D16】 自然資源について資源リースの概念を導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・資源リースは、国民経済計算上無限の寿命を持つものとされる自然資源の法的所有者が、賃借人に、当該資産を自由に使用させ、その見返りに、定期的な支払いを得ることを可能とする取決めである。当該資源は、賃借人によって使用されるとしても、継続して賃借人の貸借対照表に記録される。借手から貸手に対する資源リースに係る定期的な支払は、財産所得（賃貸料）として記録する。・慣例として、自然資源の価値の減少は記録しない。国民経済計算では、所得の発生に関する限り、自然資源は実効的に無限の寿命を持つ。資源リースは国民経済計算上の資産として認識されるあらゆる自然資源に適用する。 <p>※自然資源に係る取引については、2008SNA マニュアルでは、①自然資源そのものの売買、②自然資源の利用許可の売買、③資源リース、の3つの形態が想定されている。資源の利用者には、①の場合、「自然資源」の取得、②の場合、「契約・リース・ライセンス」の内訳項目「自然資源の利用許可」の取得、③の場合、本勧告のとおり財産所得「賃貸料」の支払が記録される¹。</p>	<ul style="list-style-type: none">・（資源リースの概念は存在しないが、）有形非生産資産のうち、土地や地下資源（鉱物や化石燃料等）については、当該資源の所有者が資産を貸与する場合、借り手から貸し手への支払は財産所得（賃貸料）として記録する。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none">・2008SNA において資産として記録する全ての自然資源（土地、鉱物・エネルギー資源、非育成生物資源、水資源、電波周波数帯域等）について、その取引が資源リースに該当する場合は、借手から貸手への定期的な支払を財産所得（賃貸料）として記録する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none">・自然資源に係る取引を資源リースとして再定義した場合、新たに財産所得として計上する項目に関しては、その取引主体に応じて、政府の純貸出／純借入や家計貯蓄率に影響する。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・1993SNA では資源リースという概念自体は存在していないが、現行 JSNA では、土地の賃貸料について、借手から貸手に対する財産所得（賃貸料）を記録している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方
<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

¹ 2008SNA マニュアルにおける①または②と③の区別の基準等については(参考)参照。

- ・資源リースの概念について、新たに JSNA に導入する。
- ・2008SNA において資源リースの対象となりうる自然資源の具体的な例として、土地、非育成森林資源、漁業資源、水資源、鉱物資源、電波周波数帯域が挙げられているが、我が国における各資産の性格や利用実態に照らし、資源リースに該当するケースがありうるか検討したところ（下記参照）、現時点では、土地（非育成森林資源を含む）に関する賃貸借を資源リースとして取扱い、その賃貸料を現行 JSNA 同様、財産所得として記録することとする。

- －土地について、我が国における土地の賃貸借は、2008SNA マニュアルで示されている①自然資源そのものの売買、②自然資源の利用許可の売買、③資源リースの3つの形態の中では、資源リースに該当すると整理される。実際の推計においては、2. のとおり現行 JSNA でも既に賃貸料の受払いを記録しているため、この扱いを継続する。また樹木については、通常我が国では土地に付属するものとされており、非育成森林資源のリースは林地の賃貸借として土地分に含まれる扱いとなる（ただし林地のリース分と非育成森林資源のリース分の区別はできない）。
- －漁業資源については、漁業法において漁業権の賃貸借が原則認められていないので、資源リースは存在しないと整理する。
- －水資源については、現状我が国において経済的な資産価値が存在しないと整理し（詳細は D12 の項を参照）、資源リースの対象とはしない。
- －鉱物資源については、「租鉱権」（他人の鉱区において鉱物を掘採・取得する権利）や「採石権」（他人の所有する土地における岩石・砂利の採取する権利）が存在し、これらの権利に基づき、本来の所有者である鉱業権者、土地所有者に対して資源の使用の対価として支払われる租鉱料、採石料が資源リースにおける賃貸料に該当しうる。ただし基礎資料上の制約や我が国における鉱業生産の規模等を勘案し、JSNA における財産所得への記録は見送る。
- －電波周波数帯域については、現在の電波法の下では、2008SNA で想定する経済的な資産価値が存在せず、自然資源には該当しないと考えられ、資源リースも存在しないと整理する^{2 3}。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

土地、原生林、地下資源について、資源リースの賃貸料を記録している。また、自然資源を使用する利用許可として、電波周波数ライセンスを記録している。

² 現在、我が国には、「電波の監視や無線局の管理、技術基準策定のための技術試験といった電波利用共益事務の受益者である免許人等が、電波利用共益事務の費用を分担する制度」（総務省 [2011]）として電波利用料制度が設けられている。電波利用料は、2008SNA 上、政府サービスに対する対価と位置付けられると考えられ、また、現行 JSNA でもそのように扱っている。

³ 仮に将来、我が国に電波オークション制度が導入された場合には、制度の詳細を踏まえ、自然資源の売買、自然資源の利用許可ないし資源リースのいずれかに扱うことを検討する。

(参考) 2008SNA における自然資源の売買と資源リースの峻別のための6基準

	基準	自然資源の売買 〔資産の売買、利用許可の売買〕 の双方を含む	資源リース
1	資産の利用者の費用と便益 ① 利用料が資産使用の成果に依存 ② 利用者が倒産した場合の利用料の払い戻し	資産使用のリスクと便益が利用者に移転 ① 依存せず ② 所有者による払い戻しがない	資産使用のリスクと便益が利用者に移転せず ① 依存する ② 所有者による払い戻しあり
2	利用料の一括前払い／分割払いの別	一括前払い	分割払い
3	契約の期間	長期	短期 (短い間隔での再交渉を含む)
4	第三者への譲渡可能性	譲渡可能	譲渡不可能
5	所有者による利用の裁量的な解消の可能性	解消に厳しい制限あり	解消が容易
6	<付加的な基準> 国際会計基準との整合性	利用者の会計で資産計上している場合、SNA においても、使用者の資産（売買扱い）とする根拠の一つになる	

(出所) 吉野 [2012]を加筆修正。

(注1) 上記1, 5における「所有者」は、当該契約の事前の段階で資産を所有していた主体（政府が電波周波数域の利用許可をオークションにより民間事業者に付与する場合、「所有者」は政府を意味する）。

(注2) なお2008SNAでは、自然資源の売買と資源リースを区別する上で、単一の普遍的かつ明確な基準は存在せず、ある程度幅を持った基準で検討することが必要とされており、上記の6基準はその判断材料としての意味を持つ。

参考文献

総務省 [2011] 「周波数オークションに関する懇談会報告書」

吉野克文 [2012] 「携帯周波数の競売と国民経済計算」, 『季刊国民経済計算』 No.149

【D17】 その他の資産量変動勘定の内訳項目の変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・その他の資産量変動勘定の表章項目は、以下のとおり。</p> <p>① 資産の経済的出現</p> <p>② 非生産資産の経済的消滅 －自然資源の劣化 －非生産資産のその他の経済的消滅</p> <p>③ 災害等による壊滅的損失</p> <p>④ 補償されない没収</p> <p>⑤ 他に分類されないその他の量的変動</p> <p>⑥ 分類の変更 －部門分類と構成の変更 －資産・負債分類の変更</p>	<p>・その他の資産量変動勘定の表章項目は、以下のとおり。</p> <p>① 生産資産の経済的出現</p> <p>② 非生産資産の経済的出現</p> <p>③ 非育成生物資源の自然成長</p> <p>④ 非生産資産の経済的消滅</p> <p>⑤ 災害等による壊滅的損失</p> <p>⑥ 補償されない没収</p> <p>⑦ 非金融資産の他に分類されないその他の量的変動</p> <p>⑧ 金融資産・負債の他に分類されないその他の量的変動</p> <p>⑨ 分類及び構成の変更</p>

① 2008SNA への対応で求められる事項

・「その他の資産量変動勘定」の新たな表章項目に従い、捕捉・計上を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

・現行 JSNA では、その他の資産量変動勘定については、生産資産（在庫、有形固定資産、無形固定資産）、有形非生産資産、金融資産、負債ごとに記録している。また、「債権者の不良債権の抹消」については、再掲項目として表章している¹。

3. 検討の方向性

・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

・2. のとおり、現行 JSNA においても、その他の資産量変動勘定においては、可能な範囲で表章を行っているが、基礎統計の制約等から、引き続き、2008SNA マニュアルの勧告に沿った内訳分類を行うことは不可能であるため、現行 JSNA の表章項目を継続する。ただし、その詳細が把握可能で、かつ重要な場合には参考系列として記載する。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

・オーストラリア

その他の資産量変動勘定について、2008SNA マニュアルに従った内訳分割・表章は行って

¹ 現行 JSNA では、債権者による不良債権の抹消のほか、その他の資産量変動勘定には、①阪神・淡路大震災（1995年）や東日本大震災（2011年）に伴う資産の損失や、②フローでは無形固定資産の総固定資本形成として記録されるプラントエンジニアリングについてストックで有形固定資産に移し替えるための調整額（D08の項参照）、などを計上している。

いない。

(参考)

現行 JSNA において、その他の資産量変動勘定には、主に以下のものを計上している。

○災害等による壊滅的損失

⇒阪神大震災（1995 年）と東日本大震災（2011 年）を記録

○他に分類されないその他の量的変動

⇒不良債権の抹消、基礎統計における断層等

○分類の変更²

－部門分類と構成の変更

⇒公的企業の民営化に伴う部門移動を計上

－資産・負債分類の変更

⇒プラントエンジニアリングの無形固定資産から有形固定資産へ移し替え

⇒部門移動に伴う貸出金項目（民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、非金融部門貸出）の変更

² なお、脚注1の②プラントエンジニアリングの移し替えについては、D08「所有権移転費用の精緻化」への対応と合わせて、次回基準改定においては取り止める方向（プラントエンジニアリングはフローでも対象となる有形固定資産の総固定資本形成に含めて計上）で検討。

【E01】 現先取引の扱いの明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 現先取引は、将来の特定の日付に、同一または類似の資産を固定価格で買い戻す約束の下に、証券またはその他資産を特定の価格で販売することに関する取決めである（金スワップを含む）¹。・ 現先取引の対象となる証券から便益を得るのは取引後も当該証券の原所有者であり、証券資産の経済的所有権は移転しない。このため、現先取引は、資金提供者から見て、担保付き貸付として扱う。<u>現先取引の対象となる証券が、貸し手（資金提供者）により転売される可能性を認識し、転売された場合、二重計上を避けるために貸し手に負の資産を記録する。</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 現先取引（金スワップを含む）については、資金提供者から見て、担保付き貸付として扱う。 （資金提供者（貸し手）による現先取引の対象証券の転売は、暗に存在しないものと扱われている。）

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 資金提供者（貸し手）による現先取引の対象資産の転売の可能性を踏まえ、転売が行われた場合には、二重計上を避けるために、貸し手に担保資産の売却価額と同額の負の資産を計上する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）と整合的な形で現先取引を扱っており、担保資産が転売される場合は貸し手に負の資産を計上している。例えば、現行 JSNA では 1998 年度末のディーラー・ブローカーの国債（資産）残高に、－8.2 兆円が計上されている。なお、金スワップについては基礎統計が存在しないことから対応していない。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・ 2. のとおり、現行 JSNA でも「資金循環統計」と同様、現先取引の対象となる証券が転売された場合は資金提供者（証券の借手）に負の資産を計上しており、2008SNA の勧告に沿った対応がなされている。
- ・ 一方、金スワップの一般の市場での取引の存在は我が国では確認されていない。また、中央政府や中央銀行の金スワップについては、基礎統計の制約によりその有無も含めて

¹ 金スワップは、金と外国為替の交換。現先取引の概念には、このほか、現金を担保とした債券の貸借取引である現金担保付債券貸借取引も含まれる。

データが把握できないため対応不可能と整理する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」では、上記2. のとおり、金スワップを除き本勧告に対応済み。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
現先取引については、担保付き貸付としてではなく、証券の売買として扱っている（買戻し条件がある一種の金融派生商品取引）。

(参考) 2008SNA における現先取引の記録方法

- ・ A と B で現先取引を行う。B は証券を担保として資金（現金）を借り入れた扱いとなるため、証券は B に計上される（ただし、実際には証券は A が担保として保有）。
- ・ A が C（第三者）に担保として受け入れた証券を転売した。A の証券は元々 0 であるため、C に証券を新規計上すると証券の合計が 200 となる。そこで、A の証券は -100 と記録し、証券の合計（黄色）は 100 で変わらないようにする。

	A	B	C	合計
	貸手 借手	借手 貸手	第三者	
取引前 (資産)				
現金	100	0	100	200
貸付金	0	0	0	0
証券 (負債)	0	100	0	100
借入金	0	0	0	0
AとBで現先取引 (資産)				
現金	0	100	100	200
貸付金	100	0	0	100
証券 (負債)	0	100	0	100
借入金	0	100	0	100
AからCへ証券転売 (資産)				
現金	100	100	0	200
貸付金	100	0	0	100
証券 (負債)	-100	100	100	100
借入金	0	100	0	100

【E02】雇用者ストックオプションの取扱い

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・雇用者ストックオプションを雇用者報酬に含め、それに対応して金融勘定に記録する。・具体的には、雇用者ストックオプションの価値は権利付与日の時点で計測する。その価値は、権利確定日における株式の市場価格と行使価格の差額とし、可能ならば、その額を権利付与日から権利確定日までの期間にわたって雇用者報酬に記録するとともに、金融勘定において家計の資産、雇主企業の負債として記録する（不可能であれば権利確定日に記録する。）。・雇用者ストックオプションは、権利確定の段階で、金融勘定の「金融派生商品・雇用者ストックオプション」として計上され、権利行使がなされるまで記録する。権利行使の段階で、「金融派生商品・雇用者ストックオプション」から「株式」に振り替える。・権利確定日以降の価値の変化は¹、雇用者の保有利得・損失として、再評価勘定に記録。 <p>※2008SNA マニュアルにおいて、雇用者ストックオプションとは、「所与の日付（権利付与日（grant date））になされる取決めであり、定められた日付（権利確定日（vesting date））またはその後一定の期間内（権利行使期間（exercise period））のいずれかにおいて、雇用者が雇主企業の株式について所与の株数を予め定められた価格（行使価格（strike price））で購入することができるもの」と位置付けられている。</p>	<p>（雇用者ストックオプションの取扱いに関する指針はない）</p>



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに雇用者ストックオプションの価値を捕捉し、実物勘定において雇用者報酬の一部として記録するとともに、金融勘定の「金融派生商品・雇用者ストックオプション」（「金融派生商品」から名称変更）等に計上する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP への影響はない（雇用者報酬の増加分は、営業余剰の減少で相殺）。
- ・家計貯蓄率については、家計可処分所得の増加を通じた上昇要因。

2. 現行 JSNA での取扱い

- ・現行 JSNA では、雇用者ストックオプションについては、捕捉・計上を行っていない。

¹ 権利付与日と権利確定日の間の価値の変化については、2008SNA マニュアルでは、原則としては雇用者報酬に記録するとされている一方、実務上は、その間の株式の市場価格と行使価格の差の変動は再評価勘定に記録するとされている（パラ 17.393）。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・2008SNA マニュアルに沿って、雇用者ストックオプションの価値を新たに捕捉し、雇用者報酬の一部として計上するとともに、これに対応して金融勘定（資本調達勘定（金融取引）及び貸借対照表）にも計上する。その際、金融勘定では、（オプションが行使可能な状態に至っていない）権利付与から権利確定前までについては資産項目「その他」²として、（オプションが行使可能な状態にある）権利確定後については資産項目「雇用者ストックオプション」³として計上する。
- ・ただし、雇用者ストックオプションの価値の変化を再評価勘定へ計上するとの勧告については、企業会計基準においてストックオプションの公正価値が変動した場合も新株予約権の計上額は変更しない扱いとされているなど、基礎データに制約があることから対応を見送る⁴。

② 推計方法、試算値

- ・雇用者ストックオプションに関する基礎データは必ずしも十分ではないため⁵、企業の財務諸表における雇用者ストックオプションに係る残高データ（新株予約権）をもとに、一定のモデルケース（標準的な雇用者ストックオプション取引）を想定したうえで、フローの雇用者報酬の計数等を推計する。
- ・具体的には、「四半期別法人企業統計（財務省）」における「新株予約権」⁶（負債及び純資産側）残高の計数を用いて、雇用者報酬分の抽出（新規付与額（フロー）の特定）や、金融勘定における「その他」と「雇用者ストックオプション」の推計を行う⁷。
- ・暫定的な試算結果：雇用者報酬への影響は2007～2012年度で+0.01～0.02%程度。家計貯蓄率の押上げ要因はほぼゼロ。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、2016年目途に行われる改定において、上記と整合的な形で、本勧告に対応する方向で検討を行っている。

² 資産分類「その他の金融資産・負債」の内訳。

³ 資産分類「金融派生商品・雇用者ストックオプション」（現行JSNAの「金融派生商品」から名称変更）の内訳。

⁴ 「その他」や「雇用者ストックオプション」の期末残高の変動のうち、取引額ではない部分は全て「調整勘定」のうち「その他の資産量変動勘定」に記録する。

⁵ 個別企業の財務データ等を利用する場合、四半期ベースのデータ入手が困難等の課題がある。

⁶ 企業は雇用者ストックオプションを付与する場合、その公正価値を算定し費用計上するが、その額が「新株予約権」として財務諸表上に計上されることが企業会計上決められている。「新株予約権」には雇用者ストックオプションの公正価値以外のものも含まれているが例外的であり、ここでは全額を雇用者ストックオプションの公正価値と捉えることとする。

⁷ 現行の雇用者ストックオプション制度は、商法改正により2002年から導入されたものであるが、基礎データ（「四半期別法人企業統計（財務省）」の「新株予約権」）の制約により、2007年第2四半期以降のみ推計可能。試算結果の水準からは、雇用者報酬等に与える影響は極めて小さいと考えられることもあり、それ以前の期間については推計を行わないこととする。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

2009年に行われた2008SNA導入に伴い、本勧告に沿って所得及び金融勘定に計上している。

- ・カナダ

カナダ歳入庁が収集している所得の情報を利用して雇用者ストックオプションを推計している。記録時点は雇用者ストックオプションによる利益が確定した時点、すなわち権利行使時点であり、記録される所得も、行使時点における時価と権利行使価格との差額となっている。

参考文献

吉野克文[2011]「わが国の国民経済計算における雇用者ストックオプションの導入に向けて」、『季刊国民経済計算 No.145』

(参考1) 雇用者ストックオプション取引の時間的な流れと概念上の記録方法 (設例)

役職員に対して総額〔2〕の雇用者ストックオプションが付与され、役職員がそれを行って総額〔5〕の株式を取得した場合を想定した記録方法

	ストックオプションの取引の流れ	付与対象となった役職員 (家計)	付与した企業 (法人企業)
権利付与日 (grant date)	雇用者ストックオプションの付与。	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者報酬(受取)として記録。総額〔2〕を権利付与日から権利確定日までの期間に按分して記録。 金融資産「その他」取引額に同額が記録され、同残高として蓄積される。 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者報酬(支払)として総額〔2〕が権利付与日から権利確定日までの期間に按分されて記録される。 負債「その他」取引額として同額が記録され、同残高として蓄積される。
↓			
権利確定日 (vesting date)	一定期間の勤務を経て、権利が確定	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産「その他」〔2〕は金融資産「雇用者ストックオプション」〔2〕に振り替えられ、取引額、残高として記録。 	<ul style="list-style-type: none"> 負債「その他」の〔2〕が同じく負債「雇用者ストックオプション」〔2〕に振り替えられ、取引額、残高として記録。
↓			
権利行使日 (exercise date)	任意の時点で権利を行使	<ul style="list-style-type: none"> 金融資産「雇用者ストックオプション」〔2〕及び金融資産「預金」〔3〕の残高が減少し、金融資産「株式」の残高が〔5〕増加する。それぞれの残高差を取引額として記録。 (総額〔5〕の株式を、自身の預金〔3〕を取り崩すことで購入する。これにより実質的に〔2〕の利益を得る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 負債「雇用者ストックオプション」の残高が〔2〕減少、金融資産「預金」の残高が〔3〕増加し、負債側にある「株式」の残高が〔5〕増加する。それぞれの残高差を取引額として記録。
↓			
権利行使期限	この時点までに権利を行使しないと雇用者ストックオプションの権利を失効し、金融資産・負債残高としての「雇用者ストックオプション」がゼロになる(フローとしては調整勘定に記録される)。		

(注) 吉野〔2011〕より作成。

(参考2)

雇用者ストックオプションに関する試算方法

- ・雇用者ストックオプションに関する基礎データに制約があるため、企業の財務諸表のストックデータから一定のモデルを想定してフローの雇用者報酬の計数を推計する。
- ・具体的には、基礎データとして、「四半期別法人企業統計」(財務省)(以下、法季)における「新株予約権」(負債及び純資産側)残高の計数を用いる。(新株予約権＝雇用者ストックオプションの公正価値との仮定を置く)。
- ・法季における「新株予約権」の「当期末残高」をJSNA金融勘定における「その他」＋「雇用者ストックオプション」の残高、法季「新株予約権」の「当期末残高」と同一標本の「前期末残高」の差をJSNA金融勘定における「その他」＋「雇用者ストックオプション」の取引額とする。
- ・JSNA雇用者報酬分の推計(新規付与額(フロー)の特定)や、金融勘定における「その他」と「雇用者ストックオプション」の分割を行うに際し、下記のような一定のモデルを想定して推計を行う。

- (1) 雇用者ストックオプションの権利行使日は付与日から5年後の同じ日とする。ある雇用者ストックオプションが権利行使される日に、同じ条件の雇用者ストックオプションが新たに付与される。
- (2) 権利付与日から権利確定日までの期間は2年。
- (3) 権利付与日から権利確定日までの間、退職者は発生しない。
- (4) 権利確定日から権利行使日までの期間は3年。
- (5) 雇用者ストックオプションの公正価値は一定で推移。

[記録の例]

		権利付与日 (前期←&権利行使日)			権利確定日			権利行使日 (&権利付与日→翌期)
		06	07	08	09	10	11	
金融勘定	その他	取引額	1	1	-2			1
		残高	1	2	0			1
	雇用者ストックオプション	取引額	-2		2	0	0	-2
		残高	0		2	2	2	0
株式		2					2	
雇用者報酬		1	1				1	

<解説>

- ・06年に総額2の雇用者ストックオプションが付与される。これが雇用者報酬として06年と07年にそれぞれ1ずつ計上され、家計の金融資産取引及び企業の負債取引の「その他」にも同額が計上される。
- ・08年(付与後2年経過時点)に権利が確定する。この時、金融勘定における「その他」が「雇用者ストックオプション」に振り替わる。権利確定後の雇用者報酬の計上はゼロ。
- ・11年(権利確定日から3年経過時点)に権利行使。この時、「雇用者ストックオプション」は「株式」に振り替わる。

- ・上記モデルの5年の期間において、毎年別の企業グループにより同じ取引が繰り返されると仮定すると日本全体では次のようなイメージになる。

[一国全体のイメージ]

グループ	項目	年	06	07	08	09	10	11
A	その他	取引額	1	1	-2			1
		残高	1	2	0			1
	雇用者ストック オプション	取引額	-2		2	0	0	-2
		残高	0		2	2	2	0
B	その他	取引額		1	1	-2		
		残高		1	2	0		
	雇用者ストック オプション	取引額	0	-2		2	0	0
		残高	2	0		2	2	2
C	その他	取引額			1	1	-2	
		残高			1	2	0	
	雇用者ストック オプション	取引額	0	0	-2		2	0
		残高	2	2	0		2	2
D	その他	取引額	-2			1	1	-2
		残高	0			1	2	0
	雇用者ストック オプション	取引額	2	0	0	-2		2
		残高	2	2	2	0		2
E	その他	取引額	1	-2			1	1
		残高	2	0			1	2
	雇用者ストック オプション	取引額	2	0	0	0	-2	
		残高	2	2	2	2	0	

○ が付与された雇用者報酬

日本全体	その他	取引額	0	0	0	0	0	0
		残高	3	3	3	3	3	3
	雇用者ストック オプション	取引額	0	0	0	0	0	0
		残高	6	6	6	6	6	6

日本全体	新株予約権残高	9	9	9	9	9	9
	雇用者報酬	2	2	2	2	2	2

- ・ここから得られる下記の比率を利用して推計を行うこととする。
- (1) 法季から得られる新株予約権（当四半期末残高）を JSNA における金融資産・負債の「その他」残高と「雇用者ストックオプション」残高に分割する比率は3：6。
- (2) 法季の同一標本による「当期末残高－前期末残高」で計算される「新株予約権」の取引額を JSNA における金融資産・負債の「その他」取引額と「雇用者ストックオプション」取引額に分割する比率も3：6。
- (3) (1)の法季から得られる新株予約権の当四半期末残高の5.6%（年間 2/9÷4）が JSNA における当四半期の雇用者報酬として計上されることとなる。ただし、その額が(2)の JSNA 金融資産・負債の「その他」取引額を下回る場合は、(2)「その他」取引額を雇用者報酬額とする⁸。

参考文献

吉野克文[2011]「わが国の国民経済計算における雇用者ストックオプションの導入に向けて」、『季刊国民経済計算 No. 145』

⁸ ここでの推計モデルによれば、少なくとも「その他」取引額以上のストックオプションの付与があったことになる。このため法季「新株予約権」の残高の5.6%として推計される雇用者報酬が(2)で求めた「その他」取引額を下回る場合には、雇用者報酬＝「その他」取引額として補正を行う必要がある。

【E03】ノン・パフォーミング貸付の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ノン・パフォーミング貸付¹は、主勘定においては名目価値（残存元本の額面価額）で記録²し、利子は貸付が返済されるまで、もしくは、元本が償却されるまで発生していると記録する。 ・その上で、<u>債権者の貸借対照表のメモ項目として、ノン・パフォーミング貸付に係る①未収利息を含む残存元本の額面価額、及び②これらの貸付の市場価値を記載</u>する。 ・市場価値相当額は公正価格により近似される。公正価格は、類似資産の取引事例、キャッシュ・フローの現在価値、もしくは債権者の貸借対照表価額の、いずれかから推計する。これが不可能な場合、次善の策として、名目価値から期待損失を控除した値を記録する（パラ 13.67）。また、ノン・パフォーミング貸付に係る利子の受取を利子の「うち」として記録することも有益としている（パラ 11.130）。 ・上記メモ項目は、金融機関と一般政府は標準的な項目とみなされるが、それ以外の制度部門や海外については重要なもののみ記録する（パラ 13.68）。 <p>（なお、本課題は金融取引には影響しない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付について名目価値で記録する（ノン・パフォーミング貸付の記録法についての指針は示されていない）。 ・延滞利子そのものについて別項目を立てる必要はないが、延滞利子が重要である場合にはメモ項目として記録することが有益であるかもしれないとしている（パラ 11.101）。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確化されたノン・パフォーミング貸付の定義と記録方法を踏まえ、債権者部門の主勘定に貸付の名目価値を記録し、メモ項目として欄外に、ノン・パフォーミング貸付に係る①未収利息を含む残存元本の額面価額と、②これらの貸付の市場価値（または公正価値）を記載する。 ・上記メモ項目は、金融機関と一般政府以外の債権者部門については重要なもののみ記録する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
--

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、民間金融機関（一部金融機関を除く）の貸出について、公正価値

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、ノン・パフォーミング貸付の一般的な定義として、「①利子や元本の支払が 90 日以上滞っている貸付か、②90 日以上分の利子額が資本化、追加融資または合意により支払が猶予されている貸付、または、③延滞が 90 日未満であるが破産手続き申請がなされるなど返済が全額は行われないと疑うに足る状況にある貸付」が示されている（パラ 13.66）。ただし、各国の慣行にしたがって分類することも認めている。

² 2008SNA マニュアル上、貸借対照表の貸出に記録されるのは、貸出の元本であり、未収利息は元本に加えることが望ましいとされているが、難しい場合には未収金・未払金としての記録も認めている（パラ 13.62）。

(名目価値から個別貸倒引当金を控除したもの)で記録している。他方、一部の民間金融機関、中央銀行を含む公的金融機関および一般政府の貸出については名目価値で記録している^{3 4}。

- 金融機関および一般政府の受取利子は、決算書や財務諸表等を使用して推計。金融機関については、企業会計基準において記録されないこととなっている、ノン・パフォーミング貸付の一部⁵に係る未収利子を除き、受取利子として記録している。また、国と地方の決算書は現金主義で記録されることから、一般政府のノン・パフォーミング貸付に係る受取利子は記録されていない。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- 2008SNA の勧告に従い、ノン・パフォーミング貸付を含む貸出について、主勘定においては、現行 JSNA の公正価値ではなく、名目価値で記録することとする^{6 7}。
- ノン・パフォーミング貸付に係るメモ項目については、「リスク管理債権」(参考1)と個別貸倒引当金⁸の把握が可能な金融機関(民間、公的)のみを対象⁹とし、以下のとおり記録する(参考3参照)。なお、基礎資料の制約から、メモ項目については年度末残高のみを記録する。
 - 名目貸出残高(②、③)を把握可能な機関の貸出総額(ノン・パフォーミング貸付以外を含む)について集計)
 - ノン・パフォーミング貸付の名目価値(「リスク管理債権」の残高)
 - ノン・パフォーミング貸付の公正価値(②から個別貸倒引当金¹⁰を控除したもの)
- 一般政府の貸出については、以下の理由により、ノン・パフォーミング貸付に係るメモ項目を記録しない。
 - 中央政府については、財務省で公表される「国の財務書類」の貸付に係る貸倒引当金が僅少であり、またそのうちの個別貸倒引当金を把握できない。また、独立行政法人等(中央政府に分類される機関)についても一機関¹¹を除きノン・パフォーミング貸付はほとんど存在しない。

³ このほか、現行 JSNA では、海外や公的非金融法人企業からの貸出については名目価値で記録している。また、民間非金融法人企業の貸出は「四半期別法人企業統計(財務省)」(以下「四半期別法人企業統計」という。)の記録法に準じており、同調査では、貸倒引当金を控除した金額が計上されていると考えられる。なお、現行 JSNA 上、貸出を公正価値で記録している部分については、これに対応する借入(債務者側)も公正価値で計上されている。

⁴ なお、現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計(日本銀行)」と同様、貸出残高を名目価値、公正価値のどちらの基準で記録した場合においても、未収利息は貸出残高ではなく、「その他の金融資産・負債」の内訳項目である「未収金・未払金等」の残高に計上されている。

⁵ 「リスク管理債権」の種類のうち「破綻先債権」と「延滞債権」にあたる貸出は、元本は償却されていないものの、(企業会計基準により)未収利子が記録されない。

⁶ 民間非金融法人企業の貸出は、基礎統計である「四半期別法人企業統計」の記録法に準じた扱いを継続。

⁷ なお、貸出(及び後述するノンパフォーミング貸付)の名目価値を記録する際、基礎資料の制約上、未収利息は計上されない扱いとなる(現行 JSNA と同様、未収利息は「その他の金融資産・負債」の内訳項目である「未収金・未払金」の残高に含まれる扱い。脚注4参照)。

⁸ 個別貸倒引当金は貸倒引当金の一部。その定義等については参考2を参照。

⁹ 金融機関以外は、「リスク管理債権」などの公表が必要ないことから、ノン・パフォーミング貸付の把握ができない。

¹⁰ ノン・パフォーミング貸付に係る貸倒引当金は、個別貸倒引当金となるため(一般貸倒引当金はパフォーミング貸付に係るものも存在する)。

¹¹ 独立行政法人等(中央政府に分類)については、中小企業基盤整備機構の一般勘定のみが該当し、2011年度末の事業貸付金+求償権(6,974億円)のうち破産更生債権等にあたるものが582億円(うち、破産更生債権等に係る貸倒引当金が493億円)。

- ー 地方政府および社会保障基金については、貸倒引当金の把握ができないものが多い。
- ・ ノン・パフォーミング貸付に係る未収利子については、基礎資料の制約から、現行と同様、民間金融機関分の一部を除いて記録しない。

② 推計方法、試算

- ・ 民間金融機関について、リスク管理債権と個別貸倒引当金の把握が可能なものとして、預金取扱機関と保険会社（うち生命保険会社および損害保険会社）を対象に集計。預金取扱機関と保険会社¹²について、2011年度末のノン・パフォーミング貸付の名目価値（リスク管理債権）は18.6兆円、うち公正価値は14.2兆円。
- ・ 公的金融機関についても、リスク管理債権と個別貸倒引当金の把握が可能なものを対象とする。ただし、リスク管理債権の把握は可能だが個別貸倒引当金の把握が困難な機関については、「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先債権が把握可能な場合、これに対する貸倒引当金を個別貸倒引当金の代わりに使用する¹³。上記の方法で主な公的金融機関¹⁴について集計したところ、2011年度末のノン・パフォーミング貸付の名目価値（リスク管理債権）は5.7兆円、うち公正価値は4.9兆円。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 「資金循環統計（日本銀行）」では、現行と同様に、2008SNA マニュアル対応後も、主勘定では、「民間金融機関貸出」は一部を除き公正価値で記録し、名目価値を参考系列として公表される予定。また、ノン・パフォーミング貸付のメモ項目については対応する予定はない。
- ・ 「本邦対外資産負債残高（財務省・日本銀行）」において貸付金は簿価で記録されている。国際収支マニュアル第6版（BPM6）への移行後も変更の予定はない。

<諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア
主勘定においては貸付の公正価値（個別貸倒引当金を控除したもの）を記録しており、名目価値（個別貸倒引当金を含む）については参考表で公表している。

¹² 金融庁、農林水産省、水産庁、生命保険協会のリスク管理債権に関する資料と、損害保険会社各社のディスクロージャー誌の積み上げより試算。

¹³ 「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先債権と、「リスク管理債権」の基準は厳密には一致しないが、「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先への貸出金に係わる貸倒引当金は、個別貸倒引当金の構成要素となる。

¹⁴ 住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、地方公共団体金融機構、日本政策投資銀行、かんぼ生命、国際協力銀行、国際協力機構（有償業務）、日本学生支援機構、福祉医療機構、ゆうちょ銀行、沖縄振興開発金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団（助成）、預金保険機構（一部貸出金のみ）。

(参考1) リスク管理債権の定義、類型

リスク管理債権は、以下の4つのタイプの合計額となる。

- ・破綻先債権…未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの。
- ・延滞債権 …未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のも
- ・3カ月以上延滞債権…元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）
- ・貸出条件緩和債権 …経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）

(参考2) 貸倒引当金の類型

貸倒引当金は、個別貸倒引当金と一般貸倒引当金からなり、それぞれ下記のように定義される。当課題で個別貸倒引当金のみを対象とするのは、ノン・パフォーミング貸付の貸倒部分を把握するため。また、「金融再生法に基づく資産査定」における破産更生債権や「自己査定」における破綻先・実質破綻先に生じた貸倒引当金は、カバレッジがやや狭い可能性はあるが、個別貸倒引当金とほぼ同一とみなせる。

- ・個別貸倒引当金…貸し倒れに備えて個別債務者ごとに計上する引当金。対象となる債権は、当課題のノン・パフォーミング貸付含まれる。
- ・一般貸倒引当金…パフォーミング貸付（正常債権、要注意先債権）について、債務者区分ごとの過去の貸倒率などに基づき、貸し倒れに備えてその区分の債権全体に対して一括で計上する引当金。

(参考3) 表章の例

表章項目	項目の説明
貸付額(a)	ノン・パフォーミング貸付の把握が可能な金融機関の名目貸付残高総額（ノン・パフォーミング貸付以外を含む）
パフォーミング貸付(b)	(a)－(c)を計上。
ノン・パフォーミング貸付(c)	リスク管理債権（名目価値）を計上。
毀損額(d)	(d)に個別貸倒引当金を計上。
公正価値(e)	(c)－(d)を記録。

上記のような項目について公表することを検討（表章項目名については引き続き検討）。

【E04】保証（定型保証）の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・保証を以下の3つに区分する。 ① <u>金融派生商品の形態（クレジット・デフォルト・スワップ等）をとる保証¹</u> ② <u>大数の法則²が働く定型保証</u> ③ <u>偶発性の高い個別保証</u> ・このうち①については、従前どおり、金融派生商品の取引として記録する。 ・②の<u>定型保証</u>については、<u>非生命保険と同様の形で、産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面の記録を行う。</u> ・③の個別保証については、従前どおり、偶発債務ととらえ、金融勘定には記録しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証を偶発債務ととらえ、保証が実行されるまでは記録を行わない。また、保証の実行によって生じる取引フローの扱いについても明示的な指針はない。³



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに明確化された「定型保証」について非生命保険と同様の記録を行う。
- ・具体的には、
 - (1) 定型保証を提供する機関（以下、定型保証機関という。金融機関（非生命保険）分類）の生産勘定に以下の式で計算される「産出額」を記録。これは、保証料を支払う部門、すなわち保証の対象となる貸出債権の債務者（以下、借り手という。）もしくは債権者（以下、貸し手という。）の「中間消費」ないし「最終消費支出」として記録。

$$\text{産出額} = \text{受取保証料} + \text{追加保証料}^4 - \text{債務肩代わり}$$
 - (2) 第1次所得の配分勘定に、「保険契約者に帰属する投資所得」⁵として、定型保証機関の運用資産に係る財産運用純益（追加保証料と同額）を、定型保証機関の支払、保証料（上記の受取保証料）を支払う制度部門の受取として記録。
 - (3) 所得の第2次分配勘定に、純保証料⁶を「非生命純保険料」として定型保証機関の受取及び保証料を支払う制度部門の支払に、また債務肩代わりを「非生命保険金」として定型保証機関の支払及び貸し手の受取として記録。
 - (4) 金融勘定（フロー）及び貸借対照表に、未経過保証料⁷、債務肩代わりの請求に対応するための引当金を「定型保証支払引当金」（新設項目）として、定型保証機関の負債として記録⁸。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（新たに定型保証を産出として捉え、家計部門がこれを最終消費する場

¹ 1993SNA については①についても明示的には記載がないが、2008SNA の中では「国民経済計算にとって新たな要素ではない」としており、1993SNA からの取扱の変更はないと解釈できる。

² 「大数の法則」とは、個々の債務者の債務不履行の可能性を推定することは不可能であるが、類似する債務をまとめて考えると、そのうち、どの程度が債務不履行になるかという可能性を推定することが可能とされており、同一の方針にそって多数発行される保証（例 住宅ローン保証）は、大数の法則が働き定型保証に該当する。

³ また、保証の産出額についても明示的な記述はない。

⁴ 定型保証機関の運用資産に係る財産運用純益と同額。

⁵ 1993SNA 「保険契約者に帰属する財産所得」から、2008SNA 「保険契約者に帰属する投資所得」に名称変更。

⁶ 純保証料とは、受取保証料+追加保証料(財産運用収益)-保証の産出額から算出され、債務肩代わりに一致。

⁷ 非生命保険に係る未経過保険料は非生命保険技術準備金に、保証に係る未経過保証料は定型保証支払引当金に計上される。

⁸ 資産側の部門については明示的な記述はないが、事例では、貸し手の属する制度部門（金融機関）となっている。

合には、家計最終消費支出を通じて GDP が増加する。）
・家計貯蓄率の変動要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、
 - －①金融派生商品の形態をとる保証は、基礎統計である資金循環統計と同様、基礎資料の制約により金融取引を記録していない。
 - －②定型保証⁹、③個別保証¹⁰については、受取保証料を産出額として記録している。これらに係る分配面（非生命保険金等）や金融面（定型保証支払引当金）の取引等については、現行 JSNA では記録していない。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

(1) 定型保証機関の範囲¹¹

2008SNA 勧告の定型保証機関に該当し、産出額等の推計に必要な基礎資料の入手が可能なものとして以下を抽出することを検討（引き続き、対象機関については精査）。これらについては、制度部門としては金融機関（非生命保険）に分類。

- ・全国信用保証協会
- ・農林漁業信用基金（林業信用保証制度）
- ・日本国際教育支援協会
- ・住宅ローン保証を提供する機関（以下、住宅ローン保証会社という。）
：国内銀行の関連会社、全国保証株式会社等¹²

(2) 各種取引等の記録方法

2008SNA の勧告に沿って、産出額や各種取引等を以下のように記録。

・定型保証の産出額

産出額＝受取保証料＋追加保証料¹³－債務肩代わり

⇒定型保証機関の産出額、借り手¹⁴のサービス支払（中間消費または最終消費支出）

⁹ 2008SNA の勧告における定型保証機関に該当するもので、現行 JSNA において推計対象としているのは、全国信用保証協会や農林漁業信用基金（林業信用保証制度）の提供する信用保証。これらは、制度部門としては、現行 JSNA では金融機関の「非仲介型金融機関」に分類。

¹⁰ 2008SNA の勧告における個別保証を提供する機関に該当するもので、現行 JSNA において推計対象としているのは、預金保険機構や損害保険契約者保護機構等。これらは、制度部門としては、現行 JSNA では、金融機関の「政府金融機関等」に分類。

¹¹ 保証のうちその他の形態については、①の金融派生商品の形態をとる保証の金融取引は、資金循環統計と同様に、データ制約から引き続き計上せず、2008SNA に対応しない、また③の個別保証については、引き続き産出額（受取保証料）のみを捕捉、記録する方向で検討。

¹² 国内銀行の関連会社である住宅ローン保証会社については、財務諸表が公表されていないため、現行 JSNA では捕捉していない。今般の検討に際し、複数の保証会社にヒアリングを行った結果、一部の会社について 2008SNA 勧告に従った産出額等の計算に必要な情報提供が可能ということが判明したので、推計対象に含めることとした。なお、推計ではこれらの数値を膨らませ、一国の値とする方法を検討している（3. ②参照）また、全国保証株式会社については平成 24 年上場のため、それ以降の情報が把握可能。

¹³ 財産運用純益と同額。

¹⁴ 3. ①(1)において JSNA において現時点で推計対象とする予定の定型保証機関については、保証料の支払は全てのケースで借り手が行っていると考えられることができるため、ここでは借り手がサービス支払を行うと考える。以下、保険契約者に帰属する投資所得の受取、非生命純保険料についても同様。

- ・保険契約者に帰属する投資所得（財産所得の内訳項目）
定型保証機関の運用資産の財産運用純益を記録
⇒定型保証機関の支払、借り手（非金融法人企業、家計¹⁵）の受取
- ・非生命純保険料（経常移転の内訳項目）
非生命純保険料＝受取保証料＋追加保証料－定型保証の産出額＝債務肩代わり
⇒定型保証機関の受取、借り手（非金融法人企業、家計）の支払
- ・非生命保険金（経常移転の内訳項目）
債務肩代わりに該当する財務諸表上の経理項目を記録
⇒定型保証機関の支払、貸し手（金融機関）の受取¹⁶
- ・定型保証支払引当金（金融資産・負債の内訳項目）
各機関の財務諸表等より、未経過保証料と、保証契約に基づく債務肩代わりの請求に対応するための引当金を記録
⇒定型保証機関の負債（フロー、ストック）として記録。資産側の記録方法については基礎統計となる資金循環統計の対応を踏まえ検討する。

②産出額の試算等

- ・上記3. ①(2)の計算式に沿って、現時点で2008SNA対応後の推計対象と想定している定型保証機関について産出額を試算。このうち、
 - －住宅ローン保証会社の産出額については、多数の機関が存在するため、個別に財務諸表を入手し、積算することが困難なことから、国内メガバンク系子会社と全国保証株式会社（以下、合わせて「一部住宅ローン保証会社」という。）の財務諸表の情報を入手し、産出額を推計する。同産出額を住宅ローン保証会社全体分に膨らませるため、これに、一国全体の住宅ローン残高と一部住宅ローン保証会社の保証する住宅ローン残高の比を乗じることで住宅ローン保証会社全体の産出額を推計する。
 - －全国信用保証協会についてはコスト積上げにより産出額を推計する。¹⁷
- ・上記手法に基づく現時点での暫定的な試算結果としては、定型保証の産出額は2006年度～2012年度で0.3兆円程度となる。
なお、ここでの試算対象とした定型保証機関の多くは、産出額が全て中間消費される扱いとなるので¹⁸GDPへの影響はほぼない。
- ・また、定型保証機関の負債である定型保証支払引当金は2012年度末で約3～4兆円程度と試算される¹⁹。

¹⁵ 住宅ローン保証会社、農林漁業信用基金（林業信用保証制度）に係る部分は家計に計上するとともに、全国信用保証協会に係る部分は制度部門分割（非金融法人企業か家計（個人企業））のための基礎資料に制約があることから全額を非金融法人企業に計上することを検討。次の非生命純保険料についても同様の取扱を検討。

¹⁶ 2008SNAには明示的な記述はないが、上記の記録方法をとる場合、貸し手においては、債務肩代わりのみが純貸出（＋）／純借入（－）に影響し、かつプラス要因となることから、債務肩代わりと同額の移転（経常移転もしくは資本移転）を貸し手から借り手に支払うという扱いとすることを検討。

¹⁷ 3. (2)の計算式通りに推計すると産出額がマイナスとなり結果として、定型保証機関一国全体でみてもマイナスとなることから、ここではコスト積上げによる計測を検討。

¹⁸ 住宅ローン保証会社の産出額は全額家計のうち持ち家の中間消費、全国信用保証協会等の産出額のうち家計が消費する分は個人企業の中間消費となる。また、日本国際教育支援協会の産出額に関しては家計に最終消費される扱いであるが、額は僅少である。

¹⁹ 日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成26年6月6日）より。同ページによれば、定型保証支払引当金（定型保証機関の負債残高）について、日本銀行においては、財務諸表が開示されている機関（全国信用保証協会等）については財務諸表から未経過保証料や保証支払引当金に係る計数を積

③今後の対応

- ・住宅ローン保証会社については、上記のとおり一部しか財務諸表の情報が把握できないため、これをより広範・的確に把握するための手法がないか検討する。
- ・このほか、定型保証支払引当金の資産側の記録方法についても、上述のとおり引き続き検討が必要。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、現行では定型保証支払引当金をフロー、ストックともに計上していないが、2016年を目途とする2008SNA対応後は、JSNAと同様、全国信用保証協会、農林漁業信用基金（林業信用保険業務勘定）、日本国際教育支援協会、住宅ローン保証会社が提供する定型保証については、金融機関の「非生命保険」に部門分類の上、定型保証支払引当金を同部門の負債としてフロー、ストックに計上される見通しである。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
概念上は定型保証を記録するとしつつも、実際に把握できる事例はないとしている。
- ・アメリカ
2008SNAに基づいた保証の扱いは行っていない。

み上げるとともに、財務諸表が開示されていない住宅ローン保証会社分については、独自のアンケート調査を行い、そこから得られた一部会社の住宅ローン保証残高に対する平均的な「引当率」に、一国の住宅ローン残高に乗じることで推計を行っている。

【E05】 指数連動型債務証券の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・クーポンか元本、あるいはその両方が特定の指数に連動して決定される債務証券に係る利子受払の記録方法について、以下のようにケース分け（参考1）¹。</p> <p>① <u>クーポンのみが指数に連動する場合（指数の種類に拠らない）</u> クーポンのみが同指数に連動する場合、指数の種類に拠らず連動後のクーポン支払の全額を「利子」として記録。</p> <p>② <u>広範なベースの指数（例 消費者物価指数）に連動する場合</u></p> <p>(i) <u>元本のみが同指数に連動する場合、各期中の同指数の変動に伴う元本の増減を各期の「利子」として記録する²。</u> ※利子を償還までの期間で通算すると正しい利子（実際の償還価額と発行価額の差）が計上できるが、期によってマイナスの利子も発生しうる。</p> <p>(ii) <u>クーポンと元本の両方が同指数に連動する場合は、利子は①と②(i)の合計として計算。</u></p> <p>③ <u>狭く定義された指数と連動する場合³</u> 元本のみ、またはクーポンと元本の両方が同指数に連動する場合、<u>発生利子額は、証券発行時の想定利回りで固定して計測（証券発行時に予想された債務者の総支払額（予想された償還価額＋予想されたクーポン総額）と発行価額の差から計算）。</u> <u>同指数の変動により、この固定された利子の経路から乖離した支払がなされる場合は、この乖離分は「保有利得・損失」として扱う。</u> ※想定利回りは証券発行時点で決まるので、証券発行時に予想された債務者の総支払額と実際の総支払額が異なる場合正しい利子は記録されない一方、利子がマイナスになることはない。</p>	<p>・クーポンか元本、あるいは両方が特定の指数に連動して決定される債券等の証券に係る利子受払いの記録については、指数の種類に拠らず、①クーポンが連動する場合は、連動後のクーポン支払の全額を「利子」として記録、②元本が連動する場合、各期中の指数の変動に伴う元本の増減を各期の「利子」として記録する。</p>



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・2008SNA では、1993SNA が指数連動債務証券の利子の記録方法を指数の種類にかかわらず一律に扱っていたのに対し、クーポンや元本が連動する指数が、消費者物価指数のような広範なベースの指数である場合と、狭い範囲の指標に連動する場合に分け、関連する取引フローや再評価を記録。
- ・ただし、クーポンと元本の両方が外国通貨に連動するものは、この勧告の対象外である

¹ クーポンと元本の両方が、外国通貨価値に連動するものは、例外的な扱いとなる（課題 E06 参照）。

² 本勧告に係る記述には明示されていないが、債務証券が割引発行された場合の割引額は利子に含まれる。

³ 2008SNA マニュアルにおいては、指数連動型債務証券の取得の動機が、保有利得の獲得を含む場合には、③のような処理を行うことが望ましい（指数の変動による部分は保有利得・損失として扱う）としている。

(勧告 E06 の項を参照)。

② 主要計数への影響 (概念上)

- ・政府純貸出／純借入および家計貯蓄率の増減要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA の所得支出勘定においては、指数連動型債務証券⁴に係る利子の支払及び受取は、各種の基礎統計に基づき (参考 2) のように推計されており、一部の場合 (例えば、①クーポンのみが指数に連動する債務証券に係る利子の受払、②企業会計基準に基づく財務諸表を用いた推計を行っている民間金融機関等の物価連動国債の受取利子 (一部のケースのみ⁵)) を除いて、1993SNA ないし 2008SNA マニュアルの勧告に沿った計上は行っていない。
一例えば、一般政府の物価連動国債は、2008SNA マニュアルの勧告で言う「クーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券」であるが、これに係る支払利子については、基礎資料である国の決算書等と同様、クーポンに係る利子のみを記録しており、指数の連動による元本の変動は利子として記録していない⁶。
- ・現行 JSNA の金融勘定においては、基礎統計である「資金循環統計 (日本銀行)」 (以下「資金循環統計」という。) と整合的に、指数連動型債務証券の金融取引は、額面ベースの残高の当期末残高と前期末残高の差額として推計しており、指数の変動による元本の増減は再評価勘定に記録されている。つまり、2008SNA マニュアルの勧告に沿った計上は行っていない。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<× : 2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

(1) クーポンのみが指数連動するもの

- ・2. (及び参考 2) のとおり、現行 JSNA においても、クーポンのみが指数連動する債務証券の場合については、指数連動後のクーポンが利子の受払として記録されているという点で、2008SNA 勧告に対応している。

(2) 元本のみ、または元本とクーポンの両方が広い範囲の指数に連動するもの

- ・元本部分が広範な指数に連動する債務証券 (我が国の場合、現状では物価連動国債 (クーポンと元本の両方が広範な指数に連動) が大部分を占める) について、指数連動による元本の変動分を利子として記録するという 2008SNA マニュアルの勧告への対応は、所得支出勘定、金融勘定⁷ともに、基礎資料の制約から困難であり、対応を見送る。
— 具体的には、物価連動国債や物価連動公営企業債券に係る一般政府や公的金融機関の

⁴ 我が国で発行されている指数連動型債務証券で本勧告に該当するものとしては、国 (中央政府) や地方公共団体金融機構 (公的金融機関) の発行する物価連動国債や物価連動公営企業債券が考えられる。地方公共団体金融機構の物価連動公営企業債券 (財投機関債、平成 17 年に 400 億円発行) は、物価連動国債と同様のもの (物価連動第 1 回公営企業債券は第 3 回物価連動国債、物価連動第 2 回公営企業債券は第 4 回物価連動国債と同じ扱い)。同機構の財務諸表では、通常の債券と同様に発行差金とクーポンを利子に計上しており、2008SNA で求められている処理とは異なる。

⁵ 企業会計基準によれば、物価連動国債の取得価額と取得時における指数連動後の元本が一致しているケースのみ、2008SNA の扱いと整合的である。一方、一致していないケースでは、その差に関する処理の点で 2008SNA の扱いとは異なる。

⁶ なお、物価連動国債等が割引発行された場合は、発行差金は発行年度の利子に計上。

⁷ 基礎統計である「資金循環統計」においては、2016 年を目途とする同統計の改定後も、本勧告には対応しない方針である (日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」 (平成 26 年 6 月 6 日))。

支払利子のうち、指数変動による元本の変動分自体を把握ないし推計することは可能であるものの、受取側、つまり、物価連動国債の保有部門に関する情報⁸がないことから利子の受取部門の制度部門分割が困難である。

(参考情報：2008SNA 勧告に則った物価連動国債の支払利子に係るデータ)

- ・物価連動国債の消費者物価指数に連動した想定元金額（各期の物価変動に応じた増減後の元本）の増減は、財務省で公表される「国の財務書類」から年度ベースで得ることができる⁹。2004年度～2011年度と同計数を見ると、▲0.1兆円から+0.1兆円程度で推移しており、2007年度と2009年度は相対的に大きな金額となったが、これは当時の物価連動国債残高が大きかったことに加え、上記2時点について連動先である消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の変動が大きかったことが要因。なお、近年の国債全体の1年間の利払い合計の約10兆円程度¹⁰。

(3) 元本のみ、または元本とクーポンの両方が狭い範囲の指数に連動

- ・これらの債務証券の具体例としては、現状では海外部門が発行する株価等に連動する証券が多いと考えられるが、海外からの財産所得の受取（海外部門の支払）について、基礎統計である「国際収支統計（財務省・日本銀行）」（以下「国際収支統計」という。）においては2008SNAに沿った記録とはなっていないことから、対応は困難。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」においては、上述のとおり2008SNA マニュアル対応後も、本勧告に対応しない方向で検討中¹¹。
- ・「国際収支統計」においては、本勧告に対応せず、現行と同様に、指数連動型の債務証券の利子には実際に支払われたクーポンのみを計上する。

⁸ ただし、日本銀行の保有分は「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」や決算書から把握できる。また、現在、家計への譲渡が制限されていることから家計は同国債を保有していないが、平成28年以降に満期を迎えるものについては、平成27年1月1日以降、家計への譲渡が可能となる。

⁹ 「国の財務書類（一般会計・特別会計）」によると、クーポンを除く物価連動国債の利子は▲49億円（2004年度）、+24億円（2005年度）、▲9億円（2006年度）、+605億円（2007年度）、▲49億円（2008年度）、▲927億円（2009年度）、▲49億円（2010年度）、+133億円（2011年度）、+40億円（2012年度）。

¹⁰ なお、2013年度より元本保証付きの新たな物価連動国債の発行が再開されたが、他の国債と比べて発行量が少ない。また、当面は過去に発行された物価連動国債が償還されることとなる。

¹¹ 脚注7参照。

(参考1) 2008SNA 勧告における指数連動型債務証券に係る利子の取扱い

指数の 対象	指数の 種類	広い範囲のもの	狭い範囲のもの (外国通貨を除く)	外国通貨
クーポンのみ		(計上方法 A) クーポン支払のみが指数連動する場合、指数連動に伴う全額は、クーポンが対象とする期間に発生する利子として扱う。(パラ 17.276)		
元本のみ		(計上方法 B)¹² 期中の指数変動に伴う元本の増減を各期の利子として記録する。つまり、各期の利子を償還までの期間で通算すると正しい利子(実際の償還価額と発行価額の差)が計上できるが、期によってマイナスの利子が計上される。 (パラ 17.277(a)、17.278)	(計上方法 C) 利子は、証券発行時の想定利回りで固定して計測(証券発行時に予想された償還価額と発行価額の差から計算)。指数の動きにより、この固定された利子の経路から乖離した支払がなされる場合は、この乖離分を「保有利得・損失」として扱う ¹³ 。 証券発行時に予想された償還価額と実際の償還価額が異なる場合、正しい利子(最終的な償還価額と発行価額の差)が計上できないが、一方で、利子がマイナスになることはない。(パラ 17.277(b)、パラ 17.278)	
クーポンと元本の両方		(計上方法 A) と (計上方法 B) の利子を合算する(パラ 17.280)。	(計上方法 C) と同じ(ただし、想定利回りの計測の際は、証券発行時に予想された債務者の総支払額(償還価額+クーポン総額)を用いる)。(パラ 17.280)	クーポン支払は (計上方法 A) と同じ。為替相場等に連動した元本の増減は、保有利得・損失として記録する(E06の項参照)。(パラ 17.281)

¹² 本勧告に係る記述には明示されていないが、債務証券が割引発行された場合の割引額は利子に含まれる。

¹³ 指数に連動しないクーポンの支払がある場合には、それは利子として扱う。

(参考2) 現行 JSNA における部門別の支払利子と受取利子の記録方法

	支払	受取 (注4)
一般政府	<p>例1：物価連動国債に係る支払利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は決算書。支払利子として連動後のクーポン分のみを記録(割引発行時は額面からの割引額を発行年度の支払利子に計上) <p>⇒物価連動国債は、クーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券であり、指数変動による元本の増減部分の記録については2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p> <hr/> <p>例2：地方政府発行の指数連動型の地方債(注1)¹⁴に係る支払利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は「地方財政統計(総務省)」。支払利子としてはクーポンを記録(割引発行時は額面からの割引額を発行年度の支払利子に計上)。 <p>⇒指数連動型の地方債でクーポンのみが指数連動するものに係る支払利子の記録については、2008SNA マニュアルの勧告に対応している。</p>	<p>例：物価連動国債に係る受取利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は決算書。決算書ではクーポン分のみを記録 <p>⇒物価連動国債等のクーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券については、元本連動部分の記録は2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p> <p>※クーポンのみが指数連動する債務証券に係る受取利子は2008SNA マニュアルの勧告に対応。</p>
民間金融機関	(把握できる事例はない)(注2)	<p>例：物価連動国債等に係る受取利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は企業会計基準に基づく財務諸表。 <p>⇒物価連動国債については一部のケース¹⁵のみ、2008SNA マニュアルの勧告に沿った記録がなされている。</p>
公的金融機関	<p>例：物価連動公営企業債券(地方公共団体金融機構が発行)に係る支払利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は同機関の財務諸表。支払利子としてクーポンのみを記録(割引発行時は、額面からの割引額を各年度の支払利子に計上)。 <p>⇒物価連動公営企業債券は、クーポンと元本の両方が広範な指数に連動する債務証券であり、元本連動部分の記録については2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p>	<p>例：物価連動国債に係る受取利子¹⁶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は各機関の財務諸表。 <p>⇒財務諸表が企業会計基準に基づく場合、物価連動国債については、一部のケース¹⁵のみ2008SNA マニュアルの勧告に沿った記録がなされている。</p> <p>⇒企業会計基準に基づかない場合、クーポンのみ記録されており、物価連動国債については2008SNA マニュアルに沿った記録がなされていない。</p>
非金融法人企業、家計	(把握できる事例はない)(注2)	<p>例：物価連動国債等に係る受取利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一国合計の受取利子から上記部門を控除した残差として推計。 <p>⇒結果として、クーポンのみが指数連動する債務証券を除いて、原則2008SNA マニュアルの勧告に沿った記録はなされていない。</p>
海外	<p>例：海外政府発行の物価連動国債、株価や外国為替相場等に連動する債券(注3)に係る支払利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は「国際収支統計」。クーポンのみが利子として記録。 <p>⇒クーポンのみが指数連動する債務証券以外は2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p>	<p>例：日本の発行する物価連動国債等に係る受取利子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎統計は「国際収支統計」。クーポンのみが利子として記録。 <p>⇒クーポンのみが指数連動する債務証券以外は2008SNA マニュアルの勧告に対応していない。</p>

¹⁴ 例として、大阪府が金利(6か月 Tibor や Libor)に連動した地方債、新潟県が長短金利や為替に連動した地方債を発行しているケースがある。これらはいずれもクーポンのみが変動するものである。なお、総務省によるとデリバティブを組み込んだ地方債の平成21年2月までの累積発行額はおよそ4,200億円。

¹⁵ 物価連動国債の取得価額と取得時における指数連動後の元本が一致しているケース。

¹⁶ 中央銀行については、物価連動国債を満期保有目的有価証券(企業会計基準ではその他有価証券)とみなした処理を行っており、通常の国債と同じく、クーポン(及び発行差金)のみを計上している。このため、2008SNA マニュアルの処理方法とは異なる。

- (注1) 地方政府発行の指数連動型の地方債は、実例を見たところ 2008SNA 勧告のうち「クーポンのみが指数連動する債務証券」に該当。
- (注2) 民間金融機関と非金融法人企業について、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の国内法人が提出した有価証券報告書を対象に検索したところ、「指数等の情報」で情報を開示している法人はなかった。海外法人については、複数の法人が「指数等の情報」を開示している。
- (注3) 株価や外国為替相場等に連動する債券は、「クーポン及び元本の両方が狭い指数に連動する債務証券」等に該当。
- (注4) 狭い範囲の指数（株価や外国為替相場）に元本のみ、または元本とクーポンの両方が連動するものは、企業会計基準によれば、元本の増減は利子には含まれない扱いとなり、2008SNA マニュアルの勧告には対応していない扱いとなる。

【E06】外国通貨に連動する債務証券の扱いの変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・クーポンと元本の両方が外国通貨に連動するような債務証券は、外国通貨建ての証券であるかのように分類し、取り扱う。・利子は、当該債務証券が使用する外貨建てで当該期間中に発生し、平均為替レートで国内通貨建てに転換される。残高も、国際投資ポジションで債務証券全体の国内通貨価値を決定するために使用した期末為替レートで評価する。為替レートの動きまたは利子率の変化による債務証券の市場価値の変動は再評価として扱う。	<ul style="list-style-type: none">・為替レートの変動に起因する外国通貨建ての債務証券の元本(国内通貨換算)の変化は、保有利得・損失として扱う一方、外国通貨に連動した債務証券の場合は、他の指数連動証券と同様、こうした変化は利子として扱う。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA において外国通貨建ての債務証券とは異なる記録方法がなされていた外国通貨に連動する債務証券について、同様の取扱いを行うよう変更する。具体的には、為替レートの変動に起因する外国通貨連動債務証券の元本の変動は、利子（及び利子の再投資に伴う金融取引）として記録せず、再評価勘定に記録することが求められる¹。一方、為替レートの変動に起因する同証券の（連動後の）クーポンは、利子として記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・政府純貸出／純借入および家計貯蓄率の増減要因。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・本勧告で言う債務証券（クーポンと元本の両方が外国通貨に連動する債務証券）のうち把握可能な事例として、我が国の場合、海外の公社が発行するユーロ円債が想定される²。これについて、現行 JSNA の実物フロー勘定（所得支出勘定）では、基礎統計である「国際収支統計（財務省・日本銀行）」や「資金循環統計（日本銀行）」と同様、利子には連動後のクーポンのみが記録され、また、金融面のフロー、ストックの勘定においては為替レートの変動による元本の増減は金融取引ではなく調整勘定(再評価勘定)に記録されている³。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、クーポンと元本の両方が外国通貨に連動する債務証券については、把握可能なものについて、2008SNA マニュアルの勧告と整合的な記録を行っており、この取扱いを継続する。

¹ 期中の指数による元本の変動の結果は、期末の残高に反映される。このため、同変動を金融取引に記録しない場合、(債務証券の)元本の変動は調整勘定(うち再評価勘定)に記録される。

² 近年では北欧の公社が新興国通貨価値に連動した債券を発行している例がある。日本国内では、海外で発行されたユーロ円債を金融商品取引業者が取得し国内で個人投資家向けに売り出す仕組債があるが、この部分のみを集計した基礎データは存在しない。

³ 金融面の勘定は「資金循環統計」を基礎統計として推計している。同統計の推計において「国際収支統計」を利用していることから、本勧告における債務証券の扱いは「国際収支統計」の扱いに準じている。

【E07】非上場株式の評価の柔軟性

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">非上場株式の評価方法として、複数の方法を提示する。具体的には、①直近の取引価格、②正味資産、③現在価値や株価収益率（PER）、④企業により報告された簿価を統計作成者がマクロレベルで補正する方法（企業の簿価自己資金情報を、国内類似企業の上場株価対簿価比率など適切な指標に基づく比率で調整）、⑤簿価自己資金、⑥（海外の親会社が上場しており、当該企業が未上場の場合など）親会社の時価総額のうち自国分に相当すると考えられる部分を按分する方法、等がある。	<ul style="list-style-type: none">非上場株式の価値は、収益や配当の過去の系列や将来の見通しについて比較可能な上場株式の価格を用いる（必要な場合、市場での交換可能性や流動性が低いことを考慮して下方に調整する）。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 非上場株式の評価方法について、単一の方法しか示していない 1993SNA の勧告に対し、2008SNA においてはより簡便な手法を含む複数の選択肢が提示されており、これらのいずれかの手法を用いて推計を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA においては、民間部門の非上場株式の価値について、類似業種比準方式（国税庁。株価を測定する企業の配当、当期純利益、純資産の財務データ¹と、その企業と類似の業種の株価等の計数を用いて当該企業の株価を算出する方法）に類する手法を用いて推計しており、1993SNA の勧告に沿った対応を行っている。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- 2. のとおり、現行 JSNA において、非上場株式の価値について、類似業種比準方式に類する手法を用いている。2008SNA マニュアルでの勧告は、JSNA で採用している類似業種比準方式の簡便な手法となっており、上記勧告概要の③および④の要素を含んでいる。このことから、本勧告には対応済と整理できる。

¹ 非上場企業の財務データについては、まず「年次別法人企業統計（財務省）」から、産業別に「配当金計（当期末）」、「当期純利益（当期末）」、「純資産（当期末）」を求め、これを上場企業と非上場企業の合計とみなし、そこから別途上場企業の財務データより求めた産業別の上場企業の配当金、当期純利益、純資産を控除したものを産業別の非上場企業の計数としている。

4. その他の留意事項

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
企業の正味資産の情報をを用いる等により非上場株式の価値を推計している。
- ・カナダ
上場株式の情報から、産業別の株式時価・簿価比率を作成。この比率を使用し、非上場株式を時価評価している。

【E08】不特定保管金口座を金融資産・負債として扱う

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・不特定保管金口座を金融資産及び負債として扱う。具体的には、<u>外貨預金として扱う</u>。 ※不特定保管金口座は、特定保管金口座と異なり、口座保有者が金そのものへの権利を持たないが、金建てでの請求権を与えるものとされる（パラ 11.60） ※不特定保管金口座を通貨当局が保有する場合は、貨幣用金として扱われる（勧告 E09 参照）。	<ul style="list-style-type: none">・不特定保管金口座の取扱いに関する明示的な指針はない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・不特定保管金口座について、新たに金融資産及び負債として扱う。資産項目としては、通貨当局が保有する場合は「貨幣用金」に分類され、その他の場合外貨預金として、「現金及び預金」の「その他預金」に分類される¹。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA において、「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）と整合的に、通貨当局²以外の我が国居住者が海外に預けている不特定保管金口座は「その他対外債権・債務」³に含まれている。一方、国内に預けられている不特定保管金口座については記録されていない。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・通貨当局以外の我が国の居住者が海外に預けている不特定保管金口座については、基礎統計である「資金循環統計」において、2016 年を目途とする 2008SNA マニュアル対応後、同計数を海外部門の「その他対外債権債務」（負債）から「預け金」⁴（負債）に移管することを検討中であり⁵、JSNA においてもこれに沿った対応となる。
- ・また、国内に預けられている不特定保管金口座については、「資金循環統計」において、2016 年を目途とする 2008SNA マニュアル対応の一環として新たに、決算公告や有価証券報告書で把握可能な会社分を家計の「預け金」（資産）、民間非金融法人企業の「預け金」（負債）⁶に計上する方針であり、JSNA でも同様の扱いとなる予定。なお、2012 年度末の不特

¹ 2008SNA マニュアルによれば、特定保管金口座は、通貨当局が保有する場合は「貨幣用金」、その他の場合は「貴重品」（非金融資産）として扱う。

² 通貨当局が保有する場合は勧告 E09 を参照。この課題では通貨当局以外について取り扱う。

³ 金融資産分類「その他の金融資産・負債」の内訳項目。

⁴ 「資金循環統計」の「預け金」と、JSNA の「その他の金融資産・負債」の内訳である「預け金・預り金」は同じ項目である。

⁵ 資産保有部門については引き続き検討。

⁶ 銀行が金の保管を民間非金融法人企業に委託しているケースもあるが、家計が直接民間非金融法人企業と取引を

定保管金口座残高は約 5,300 億円と試算される。

- ・なお、前述のとおり、不特定保管金口座は「外貨預金」としては計上しない方針であるが、これは「マネースtock統計（日本銀行）」における預金の範囲との整合性を踏まえたものである。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・現行の「国際収支統計（BPM5、BPM6 ベース）」、「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」（ともに財務省・日本銀行）（以下「国際収支統計」、「本邦対外資産負債残高」という。）においては、通貨当局以外の我が国の居住者が海外に預けている不特定保管金口座は同統計の「現預金⁷」項目に計上している（「国際収支統計」は 2010 年 1 月分取引より、「本邦対外資産負債残高」は 2009 年末残高より）⁸。なお、2015 年 5 月に公表される「本邦対外資産負債残高（BPM6 ベース）」についても同様の扱いとなる予定。
- ・「資金循環統計」において、通貨当局以外の我が国の居住者が海外に預けている不特定保管金口座（「国際収支統計」の「現預金」に計上している部分）は「その他対外債権債務」に計上している。2016 年を目途に行われる同統計の 2008SNA マニュアルの対応において、これを「預け金」に移管することを検討中。一方、国内に預けられている不特定保管金口座については、上述のとおり、現行では記録されていないが、新たに「預け金」に計上する方向で検討中。

行っているとみなして記録する。

⁷ 「国際収支統計」および「本邦対外資産負債残高」の「現預金」の項目に計上される。ただし、邦貨建てと外貨建ての区分は公表されていない。

⁸ それ以前は、「国際収支統計」においては「仲介貿易・その他貿易関連」（経常収支）、及び「雑投資・短期」のうち「投資用金」（資本収支）に計上されていた。また「本邦対外資産負債残高」においては、投資用金は雑投資に計上されていた。

【E09】 貨幣用金と金地金の定義の変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・貨幣用金は、通貨当局（あるいは通貨当局の実効的な支配下にある他者）が所有権を持ち、<u>金地金（特定保管金口座を含む）と非居住者の提供する不特定保管金口座から構成される</u>。金融資産であり、かつ外貨準備の構成要素として保有されている金だけが貨幣用金に分類される。 ・金地金（最低 995/1,000 の純度を持つ金貨、金塊、延べ棒）は、通貨当局によって準備資産として保有される場合、対応する見合いの負債が立たない唯一の金融資産となる（計上方法は、参考 1 を参照）¹。 ・貨幣用金を「貨幣用金・SDR」の内訳として SDR と別個に表章する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貨幣用金を所有するのは、通貨当局または通貨当局の実効的支配の下にある単位である。金融資産であり、かつ外貨準備の構成要素として保有されている金だけが貨幣用金に分類される。 ・貨幣用金は、最低 995/1,000 の純度を持つ金貨、金塊、延べ棒の形態をとる。貨幣用金は、SDR とともに、負債が立たない資産である。 ・貨幣用金は「貨幣用金及び SDR」の内数として記録される。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA では認識されていなかった不特定保管金口座（通貨当局が外貨準備として保有し、非居住者に預けているもの。以下同じ）を認識し、貨幣用金の定義を拡大する。区別が可能な場合は¹、貨幣用金のうち不特定保管金口座に対応する分のみを海外部門の負債として計上。
- ・貨幣用金を「貨幣用金・SDR」の内訳として SDR と別個に表章する（課題 E10 参照）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、フロー編、ストック編の各計数表²において、国内部門の資産側「貨幣用金」（及び上位項目である「貨幣用金・SDR」）の項目には「0.0」を掲載する一方、中央銀行及び中央政府部門の「その他の金融資産・負債」の内訳の「その他」（資産側）にこれらの部門が外貨準備として保有する貨幣用金を含めて計上している³。ただし、貨幣用金の一国合計は把握可能であるため、海外部門の負債側「貨幣用金」（及び「貨幣用金・SDR」）の項目には、国内部門が資産として保有している貨幣用金の額を計上している⁴（参考 2）。

¹ 2008SNA マニュアル上は、貨幣用金のうち不特定保管金口座分については、預け先である海外部門に負債を計上することが概念上必要である。しかし、「機密性の観点から（金地金と不特定保管金口座の）2つのカテゴリーを個別に公表することは不可能であるかもしれない」（パラ 17.240）と書かれており、海外部門の負債（＝貨幣用金のうち不特定保管口座分）の計上は必須ではないと解釈できる。

² ただし、ストック編付表 6「対外資産・負債残高」には、貨幣用金の国内保有額の一国計が資産として計上されている。

³ 基礎統計上、貨幣用金等の外貨準備の保有部門は特定できず、中央政府と中央銀行のそれぞれが保有する SDR、貨幣用金、IMF リザーブポジションの合計値のみ把握が可能であり、この額が両部門の「その他」に含めて計上されている。

⁴ ストック編付表 7「金融資産・負債の残高」においては、一国の貨幣用金合計額を海外部門の負債側の「貨幣用金」に計上しており、各年度末の残高（10 億円単位）は、2,282.1（2007 年度末）、2,216.7（2008 年度末）、2,559.7（2009 年度末）、2,932.8（2010 年度末）、3,360.8（2011 年度末）、3,697.7（2012 年度末）。

- ・現行 JSNA における貨幣用金の範囲については、基礎資料である「外貨準備等の状況」と整合的であり、同統計に含まれる外貨準備としての金の範囲は 2008SNA と整合的である。このため、通貨当局が保有する不特定保管金口座についても、同統計の外貨準備としての「金」、並びに JSNA の「貨幣用金」に計上されている。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA では既に、不特定保管金口座を含めた貨幣用金が、国内部門の金融資産として記録されている。ただし、現行 JSNA では、国内部門の保有する貨幣用金の見合い額の全額を海外部門の負債に計上していたが、2008SNA の勧告を踏まえ、この計上を取り止める。その際、基礎資料において、貨幣用金を金地金（特定保管金口座を含む）と不特定保管金口座に分割することができないため、不特定保管金口座分についても合わせて海外部門の負債への記録を行わない。
- ・一方、貨幣用金については、SDR と同様（E10 の項を参照）、基礎統計の制約から、保有部門（中央銀行、中央政府）ごとの保有額が把握できない（「貨幣用金・SDR」としても、保有部門に分けた表章は難しい）。このため、「貨幣用金」の上位表章項目を「貨幣用金・SDR 等」とし、「資金循環統計」における「うち金・SDR 等」（貨幣用金、SDR に IMF リザーブポジションを加えたもの。部門別の保有額が把握可能）の計数を計上する。
 - －これにより「貨幣用金・SDR 等」としては、保有部門ごとの保有額の表章が可能となる。その内訳となる「貨幣用金」「SDR」「IMF リザーブポジション」については保有部門ごとの保有額の表章は引き続き困難であるが、それぞれの国内部門保有額の合計については表章可能となる。具体的な計上方法は（参考3）を参照。

4. その他の留意事項

<基礎統計等における扱い>

- ・「外貨準備等の状況」は 2008SNA と同じ基準で作成されており⁵、同資料上の外貨準備としての「金」には不特定保管金口座が含まれている。ただし、（金地金と不特定保管金口座の）2つのカテゴリーに分割した公表とはなっていない。
- ・「国際収支統計（財務省・日本銀行）」と「本邦対外資産負債残高（財務省・日本銀行）」では、外貨準備の内訳として貨幣用金の取引額及び残高が公表されているが、保有部門に係わる情報は公表されていない。
- ・「資金循環統計（日本銀行）」も概念としては 2008SNA と整合的であるが、「貨幣用金」という単独の表章項目は存在せず、中央政府と中央銀行の「その他対外債権債務」（資産）の「うち金・SDR 等」（資産）という項目に貨幣用金、SDR、IMF リザーブポジションの合計値が計上されている。また、国内部門の保有する貨幣用金と見合いの負債は計上されていない。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
貨幣用金の定義は勧告と同じである一方、国内の国際投資ポジション統計との整合性を図

⁵ 「外貨準備等の状況」は、“International Reserves and Foreign Currency Liquidity: Guidelines for a Data Template”（IMF 作成）に準拠して作成されている。このガイドラインは、「国際収支マニュアル第6版（BPM6）」に準拠しており、2008SNA と同様の計上方法となっている。

る観点から、貨幣用金について、海外部門の負債を擬制している。

- ・ 米国
FRB が作成する金融勘定において、貨幣用金は通貨当局の資産として記録されている。
- ・ カナダ
貨幣用金を含む外貨準備は、「Official international reserves」という項目名で公表されており、中央銀行の資産と海外の負債に同額ずつ計上されている。

(参考 1) 2008SNA マニュアルにおける貨幣用金の計上方法

(例) 100 のうち 80 が金地金、20 が不特定保管金口座の場合

	国内部門		海外部門	
	資産	負債	資産	負債
貨幣用金	100	—	—	20

注 1 概念上、上記のように記録することが必要であるが、網掛け部分については困難であれば表章の必要はない。

注 2 あくまで 2008SNA 勧告における貨幣用金の計上方法を示すものであり、これにしばられるものではなく、今後の JSNA における計上方法を示したものではない。

(参考 2) 現行 JSNA における貨幣用金の計上方法

	国内部門			海外部門	
	資産		負債	資産	負債
	中央銀行	中央政府			
貨幣用金	0.0	0.0	0.0	0.0	X+Y
...
その他	X+Z	Y+W

注 X、Y はそれぞれ中央銀行保有、中央政府保有の貨幣用金、
Z、W はそれぞれ中央銀行保有、中央政府保有のその他の資産（SDR と IMF リザーブポジションを表す）。

(参考3) 次回基準改定における貨幣用金・SDR等の計上方法案

(10億円単位)

	中央政府		中央銀行		海外		合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
1. 貨幣用金・SDR等	3,245.4	1,732.0	3,529.8	0.0	1,732.0	3,077.5	8,507.2	4,809.5
(1) 貨幣用金	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	3,697.7	0.0
(2) SDR	-	1,732.0	-	0.0	1,732.0	1,826.6	3,558.6	3,558.6
(3) IMFリザーブポジション	-	0.0	-	0.0	0.0	1,250.9	1,250.9	1,250.9
							合計＝国内部門＋海外部門	

	中央政府		中央銀行		海外		合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
1. 貨幣用金・SDR等	-239.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-239.0	-239.0	-239.0
(1) 貨幣用金	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(2) SDR	-	0.0	-	0.0	0.0	11.2	11.2	11.2
(3) IMFリザーブポジション	-	0.0	-	0.0	0.0	-250.2	-250.2	-250.2
							合計＝国内部門＋海外部門	

【E09】【E10】保有部門への分割不可能

【E09】【E10】保有部門への分割可能

【E09】0.0とする

【E09】貨幣用金の国内部門保有額計が把握

【E10】SDR純累積配分額を計上

【E10等】SDR、IMFリザーブポジションの国内保有額計が把握

【E10】SDRの配分・抹消額を計上(近年は2009年のみ)

【E10】特別引出権（SDR）の負債の認識

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・国際通貨基金（IMF）が発行する特別引出権（SDR）について、<u>SDR を保有する国の資産、制度参加国全体に対する請求権として扱う（当該国以外の制度参加国を集合的に示すものとして海外部門の負債に見合いの額を記録）</u>。 ・国内部門の資産側には、ストックとして SDR 保有残高（SDR Holdings）を記録する。SDR の保有残高は、他の制度参加国との間の売買（邦貨・外貨と SDR の交換等）や IMF からの SDR の配分・抹消により増減し、それらによる増減は金融取引（フロー）として記録する。一方、<u>国内部門の負債側には、フローでは SDR の配分・抹消、ストックでは当該期までに受けた SDR の配分・抹消の純累積額である SDR 純累積配分額（SDR Net cumulative allocation）を記録する¹</u>。 ・<u>SDR を「貨幣用金・SDR」の内訳として貨幣用金と別個に表章する</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDR は、貨幣用金とともに、相当する負債のない金融資産である（海外部門の SDR 項目には資産、負債とも何も記録しない）。 ・SDR の配分及び抹消は、金融取引ではなく、その他の資産量変動勘定で記録する（国内部門の負債への計上は勧告されていない）。 ・SDR は「貨幣用金・SDR」の内数として記録される。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の SDR 制度参加者が含まれる部門（中央銀行、中央政府）の「SDR」（負債）に、<u>ストックとしては当該期までの SDR の配分・抹消の結果としての純累積配分額を、フローとしては当該期における SDR の配分・抹消額を記録する（1993SNA では国内部門の負債は、ストック、フローともに計数を計上しない）</u>。 ・IMF からの <u>SDR の配分・抹消による国内部門が保有する「SDR」（資産）残高の増減は、金融取引として記録する（1993SNA では調整勘定（その他の資産量変動勘定）に計上）</u>。 ・ストック、フローともに、<u>海外部門（自国以外の制度参加国）の「SDR」の資産、負債それぞれに、国内部門の「SDR」の負債、資産とそれぞれ見合いの額を計上する（1993SNA では、海外部門の資産、負債は、ストック、フローともに計数を計上しない）</u>。 ・SDR を「貨幣用金・SDR」の内訳として貨幣用金と別個に表章する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・国内部門の SDR の資産側計数の記録
国内部門の SDR の資産側は、金融関連の計数表（フロー編付表 25・ストック編付表 7 等）では、フロー・ストックとも以下のように記録している²。
－基礎統計の制約から、「SDR」（資産）（及び上位項目の「貨幣用金・SDR」）の項目には

¹ 国内部門の「SDR」（負債）の見合い額を海外部門の「SDR」（資産）に記録することも必要。

² ただし、ストック編付表 6「対外資産・負債残高」には、SDR の国内保有額の一国計が資産として計上されている。

「0.0」を掲載する一方、中央銀行及び中央政府の「その他の金融資産」の内訳の「その他」（資産）にこれらの部門が保有する SDR を含めて計上している³。IMF による SDR の配分・抹消⁴に伴う国内部門の SDR 保有額の増減を金融取引として中央政府の「その他」（資産）に含めて計上している。

—また、これと見合いの額が、海外部門の「SDR」（負債）の項目に計上されている。

・国内部門の SDR の負債側計数の記録

国内部門の SDR 負債側は、金融関連の計数表（フロー編付表 25・ストック編付表 7 等）では、以下のように記録している。

—フローでは、IMF による SDR の配分・抹消額が中央政府の「その他対外債権・債務」（負債）に、ストックでは純累積配分額が中央政府の「その他対外債権・債務」（負債）にそれぞれ含めて計上されている。⁵

—また、それぞれ、これと見合いの額が、海外部門の「その他対外債権・債務」（資産）に含めて計上されている。

3. 検討の方向性

・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

・上記 2. のとおり、現行 JSNA においては、国内部門の SDR の資産・負債及び、これと見合いの海外部門の SDR の負債・資産を記録しているという点では 2008SNA の勧告に対応済と整理できる。

・フローの SDR の配分・抹消（ストックでは純累積配分額⁶）については、中央政府の「SDR」（負債）に計上し、その見合いの額を海外部門の「SDR」（資産）に計上する（現行 JSNA における計上項目である「その他対外債権・債務」から移管）。同計上額については（参考 1）を参照。

・一方、中央政府と中央銀行ともに SDR を保有しうるため、SDR 保有額（国内部門の資産）については部門分割が必要となるが、貨幣用金と同様（E09 の項を参照）、基礎資料の制約から引き続き困難である（「貨幣用金・SDR」としても、保有部門に分けた表章は難しい）。このため、「貨幣用金」の上位表章項目を「貨幣用金・SDR 等」とし、「資金循環統計」における「うち金・SDR 等」（貨幣用金、SDR に IMF リザーブポジションを加えたもの。部門別の保有額が把握可能）の計数を計上する。

—これにより「貨幣用金・SDR 等」としては、保有部門ごとの保有額の表章が可能となる。その内訳となる「貨幣用金」「SDR」「IMF リザーブポジション」については保有部門ごとの保有額の表章は引き続き困難であるが、それぞれの国内部門保有額の合計については表章可能となる。

・以上、具体的な表章イメージは（参考 2）及び勧告 E09 の（参考 3）を参照。

³ E09 の貨幣用金と同様、基礎資料上、SDR の保有部門は特定できない（中央政府、中央銀行それぞれが保有する SDR、貨幣用金、IMF リザーブポジションの合計値のみが把握）。

⁴ IMF による SDR の配分については 2009 年に約 30 年ぶりに行われた。

⁵ 2009 年の SDR 配分に際して、IMF から各国に対して、国際収支統計（及び国際投資ポジション）における SDR の記録方法について、2008SNA やこれと整合的な「国際収支マニュアル第 6 版（BPM6）」を踏まえ SDR の配分・抹消を金融取引（フロー）記録するとともに、純累積配分額を負債残高（ストック）に記録するよう要請があり、我が国の「国際収支統計（財務省・日本銀行）」等においてもこれに合わせた記録方法の変更が行われた（2009 年第 3 四半期以降）。JSNA においてもこれらの基礎統計と整合的な記録方法となっている。

⁶ 各年度末の中央政府の「SDR」（負債）残高（10 億円単位）は、146（2007 年度末）、131（2008 年度末）、1,740（2009 年度末）、1,614（2010 年度末）、1,564（2011 年度末）、1,732（2012 年度末）となる（参考 1 参照）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「国際収支統計（財務省・日本銀行）」、「本邦対外資産負債残高（財務省・日本銀行）」（いずれも BPM6 ベース）において、SDR の我が国の資産・負債への計上方法は、2008SNA と整合的である。
- ・2014 年 6 月の改定以降、「資金循環統計（日本銀行）」においても 2008SNA と整合的な計上方法となっている。ただし、国内部門の資産としての SDR に関しては、「SDR」という単独の表章項目ではなく、中央政府と中央銀行の「その他対外債権債務」（資産）の「うち金・SDR 等」（資産）という項目に貨幣用金、IMF リザーブポジションとの合計値を計上している。国内部門の負債としての SDR に関しては、中央政府の「うち金・SDR 等」（負債）に計上している⁷。これら国内部門の SDR 資産および負債の見合い額は、海外部門に計上される扱いとなっている。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
本勧告に対応している。SDR の配分（負債に記録）は中央政府に、SDR の資産は中央銀行（Reserve Bank of Australia）に計上され、見合の額が海外部門の資産および負債に計上される。
- ・米国
本勧告に対応している。連邦政府と海外に “SDR Holdings” と “SDR Allocated” の項目があり、2008SNA と整合的に記録されている。
- ・カナダ
SDR を含む外貨準備は、「Official international reserves」という項目名で公表されており、中央銀行の資産と海外の負債に同額ずつ計上されている。

（参考 1）我が国の SDR の状況

（10 億円単位）

		2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
残高	資産	334.7	316.0	290.1	1,894.4	1,760.1	1,637.6	1,826.6
	負債 SDR 純累積配分額	158.9	145.7	131.0	1,739.6	1,613.5	1,563.7	1,732.0
取引	資産	11.6	9.9	6.5	1,682.7	3.0	-71.4	11.2
	負債 SDR 配分	0.0	0.0	0.0	1,681.7	0.0	0.0	0.0
調整	資産	16.7	-28.6	-32.4	-78.4	-137.3	-51.1	177.9
	負債	8.1	-13.2	-14.7	-73.1	-126.1	-49.8	168.3

⁷ 国内部門の負債側の「うち金・SDR 等」には、SDR のみが記録される。

(参考2)

「特別引出権(SDR)の負債の認識」に係る記録方法(赤字が、2008SNA対応によるJSNA記録方法の変更点)

・ストック X:SDR保有額、Y:SDRの純累積配分額、【記録される金融資産項目／制度部門】

		国内部門		海外部門	
		資産	負債	資産	負債
国連マニュアル	1993SNA	X 【SDR／保有部門】	0	0	0
	2008SNA	X 【SDR／保有部門】	Y 【SDR／国内の制度参加者】	Y 【SDR／海外】	X 【SDR／海外】
JSNA	現行JSNA	X 【その他／中央銀行、中央政府】	Y 【その他対外債権・債務 ／中央政府】	Y 【その他対外債権・債務 ／海外】	X 【SDR／海外】
	2008SNA対応案	X 【貨幣用金・SDR等／中央銀行、中央政府】	Y 【SDR／中央政府】	Y 【SDR／海外】	X 【SDR／海外】

(注)「国内の制度参加者」は、SDRの制度に参加しており、IMFよりSDRの配分を受入れた国内部門のこと。我が国では中央政府が該当する。

・フロー A:他の制度参加国との売買取引(例:SDRと外貨との交換)、B:IMFによるSDRの配分・抹消、【記録される金融資産項目／制度部門】

		国内部門		海外部門	
		資産	負債	資産	負債
国連マニュアル	1993SNA	A 【SDR／保有部門】	0	0	0
	2008SNA	A+B 【SDR／保有部門】	B 【SDR／国内の制度参加者】	B 【SDR／海外】	A+B 【SDR／海外】
JSNA	現行JSNA	A+B 【その他／中央銀行、中央政府】	B 【その他対外債権・債務 ／中央政府】	B 【その他対外債権・債務 ／海外】	A+B 【SDR／海外】
	2008SNA対応案	A+B 【貨幣用金・SDR等／中央銀行、中央政府】	B 【SDR／中央政府】	B 【SDR／海外】	A+B 【SDR／海外】

【E11】 インターバンク・ポジションの記録

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・銀行 ¹ 間で行われる預金や貸出・借入について、銀行が行う金融仲介活動とは異なる経済的な意味合いを持つことを踏まえ、これらの取引・資産を「 <u>インターバンク・ポジション</u> 」として、 <u>その他の預金や貸出・借入から分離して記録する。</u>	・銀行間で行われる預金や貸出・借入にかかる指針はない。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・銀行間で行われる預金や貸出・借入を、金融資産・負債の新たな内訳項目「インターバンク・ポジション」として、「通貨性預金」の内訳項目として独立して表章する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）と同様、「インターバンク・ポジション」という取引項目は存在せず、預金取扱機関の「現金・預金」や「貸出・借入」に含まれている。
- ・なお、我が国の場合、2008SNA マニュアルにおけるインターバンク・ポジションに相当するものとしては、コールのうち銀行間取引（インターバンク）分や円デポ取引（銀行間預金市場取引）がある。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・基礎データの制約により、コール²のうちインターバンク分のみを抜き出すことや、預金取扱機関の金融機関預金³（参考参照）から円デポ取引のみを取り出すことはできない。このため、2008SNA マニュアルの勧告に厳密に対応することは困難である。
- ・ただし、「資金循環統計」において、2016 年を目途に行う改定において、インターバンク・ポジションに相当する計数として、同統計の「銀行等」部門に含まれる機関の負債側計数のうち金融機関預金とコール⁴の合計値（項目名「金融機関預金・コール」）を参考系列として公表することを検討している⁵。
- ・これを踏まえ、JSNA においても、資金循環統計における同項目を参考系列として、金融機関の資本調達勘定（金融取引）や貸借対照表の欄外に記載することを検討する（参考

¹ 当勧告が記載されるパラ 11.56 によると、「厳密に言えばそうではないが、多くの場合、銀行（Bank）と言う用語は、中央銀行およびその他の預金を受け入れる金融機関に対する同義語として使用される」と記載されており、当勧告の銀行は中央銀行と預金取扱機関を指している。

² コール市場には預金取扱機関以外の金融機関も参加しており、取引相手別の計数は把握できない。

³ 日本銀行の統計において公表されている項目。

⁴ 「資金循環統計」では、現行の取引項目である「コール」と「買入手形・売渡手形」を統合して「コール・手形」という項目名で公表する。このうち、「コール」にあたる部分のみが「金融機関預金・コール」の対象となる。

⁵ 基礎資料の制約から負債側計数のみの公表となる。

3)。項目名については、厳密には 2008SNA マニュアルの勧告の範囲とは異なることから、「インターバンクポジション等」とする。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 3. のとおり、「資金循環統計」においては、2016 年を目途に行う同統計の改定において、金融機関預金（負債）とコール（負債）の合計値である「金融機関預金・コール」をインターバンク・ポジションに相当する計数として、負債側計数のみを参考系列として公表することを検討している⁶。

<諸外国の導入状況>

- ・ オーストラリア
統合ベースで統計を作成しているため、銀行間の預金は存在しない。
- ・ 米国
Net Interbank Transactions という項目があるが、通貨当局も含めた様々な債権債務のほかに銀行の持株会社・子会社間の出資に準じた取引や銀行の国内店とオフショア勘定や海外支店との債権債務が含まれる。

(参考 1) 金融機関預金について

金融機関預金は銀行経理の勘定科目であるが、日本銀行の「マネースtock統計の解説」（2013 年 5 月版）には下記 BOX のように記載されている（一部抜粋）。「預金者別預金（日本銀行）」や「預金・現金・貸出金（日本銀行）」は、この概念で金融機関預金を把握している。金融機関預金は、円デポ取引以外の預金（預金取扱機関以外からのもの）も含んでおり、2008SNA のインターバンク・ポジションの概念とは一致しない。

金融機関預金（非居住者のうち金融機関からの預金も含む）

銀行（外国銀行在日支店、ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫および信金中央金庫、労働金庫および同連合会、信用事業を行う農業協同組合および同連合会、信用事業を行う漁業協同組合および同連合会、農林中央金庫、信用協同組合および同連合会、商工組合中央金庫、整理回収機構、保険会社（かんぽ生命保険を含む）、政府関係金融機関（日本銀行〈具体的には日本銀行代理店預け金等〉、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体金融機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）、ならびに上記金融機関の持株会社（日本郵政株式会社を含む）からの預金です。ただし、原子力損害賠償支援機構を含みません。

円デポ取引（銀行間預金市場取引）は金融機関預金に含みます。

⁶ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（2014 年 6 月 6 日）の 16 ページより。

(参考2) インターバンクポジション等

公表系列で把握可能な「国内銀行」部門のみ⁷試算すると、各年度末の残高は下表のとおり。
(兆円単位)

金融機関	2008	2009	2010	2011	2012
1. 金融機関預金 (負債)	13.6	16.8	16.9	13	15.8
2. コール (負債)	21.3	19.3	19.2	20.5	23.7
3. インターバンクポジション等 (1 + 2)	34.9	36.1	36.1	33.5	39.5
4. 預金 (負債) [参考]	567.7	580.7	597.5	611.2	631.3

*金融機関預金 (負債) は、「預金者別預金」統計の「国内銀行」部門の金融機関預金合計。コール (負債) は「資金循環統計」の「国内銀行」部門の計数。参考に示した預金 (負債) は、「資金循環統計」の「国内銀行」部門の「流動性預金」、「定期性預金」、「外貨預金」の合計。

(参考3) 「インターバンクポジション等」の表章イメージ

例：金融機関の貸借対照表

項 目	○年末
1. 非金融資産 ・・・	
2. 金融資産 ・・・	
期末資産	
3. 負債 ・・・	
4. 正味資産	
期末負債・正味資産	
(参考) インターバンクポジション等 (負債)	

※このほか、ノンパフォーミング貸付に係る参考計数も表章 (勧告 E03 の項参照)

⁷ 今回は、公表値より作成できる「国内銀行」のみを試算対象としている。なお、「資金循環統計」では、2016年に予定している2008SNA対応に向け「国内銀行」以外に、「在日外銀」、「農林水産金融機関」、「中小企業金融機関等」についても検討している。

【E12】証券貸借と金貸借に係る支払手数料

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">証券貸借に用いられる証券の所有者や、金貸借に用いられる金の所有者に対する全ての支払手数料は、慣例上、利子支払として記録する。利子は、貸出を行う単位が金融機関と分類される場合は、FISIM の構成要素となる。	(証券貸借や金借入にかかる手数料についての指針はない)

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 証券貸借や金貸借について、当該証券や金の所有者への支払手数料を利子支払として新たに記録する。これに伴い、貸出主体が金融機関の場合は、FISIM の計測に反映させる。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、証券の貸借について、基礎統計上、証券の貸借のうち現金担保付取引に係る「品貸料」は有価証券利息に含まれていることから、これを「利子」として計上している。ただし、基礎統計の制約上、有価証券利息から品貸料を抽出することが困難なことなどから、貸出主体が金融機関の場合でも FISIM の計測対象には含めていない。
- 金貸借については、基礎データの制約があることから利子の受払を計上していない。

3. 検討の方向性

- 次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- 2. のとおり、現行 JSNA では、証券の貸借のうち現金担保付取引に係る品貸料を利子として記録しているため、この点については対応済みと整理できる¹。ただし、有価証券利息から品貸料を抽出することが困難なことなどから、品貸料に係る FISIM の推計は引き続き行わない。
- 金貸借については、基礎データに制約があることから、引き続き対応は不可能である。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- 「資金循環統計（日本銀行）」においては、証券の貸借における資金の貸出について残高を把握しており、現行の推計に反映されている。

¹ 一方、現金担保付取引以外の証券貸借に係る品貸料については、基礎データの制約からこれを抽出することは不可能であり、利子として計上することは困難である。

【E13】 金融資産の分類の改定

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
貨幣用金・SDR ← 貨幣用金 ¹ SDR ²	貨幣用金及びSDR
現金通貨・預金 ← 現金通貨 通貨性預金 インターバンク・ポジション ³ その他の通貨性預金 その他の預金	現金通貨及び預金 現金通貨 通貨性預金 その他の預金
債務証券 ← 短期 長期	株式以外の証券 短期 長期
貸出／借入（※） ← 短期 長期	貸出／借入 短期 長期
持分・投資信託持分 ← 持分 上場株式 非上場株式 その他の持分 投資信託持分 MMF 持分 その他の投資信託持分	株式及びその他の持分
保険・年金・定型保証 ← 非生命保険技術準備金 生命保険・年金保険受給権 年金受給権 ⁴ 年金基金の年金管理者に対する請求権 ⁵ 定型保証支払引当金 ⁶	保険技術準備金 生命保険及び年金準備金 生命保険準備金 年金準備金 未経過保険料及び支払備金
金融派生商品・雇用者ストックオプション ← 金融派生商品 オプション フォワード 雇用者ストックオプション ⁷	金融派生商品（*） オプション フォワード

¹ E09 の項参照。

² E10 の項参照。

³ E11 の項参照。

⁴ E15 の項参照。

⁵ E15 の項参照。

⁶ E04 の項参照。

⁷ E02 の項参照。

<p>その他の受取債権／支払債務 ←</p> <p>売掛金／買掛金・前払金／前受金 その他の受取債権／支払債務</p> <p>※貸出に関しては、メモ項目として、ノン・パフォーマンスが貸付の名目価値と市場（公正）価値を記録⁸。</p> <p>直接投資をメモ項目として掲載。</p>	<p>その他の受取債権／支払債務</p> <p>売掛金／買掛金及び前払金／前受金 その他の受取債権／支払債務</p> <p>*金融派生商品は1993SNA マニュアル公表時点では「株式以外の証券」に位置付けられていたが、2000年のマニュアル一部改正において独立表章することが勧告。 直接投資をメモ項目として掲載。</p>
--	---

① 2008SNA への対応で求められる事項（勧告概要の項目名で記載）

- (a) 「株式以外の証券」を「債務証券」に名称変更するとともに、投資信託持分は当該項目から「持分・投資信託持分」に移管。
- (b) 「株式及びその他の持分」を「持分・投資信託持分」に名称変更するとともに、株式について上場・非上場等に分割計上する。投資信託持分を明示的に表章するとともに、「MMF 持分」と「その他の投資信託持分」に分割計上する。
- (c) 「保険技術準備金」を「保険・年金・定型保証」に名称変更するとともに、「未経過保険料及び支払備金」について、非生命保険分は「非生命保険技術準備金」⁹（項目としては新設）、生命保険分は「生命保険・年金保険受給権」（「生命保険準備金」を名称変更）に分割計上する。
- (d) その他の変更については、勧告 E02（雇用者ストックオプション）、E03（ノン・パフォーマンス貸付）、E04（定型保証）、E09（貨幣用金）、E10（SDR）、E11（インターバンク・ポジション）、E15（年金受給権）の項を参照。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・金融資産の内訳項目を変更するという意味においては影響なし。各論はそれぞれ勧告の項を参照

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA は「資金循環統計（日本銀行）」（以降、資金循環統計という。）と整合的に推計されており、1993SNA との関係は(参考 1)のとおり。
- ・2008SNA で新たに勧告されている事項（名称変更を除く）のうち、上記(b)に関して、投資信託受益証券は「株式以外の証券」の内訳項目として表章している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA では、本勧告の一部については既に対応済である。また、2016 年を目途とする「資金循環統計」の改定における 2008SNA への対応の在り方を踏まえ、これと整合的に、可能な限り本勧告に沿った金融資産の分類・表章を行うことを検討¹⁰

⁸ E03 の項参照。

⁹ 定型保証に係る未経過保証料については、本分類ではなく「定型保証支払引当金」に含まれる扱い（E04 の項参照）。

¹⁰ このほか、現在、「現金・預金」の内訳として表章している「財政融資資金預託金（資金運用部預託金）」について、「資金循環統計」の扱いとの整合性をとり、「その他の金融資産・負債」に分類替えする（「資金循環統計」では、「マネーストック統計（日本銀行）」との整合性の観点から M3 までに含まれるものを「現金・預金」の内訳に含めており、財政融資資金預託金は「その他の金融資産・負債」に含めている）。

(参考2)。具体的には、以下の方向で検討。

- －上記(a)に関しては対応。
- －上記(b)に関しては一部（下記参照）対応。
- －上記(c)に関しては対応。また、現行 JSNA で「年金準備金」¹¹に計上している雇用関連ではない個人年金を「年金受給権」ではなく「生命保険・年金保険受給権」に移管。
- －その他の変更については、勧告 E02（雇用者ストックオプション）、E03（ノン・パフォーミング貸付）、E04（定型保証）、E09（貨幣用金）、E10（SDR）、E11（インターバンク・ポジション）、E15（年金受給権）の項を参照。
- ・対応を見送る方向であるものは以下のとおり（1993SNA の勧告も含む）（参考2）。
 - －債務証券、貸出・借入における「長期」「短期」の分類（理由：2008SNA ないし 1993SNA で必要とされる当初満期別データが存在しないため）。
 - －投資信託持分の内訳としての「MMF 持分」と「その他の投資信託持分」の区分（理由：資産側（保有部門）の情報が存在しないため）。
 - －なお、直接投資については、「資金循環統計」との整合性も踏まえつつ、取扱を引き続き検討する¹²。なお、直接投資の内訳の項目については、「国際収支統計」（BPM6 ベース）（財務省・日本銀行）との整合性を踏まえた変更を行う。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」においては、2016 年を目途に 2008SNA 対応を行う予定である。具体的な分類は、日本銀行の「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」を参照¹³。
- ・「国際収支統計」（BPM6 ベース）の金融収支においては、「持分」や「保険準備金」などの新規項目が設けられるとともに、「直接投資」の内訳項目の変更が行われている。また、2015 年に公表される「本邦対外資産負債残高」（BPM6 ベース）についても同様の金融資産・負債項目の変更・追加が行われる予定¹⁴。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
下表のとおり、1993SNA に基づいた表章項目となっている。

Monetary gold and SDRs
Currency and deposits
Securities other than shares
Loans and placements
Shares and other equity
Insurance technical reserves
Other accounts receivable

- ・カナダ

¹¹ 2008SNA では「年金受給権」に対応。

¹² 現行 JSNA では、「資金循環統計」との整合性も踏まえつつ、国内から見た「直接投資」の資産側には、対外直接投資として株式資本、再投資収益等が記録されている一方、負債側には株式資本の計数は記録されていない（国内から見た「株式・出資金」の負債側に含まれる扱い）（参考1参照）。次回基準改定後の取扱いについては、例えば、関連する計数表（国民経済計算年報ストック編付表7等）の欄外に参考として一国全体の直接投資の負債（対内直接投資）の額を表章すること等を含めて検討する。

¹³ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終方針案」（平成26年6月6日）

¹⁴ 両統計とも BPM6 ベースへの以降は 2014 年分以降であるが、1996 年～2013 年の期間については BPM6 ベースの簡易的な組換えが行われており、その中でこうした項目名の変更・追加が行われている。

以下のような表章項目となっているが、貨幣用金、SDR、金融派生商品及び雇用者ストックオプションなどの項目は存在しない。

Total financial assets
Official reserves
Canadian currency and deposits
Foreign currency and deposits
Consumer credit
Loans
Mortgages
Short-term paper
Bonds
Of which: savings bonds
Foreign investments
Shares
Corporate claims
Government claims
Life insurance and pensions
Trade accounts receivable
Other assets

- ・ 米国¹⁵
米国の金融勘定（FRB）における表章項目。

U.S. Official Reserve Assets and SDR Allocations
Special Drawing Rights (SDRs) Certificates and Treasury
Currency
U.S. Deposits in Foreign Countries
Net Interbank Transactions
Checkable Deposits and Currency
Time and Savings Deposits
Money Market Mutual Fund Shares
Federal Funds and Security Repurchase Agreements
Open Market Paper
Treasury Securities
Agency- and GSE-Backed Securities
Municipal Securities and Loans
Corporate and Foreign Bonds
Corporate Equities
Mutual Fund Shares
Depository Institution Loans Not Elsewhere Classified
Other Loans and Advances
Total Mortgages
Home Mortgages
Multifamily Residential Mortgages
Commercial Mortgages

¹⁵ アメリカでは、FRB が公表する資金循環勘定（Flow of Funds Accounts）が金融勘定（Financial Accounts）へ名称変更されている。ここでは、金融勘定について記載。

Farm Mortgages
Consumer Credit
Trade Credit
Security Credit
Life Insurance Reserves
Pension Entitlements
Taxes Payable by Businesses
Proprietors' Equity in Noncorporate Business
Total Miscellaneous Financial Claims

(参考 1) 現行 JSNA の金融資産の内訳分類

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
貨幣用金・SDR 貨幣用金 SDR	<ul style="list-style-type: none"> 基礎統計の制約から国内保有分を部門別に分割できない（海外部門には国内部門保有分を負債として計上する一方、国内部門の金融資産には「0.0」を記録（「その他金融資産・負債」の「その他」に計上）。
現金・預金 現金 日銀預け金 政府預金 流動性預金 定期性預金 譲渡性預金 外貨預金 財政融資資金預託金	
貸出・借入 日銀貸出金・借入金 コール 買入・売渡手形 民間金融機関貸出・借入 住宅貸付・借入 消費者信用 その他 公的金融機関貸出金・借入金 うち住宅貸付・借入 非金融部門貸出金・借入金 消費者信用に含まれない割賦債権・債務 現先・債券貸借取引	<ul style="list-style-type: none"> 短期／長期の区分計上を行っていない。
株式以外の証券 国庫短期証券 国債・財融債 地方債 政府関係機関債 金融債 事業債 居住者発行外債 コマーシャル・ペーパー 投資信託受益証券 信託受益権 債権流動化関連商品 抵当証券	<ul style="list-style-type: none"> 短期／長期の区分計上を行っていない 対外証券投資の扱いについて、「その他の金融資産・負債」の項参照。

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
株式・出資金	<ul style="list-style-type: none"> ・直接投資の扱いについて「その他の金融資産・負債」の項参照。
うち株式	
金融派生商品	
フォワード系	
オプション系	
保険・年金準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・「年金準備金」に生命保険会社の提供する個人年金保険分を含む。 ・「その他の金融資産・負債」の「未収金・未払金等」に、保険の未経過保険料と支払備金を計上。
保険準備金	
年金準備金	
その他の金融資産・負債	<ul style="list-style-type: none"> ・国内から見た「直接投資」、「対外証券投資」の資産側には、それぞれ、対外直接投資（株式資本、再投資収益、その他資本）、非居住者が発行した株式への投資（直接投資に該当しないもの）及び株式以外の証券への投資分が記録（「株式・出資金」や「株式以外の証券」の資産側には含まれず）。 ・国内から見た「直接投資」の負債側には、対内直接投資のうち再投資収益とその他資本分が記録（株式資本分は、国内から見た「株式・出資金」の負債側に含まれる）。国内から見た「対外証券投資」の負債側には数値は計上されていない（当該計数は、国内から見た「株式以外の証券」や「株式・出資金」の負債側に含まれている）。
外貨準備高（貨幣用金・SDR を除く）	
預け金・預り金	
企業間信用・貿易信用	
未収金・未払金等	
直接投資 ¹⁶	
株式資本	
再投資収益	
その他資本	
対外証券投資	
その他対外債権・債務	
その他	

¹⁶ 1993SNA では、直接投資は「株式・出資金」に記録し、そのうち直接投資にあたる部分をメモ項目として表章することを求めている（2008SNA も同様）。

参考2 JSNA の 2008SNA 対応後の金融資産の新分類 (案)

新分類 (案)	備考
貨幣用金・SDR 等	<ul style="list-style-type: none"> 「貨幣用金・SDR 等」として国内保有部門の分割を行う。一方、各内訳項目については、引き続き、国内保有分の部門分割は対応できない (E09、E10 の項参照)。 「その他の金融資産・負債」から SDR の配分・抹消、これによる純累積配分額を移管 (負債側に計上) (E10 の項参照)
貨幣用金	
SDR 【一部移管】	
IMF リザーブポジション 【移管】	
現金・預金 【一部移管】	<ul style="list-style-type: none"> 財政融資資金預託金を「その他の金融資産・負債」に移管。
現金	
日銀預け金	
政府預金	
流動性預金	
定期性預金	
譲渡性預金	
外貨預金	
貸出・借入	<ul style="list-style-type: none"> 現行 JSNA と同様、基礎統計の制約から、短期／長期の区分計上を行わない。 「買入手形・売渡手形」を廃止し、「コール」に統合。
日銀貸出金・借入金	
コール・手形	
民間金融機関貸出・借入	
住宅貸付・借入	
消費者信用	
その他	
公的金融機関貸出金・借入金	
うち住宅貸付・借入	
非金融部門貸出金・借入金	
消費者信用に含まれない割賦債権・債務	
現先・債券貸借取引	
債務証券 【名称変更、一部移管】	<ul style="list-style-type: none"> 大分類項目名を変更。 現行 JSNA と同様、基礎統計の制約から、短期／長期の区分計上を行わない。 投資信託受益証券を「持分・投資信託受益証券」に移管。 発行者に係わらず、「国債」とする。 「抵当証券」は「債権流動化商品」に統合。
国庫短期証券	
国債	
地方債	
政府関係機関債	
金融債	
事業債	
居住者発行外債	
コマーシャル・ペーパー	
信託受益権	
債権流動化関連商品	
持分・投資信託受益証券 【名称変更】	<ul style="list-style-type: none"> 大分類項目名を変更。 「持分」の内訳を新たに表章。 「投資信託受益証券」を内訳に含める一方、その内訳分割 (MMF と非 MMF への分割) は基礎統計の制約から行わない。
持分 【名称変更】	
上場株式	
非上場株式 【内訳分割】	
その他の持分	
投資信託受益証券 【移管】	

新分類 (案)	備考		
保険・年金・定型保証 【名称変更】 非生命保険準備金 生命保険・年金保険受給権 年金受給権 年金基金の対年金責任者債権 定型保証支払引当金 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・大分類項目名を変更。 ・保険関係の未経過保険料と支払備金を「その他の金融資産・負債」から、「非生命保険準備金」ないし「生命保険・年金保険受給権」に移管。 ・「保険準備金」を「非生命保険準備金」と「生命保険・年金保険受給権」に分割 ・「年金準備金」を「年金受給権」に変更 (E15の項参照)。現行「年金準備金」に含まれている生命保険会社の提供する個人年金保険分は、「生命保険・年金保険受給権」に移管。 ・年金基金の対年金責任者債権の相当分を「その他の金融資産・負債」から移管・新設 (E15の項参照)。 ・「定型保証支払引当金」を新設 (E04の項参照)。 		
金融派生商品・雇用者ストックオプション 【名称変更】 フォワード系 オプション系 雇用者ストックオプション 【新設】		<ul style="list-style-type: none"> ・大分類項目名を変更。 ・「雇用者ストックオプション」を新設 (E02の項参照)。 	
その他の金融資産・負債 財政融資資金預託金 【移管】 預け金・預り金 【一部移管等】 企業間信用・貿易信用 未収金・未払金等 【一部移管】 直接投資 ¹⁷ 株式資本 収益の再投資 負債性資本 対外証券投資 その他対外債権・債務 【一部移管】 その他			<ul style="list-style-type: none"> ・「財政融資資金預託金」を「現金・預金」から移管。 ・現行 JSNA の「外貨準備高 (貨幣用金・SDRを除く)」は廃止するとともに、そこに記録されていた IMF リザーブポジションを「貨幣用金・SDR 等」に移管。 ・通貨当局以外の国内居住者が海外に預けている不特定保管金口座を「その他の対外債権・債務」から「預け金・預り金」に移管するとともに、「預け金・預り金」に通貨当局以外の国内居住者が国内に預けている同口座分を新たに記録 (E08の項参照)。 ・保険関係の未経過保険料と支払備金や、年金基金の対年金責任者債権について、「未収金・未払金等」から「保険・年金・定型保証支払引当金」に移管。 ・「その他対外債権・債務」から SDR の配分・抹消やこれによる純累積配分額 (国内負債側、海外資産側) について、「SDR」に移管 (E10の項参照)。
(参考) 外貨準備高			

¹⁷ 直接投資の取扱については、資金循環統計との整合性も踏まえつつ、国内から見た負債側 (対内直接投資) については、参考系列として表章することを含めて、引き続き検討 (脚注 12 を参照)。

参考（金融機関のみ）

- ・インターバンクポジション等（負債側）：E11の項参照
- ・ノン・パフォーマンス貸付の名目価値と公正価値等：E03の項参照

【E14】 経済的所有権に基づくフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要 ¹	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フィナンシャル・リースは、リース対象の資産の法的所有者としての貸貸人が、賃借人に経済的所有権を引き渡し、そのため賃借人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用することによって経済的な利益を享受するもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者である賃借人の貸借対照表に計上される。</u> それに対応する貸付は、貸貸人の金融資産、賃借人の負債として計上される。同リースの下での支払は、サービス支払ではなく、利子の支払及び元本の返済として扱う。また、貸貸人が金融機関の場合は FISIM を記録²する。 ・ <u>オペレーティング・リースは、リース対象である資産の経済的所有者かつ法的所有者である貸貸人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用することによって経済的な利益を受けるもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者である貸貸人の貸借対照表に計上される。</u> 同リースの下でなされる支払は、レンタル(貸貸サービス料)と呼ばれ、サービスに対する支払として記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィナンシャル・リースは、リース対象の資産の所有権に付帯する全てのリスクと利益を当該資産の使用者に移転することを意図したリースである。フィナンシャル・リースの下で取得された資産は、賃借人の資産として取り扱う。他方、貸貸人は貸付に相当する同額の金融資産を保有すると記録する。同リースの下での支払は、利子支払と元本の返済に分割される。 ・ オペレーティング・リースは、リース対象の資産を予想耐用年数よりも短い特定期間で貸貸する活動をいう³。オペレーティング・リースの下での支払は、サービス支払として記録する (リース対象の資産は、賃借人の資産として扱う)。



①2008SNA への対応で求められる事項

- ・ フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別について、1993SNA でもそれぞれ異なる記録方法を提示していたが、2008SNA では「経済的所有権」の基準を導入することにより、これを明確化。この明確化された指針に従い、両リースを区別し、各勘定の記録を行う。

②主要計数への影響 (概念上)

- ・ GDP の増減要因⁴

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、フィナンシャル・リース、オペレーティング・リースのほか、土地等の自然資源の貸借については「資源リース」が位置付けられ、その貸借借料は財産所得の「賃貸料」として記録することとされている。詳細は D16 の項参照。

² フィナンシャル・リースの下での支払は、利子と元本返済に分かれるが、貸手が金融機関の場合は、前者がさらに FISIM に係るサービス支払と利子支払に分かれて記録される。1993SNA においては、リースの FISIM について明確な記述はない。

³ 2008SNA の Annex3 においては、「1993SNA ではフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別は単にリースの期間に基づくものと解釈されていた」とある。

⁴ ①リースの借手が市場生産者のみの場合：明確化された基準に基づき、従来オペレーティング・リースだったものがフィナンシャル・リースと扱われれば、貸手の産出額(賃貸サービス料収入)が減少し、借手の中間投入(賃貸サービス料支払)が同額減少するなど、経済活動別付加価値は変化する一方で一国の GDP には影響がない。

②リースの借手に非市場生産者(例えば政府)が含まれる場合：従来オペレーティング・リースだったものが

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、リースの取扱いは以下のとおり。
- ① 金融勘定においては、「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）に合わせてフィナンシャル・リースを金融取引として認識している。貸手側のリース会社は金融機関として扱い、リースに係る債権は割賦債権⁵の内数として計上されている。借手側にはリースに係る債務が割賦負債の内数として計上されている。
- ② 実物勘定においては、リース会社は非金融法人企業（物品賃貸業）として扱われ、フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区別していない。また、リース料は物品賃貸サービスに対する受払いとして計上している。
なお、フィナンシャル・リース取引に係る利子の受払いは、財産所得に含まれる形で推計している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・金融勘定においては、2. のとおり、基礎統計である「資金循環統計」と整合的に、既にフィナンシャル・リースを金融取引としてとらえて記録しており、引き続き同様の方針とする。
- ・他方、実物面では、「産業連関表」を含む各種基礎統計において、フィナンシャル・リースがオペレーティング・リースと区別されていないなど、基礎データに制約があることから本勧告に対応することは引き続き困難である（詳細は、（別紙）参照）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 17 年産業連関表」においては、日本標準産業分類に基づき、オペレーティング・リース、フィナンシャル・リースを区別せずに物品賃貸業に計上している（レンタル含む。「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。
- ・「資金循環統計」においては、フィナンシャル・リースを金融取引とみなし、貸手側は「ファイナンス会社」部門の「割賦債権」（資産）に、借手側は主に非金融法人企業部門の「割賦債権」（負債）に計上している⁶。
- ・「国際収支統計（BPM6 ベース）」（財務省・日本銀行）においては、オペレーティング・リースに係るリース料の受払はサービス収支に、フィナンシャル・リースに係るリース料の受払は、元本返済部分は金融収支に、利子部分は第一次所得収支に記録されている（BPM5 ベースについても同様の取扱）。なお、フィナンシャル・リースについては、BPM6 ベースの国際収支統計で新たに導入された FISIM の計測対象とはなっていない。

フィナンシャル・リースと扱われれば、政府が経済的所有権を有することになるリース対象資産から生じる固定資本減耗の増加を通じて政府最終消費支出が増加する一方、政府の中間投入（賃貸サービス料支払）の減少を通じて政府最終消費支出が減少するなどの経路で一国の GDP に影響がありうる。

⁵ 現行 JSNA の表章項目としては、「金融仲介機関」のうち「ファイナンス会社」が保有する「消費者信用に含まれない割賦債権・債務」に含まれる。

⁶ 我が国では、平成 20 年度より「リース取引に関する会計基準」が変更され、フィナンシャル・リースは原則として借手企業の財務諸表において売買処理（リース対象資産を固定資産として計上）されることとなった。こうした変更は、「資金循環統計」にも反映されている。

<諸外国の導入状況>

- オーストラリア
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別を行っている（具体的には、主に銀行の貸出にリース貸出資産が含まれており、銀行の当該資産に係る利息受取分は、FISIMの産出と利子（財産所得）の受取に分けて計上されている）。
- カナダ
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別は原則として行っていない模様。リース対象資産は原則として貸手側に計上されている（ただし、家計向けの自動車賃貸に係るファイナンシャル・リースについては、自動車の家計最終消費支出として扱っている）⁷。
- 米国
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別を行っている模様（商業銀行には貸出とともにリース資産が計上され、ここからFISIMが計測されている）。
- 英国
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別を行っている（なお、ファイナンシャル・リース資産（金融資産）の大宗は金融機関が保有している）。

⁷ Lal, K (1998) “The 1997 Historical Revision of the Canadian System of National Accounts”より。

「E14 経済的所有権に基づくリースの区別」を JSNA に適用する際の課題等

1. 2008SNA 勧告におけるリース関係の記録方法

- 2008SNA マニュアルに沿って、固定資産のリース取引について、リース対象資産の「経済的所有権」¹が借手に移転する場合を「フィナンシャル・リース」(以下「FL」という。)、貸手に残る場合を「オペレーティング・リース」(以下「OL」という。)として扱う。
- FL については、リース対象資産は、借手側の各経済活動分類・制度部門に資産計上するとともに、貸手部門²から借手部門への金融債権(貸出)を記録。借手部門から貸手部門への支払(リース料)は、利子の支払(財産所得)と元本の返済(金融取引)に分ける。貸手部門が金融機関の場合は、利子の支払の一部は、FISIM(金融サービスへの支払)として扱う。
- OL については、リース対象資産は、貸手側の経済活動分類・制度部門³に資産計上。借手部門から貸手部門への支払(リース料)は、賃貸サービスの支払として記録。

2. 我が国におけるリースの現状

(1) リース会計基準について

- 2007年に改正された「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)⁴においては、2008年度から、FL取引に係るリース物件は、売買処理に準じた会計処理を行うこととなった(借手企業の貸借対照表に固定資産として計上。改正前会計基準で例外として認められていた所有権移転外FLの賃貸借処理(オフバランス処理)は原則廃止された。「リース会計基準」の概略については図1参照)。
- ただし、「リース会計基準」では、借手企業の会計処理として、一定の要件を満たすFL取引(例 少額リース)については賃貸借処理が認められるほか、中小企業については「中小企業の会計に関する指針」において、所有権移転外FLの賃貸借処理が可能となっている。このため、FLについては、貸手側のリース会社では売買処理がなされているものの、借手企業においては、中小企業を中心に必ずしも売買処理がなされていない。

¹ 借手がリース対象資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴い生じるコストを実質的に負担するような場合には借手に当該資産の経済的所有権があると考えられる。

² FLにおける貸手部門は、金融サービスを主活動とする事業所であれば、経済活動分類としては「金融業」、制度部門としては「金融機関」となる。

³ OLにおける貸手部門は、物品賃貸サービスを主活動とする事業所であれば、経済活動としては「物品賃貸業」、制度部門としては「非金融法人企業」となる。

⁴ 同会計基準におけるリース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手が当該物件の借手に対し、合意された期間(リース期間)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(リース料)を貸手に支払う取引。名称(レンタル契約等)にかかわらず対象となる。

(2) リースに係る基礎統計の現状

- 現行我が国では、リース関係については、貸手側、借手側から、公的統計や業界統計を含めて複数の基礎統計が利用可能であるが、貸手側の物品賃貸業の産出額を扱う基礎統計において必ずしも FL と OL の区分がなされておらず、2008SNA や「リース会計基準」と整合的な取扱となっていない（リースに係る各種基礎統計の概要については表 5 参照）。後述するように、これが JSNA において 2008SNA 勧告に沿ったリースの取扱いを行う際の大きな制約の一つとなっている。
- そうした状況を踏まえた上で、我が国におけるリース取引の規模等を見ると以下のとおり。

① 物品賃貸業の産出額、国内総生産（支出）

「平成 17 年産業連関表」における物品賃貸サービスの⁵の産出額⁶は、その基礎統計である「特定サービス産業実態調査（経済産業省）」（以下「特定サービス産業実態調査」という。）における「レンタル」と「リース」⁷の両方を含むものであり、以下のとおり 12.1 兆円と、一国全体の産出額の 1.2%程度となっている。

なお、「産業連関表」においては、リースに関しては全て貸手が対象資産を所有するものとして扱われており、2008SNA 勧告の意味では OL として扱われている。

表 1 「平成 17 年産業連関表」における物品賃貸サービスの産出額等（2005 年）

	産出額	国内総生産（支出）
物品賃貸サービス	12.1 兆円	0.8 兆円
一国計に対するシェア	1.2%	0.2%

② リース取扱高、リース設備投資額等

（貸手側（リース会社）から見た状況）

業界統計で把握されるリース取扱高⁸及びリース設備投資（リース会社によるリース対象資産の購入価額）については、OL と所有権移転外 FL が合算されたデータであるが（所有権移転 FL を含まない）、直近ではそれぞれ 4.9 兆円、4.5 兆円程度、後者の民間企業設備に対する比率（リース比率）は 7%程度となっている（表 2 参照）。これらはいずれも

⁵ 「産業連関表」における統合中分類「物品賃貸サービス」は、産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業、事務用機械器具賃貸業、スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業、貸自動車業から成る。

⁶ ここで「産出額」とは、産業連関表の「生産額」であり、売上高、すなわち、ある期間に貸手が受け取るリース料やレンタル料を指している。

⁷ 「特定サービス産業実態調査」における「レンタル」は「物件を使用させる期間が 1 年未満又は契約期間中に解約が可能な賃貸契約」、「リース」は「物件を使用させる期間が 1 年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約」とされており、リース会計基準との関係では、当該「リース」には OL も含まれる。

⁸ 当該期間に成立したリース契約における契約期間中のリース料の総額を指す。

大きなトレンドとしては減少ないし低下傾向にある（図2参照）。

表2 リース取扱高等（OL+所有権移転外FL）（2012年度）

リース取扱高 (A)	リース設備投資額 (B)	民間企業設備 (C)	リース比率 (B/C)
4.9兆円	4.5兆円	62.7兆円	7.2%

（出所）リース事業協会「リース統計」、内閣府「四半期別GDP速報」。「リース統計」では、OLと所有権移転外FLを対象としている。

（借手側（各産業）から見た状況）

企業側の統計から借手側のリース関連投資の動向をみると、FL（所有権移転、所有権移転外を合算したもの）に係る資産のみなし取得額は、投資全体の7.6%程度となっている。

（出所）内閣府「民間企業投資・除却調査」。ファイナンシャル・リースのみなし取得額が、全投資額（新設、中古品取得、大規模維持・修繕等）+FLのみなし取得額に占める割合を、全規模・全産業について、過去5年（2006～2010年度）の平均をとったもの。

③ リース関連資産残高

業界団体の調査から貸手側のリース関連の資産残高が、所有権移転FL、所有権移転外FL、OL分ごとに2010年7月分以降のみ把握できるが、これによると、近年は、リース関連の資産残高は合計で11.6兆円程度、その7割強は所有権移転外FLに係る資産となっている。

表3 FL、OL別リース関連資産残高（2012年7月時点）

リース債権 (所有権移転FL)	リース投資資産 (所有権移転外FL)	賃貸資産 (OL)	合計	<参考> 機械・設備等資産残高 (2011年末)
1.7兆円 (14.5%)	8.4兆円 (72.3%)	1.5兆円 (13.2%)	11.6兆円 (100%)	217.9兆円

（出所）リース事業協会「リース産業の現況調査」

<参考>については、内閣府「国民経済計算」。機械・設備等は、自動車、その他の輸送機械、情報通信機器、精密機械、その他の機械設備等、ソフトウェアの合計。

3. JSNAで2008SNA対応を行うに際しての基礎情報の制約

- 「平成17年産業連関表」（「平成23年産業連関表」も同様）における「物品賃貸サービス」を『リース業』として位置づけた上で、仮にJSNAにおいて2008SNAの勧告に基づきリースを取り扱うとした場合、現行利用可能な基礎データでは、その推計プロセスごとに、表4のような制約がある（各種基礎統計の概要をまとめた表5も併せて参照）。

表4 2008SNA 対応にあたっての推計プロセスごとの基礎データ上の制約

推計プロセス	基礎統計・情報上の制約
リース業の各内訳部門 ⁹ の産出額からのOL部分の抽出	①貸手側の基礎統計（「リース統計」、「特定サービス産業実態調査」等）では、産出額（売上高）というフロー情報について、2008SNA 勧告やリース会計基準でいうOL分とFL分の分割が不可能 ¹⁰ 。
FL部分に係る利子、サービス産出額（FISIM）の把握	②2008年度のリース会計基準改正より前の期間を含む過去分について、FLに係る利子やFISIMを計測するための情報として、債権残高等に関する情報に制約 ¹¹ 。
OL分の産出額、FL分の産出額（FISIM）の需要項目への配分	③OL分について、内訳部門ごとに需要先への配分 ¹² を行うための情報に制約（基準年についてもOL分に特化した配分情報はない）。 ④FL分についても、需要先配分を行うための情報に制約
リース対象財貨の固定資本形成・固定資産の経済的所有者への配分	⑤リース対象の財貨のうちOL分を切り出し、固定資本（ストック）マトリクスにおいて、経済的所有者である貸手側（リース業）の固定資本形成（固定資産）に記録するための基礎情報、特にストック推計のための過去のフロー情報に制約。 ⑥リース対象の財貨のうちFL分（経済的所有者である各経済活動、制度部門に記録）についても同様の制約。

- このように、JSNAにおいて2008SNAの則ったリースの扱いに対応するためには、
 - (i) 貸手側に係る基礎統計において、リース業に係るフロー面の推計を行うにあたり、「リース会計基準」・2008SNAと整合的なOL/FLの区分がなされていない
 - (ii) 改正された「リース会計基準」の適用（2008年度）以前の過去期間分について、FLに係るフローや、OL・FLに係るストックの遡及推計を行うための基礎情報に制約がある
 等の制約が特に大きく、現状ではJSNAにおける対応は困難な状況にあり、基礎統計上の課題としては、まずは(i)の解決が重要と考えられる（その場合でも、遡及推計にあたっては、相当大胆な仮定を置く必要がある）。

⁹ 脚注5における6つの内訳部門。

¹⁰ 「リース統計（リース事業協会）」の「リース取扱高」等はOLと所有権移転外FLの合計で所有権移転FLは含まず、またOL分と所有権移転外FL分の分割も不可能。

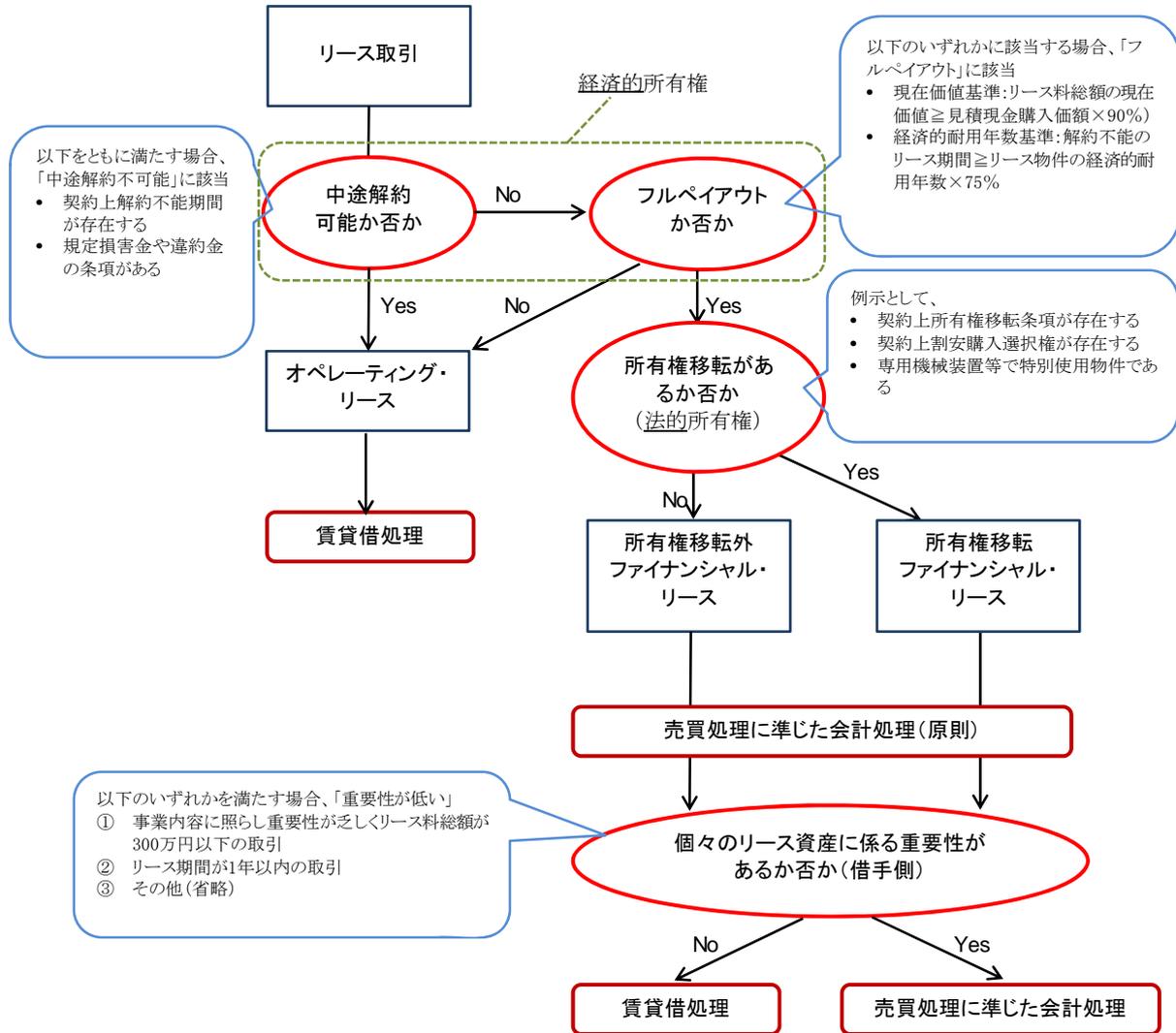
「特定サービス産業実態調査」等では、「レンタル」と「リース」という区分となっており、「リース」の売上高等は全てのリース形態分を含みうるが（脚注7参照）、OL分とFL分の分割は不可能。

¹¹ 例えば、「資金循環統計（日本銀行）」では、ファイナンス会社の「割賦債権」として、リース会社のFL分を内包する形でデータを得ることはできるが、2008年度より前は、大宗を占める所有権移転外FLの分は含まれない。また、表3で使用した「リース産業の現況調査（リース事業協会）」では、リース業全体として、所有権移転FLや所有権移転外FLに係る債権残高は把握可能なものの2010年7月分以降しか存在しない。

¹² リースに係る産出額＋輸入－輸出＝国内総供給額を、企業分の中間消費、政府分の中間消費、家計最終消費支出等に配分するための情報。

図 1

「リース会計基準」におけるリース取引の会計処理

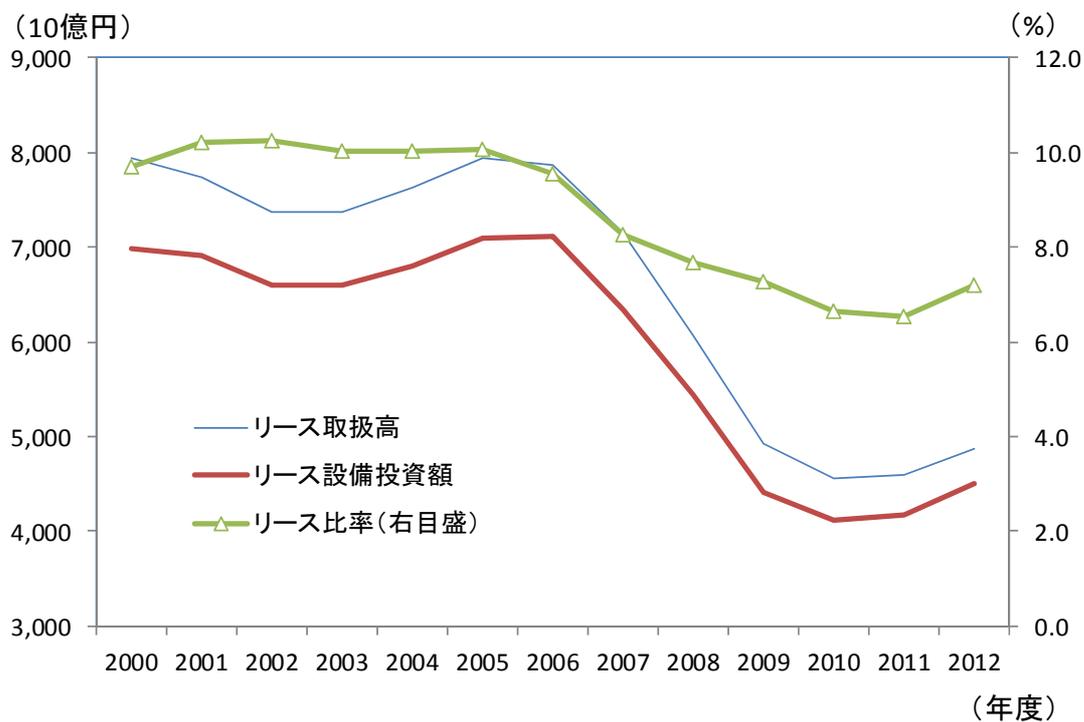


◆「中小企業の会計に関する指針」においては、「所有権移転外ファイナンシャルリース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。」とされている。

表5 各種基礎統計の現状

統計名	頻度	調査対象	リース関連項目	カバーしているリースの範囲			備考
				所有権移転 FL	所有権移転外 FL	OL	
産業連関表 (各府省庁)	約5年	貸手 (物品賃貸サービス)	物品賃貸業各内訳部門の産出額、 需要額、投入額、付加価値額等	○(ただし不可分)			
特定サービス産業 実態調査 (経済産業省)	年次	貸手 (物品賃貸サービス)	各内訳部門別のレンタル売上高、 リース契約高 等	○(ただし不可分)			・調査方法や対象の変更等により、時系列での単純比較は 不可能。
特定サービス産業 動態調査 (経済産業省)	月次	貸手 (物品賃貸サービス)	各内訳部門のレンタル売上高、リー ス購入額 リース契約高(全体計)	○(ただし不可分)			・調査対象の拡充や数値変更により、時系列で不整合あり (ただし、調整済伸び率の情報は利用可能)。
リース統計 (リース事業協会)	月次	貸手 (リース事業協会正会 員・賛助会員)	リース取扱高(全体、機種別、対象 業種別) リース設備投資額(全体計)	○(ただし不可分)			
割賦・延払等統計 (リース事業協会)	月次	貸手 (リース事業協会正会 員・賛助会員)	割賦・延払等の契約高(全体計、機 種別)	○(ただし他の 割賦等と不可 分)			
リース産業の現況調査 (リース事業協会)	年次	貸手 (リース事業協会正会 員・賛助会員)	リース債権残高、リース投資資産残 高、賃貸資産残高	○	○	○	・現時点で利用可能なのは2012年7月調査(2010～2012の3 か年分)のみ ・資産の機種別内訳等に関する情報なし。
資金循環統計 (日本銀行)	四半期	貸手 (貸金業法上の登録 リース会社)	ファイナンス会社の割賦債権資産 (残高、取引) 等	○			・ファイナンス会社にはリース会社以外を、割賦債権にはFL 資産以外を含む(不可分) ・2007年度以前は所有権移転FLのみカバー。
民間企業投資・ 除却調査 (内閣府)	年次	借手(各産業) +貸手(対事業所サー ビスの内数)	FLのみなし取得額 (全体、産業別、財別)	○			・調査は2005年度分以降。
企業活動基本調査 (経済産業省)	年次	貸手(物品賃貸業) 借手(各産業)	売上高(事業別)、営業費用 支払リース料(全体、産業別) 等	○(ただし不可分)			・調査対象は経済産業省所管分。 ・物品賃貸業の主要の売上高は「サービス業」の内数。
法人企業統計調査 (財務省)	四半期	借手(各産業) +貸手(リース業)	設備投資額(当期末新設固定資産 合計) リース会計基準適用状況(本文表1 参照) 等	○(借手側の設備投資。ただ し他の設備 投資と不可 分)	○(貸手側の 設備投資。た だし他の設備 投資と不可 分)		・借手の各産業では、中小企業を中心に、FLについて必ずし も設備投資として計上していない。

図2 業界統計におけるリース設備投資額等の動向



(出所) リース事業協会「リース統計」、内閣府「四半期別 GDP 速報」

【E15】年金受給権の記録に係る勧告の変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・雇用に関連した年金の受給権 (pension entitlement) は、法的強制力が期待される取決めである。年金受給権は、必要な資産が別個に準備されているか否かを問わず、家計に対する債務として扱う。</p> <p><社会保障以外の雇用関連年金制度></p> <p>・<u>確定給付型 (defined benefit) の雇用関連年金制度</u>について、以下のように記録する¹ ²。</p> <p>① ある期における「<u>雇主の年金負担</u>」は、雇用者が当該期間に獲得した<u>年金受給権</u> (数理的に算出) の<u>現在価値の増分</u> (現在勤務増分) に、年金基金による制度運営費用 (以下、「<u>年金制度の手数料</u>」という。) を加え、「<u>家計の現実年金負担</u>」を控除した額とする³。</p> <p>② 上記の額と「<u>雇主の現実年金負担</u>」の差は、「<u>雇主の帰属年金負担</u>」として記録し、雇主の現実年金負担とともに雇用者報酬の一部を構成する。</p> <p>③ 当該期に、<u>雇用者⁴の年金受給が一期近づくことによる年金受給権の現在価値の増分</u> (割引率の巻き戻し分。過去勤務増分) は、「<u>年金受給権に係る投資所得</u>」として年金基金から雇用者に支払われ、同額が雇用者から年金基金に「<u>家計の追加年金負担</u>」として再投資される。</p> <p>④ 可処分所得の使用勘定において、社会負担 (「<u>雇主の現実年金負担</u>」、「<u>雇主の帰属年金負担</u>」、「<u>家計の現実年金負担</u>」、「<u>家計の追加年金負担</u>」。年金制度の手数料を控除) と年金給付 (「<u>その他の社会保険年金給付</u>」) の差を「<u>年金受給権の変動調整</u>」 (adjustment for change in pension entitlement) として家計の受取、年金基金の支払に記録。同時に、同額を金融勘定 (フロー) において、「<u>年金受給権</u>」として、家計の金融資産、年金基金の負債として記録。</p> <p>⑤ <u>年金基金の雇用者に対する年金受給権の負債</u>は、<u>金融勘定と貸借対照表</u>に記録される。当該期の<u>年金受給権残高⁵</u>の変動は、上記①の現在勤</p>	<p>・積立型の民間年金制度のみ、貸借対照表において、年金準備金を年金基金部門の負債、家計部門の資産に記録する。このため、社会保障制度や、非積立型の雇主年金制度といった多くの年金制度については、金融資産・負債の認識につながらない。また、認識された年金債務は、利用可能な資金に限定され、雇用者の制度に対する請求権によっては決定されない。</p> <p>・確定給付型と確定拠出型の区別なく、年金に係る雇主の社会負担は、雇主が実際に年金基金に払い込む金額である。</p> <p>・可処分所得の使用勘定において、社会負担 (雇主と雇用者の負担) と社会給付の差を「<u>年金基金年金準備金の変動</u>」として家計の受取、年金基金の支払に記録。同時に、同額を金融勘定 (フロー) において、「<u>年金準備金</u>」として家計の金融資産、年金基金の負債として記録。</p> <p>・年金基金部門の負債として年金準備金残高については、積立型の民間年金制度についてのみ、年金基金部門の運用資産残高と同額を記録。</p>

¹ 2008SNA における社会保障以外の雇用関連年金制度に係るフロー勘定の記録方法の概略については参考1参照。

² なお、2008SNA マニュアルにおける確定拠出型年金の取扱については、表章項目名の変更を除いて1993SNAから変更はない。

³ 2008SNA マニュアルにおいて、現在勤務増分は、雇用者の将来の賃金・俸給の増加が最終的な年金給付に与える影響を考慮せず、雇用者の期待余命のみを考慮して、数理的に決定されるとしている。

⁴ 将来年金給付を支払うことになる現存の雇用者に加え、将来年金の受給権を持つ元雇用者を含む。

⁵ 年金受給権残高は、確定給付型の場合、雇用者の勤務年数や期待余命、割引率等から数理的に計算される。なお

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>務増分（増加要因）、上記③の過去勤務増分（増加要因）、年金給付支払額（減少要因）、その他（増減要因）からなる。</p> <p>⑥ <u>年金基金と雇主企業の関係に応じて⁶、年金債務のうち年金資産で賄われない積立不足分は、年金基金の雇主企業に対する債権（「年金基金の対年金管理者請求権」）となる</u></p> <p><社会保障></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度を通じて一般政府により提供される年金にかかる受給権の記録は、各国に柔軟性がある⁷。しかし、年金の包括的な分析に必要な情報として、<u>社会保障に係る年金制度の負債とこれに関するフローを示す補足表</u>を提供する。 	



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障を除く雇用関連の年金制度のうち、確定給付型年金に係る年金受給権や雇主負担等について、本体系において、所得支出勘定や金融勘定、貸借対照表等において上記勧告のとおり記録を行う。 ・社会保障制度を通じた年金については、本体系では上記のような記録をしないが、<u>補足表</u>として、その他の年金制度と同様の記録を行う。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GDP への影響はない（ただし、社会保障制度によらない政府雇用者の年金に係る受給権を上記勧告に則って記録する場合には、雇主の年金負担の変化が、（政府雇用者の）雇員報酬、政府最終消費支出を通じて GDP に影響しうる）。 ・家計貯蓄率の変化要因となる（所得支出勘定における確定給付型の雇用関連年金制度の記録方法の変更により家計貯蓄率に影響がある）。
--

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・確定給付型の雇用関連年金制度（以下、DB 企業年金）については、一ストック勘定（貸借対照表）においては、平成 17 年基準改定以降、基礎統計である「資金循環統計」⁸と整合的に、年金運用資産に加え、それまで未計上だった積立不足分を認識し、これらの合計を家計の「年金準備金」（資産）、年金基金（金融機関）の「年金準備金」（負債）に含めて記録している。加えて、積立不足分について、年金基金の「未収金・未払金等」（資産）、雇主企業の属する制度部門の「未収金・未払金等」（負債）に含めて記録している。なお、現行 JSNA と「資金循環統計（日本銀行）」（以下、「資金循環統計」という。）においては、積立不足分は、「退職給付に係る会計基準」（以下、退職給付会計基準）⁹に基づく上場企業の財務諸表（連結決算）における退職給付引当金等をも

確定拠出型の場合は年金基金部門の運用資産が年金受給権残高に該当する。

⁶ 2008SNA マニュアルにおいては、雇主企業が年金制度の条件を決定する立場であり続け、資金不足に対する責任を負う場合、上記のような取扱を行うことを勧告。この場合、雇主企業は「年金管理者」、年金基金は「年金運用者」と位置付けられる。

⁷ 本体系における社会保障制度に係る記録方法については、表章項目名の変更以外は 1993SNA からの実質的な変更はない。

⁸ 現行（2011 年 3 月改定）の資金循環統計における年金準備金の記録方法等については参考 2 を参照。

⁹ 企業会計審議会（1998 年 6 月 16 日）。同基準は、我が国においては 2000 年 4 月 1 日から導入された。なお、同基

とに推計しており、そのカバレッジには、DB 企業年金分に加え、退職一時金分も含まれている。

- 以上のように、貸借対照表では、上場企業に限られるものの、DB 企業年金に係る積立不足分を計上しているという意味において、現行 JSNA は 2008SNA に一部対応済である。
- －フロー勘定（所得支出勘定）¹⁰では、1993SNA の勧告に沿って DB 企業年金について、
 - －雇主が現実に支払った掛金を「雇主の自発的現実社会負担」として雇用者報酬の内訳（家計の受取）に、
 - －年金資産の運用収益を年金基金から家計に支払われる財産所得（「保険契約者に帰属する財産所得」の内数）として、かつ、家計から年金基金に支払われる「雇用者の自発的社会負担」の内数として、
 - －DB 企業年金に係る雇主と雇用者の社会負担と社会給付の差額を「年金基金年金準備金の変動」として、家計の受取、年金基金の支払に、
- 記録している。退職一時金については、現行 JSNA の所得支出勘定では現実の支払額を「雇主の帰属社会負担」等として記録している¹¹。
- ・ 社会保障制度を通じた年金（公的年金）については、1993SNA の勧告に沿って、年金準備金を記録していない。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応（一部）>

- ・ DB 企業年金及び退職一時金¹²について、
 - － 2. のとおり、ストック勘定（貸借対照表）においては、現行 JSNA でも、資金循環統計と整合的に既に本勧告に沿った発生ベースでの年金準備金（年金受給権）について部分的ではあるが捕捉・計上を行っている。ただし、基礎統計である「資金循環統計」においては、2016 年を目途に行う同統計の改定において、上場企業中心の財務諸表における「退職給付債務」をもとに、一定の仮定に基づく「膨らまし係数」¹³を用い

準は、2012 年公表の「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号）に改訂され、2013 年 4 月以後に開始する事業年度から適用されている（本資料では、新旧基準をまとめて「退職給付会計基準」と呼ぶ）。

¹⁰ フローの金融勘定（資本調達勘定（金融取引））については、「年金準備金」の金融取引については、基礎統計である資金循環統計と同じく、信託銀行等の年金資産の受託機関データから推計される一国分の確定給付企業年金部分の年金資産残高の増減（簿価）から厚生年金基金（年金基金に分類）の「代行返上」を控除したものを集計して、家計の「年金準備金」資産、年金基金の「年金準備金」負債として計上している。また、積立不足分の残高の変動については、資料制約から取引額と調整額に分けることができないため、変動分の全てを調整額（その他の資産量変動勘定）に記録している。

¹¹ 具体的には、雇用者報酬の内訳項目である「雇主の帰属社会負担」として、ある期に企業により現実に支払われた一時金を記録し、家計（雇用者）は同額を社会負担の一部としての「帰属社会負担」として雇主企業の属する制度部門に支払う。他方、雇主企業の属する制度部門から家計に対しては、同額が「無基金雇用者社会給付」として支払われる。

¹² 一般政府部門の雇用者の DB 企業年金や退職一時金については、資料制約上 2008SNA への対応は困難であるため現行 JSNA 通りの扱いを継続し、積立不足分（「年金基金の対年金責任者債権」）は計上しないこととする。

¹³ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成 26 年 6 月 6 日）によれば、企業会計ベースの退職給付債務を一国分の年金受給権に拡張するに当たり、財務諸表データから把握可能な企業会計ベースの年金資産残高（上場企業中心）（A）と、信託銀行等の年金資産の受託機関データから推計される一国分の確定給付企業年金部分の年金資産残高（時価）（B）の比率（B/A）を用いることが検討されている（膨らまし推計のイメージや考え方については参考 3 参照）。

て、非上場企業も含む一国分を推計し、これを「年金受給権」（年金基金の負債、家計の資産）として記録するとともに、積立不足分については年金基金の雇主企業の属する制度部門に対する「年金基金の対年金責任者債権」¹⁴として記録する予定である。
JSNA においても、これと整合的な記録を行うことを検討する。

- －フロー勘定（所得支出勘定）についても、本報告に沿って、雇主負担や財産所得の記録を行うことを検討する。具体的には、企業会計上の「勤務費用」（現在勤務増分に相当）¹⁵や「利息費用」（過去勤務増分に相当）等から DB 企業年金や退職一時金に係る「雇主の年金負担」や「年金受給権に係る投資所得」を推計するとともに、雇主と家計の年金負担の合計と給付の合計（「その他の社会保険年金給付」）の差額を、「年金受給権の変動調整」として記録する¹⁶等の対応を検討する。¹⁷その際、ストック面と同様、勤務費用や利息費用といった企業会計情報は上場企業中心の財務諸表に限られるため、一定の仮定のもと非上場企業を含む一国分を推計することを検討。
- ・ 公的年金については、基礎情報の制約から、補足表に年金受給権に係る取引や残高等を包括的に記録するという報告には対応せず、厚生労働省等が 5 年に 1 度行う年金財政検証で示される年金債務額（年金受給権残高に相当）を参考情報として掲載することを検討。

② 推計方法、試算値

（試算の考え方）

- ・ ここでは、DB 企業年金と退職一時金について、現行 JSNA の記録方法から、企業会計のデータを活用し、本報告に沿った発生主義の記録方法に変更した場合の家計貯蓄率への影響を試算¹⁸。
- ・ 具体的には、家計の所得支出勘定の各項目において、DB 企業年金及び退職一時金¹⁹関連部分について、以下のような計算を行う（斜字体は企業会計概念の項目）。

(1) 雇主の現実年金負担＋雇主の帰属年金負担＝勤務費用¹⁵＋年金制度の手数料

¹⁴ 「資金循環統計」では、積立不足分について、現行の「未収・未払金」に含めるという扱いから変更し、独立項目として「年金基金の対年金責任者債権」に記録する方向で検討されている。

¹⁵ 退職給付会計基準では、「従業員からの拠出がある企業年金制度を採用している場合には、勤務費用の計算にあたり、従業員からの拠出額を勤務費用から差し引く」とされている。日本の場合、確定給付型の企業年金のうち従業員の拠出があるものとして厚生年金基金があり、雇主の帰属年金負担の計算上、家計の現実年金負担を控除してしまうと、雇主の帰属年金負担を過小評価することになるため、第 6 回研究会資料 1－3 で示した考え方を改めた。

¹⁶ 「資金循環統計」においては、2008SNA 対応に係る同統計の改定の一環として、JSNA で推計される「年金受給権の変動調整」と整合的になるように「年金受給権」の「取引額」を記録する方向で検討が進められている。この場合、JSNA のフローの金融勘定（資本調達勘定（金融取引））においても同様の記録を行う予定。

¹⁷ JSNA の 2008SNA 対応における所得支出勘定等の項目変更案については参考 4 参照。

¹⁸ なお、脚注 9 で記したように、退職給付会計基準は 2000 年度から適用されたものであり、それ以前の期間については情報に制約がある。また、ここで試算対象としている 2005 年度より前の期間（2000～2004 年度）について適切な膨らまし比率が利用可能かについて、検討が必要。

¹⁹ 退職一時金については、現行 JSNA では脚注 11 のとおり記録されているが、2008SNA への対応案では、「雇主の帰属年金負担」の中で、DB 企業年金分と合わせて企業会計ベースの計数を計上（家計の雇用者報酬の受取の内訳及び家計から年金基金部門への社会負担の内訳に記録）することを検討。現実に支払われた退職一時金は、やはり DB 企業年金に係る年金給付と合わせて、「その他の社会保険年金給付」に計上することを検討。また、現行 JSNA では、退職一時金については、「負担－給付＝年金基金年金準備金の変動」を記録していない（記録した場合でも同額の負担と給付の差なのでゼロ）が、2008SNA への対応案の下では「負担－給付＝年金受給権の変動調整≠ゼロ」を記録。

ここで、雇主の現実年金負担＝現行 JSNA の「雇主の自発的現実社会負担」（うち DB 企業年金分）
年金制度の手数料＝現行 JSNA における DB 企業年金の制度運営費用²⁰

(2) 家計の追加年金負担＝年金受給権に係る投資所得＝利息費用

(3) 年金受給権の変動調整＝勤務費用＋利息費用＋家計の現実年金負担
－その他の社会保険年金給付

ここで、家計の現実年金負担＝現行 JSNA の「雇用者の自発的社会負担」から年金基金の運用収益分（現行 JSNA の「保険契約者に帰属する財産所得」の内数で、同額が「雇用者の自発的社会負担」に含まれる）を控除した額²¹（うち DB 企業年金分）
その他の社会保険給付＝現行 JSNA の「年金基金による社会給付」＋「無基金雇用者社会給付」（うち DB 企業年金、退職一時金分）

- ・ 3. ①にあるとおり、企業会計ベースの勤務費用と利息費用は、上場企業中心の財務諸表からのみ把握可能であり、非上場企業分を含む一国分を推計する必要がある。ここでは、資金循環統計において採用される、企業会計上の退職給付債務（上場企業中心）を一国分の年金受給権（負債）に拡張するための「膨らまし係数」²²を活用することを検討。

(暫定的な試算結果)²³

- ・ 膨らまし係数に係る一定の仮定の下、DB 企業年金や退職一時金について、本勧告へ対応することによる家計貯蓄率（家計貯蓄／（家計可処分所得＋年金受給権の変動調整））への影響を暫定的に試算すると、現行 JSNA に比べて低下する要因となる。

③ 留意事項

- ・ 雇用者報酬の一部としての雇主の年金負担（現実＋帰属）の四半期分割や四半期速報における推計方法についての検討が必要（基礎情報に制約があることから、少なくとも一部の系列については四半期等分、前年値横置き等の仮定を置くなどが一案）
- ・ 年金受給権の各期末差と年金受給権の資本取引（年金受給権の変動調整）の差額である調整額のうち、物価スライド条項に基づく物価変動による年金受給権の増減は、再評価勘定に計上することが例示されているが（パラ 17.177）、基礎資料から当該要因に係る情報を把握することは困難であるため、物価変動によるものも含めた調整額の全額をその他の資産量変動として記録することを検討²⁴。

²⁰ DB 企業年金に係る制度運営費用のみであり、退職一時金相当分についてはデータは得られない点に留意が必要。

²¹ なお、2008SNA においては、年金基金の運用資産から生じる運用収益分は家計に支払われるという扱いにはなっていない。その結果、当該部分は「年金受給権の変動調整」には含まれない。

²² 脚注 13 の年金受給権残高の膨らまし係数と同じ（日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成 26 年 6 月 6 日）より）。

²³ 2008SNA 勧告に従った場合の家計貯蓄率への影響の定性的なメカニズムについては、参考 5 参照。

²⁴ その他の資産量変動勘定における年金受給権の記録内容については、2008SNA でも具体的な記述は限られてい

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」の残高表²⁵においては、2011年3月に行われた遡及改定において、2002年3月末以降を遡及範囲として、企業が従業員に対して支払義務を負っている退職給付債務（確定給付型企业年金及び退職一時金）に係る金融資産・負債のうち、それまで未計上であった、年金運用資産でカバーされない部分（積立不足分）の計上を開始。年金運用資産分と積立不足分の合計が、家計の「年金準備金」（資産）、年金基金の「年金準備金」（負債）として記録されるとともに、積立不足分については、年金基金の「未収・未払金」（資産）、雇主企業（非金融法人企業、金融機関）の「未収・未払金」（負債）として記録。なお、上記積立不足分の増減は、全て調整額として記録。
- ・退職給付会計基準に基づく企業の財務諸表においては、本勧告に関連する指標として、「年金資産」、「退職給付債務」、「勤務費用」、「利息費用」が利用可能である（ただし、有価証券報告書を公表している主に上場企業の連結決算でのみ利用可能）。

<諸外国の導入状況>

- ・米国
2013年7月に行われたNIPA統計（米国の国民経済計算に相当）の包括改定において、本勧告に対応し、社会保障年金を除く確定給付型年金（企業年金等）について、発生主義に基づく記録を行った。これにより、2007年の家計貯蓄率は1.5%ポイント程度上昇したと試算されている。
- ・オーストラリア
2009年に行った2008SNA導入に伴い、確定給付型の政府雇用者年金について、数理計算に基づく年金受給権や関連するフローの記録を行っている（民間の確定給付型年金は未対応）。
- ・英国
2014年9月のESA2010への対応に際して、本勧告への対応を図る予定。英国統計局（ONS）によると、積立方式の確定給付型年金を発生ベースで記録することにより、従前よりも家計貯蓄率は押し上げられるとしている。なお、社会保障年金を含む補足表は2017年9月に公表予定。

る。

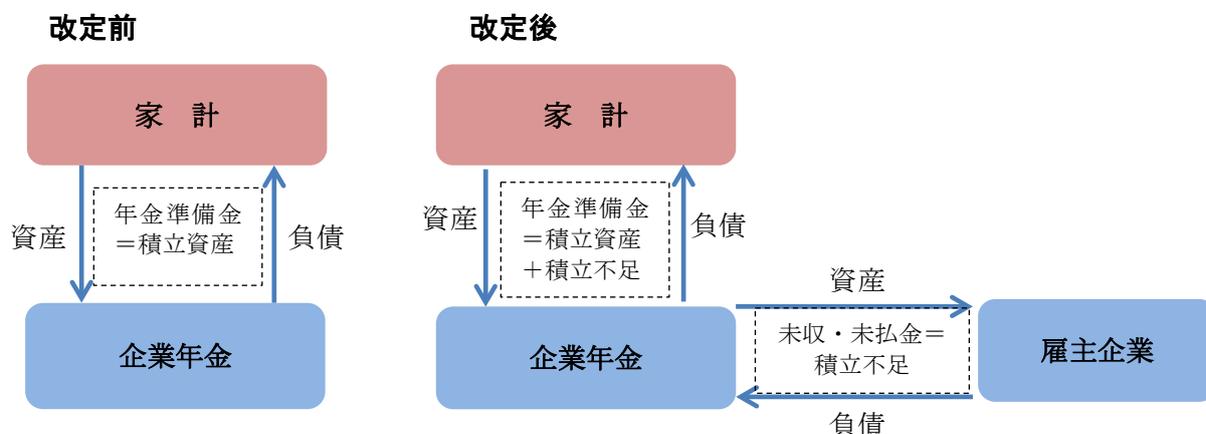
²⁵ 金融取引表（フロー）や調整表の扱いについては脚注10を参照。

参考1 2008SNA マニュアルにおけるDB企業年金に係る記録方法

	年金基金	法人企業(雇主)	家計(雇用者)
生産勘定	使途	使途	使途
	源泉 産出(F年金制度の手数料)	源泉	源泉
所得の発生勘定	使途	使途	使途
	源泉	源泉	源泉
		雇業者報酬 A 雇主の現実年金負担 B 雇主の帰属年金負担 =現在勤務増分 - 家計の現実年金負担(D) + 年金制度の手数料(F) - 雇主の現実年金負担(A)	
第1次所得の配分勘定	使途	使途	使途
	源泉	源泉	源泉
財産所得 C 年金受給権に係る投資所得 =過去勤務増分			財産所得 C 年金受給権に係る投資所得 雇業者報酬 A 雇主の現実年金負担 B 雇主の帰属年金負担
所得の第2次配分勘定	使途	使途	使途
	源泉	源泉	源泉
現物社会移転以外の社会給付 E その他の社会保険年金給付 =年金受給権に係る投資所得	社会負担 A 雇主の現実年金負担 B 雇主の帰属年金負担 D 家計の現実年金負担 C 家計の追加年金負担 (控除)F 年金制度の手数料		現物社会移転以外の社会給付 E その他の社会保険年金給付 =年金受給権に係る投資所得
所得の使用勘定	使途	使途	使途
	源泉	源泉	源泉
年金受給権の変動調整 A+B+C+D-F-E ↓ 金融勘定における負債側に記録	最終消費支出 (F年金制度の手数料)		年金受給権の変動調整 A+B+C+D-F-E ↓ 金融勘定における資産側に記録

参考 2-1 「資金循環統計」の遡及改定（2011年3月）におけるDB企業年金等記録方法の変更

（残高表）



参考 2-2 「資金循環統計」におけるDB企業年金等の記録方法変更の影響（残高表）

（2010年3月末時点）

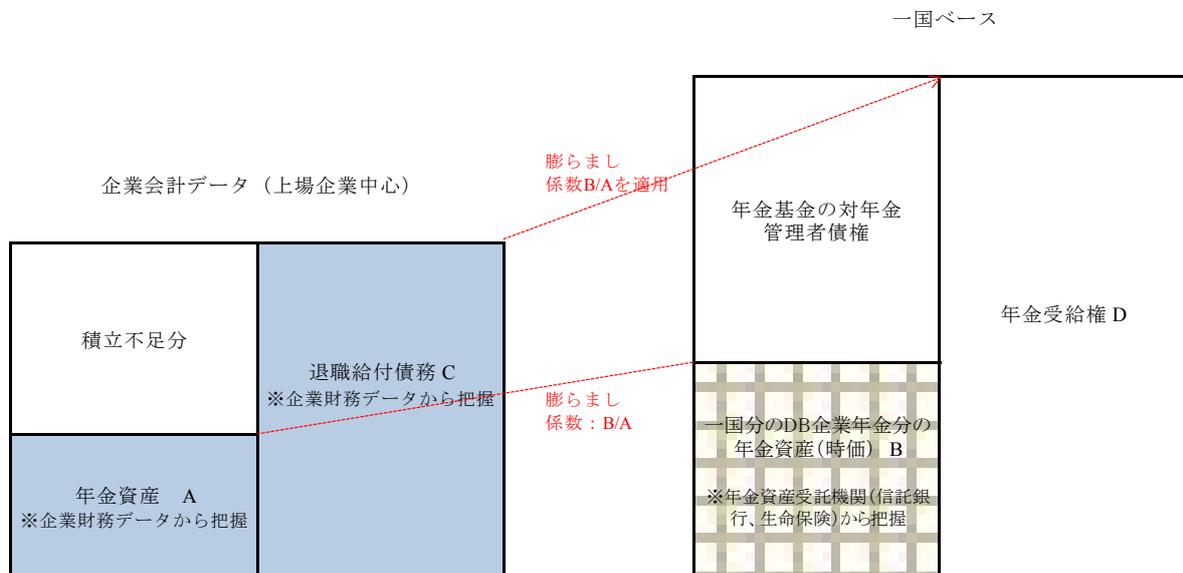
項目名	部門	残高の増減
年金準備金	家計（資産）	約 29.4 兆円の増加
	企業年金（負債）	約 29.4 兆円の増加
未収・未払金	企業年金（資産）	約 29.4 兆円の増加
	民間非金融法人企業（負債）	約 27.1 兆円の増加
	国内銀行（負債）	約 2.2 兆円の増加

（出所）日本銀行「資金循環統計の遡及改定について」（2011年3月23日）より作成。

（注）上記の変更の結果、年金準備金は、従来の年金資産分（約 79 兆円）に 29.4 兆円の積立不足分を加えたもの（約 108 兆円）になっている。

参考3 年金受給権残高に係る膨らまし推計

<推計のイメージ>



<推計方法>

$D = (B/A) \times C$ により、一国の年金受給権残高を推計。

<留意点>

上記の膨らまし推計では、上場企業と非上場企業において、DB企業年金や退職一時金に係る退職給付債務と、これに対応する年金資産の関係が等しいということを想定している。この仮定の妥当性については議論はありうるが、非上場企業の年金等に関する基礎資料の制約を踏まえれば、他により適当な手法は見当たらないことから、次回基準改定においては、上記の方法により年金受給権に係る推計を行うことを検討する。

参考4 2008SNA マニュアルを踏まえた JSNA の関連表章項目の変更案
(社会保障を除く雇用関連の年金制度に関係する部分)

勘定名	現行 JSNA (1993SNA ベース)	2008SNA 対応案
第1次所得の配分勘定	雇主の自発的現実社会負担	雇主の現実年金負担 (名称変更)
	保険契約者に帰属する財産所得 (の内数)	雇主の帰属年金負担 (新設) 年金受給権に係る投資所得 (概念・名称変更)
所得の第2次分配勘定	雇用者の自発的社会負担	家計の現実年金負担 (名称変更) 家計の追加年金負担 (新設。年金受給権に係る投資所得と同額)
	年金基金による社会給付	その他の社会保険年金給付 (名称変更)
		年金制度の手数料 (新設)
可処分所得の使用勘定	年金基金年金準備金の変動	年金受給権の変動調整 (概念・名称変更)
金融勘定、貸借対照表	年金準備金	年金受給権 (概念・名称変更)
		年金基金の対年金責任者債権 (未収金・未払金等から分離計上)

(備考) 2008SNA における実物フロー勘定の表章項目との対応(網掛けが上表右欄と対応する項目²⁶⁾)

雇用者報酬

賃金・俸給
雇主の社会負担
雇主の現実社会負担
雇主の現実年金負担
雇主の現実非年金負担
雇主の帰属社会負担
雇主の帰属年金負担
雇主の帰属非年金負担

財産所得

利子
法人企業の分配所得
配当
準法人企業所得からの引き出し
海外直接投資の再投資収益
投資所得払い
保険契約者に帰属する投資所得
年金受給権に係る投資所得
投資信託投資者に帰属する投資所得
賃貸料

社会負担

雇主の現実社会負担
雇主の現実年金負担
雇主の現実非年金負担
雇主の帰属社会負担
雇主の帰属年金負担
雇主の帰属非年金負担
家計の現実社会負担
家計の現実年金負担
家計の現実非年金負担
家計の追加社会負担
家計の追加年金負担
家計の追加非年金負担
年金制度の手数料 (控除項目)
現物社会移転以外の社会給付
現金による社会保障給付
社会保障年金給付
現金による社会保障非年金給付
その他の社会保険給付
その他の社会保険年金給付
その他の社会保険非年金給付
現金による社会扶助給付
年金受給権の変動調整

²⁶ 2008SNA では社会負担や社会給付について、年金と非年金に区別しているが、ここでは DB 企業年金と退職一時金を合わせて「年金」と位置付けて表章名(案)としている(また、基礎統計上、負担側(企業会計上の勤務費用や利息費用)を DB 企業年金分と退職一時金分に分けることは不可能)。

参考5 2008SNA への対応する場合の家計貯蓄率への定性的影響（概念）

現行 JSNA	家計の支払う社会負担の一部	今回試算（2008SNA ベース）	家計の受け取る雇用者報酬の一部
可処分所得 = 保険契約者に帰属する財産所得 + 年金基金による社会給付 + 雇主の帰属社会負担 - 帰属社会負担 + 無基金雇用者社会給付 + 雇主の自発的現実社会負担 - 雇主の自発的現実社会負担 - 雇用者の自発的社会負担（*） + その他の取引（**） = 年金基金による社会給付 + 無基金雇用者社会給付 - （雇用者の自発的社会負担（*） - 保険契約者に帰属する財産所得） + その他の取引（**） （*）保険契約者に帰属する財産所得（DB 分）を含む （**）DB 以外の年金分を含む		可処分所得 = 年金受給権に係る投資所得 + その他の社会保険年金給付（※） + 雇主の現実年金負担（※） + 雇主の帰属年金負担（※） - 雇主の現実年金負担（※） - 雇主の帰属年金負担（※） - 家計の現実年金負担 - 家計の追加年金負担（※）（※※） + 年金制度の手数料 + その他の取引（※※※） = その他の社会保険年金給付（※） - 家計の現実年金負担 + 年金制度の手数料 + その他の取引（※※※） （※）退職一時金分を含む （※※）年金受給権に係る投資所得と同額 （※※※）DB 以外の年金分を含む	
年金基金年金準備金の変動 = 雇主の自発的現実社会負担 + 雇用者の自発的社会負担（*） - 年金基金による社会給付 - その他（注1） （注1）DB 以外の年金分		年金受給権の変動調整 = 雇主の現実年金負担（※） + 雇主の帰属年金負担（※） + 家計の現実年金負担 + 家計の追加年金負担（※） - 年金制度の手数料 - その他の社会保険年金給付（※） - その他（注1） （注1）DB 以外の年金分	
可処分所得 + 年金基金年金準備金の変動 = 無基金雇用者社会給付 + 雇主の自発的現実社会負担 + 保険契約者に帰属する財産所得 + その他の取引（注2） （注2）その他の取引（**）から DB 以外の年金関連の受払を除いたもの		可処分所得 + 年金受給権の変動調整 = 雇主の現実年金負担（※） + 雇主の帰属年金負担（※） + 家計の追加年金負担（※） + その他の取引（注2） （注2）その他の取引（※※※）から DB 以外の年金関連の受払を除いたもの	
家計貯蓄率 = 1 - （消費 / （雇主の自発的現実社会負担 + 無基金雇用者社会給付 + 保険契約者に帰属する財産所得 + その他の取引（注2）））		家計貯蓄率 = 1 - （消費 / （雇主の現実年金負担 + 雇主の帰属年金負担 + 家計の追加年金負担 + その他の取引（注2）））	

（備考） 1. その他の取引項目や、家計最終消費支出については新旧で変化しないと仮定。
 2. 右欄において、本文の「膨らまし係数」は、雇主の帰属年金負担、年金受給権に係る投資所得（= 家計の追加年金負担）に影響（係数が大きいほど、これらは大きくなり、家計貯蓄率は高まる関係）

<E15 の勧告が家計貯蓄率に影響する背景>

- ・上記より、「雇主の帰属年金負担 + 家計の追加年金負担」 < 「無基金雇用者社会給付 + 保険契約者に帰属する財産所得」であれば、本勧告への対応によって家計貯蓄率は低下する。一般に、人口構成が高齢化していれば、退職一時金の支払額（無基金雇用者社会給付）が、将来の年金や退職一時金支払への引当金を構成する雇主の帰属年金負担を上回り、本勧告の導入は家計貯蓄率を下方にシフトさせる要因になると考えられる。

【F01】 民間／公的／政府部門の境界の明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>意思決定ツリー (decision tree) によって各制度単位を相互に排他的な制度部門の一つに配分し、政府やその他の公的単位を識別するための概念的基盤を明確にする。</u> ・ 以下により制度部門を分類。 <ul style="list-style-type: none"> ① 制度単位は居住者か ⇒海外部門かそれ以外に分類 ② 居住者の制度単位は家計か ⇒家計かそれ以外に分類 ③ 海外、家計以外の制度単位について、市場生産者か非市場生産者か（生産物が経済的に意味のある価格で提供されているか） ④ 非市場生産者について、当該単位が政府によって支配されているか ⇒一般政府か対家計民間非営利団体に分類 ⑤ 市場生産者について、当該単位が金融サービスを生産するか ⇒非金融法人企業か金融機関に分類 ⑥ 非金融法人企業及び金融機関について、政府が支配していれば、公的非金融法人及び公的金融機関 支配は、法人企業の戦略目的に関する主な金融及び業務方針を意味する「一般的企業方針 (general corporate policy)」を決定する能力として定義される。最も重要かつ検討すべき要素は、a)議決権持分の過半数の所有、b)取締役会等の支配、c)キーとなるスタッフの支配、主要人物の任免、d)キーとなる委員会の支配、e)黄金株等の所有、f)規制と支配、g)有力な顧客としての支配、h)貸付を通じた支配。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記と同様の考え方であるが、体系的な意思決定ツリーは示されていない。 ・ 公的法人企業は、政府によって支配されている法人企業であり、具体的には、a)50%より多くの議決権株式を保有、あるいは 50%超の株主の議決権を支配、または、b)特別の法令や規制により政府に法人の経営方針の決定や役員任命の権利が与えられている場合、とされている。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のように明確化された判断基準に基づき、制度部門の分類を行うとともに、非金融法人企業や金融機関について公的法人企業か否かを判断する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>GDP の増減要因</u>¹ ・ 一般政府の純貸出／純借入の増減要因
--

¹ 本勧告の適用により、市場生産者と非市場生産者との間の分類変更があった場合、非市場生産者の固定資本減耗を通じた GDP への影響がありうる。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、平成 17 年基準改定（2011 年 12 月）以降、市場性の有無、政府支配の有無について、2008SNA の勧告にも対応するよう以下のとおりとしている²。
 - ① 市場性：売上高が生産費用の 50%を上回っている場合、市場性を有するとみなす（50%ルール）。ただし、金融機関については、欧州において ESA95 及び ESA2010 で金融仲介機関を例外扱いしていること³、政策金融機関についても「経済的に意味のある価格」でサービスを提供しているとの見方ができること⁴、などから、金融機関の市場性の判定に 50%ルールの機械的な適用をせず、市場性の判定の前に金融・非金融の判定を行っている。
 - ② 政府支配：株式を 50%以上保有する等の「所有による支配」、または法令等により役員の任免権を有する等の「その他の根拠による支配」のいずれかに該当する場合、政府による支配が存在するとみなす。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、平成 17 年基準の現行 JSNA においては、本勧告に沿った形で政府関係諸機関の分類を行っており、次回基準改定においても同様の考え方にに基づき分類を行う予定。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成 23 年産業連関表においては、平成 17 年基準の JSNA と同様の基準を原則として、政府関係諸機関の分類を行っている。
- ・「資金循環統計（日本銀行）」においては、平成 17 年基準の JSNA と同様の政府関係諸機関の分類となっている。

<諸外国の対応状況>

- ・カナダ
2008SNA に沿って制度部門の分類を行っている。企業に関して政府が議決権の 50%以上を保有していれば公的企業に分類。この他、政府規制による設立、政府が最大の議決権保有者か、ボードメンバーの任命権、一般的方針の決定権、法的協定による支配、等を総合的に判断。
- ・オーストラリア
2008SNA に沿って制度部門について、市場／非市場生産者、公的／民間の制度部門の分類を行っている（なお、対家計民間非営利団体は家計に含まれている）。
- ・EU 諸国
ESA2010 における制度部門の分類の考え方は、2008SNA とおおむね共通（政府支配の有無について、1. 左欄中 a から h ままでが主な決定要素であるとしている）。

² 変更前は、(1)市場性については、①民間事業所に同種の活動がある、②価格・料金が供給する量・質に比例、③自由意志による購入ができる、の3項目中2項目に該当すれば市場性あり、(2)政府支配の有無については、政府による出資又は株式保有が 50%以上かつ法令等により政府が経営方針の決定権や役員の任命・認可権を持つ（所有以外の根拠による支配）場合に、政府による支配があると判断していた。

³ 政府が支配する公的機関の主活動が金融仲介である場合、その機関は一般政府ではなく、金融機関として分類されなければならない（ESA10 Manual on Government Deficit and Debt I.2 4）。

⁴ 統計委員会国民経済計算部会 財政・金融専門委員会（2009 年 7 月 31 日）、同部会（同年 9 月 30 日）。

【F02】再生機構の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・法人企業の再編に携わる公的再生機構について、市場性判断において考慮すべき点を提案する。・①政府のみにサービスを提供する単位、②市場価格以外で金融資産を販売する単位、又は③公的金融支援の下、法的・実質的に政府の代理として低いリスクで活動する単位、は一般政府として分類する。	(再生機構の取扱いについての指針はない)



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・上記の指針に基づき、再生機構を分類する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・一般政府の純貸出／純借入の増減要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現時点で、JSNA において一般政府に分類すべき再生機構は存在しない。
- ・現行 JSNA においては、再生機構に該当するものとして、株式会社地域経済活性化支援機構（2013年3月に株式会社企業再生支援機構から改組）及び株式会社産業革新機構が考えられる。ただし、これらはいずれも金融活動による売上が全売上高の過半を占めることから金融機関に分類し、かつ政府による支配も存在するため、公的金融機関に分類している¹。なお、特定の法人企業の再編に関連した業務を行っている公的機構として、高速道路債務返済機構や鉄道建設・運輸施設整備支援機構（特例業務勘定：旧日本国有鉄道清算事業団）があり、前者は金融活動比率が高いため公的金融機関に分類、後者については公的非金融機関に分類しているが、国鉄清算以外にも各鉄道事業者への助成等を行っており、上記1.の①～③には該当しないと考えられる。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・「F01 民間／公的／政府部門の境界の明確化」に基づいて制度部門分類を行っており、再生機構についても同様である。上記2. のとおり、現時点において、JSNA において一般政府に分類すべき再生機構は存在しないことから、対応済と整理する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成23年産業連関表の作成に当たっては、各種再生機構について、JSNA と同様の分類が行われている。
- ・「資金循環統計（日本銀行）」においては、各種再生機構について JSNA と同様の分類が行われている。

¹ 上記1.①～③に即しても、両機構とも、①政府以外にサービスを提供していること、②市場価格で金融資産を販売していること、③政府の代理ではなく自律的に活動し、業務に必要な資金を基本的に自己責任において借入金及び社債で調達していることから、一般政府とは分類されない。同様の考え方に基づき、現在は解散している株式会社産業再生機構（2003年4月設立、2007年6月解散）についても、公的金融機関に分類される。

【F03】政府発行許可証の取扱いの明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・政府が、適格基準によらず、特定の活動に従事しようとする主体に対して厳密に数を制限した形で許可証を発行する場合で、許可証が政府所有の資産を使用するものでなければ、許可証に対する支払は基本的に税（生産に課される税）として扱う¹。ただし、ライセンスが法的かつ実際上も第三者に移転できるのであれば、資産の性格を有するものであり、資産項目「契約、リース、ライセンス」（うち「特定活動の実施許可」）に分類される²。・ライセンスが自然資産を使用するものであれば、ライセンスに対する支払は、「契約、リース、ライセンス」（うち「自然資源の利用許可」）としての資産の売買による取得か、自然資源リースの下での賃貸料（財産所得）の支払として扱われる。	（政府発行許可証の取扱いについての指針はない）



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに明確化された指針に基づき、数量制限のある政府発行許可証に対する支払を税として記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現時点では、本勧告の対象となるような政府発行許可証の事例がない。（参考）

供給数量を制限しない政府発行許可証として、例えば運転免許証の手数料については政府による非商品販売収入（家計の消費支出）、狩猟税については税として記録するなど、1993SNA 及び 2008SNA マニュアルの記述に沿った計上を行っている。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、現時点において、我が国では数量制限を伴う政府発行許可証は存在しないと考えられることから、対応済と整理する。

4. その他の留意事項

特になし

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、こうした政府許可証の発行による独占的利益の創出を目的とした供給制限の例として、タクシーやカジノの営業許可等を挙げている。

² 適格基準を条件に発行される許可証に対する支払は、税またはサービス支払のいずれかとして扱う。2008SNA マニュアルにおいては、許可証の発行に際し、政府が申請者の能力や資格を審査するものであれば（運転免許証等）、許可証発行への手数料は政府へのサービス支払（政府の非商品販売）として扱う。一方、許可証が自動的に申請者の法律上の行為能力に関する最小限のチェックのみで発行される場合は、許可証発行への手数料は税として扱われる。

【F04】 公的法人企業の例外的支払は持分の引出しとして記録

【F05】 公的準法人企業への例外的支払は資本移転として記録

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>【F04】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的法人・準法人企業から政府に対する例外的支払（高額で不定期な支払）が、蓄積された準備金または資産の売却によってなされる場合、「持分の引出し」として記録する。法人企業の企業所得からなされる定期的分配のみを配当（財産所得）として記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的法人企業による例外的支払は配当の支払、公的準法人企業による例外的支払は持分の引き出しとして記録する。
<p>【F05】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府から公的法人企業（公的準法人企業を含む）への高額・不定期な支払（しばしば「資本注入」と呼ばれる）については、 <ol style="list-style-type: none"> ①公共政策の目的の結果として発生した累積損失を賄う支払は「資本移転」 ②財産所得として確実な収益期待があり、そうした明確に商業的見通しのもとに行われる例外的支払は「持分の追加」。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府の公的法人企業に対する例外的支払は資本移転として記録するが、政府の公的準法人企業に対する例外的支払は、持分の追加として記録する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 公的法人企業と公的準法人企業に対する例外的支払の扱いを統一する。

② 主要計数への影響（概念上）

- 一般政府の純貸出／純借入の増減要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA における一般政府と公的法人企業・準法人企業との間の例外的支払の取扱いについて、1993SNA や 2008SNA の勧告との関係を整理すると下記のとおり。JSNA ではこうした取引を「資本移転」の受払として記録している。

受取側 支払側	政府	公的法人企業	公的準法人企業
政府		93SNA) 資本移転 08SNA) 資本移転 (累積赤字補填時) 持分追加 (確実な収益期待時) <u>JSNA) 資本移転</u>	93SNA) 持分追加 08SNA) 資本移転 (累積赤字補填時) 持分追加 (確実な収益期待時) <u>JSNA) 資本移転</u>
公的法人企業	93SNA) 配当 08SNA) 持分引出し <u>JSNA) 資本移転</u>		—
公的準法人企業	93SNA) 持分引出し 08SNA) 持分引出し <u>JSNA) 資本移転</u>	—	

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・政府と公的法人・準法人企業（以下「公的企業」という）との例外的取引について、「持分の引出し」及び「持分の追加」という概念を適用し、2008SNA の勧告に沿った対応を行う。
- ・「例外的支払（高額で不定期的な支払）」の判断基準については、金額的な基準を事前に設けることはせず、特別な立法措置が取られるなどの例外的・不定期的な支払であることを要件とする。ただし、公的企業から政府への「例外的支払」で持分の引出しとして記録するものについては、支払の原資が資産の売却や積立金の取崩しであることも要件とする。
- ・「例外的支払」の例として、次のような例が考えられる。

（例1）公的企業から政府への例外的支払

特別法に基づく財政投融资特別会計（公的金融機関）から一般会計等（一般政府）への繰入。財政投融资特別会計の積立金の一部を例外的に一般会計及び国債整理基金特別会計（いずれも一般政府）に繰り入れるものであり、本勧告にいう持分の引出しに該当すると考えられる（現行 JSNA では資本移転として計上）。

（例2）政府から公的企業への例外的支払¹

2008年度における一般会計（一般政府）による日本高速道路保有・債務返済機構（公的金融機関）からの債務承継。高速道路利便増進事業を賄うために行われた一般政府から公的企業への一時的な支払であり、本勧告のいう資本移転（公共政策目的の結果発生した累積損失を賄う支払）に相当すると考えられる。現行 JSNA においても資本移転として計上しており、既に本勧告に沿った対応となっている。

② 該当項目の抽出

- ・上記の「例外的支払」の判断基準に沿って、2001年度以降を対象に項目の抽出を行った。

【F04】公的企業から政府への例外的支払（現行「資本移転」から「持分の引出し」に変更）

年度	資金の流れ	根拠法
2006	財政投融资特別会計 ⇒ 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
2007	日本郵政公社 ⇒ 一般会計	日本郵政公社法（公社解散時の規定）
2008	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律等
2009	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律
2010	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	同上
2011	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⇒ 一般会計 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 ⇒ 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

¹ なお、政府から公的企業への例外的支払について、持分の追加に計上すべき事例は見当たらない。

【F05】 政府から公的企業への例外的支払（引き続き「資本移転」として計上）

年度	資金の流れ	根拠法
2005	年金特別会計 ⇒ 年金資金運用基金	年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律
2008	一般会計 ⇒ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

4. その他の留意事項

<諸外国の導入状況>

・カナダ

政府から公的企業への支払はすべて「持分の追加」、公的企業から政府への支払はすべて「持分の引出し」として取り扱っている。

【F06】 税の発生主義による記録

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・税を発生主義に基づいて記録する（税を支払う責任を生じさせる活動、取引又はその他の事象が発生した時点で記録する）。・税の発生額の決定の際には、徴収可能性のない税を含めないよう留意する。・ただし、所得に課される税の記録時点について、納税義務の決定が所得の発生した会計期間より後の期間になる場合には、弾力的な扱いが許容される。	<ul style="list-style-type: none">・発生主義について左記と概ね同様の記述（ただし、税の発生額の決定の際に徴収可能性のない税を含めないよう留意すべき旨の記述はない。）

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・より明確化された指針に基づき、原則として税を発生主義により記録する。
- ・税収の確実性等を考慮

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、国と地方の決算資料に基づいて税収を計上している。国と地方の決算は現金主義による記録が基本であるが、出納整理期間を設けることで会計年度終了後に納付された前年度分の税額については前年度の税収として扱われており、この場合には、結果として税収の年度値は発生主義と大きな差異は生じていないと考えられる。ただし、個人住民税（所得割）のように納税義務の決定が課税物件（所得）の生じた会計期間よりも後になる場合には、徴収が行われた時点で税収が計上されている^{1,2}。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・上記2. のとおり、現行 JSNA においては決算資料に基づき推計を行っているため、厳密に発生ベースとはなっていないが、決算資料では出納整理期間を考慮することで会計年度終了後に納付された前年度分の税額を前年度の税収として扱っており、また、所得に課される税については2008SNA 勧告においても弾力的な扱いが許容されていることから、年度値については2008SNA 勧告に沿った対応が既になされていると考えられる³。
- ・ただし、分配側・生産側四半期速報の検討に際しては、税等の政府部門の受払について発生主義による推計を検討する必要がある。

¹ 2008SNA で示された発生主義記録の弾力的な扱いに相当すると考えられる。また、個人住民税（所得割）については、課税最低限が所得税よりも低く設定されていることや単一税率であることなど、均等割と同様、住民が地方公共サービスの対価を負担分任するという応益課税的な性格が指摘されており、その意味でも所得の発生と税の記録時点が異なることは許容されると考えられる。

² 金融勘定においては、基礎統計である資金循環表に基づき、中央政府における出納整理期間中の税収は「未収金・未払金等」に計上されているが、地方政府のそれは計上されていない。

³ 金融勘定における出納整理期間中の地方税収の扱いについては、地方財政統計の活用等を含め、別途検討を行う。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・決算書等の財政統計は現金主義が基本であるが、出納整理期間は考慮されている。

<諸外国の導入状況>

現金ベースの税収について、ある期の全額ないし一定割合を機械的に前月や前四半期の税収として計上する、経済指標、例えば家計最終消費支出を用いて消費税を発生主義に転換するなどの調整を行っている国がある。

- ・英国

所得税及び付加価値税について、収納時期と計上時期を機械的にずらすことにより発生ベースに転換（時間調整法）。

- ・米国

所得税及び売上税について、英国と類似の方法により発生ベースに転換。

- ・カナダ

商品サービス税について、GDPの支出額に実効税率を乗じて発生ベースに転換。所得税は現金ベースで計上。

- ・オーストラリア

商品サービス税について、家計最終消費支出等の動きを用いて発生ベースに転換。所得税は現金ベースで計上。

【F07】 税額控除

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
・ 支払税額控除 (payable credits) は、GFSM2001 及び歳入統計の勧告に反するとしても、 <u>グロススペースで記録すること</u> を勧告する。	(税額控除の取扱いについての指針はない)



① 2008SNA への対応で求められる事項
・ 支払税額控除は政府の支払いとしてグロスで記録する。
② 主要計数への影響 (概念上)
・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 我が国において、現時点では本勧告が想定するような支払税額控除の制度がないため、特段の取扱いをしていない。なお、税収の還付が行われた場合は、中央政府、地方政府ともに還付後の税収を計上している。

3. 検討の方向性

- ・ 次期基準改定における対応の考え方

<● : 2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

※将来該当する制度が導入された場合は<○>

- ・ 上記 2. のとおり、我が国には現時点で該当事例がないため、対応済と整理できる。
- ・ 今後、我が国において、給付付税額控除等の税制度が導入された場合、本勧告に沿って支払われた税額控除額を政府の支出に計上できるように検討する。

4. その他の留意事項

<諸外国の導入状況>

- ・ 米国

税額控除について、下記のとおり、グロススペースでの記録を行っている。政府勘定の支払側では“Refundable tax credits”として、家計の受取側には“Other government social benefits to persons”の内数として、税額控除分がそれぞれ計上されている。

(政府の支払側) Table 3.12. Government Social Benefits (Billions of dollars)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
Government social benefits	1409.2	1494	1596.1	1701.2	1857.9	2116.5	2253.4	2291.4
To persons	1398.6	1482.7	1583.6	1687.9	1842.4	2100.5	2236.9	2274.3
Federal	1014.3	1078	1180.7	1254.2	1385.7	1605.4	1708.6	1735.8
Refundable tax credits*	41.9	49.2	51.6	54.8	57.5	67.9	96.5	99.1

(家計の受取側) Table 2.1. Personal Income and Its Disposition (Billions of dollars)

	2010				2011				2012	
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II
Personal income	12089.8	12290.6	12397.2	12509.9	12856.5	12938.9	12976.3	13017.4	13227.1	13357.4
Personal current transfer receipts	2256.9	2266.2	2297.9	2316.2	2322.5	2319.9	2314.7	2319.9	2348	2365.2
Government social benefits to persons	2211.5	2218.9	2249.8	2267.3	2276	2274.8	2270.4	2276	2302.7	2319.5
Other	432.8	437.2	441	441.5	438.7	439.8	441.3	443.5	433	433.9

【F08】官民パートナーシップで創設した固定資産の所有権に関する扱いの明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<p>・官民パートナーシップ (PPP) 事業として創設された固定資産の経済的所有権については、民間部門と政府部門のどちらがリスクと報酬の多くを引き受けるかによって判断する。</p> <p>・資産の取得に係るリスクとして、</p> <p>① 資産の設計、質、規模、維持に係る政府のコントロールの程度</p> <p>② 建設リスク (建築の遅れ、建築基準等との不適合、環境面などで第三者に支払いを要するリスク)</p> <p>生産への資産の使用に係るリスクとして、</p> <p>③ 供給リスク (政府が、生産されるサービスや、サービスの対象、価格を支配する程度)</p> <p>④ 需要リスク (サービスへの需要が想定外である可能性)</p> <p>⑤ 残余価値・陳腐化リスク (契約終了時点で政府に引き渡す際の資産の価値が事前の合意と異なるリスク)</p> <p>⑥ 有用性リスク (サービスの質・量が契約に規定する基準を満たさないことによりペナルティや追加費用が発生する可能性)</p> <p>が例示されている。</p> <p>※PPPについては、2008SNA マニュアルでは「研究課題」の一つに掲げられており¹、まずは国際公会計基準審議会 (IPSASB) の議論を見守ることとされている (4. 参照)。</p>	<p>(官民パートナーシップで創設した固定資産の取り扱いについての指針はない)</p>



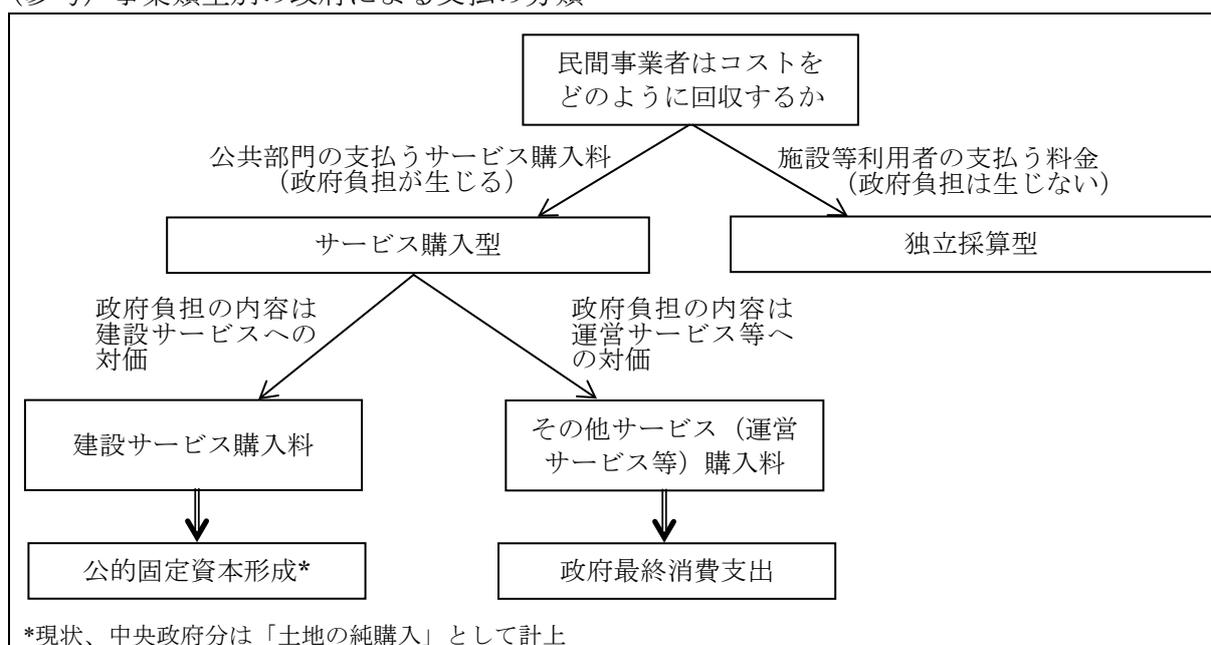
<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <p>・PPP 事業 (PFI 事業) について、資産の取得や使用に係るリスクや報酬の多くを引き受ける主体 (リスク基準) を当該事業によって創設された資産の経済的所有者と位置付ける。各 PPP 事業の具体的な記録は、事実と状況を勘案して、経済的関係を最もよく表すように行う。場合によって、実際の取引が行われていない場合でも帰属計算を行う。</p> <p>② 主要計数への影響 (概念上)</p> <p>・GDP の増減要因 (PPP 事業で建設された資産が民間部門か政府部門のいずれが所有すると扱われるかに応じて、政府の固定資本減耗 (政府最終消費支出) を通じた影響がある)</p> <p>・一般政府の純貸出／純借入の増減要因</p>

¹ 2008SNA マニュアルの Annex4 (Research Agenda) には、「PPP について第 22 章に記載しているが、その国民経済計算上の取扱いの詳細については、IASB (国際会計基準審議会) や IPSASB (国際公会計基準審議会) での基準検討の動向と採択を待つこととする。ISWGNA は、この動向を注視している。」と記述されている。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- JSNA においては、コモディティー・フロー法を用いて一国全体の総固定資本形成を推計しているため、PFI 事業による総固定資本形成を含め一国全体の総固定資本形成に計上されている。
- PFI 事業に係る総固定資本形成の公民の区分については、現状、中央政府事業の場合、国が民間事業者に対して支払う建設サービス購入分は国の決算上「不動産購入費」に含まれることから、現行 JSNA では「土地の購入（純）」として計上している（結果として、国の PFI 事業による総固定資本形成は全額民間企業設備となっている）。他方、地方政府事業の場合は、地方政府の決算（地方財政統計）の計上に基づき、建設サービス購入分は「公的固定資本形成」として計上している²。
- こうした計上について、我が国における PFI 事業は、現時点において BTO 方式³かつ民間事業者のコストを公共部門が支払うサービス購入料で回収する方式（サービス購入型）が多くを占めていることを踏まえれば、PFI 事業により創設される固定資産の経済的所有権の多くは一般政府にあると整理できる。このため、地方政府に加えて中央政府についても建設サービス購入分を公的固定資本形成として計上する方がより適切と考えられる⁴。

(参考) 事業類型別の政府による支払の分類



3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- 2008SNA マニュアルにおいても、国際公会計基準 (IPSAS) の検討など今後の動向を注視するとしており、必ずしも具体的な計上の指針が示されているわけではない。このため、現時点で勧告の対応の是非を検討することは困難である。

² その他のサービス購入分は、中央政府、地方政府ともに「政府最終消費支出」に計上されている。

³ 民間事業者が施設を建設し、その完工とともに政府に所有権を移転。そのうえで施設の維持管理・運営は民間事業者が行う方式。

⁴ BTO 方式が全事業数の 72%、BOT 方式が 13%、複合型を含むその他が 15%。サービス購入型が全事業数の 73%、独立採算型が 5%、混合型が 22% (いずれも 2012 年度)。

- ・ただし、2. のとおり、中央政府の PFI 事業に係る建設サービス購入を土地の購入（純）と取り扱っている点については、これを公的固定資本形成として取り扱うように検討する。

② 中央政府の PFI 事業の計上見直しに伴う GDP への影響試算値

- ・ここでは、予算要求書より各省の PFI 事業（うち建設サービス分）の予算項目を把握し、各省決算書の不動産購入費から当該項目を抜き出して固定資本形成に計上した。資本化に伴う固定資本減耗分については、政府最終消費支出に計上した。
- ・暫定的な試算結果：名目 GDP への影響はほぼゼロ。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・政府支出の基礎統計である中央政府の決算書では、PFI 事業費（うち建設サービス購入分）は不動産購入費に含まれる計上となっている。また、地方政府の基礎資料に当たる地方財政統計においては、PFI 事業費は普通建設事業費に含まれて計上されており、PFI 事業のみを取り出すことが困難。

<諸外国の導入状況>

- ・英国
英国（PPP 事業数が 700 超存在）では、PPP 資産の政府／民間への帰属について、基本的には各事業を所管する公的機関の会計処理を踏まえつつ、ボーダーラインとなるようなケースについて、国家統計局（ONS）が個別に格付け判断を行っている。この判断に当たっては、EU 諸国の国民経済計算体系である ESA の補完マニュアルである“Manual on Government Deficit and Debt”（MGDD）を踏まえた「リスク基準」として、①建設リスクを民間事業者が負い、かつ、②有用性リスクまたは需要リスクのいずれか、あるいは両方が民間事業者にあると判断できるものは、当該 PPP 事業の固定資産を民間部門の貸借対照表に記録するというものである⁵。

・IPSASB における検討状況

IPSASB においては、民間企業の会計基準と整合的な形で、2011 年 10 月に“IPSAS32-Service Concession Arrangements: Grantor”（以下 IPSAS32）をとりまとめた。IPSAS32 においては、英国や 2008SNA における「リスク基準」とは異なり、いわゆる「支配（control）基準」に基づき、譲与者（grantor）である政府部門と運営者（operator）である非政府部門のいずれの貸借対照表に計上すべきかを示している。「支配基準」とは、①運営者が当該資産をもって、どのようなサービスを、どの対象者に、どのような価格で供給するかを、譲与者が支配ないし規制していること、および②譲与者が所有権やその他の権利を通じて、事業終了時に当該資産のかなり（significant）の残余持分を支配していること、の2つを満たす場合には、当該資産は譲与者（政府）の貸借対照表に記録するというものである。

IPSAS32 では会計基準の公表という形で一定の結論が得られたことにより、次は SNA 側がこれを踏まえ、PPP 事業の国民経済計算上の記録方法について検討する段階となっているが、現時点では、IPSAS32 を踏まえた国民経済計算の指針は存在していないことから、引き続き国際的な議論の動向を注視していく。

⁵ 英国ではこのリスク基準に基づき、2010 年には、2 件の PFI 刑務所について、従前の政府資産という扱いから民間資産に振替を行った。

【F09】 保有利得税

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 保有利得に課される税は、課税ベース（実現された保有利得）が 2008SNA の所得の定義に含まれないとしても、引き続き所得・富等に課される経常税として記録される¹。・ 保有利得税について、重要であれば、別個の細分類項目として記録する。	<ul style="list-style-type: none">・ 左記と同様の記述（ただし、重要であれば別カテゴリーで示すべき旨の記述はない。）

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 保有利得税について、重要であれば、別個の細分類項目として記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 所得税や住民税に含まれる保有利得に課される税については、所得・富に課される経常税の内数として記録されている。

3. 検討の方向性

- ・ 次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・ 基礎統計である一般会計の決算書等からは、所得税について、保有利得分を把握することが不可能であり²、また、これを別個に表章する重要性・需要が増している状況ではないと考えられる。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 一般会計決算書等においては、所得税以下の単位は抽出不可能である。

<諸外国の導入状況>

- ・ オーストラリア

家計又は法人企業が支払う保有利得税は、保有利得が発生した期間に関係なく、税を支払うべき期間に記録する。保有利得税は、部門別所得勘定における所得税の一部として含まれている。

(⇒別個に表章することはしていない。)

¹ 2008SNA マニュアルにおいて、保有利得に課される税は通常名目かつ実現したキャピタルゲインに課される税としている（パラ 8.61.c）。

² 保有利得税に相当すると考えられる我が国の譲渡所得課税については、申告納税額が「国税庁統計年報」において 1989 年から 2006 年の間公表されていたが、現在は公表されていない。また、法人の譲渡利益については、益金として課税所得に含まれるものの、その税額を特定することはできない。

【G01】単位の居住地決定の基準としての「経済的利害の支配的中心」概念の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・グローバル化により、制度単位が2つないしそれ以上の国との関係を持つようになっていくことを踏まえ、ある実体が、対象となる経済領域の居住者であるのかを決める基準として、「経済的利害の支配的中心」の概念を導入する。具体的には、各々の制度単位の居住地とは、その単位と最も強いつながりを持った経済領域であるとの基準である。</p>	<p>・制度単位の居住地の決定の基準として、経済的利害の中心という概念を用いるが、複数の国際的居住地を有する個人の居住地の取扱いについての指針はない。</p>

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・複数の国際的居住地を有する制度単位の居住地について、2008SNA で明確化された指針に沿って決定する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、基礎統計である「国際収支統計（財務省・日本銀行）」（以下「国際収支統計」という。）の扱いと整合的に、複数の国際的居住地を有する制度単位の居住地の決定に際し、「経済的利害の支配的中心」の考え方に依拠している。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、現行 JSNA でも、既に本勧告に沿った対応がなされている。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「産業連関表」、「国際収支統計」及び「資金循環統計（日本銀行）」において、居住性の概念は、国籍や法的な判断基準ではなく取引当事者の経済的な利益の中心を基礎としていること（ある国の経済領域に経済的な利益の中心を持ち、その場所で、相当量の規模で経済活動を行っていること）と捉えられており、いずれも本勧告の趣旨に沿った取扱いをしている。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
本勧告に対応している。

【G02】個人の居住地変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・個人がその居住地である国を変更しても、当該個人が所有する非金融資産、金融資産、負債の<u>所有権は変更されない</u>。必要なことは、これらの（経済的）所有者である個人の居住国を適切に再分類することである。<u>この変更は、その他の資産量変動勘定に記録し、資本移転としては記録しない。</u></p>	<p>（個人の居住地変更により生じる財の流れや金融勘定の変化の取扱についての指針はない。）¹</p>

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・個人の居住国変更に伴い発生する、資産・負債の制度部門間（家計と海外の間及び家計と非金融法人企業との間）の移動は、資本調達勘定（資本移転および金融取引）には記録せず、調整勘定（うち、その他の資産量変動勘定）に記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、基礎統計である「国際収支統計（BPM5 ベース）（財務省・日銀）」（以下「国際収支統計（BPM5 ベース）」という。）や「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）（財務省・日銀）」（以下「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」という。）と整合的に記録しており、個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の移動のうち、
 - 一送金を伴わないものは、取引を記録する資本調達勘定（実物取引や金融取引）ではなく、調整勘定に含まれる扱いとなっている。ただし、基礎統計の制約から調整額の分割が困難であり、全て再評価勘定に含まれている²。
 - 一送金を伴うものは、資本調達勘定（実物取引（海外との資本移転の受払）及び金融取引）に含まれている。
- ・個人の居住国変更に伴う非金融資産の移動は、現行 JSNA では記録を行っていない^{3,4}。

¹ 国際収支統計マニュアル第5版（BPM5）では、個人の居住国の移動に伴う対外資産・負債残高の増減は海外との取引とし、それに対応した資本移転をたてることとなっていた（BPM5：パラ351～355）。ただし、この点について我が国の「国際収支統計（BPM5 ベース）」では、海外との間での送金を伴うものを除き BPM5 に準拠した扱いとなっていない。

² 期末の対外資産・負債を記録する「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」では、金融資産・負債について居住国変更による影響が反映された形で記録される一方、フローを把握する「国際収支統計（BPM5 ベース）」では居住国変更による金融資産・負債の動きは海外との間での送金を伴うものを除き金融取引として記録されない。このため、期首から期末への金融資産・負債ストックの変動と当該項目に対応する金融取引フローの差分は結果的に「調整額」に含まれることになる。なお、「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」においては、為替等の要因も含んだ調整額全体は把握可能であるが、その他の資産量変動勘定と再評価勘定に分割することができない。JSNA においては、こうした調整額の多くが為替要因と考えられるとの整理から、海外部門の調整額はすべて再評価勘定に記録している。

³ 1993SNA マニュアルでは、海外部門の所有する非金融資産は、国内単位として擬制した名目居住者単位（notional resident units）が所有する扱いとし、海外部門はその名目居住者単位に対して、非金融資産の価値に等しい金融資産を所有するという形で記録することとなっている（例えば、海外部門が土地を購入した場合は、海外部門が国内の名目居住者単位に対して直接投資を行ったものと擬制される）。このため、個人（家計）が海外に居住地を変更した場合、海外部門が名目居住者単位が属する民間非金融法人企業に対して金融資産（直接投資）を保有するとともに、当該家計の非金融資産の所有主体は、名目居住者単位が属する民間非金融法人企業に変更されることとされている。なお、こうした取扱いは、2008SNA でも同様である。

⁴ 脚注3のとおり、非金融資産の所有主体は、原則として国内部門に限定されるものであり、現行 JSNA において

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・ 個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の移動は、2014年以降の計数については基礎統計である「国際収支統計（BPM6 ベース）」において、送金を伴うものも含めて全て取引には記録されなくなることから、JSNA 上は全て調整勘定に計上されることになり、この点では2008SNA とより整合的な扱いとなる。2013年以前については、基礎統計の扱いが変わらないことから⁵、現行 JSNA と同様の扱いとなり、送金を伴うものは取引に記録される。
- ・ ただし、2014年以降についても基礎統計の制約から調整額の分割は困難であり、引き続き、全て再評価勘定に含める扱いとする。また、個人の居住国変更に伴う非金融資産については、現行 JSNA 同様、引き続き、個人の居住国変更に伴う移動を記録しない。
- ・ なお、基礎統計である「本邦対外資産負債残高（BPM6 ベース）」（2014年末以降）について、対外資産・負債の増減要因（取引、為替変動、その他調整）を分割することが検討されている⁶。このため、2015年以降に公表される「本邦対外資産負債残高（BPM6 ベース）」の公表の在り方によっては、為替要因を除く価格変動の少ない項目（例えば、貸付や預金など）については、取引や為替変動による以外の対外資産・負債の増減分を「その他の資産量変動勘定」に記録するなど、調整勘定の精緻化も引き続き検討する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 現行の「国際収支統計（BPM6 ベース）」においては、3. のとおり 2014年以降については個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の制度部門間の移動は記録されないが、2013年以前については居住国変更に伴う送金部分が金融収支および資本移転収支に記録される。

<諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア

詳細は不明であるが、非居住者に対する金融資産・負債のその他の資産量変動（一国全体のみを公表）はすべてゼロであることから、少なくとも、その他の資産量変動勘定への計上という勧告には対応していないとみられる。

も、個人の居住地変更があったとしても、非金融資産は国内部門に引き続き記録されるという扱いになっている。ただし、国内部門間（家計と名目居住者単位たる民間非金融法人企業との間）の移動は基礎資料の制約から推計できていない。

⁵ 「国際収支統計(BPM6 ベース)」の1996～2013年の計数については、BPM5 ベースの計数を簡易的に組み替える形で作成されているが、個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の移動のうち送金を伴うものについては取引に記録されている。

⁶ 現在でも、毎年「本邦対外資産負債残高（BPM5 ベース）」の公表に合わせて「本邦対外資産負債残高 増減要因（試算）」が公表されており、対外資産・負債の増減を取引フロー、為替相場変動、その他調整に分割している（2000年以降の計数について公表）。

【G03】加工用に海外に送られた財貨の所有権変更ベースでの記録

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入及び輸出は、厳密な所有権移転ベースで記録する。つまり、<u>財貨を所有する国と加工サービスを提供する国との間の財貨のフローは、財貨の輸入及び輸出として記録されず、財貨を所有する国による加工サービスの輸入、それを提供する国による加工サービスの輸出として記録する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出と輸入の<u>所有権移転ベースの記録の例外</u>として、加工目的で海外に送られ、その後、輸送元の国に戻った財貨については、実効上、所有権が変更されたものと扱う。このため、これらの財貨は、<u>最初の国を出たときに輸出として記録され、同国に戻ってきた際に輸入として記録する。</u>

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 加工用の財貨に係る取引については、加工請負国（A 国）の加工依頼国（B 国）からの輸入、加工後には、A 国から B 国への輸出として記録していたが、これを、A 国から B 国へのサービスの輸出（加工サービス）と記録するよう変更する（参考 1 参照）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし（概念上は、財貨・サービスの純輸出としては変化しないため、GDP への影響はない。ただし、推計期間をまたぐ取引については、期間毎の GDP に影響はありうる）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA においては、「貿易統計（財務省）」（以下「貿易統計」という。）や「国際収支統計（BPM5 ベース）（財務省・日本銀行）」（以下「国際収支統計（BPM5 ベース）」という。）¹と整合的に、1993SNA の勧告に沿って、加工用財貨の取引を、財貨の輸出入として捕捉・計上している。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

＜○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）＞

- ・ 2008SNA の勧告に沿って、支出側 GDP（現行の国民経済計算年報における「主要系列表 1 国内総生産（支出側）」（以下「主 1」という。）の内訳である財貨・サービスの輸出入において、「国際収支統計（BPM6 ベース）」（財務省・日本銀行）（以下「国際収支統計（BPM6 ベース）」という。）と整合的に、加工用財貨の取引について財貨の輸出入としては記録せず、日本が加工請負国の場合²、加工サービスの輸出を、外国が加工請負国の場合³、加工サービスの輸入を記録する⁴。
- ・ 一方、財貨・サービス別の供給（輸入を含む）と需要（輸出を含む）の推計（現行の国民経済計算年報の付表 1 「財貨・サービスの供給と需要」）や経済活動別の産出・中間投入の推計（現行の年報の付表 2 「経済活動別の国内総生産・要素所得」等）においては、基礎統計や推計上の制約・課題が大きいため、加工貿易について財貨の輸出・輸入や産

¹ 「国際収支統計（BPM5 ベース）」では、加工用財貨は、財貨の輸出入として記録されていた。

² 自国が加工を請け負う場合を、順委託加工と呼ぶ。

³ 自国が加工を依頼し、外国が加工を行う場合を、逆委託加工と呼ぶ。

⁴ 基礎統計である「貿易統計」等からは財貨ごとに委託加工について期間をまたぐ取引を把握することはできないため、JSNA においては期間をまたぐ取引はないものと整理する。

出・中間消費（投入）ではなく、サービスの輸出・輸入や産出・中間消費（投入）として扱うことを見送る（本報告を付表1や付表2の推計に反映させる場合の課題について、詳細は（別紙）を参照）。

- ・ただし、上記の扱いにより、付表1に記録される輸出入が、主1輸出入と乖離することになることから、参考情報として、付表1に含まれる加工用財貨の輸出入と主1に含まれる加工サービスの輸出入に係る計数など、両者の関係を陽表的に示した情報を提供することを検討する。

② 推計方法等

（主1の輸出入）

- ・「国際収支統計（BPM6 ベース）」における以下の「委託加工サービス」の受払を支出側 GDP のサービス輸出入に計上する。

「支払又は支払の受領に関する報告書」において、

国際収支項目番号 「081：加工賃（再輸出入を伴うもの）」

同 「082：加工賃（再輸出入を伴わないもの）」

として報告された輸出入額（財貨別のデータはない）

- ・なお、主1において本報告に対応する場合、従来は加工用財貨の輸出と輸入の差額が純輸出を構成していたものが、委託加工サービスの受取と支払の差額に振り替わるものであり、概念的には GDP 水準への影響はない⁵。

（付表1の輸出入）

- ・「貿易統計」（財務省）における HS コード⁶に基づいた財貨別データ（通関データ）について、JSNA の財貨・サービス別分類に組み替えた上で輸出入に計上。その中で、以下の加工用財貨の輸出入も各財貨の輸出入に含まれる形で計上される。

「貿易統計」の基礎データとなる輸出入申告書において貿易形態別符号第3符号の欄に

「1」：順委託加工契約に基づく輸出及び輸入

「2」：逆委託加工契約に基づく輸出及び輸入

の付された輸出入額

- ・一方、「国際収支統計（BPM6 ベース）」における「委託加工サービス」の受払は記録しない。

⁵ 加工用財貨の輸出－輸入＝（順委託加工の加工後財貨の輸出－順委託加工の加工前財貨の輸入）＋（逆委託加工の加工前財貨の輸出－逆委託加工の加工後財貨の輸入）

は、委託加工サービスの受取－支払＝順委託加工サービスに係る加工賃の受取－逆委託加工に係る加工賃の支払、に概念的には等しいと考えられる。ただし、実際には各統計での調査方法等が異なることから、両者は一致するとは限らない。

なお、国際収支統計に関し、1996年～2013年のBPM6ベースの簡易的な組替え計数では、BPM5ベースの加工用財貨の輸出－輸入を計算し、プラス（輸出超）であれば「委託加工サービス」の受取に、マイナス（輸入超）であれば「委託加工サービス」の支払に記録するという処理を行っており、1996年～2013年の期間において、加工貿易の取扱の変更による貿易・サービス収支（支出側GDPの財貨・サービスの純輸出に近い概念）に影響はない形となっている。BPM6ベースに移行した2014年以降については、BPM5ベースでの調査・計上は行われていないため比較検証は困難である。

⁶ 「HSコード」とは、“Harmonized Commodity Description and Coding”（商品の名称及び分類についての統一システム。）として、国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一する目的のために作られたコード番号のこと。

(主1と付表1の輸出入の関係に関する参考情報の提供)

- ・上記3. ①に示したように、以上の記録方法をとることにより、加工貿易に関して、主1の輸出には順委託加工の場合の委託加工サービスの受取、主1の輸入には逆委託加工の場合の委託加工サービスの支払がそれぞれ記録される一方、付表1の輸出には順委託加工の加工後財貨、逆委託加工の加工前財貨の輸出、輸入には順委託加工の加工前財貨、逆委託加工の加工後財貨の輸入がそれぞれ記録されることから、両者の輸出、輸入は一致しない。
- ・また加工貿易に関するもののほか、主1の輸出入と付表1の輸出入は、推計や基礎統計の考え方の違いにより、必ずしも整合的でない部分がある⁷。
- ・以上を踏まえ、次回基準改定においては、付表1に含まれる加工用財貨の輸出入（「貿易統計」から捕捉）、主1に含まれる加工サービスの輸出入（「国際収支統計（BPM6 ベース）」から把握）、その他の主1と付表1の輸出入の乖離の要因を含め、付表1と主1の輸出入の関係を示した表（「主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係」（イメージについて参考2参照））を参考情報として提供することを検討する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

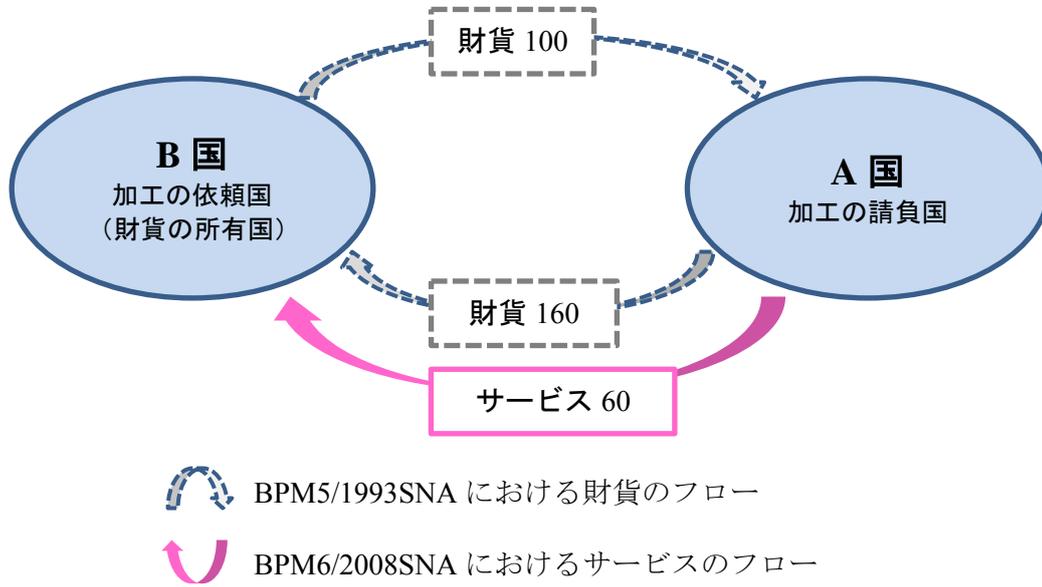
- ・「貿易統計」においては、通関ベースで記録しているため、加工用財貨は輸出入として計上されている。この中で、輸出入申告書によって、貿易主体の申告を基に加工用財貨の輸出入額が把握されている。
- ・「国際収支統計（BPM5 ベース）」では、加工用財貨の輸出入は財貨の輸出入に計上されている一方、2014年1月分以降の「国際収支統計（BPM6 ベース）」では、加工賃がサービス収支の内訳項目「委託加工サービス」に計上されている（加工用財貨の動きは計上されない）。
- ・「平成17年産業連関表」では、加工用財貨の輸出入については、通常の財貨（加工用財貨以外）と同様に「9211-10：輸出（普通貿易）」、「9411-10：（控除）輸入（普通貿易）」にそれぞれ財貨として計上されている。（「平成23年産業連関表」でも同様の扱いとなる。）

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
2009年の2008SNA導入に伴い、本勧告に沿って対応している。
- ・米国、カナダ
本勧告に対応していない（米国の国際収支統計では、加工用財貨の記録方法の変更は長期的な課題とされている。カナダは、研究は継続するものの、当面は対応しない予定）。

⁷ 「JSNA体系内における純輸出計数の整合性向上に向けて」の項を参照。次回基準改定では、主1と付表1の純輸出の整合性を可能な限りとることを予定しているが、それぞれの基礎統計の記録方法の相違から必ずしも乖離を解消することができない部分が残らざるを得ない。

(参考1) 加工用財貨の輸出入のイメージ



(参考2) 「主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係」のイメージ

付表1 財貨・サービスの供給と需要

財貨・サービス \ 項目	供給			供給 (購入者価格表示)		
	産出額 (生産者価格)	輸 入		供給 (需要計)	中間消費	輸 出 (F.O.B価格)
		C.I.F.価格	輸入品に課せ れる税・関税			
1. 産 業 ...						
2. 政府サービス生産者 ...						
3. 対家計民間非営利サービス生産者 ...						
合 計		64,500				71,000

(参考) 主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係

	輸入	輸出	輸出-輸入
付表1 (再掲) (A)	64,500	71,000	6,500
順委託加工契約及び逆委託加工契約に基づく 加工前及び加工後の財貨 (控除) (B)	1,000	500	-500
加工サービス (C)	500	100	-400
居住者家計の海外での直接購入 (D)	900		-900
非居住者家計の国内での直接購入(E)		1,000	1,000
その他 (F)	100	400	300
小計 (G)=(B)+(D)+(E)+(F)	500	1,000	500
主要系列表1 (H)=(A)+(G)	65,000	72,000	7,000

← 貿易統計から得られる加工用財貨の輸出入
← 国際収支統計から得られる委託加工サービス
← その他1と付1の輸出入の乖離分
(第7回研究会資料で示した対応方針に従って修正した後もなお残る乖離分)

(備考) 付表1の合計 (赤枠) は、第7回研究会資料で示した対応方針に従って修正した後の輸出入の計数を計上する。

加工貿易に係る 2008SNA 勧告に係る論点

1 背景

ここでは、2008SNA における加工用財貨の記録方法の変更に関する勧告（以下「加工貿易に係る勧告」という。）について、JSNA において支出側 GDP の内訳としての財貨・サービスの輸出入での対応のみならず、財貨・サービス別の供給と需要及び経済活動別の産出・中間投入といった推計（以下「生産側の推計」という。）においても対応可能か否かについての論点を整理する。具体的には、生産側の推計で対応する場合に必要なプロセスについて示すとともに、そのプロセスに基づいて大胆な仮定を置き暫定的に行った試算結果を紹介し、それに関する制約や留意点を記す。

以下、まずは、加工貿易に関して、関連用語の内容及び当該用語の「貿易統計」上の捕捉可能性について整理する。

○順委託加工

- ・用語の内容：外国が加工依頼国で、日本が加工請負国となって行う加工前財貨から加工後財貨への加工。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」においては、基礎データとなる「輸出入申告書」において、貿易形態別符号第3符号の欄に「1」（順委託加工契約に基づく輸出及び輸入）と付された通関ベースの輸出入額（以下、「通関輸出入額」という。）として捕捉されている。

○逆委託加工

- ・用語の内容：日本が加工依頼国で、外国が加工請負国となって行う加工前財貨から加工後財貨への加工。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」においては、「輸出入申告書」において貿易形態別符号第3符号の欄に「2」（逆委託加工契約に基づく輸出及び輸入）と付された通関輸出入額として捕捉されている。

○再輸出を伴う加工貿易

- ・用語の内容：加工依頼国（B国）から、加工請負国（A国）に加工前財貨が送付され、A国で加工の後、加工後財貨がB国に戻されるような取引（加工前と加工後の財貨の往来がある取引）。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」ではこれに係る財貨の通関輸出入額が捕捉されている。

○再輸出を伴わない加工貿易

- ・用語の内容：加工依頼国（B国）と加工請負国（A国）の間で加工前、加工後の財貨の往来があるわけではなく、①B国から加工前財貨がA国に送付され、A国で加工された後、加工後財貨がA国ないし第三国で販売される、あるいは②B国の居住者が、B国外で加工前財貨を調達し、A国で加工の後、加工後財貨がA国ないし第三国で販売されるといった形態の取引。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」ではこれに係る財貨の輸出入は通関される一部¹を除き捕捉されていない。

○委託加工サービス

- ・用語の内容：加工請負国（A国）が、加工依頼国（B国）から受け取る加工賃の受払。
- ・捕捉可能性：「貿易統計」では捕捉されない。なお、「国際収支統計（BPM6 ベース）（財務省・

¹ 日本が加工依頼国（B国）の場合で、①のケースにおける、日本からの加工前財貨の通関輸出入額のみは捕捉されている。

日本銀行)」においては、再輸出を伴う加工貿易と、再輸出入を伴わない加工貿易の双方について、委託加工サービスの受払が捕捉されている（なお、公表値の「委託加工サービス」から、再輸出を伴う部分と伴わない部分を分けて把握することはできない）。

2 加工貿易に係る勧告に生産側の推計で対応する場合に必要なプロセス

2008SNA における加工貿易に係る勧告を、JSNA の生産側の推計に反映させる場合、関連するハンドブック²等を踏まえると、大別して、以下のようなプロセスが必要となると考えられる。

(1) 「貿易統計」、「国際収支統計（BPM6 ベース）」からの関連計数の把握

- ・「貿易統計」より、順委託加工、逆委託加工に係る加工前、加工後財貨の通関輸出額、通関輸入額を把握し、JSNA の財貨・サービス別分類に変換。
- ・「国際収支統計（BPM6 ベース）」より、委託加工サービスの受取（輸出）、支払（輸入）を把握。

(2) 財貨・サービスの供給と需要、経済活動別の産出、投入の推計における調整

- ・現行 JSNA における各計数から下の表の調整を行う。

	順委託加工 ³ (日本が加工請負国)	逆委託加工 ⁴ (外国が加工請負国)
財貨・サービスの供給と需要		
輸入	・加工前財貨の通関輸入額分の控除	・加工後財貨の通関輸入額分の控除
中間消費	・加工前財貨の通関輸入額分の控除	・委託加工サービス支払（輸入）額分の加算 ・加工前財貨の通関輸出額の加算
輸出	・加工後財貨の通関輸出額分の控除 ・委託加工サービス受取（輸出）額の加算	・加工前財貨の通関輸出額分の控除
産出	・加工後財貨の通関輸出額分の控除 ・委託加工サービス受取（輸出）額分の加算	・加工後財貨の通関輸入額分の加算
経済活動別の産出、中間投入		
産出	・加工後財貨を製造する経済活動分類の産出から加工後財貨の通関輸出額分を控除 ・委託加工サービスを産出する経済活動分類 ⁵ の産出に委託加工サービス受取（輸	・加工後財貨を産出するものと擬制される経済活動分類を特定し、同経済活動分類の産出に、加工後財貨の通関輸入額分を加算（あたかも加工後財貨を産出したか

² ここでの記述は、国連の“The Impact of Globalization on National Accounts”（2011 年）と、現在、国連欧州経済委員会で取りまとめ中の”Guide on Global Production”等を参考にしている。

³ 図表 1 も参照。

⁴ 図表 2 も参照。なお、ここでは国連の“The Impact of Globalization on National Accounts”を直接参照するのではなく、オーストラリアにおける記録方法を参考にした。具体的には、加工前財貨を製造する主体と、加工後財貨を製造する主体は分離しており、それぞれ異なる経済活動分類に属しているというケースにおける記録方法を想定している。

⁵ UNECE の “Guide on Global Production”においては、委託加工サービスを産出する経済活動分類は、当該加工後財貨を製造している経済活動分類と同じとされている。ただし、同じ経済活動分類の表章の中で、委託加工サービスの活動を他の活動と分けて示すことが有用としている。

	出) 額分を加算	のように記録)
中間投入	<ul style="list-style-type: none"> 加工後財貨を製造する経済活動分類の中間投入から、加工前財貨の通関輸入額分のほか、加工後財貨の産出に投入された各種の財貨・サービスの投入額を控除 委託加工サービスを産出する経済活動分類の中間投入に、加工後財貨の産出に投入された各種の財貨・サービスの投入額を加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加工後財貨を産出するものと擬制される経済活動分類の中間投入に、加工後財貨の産出に投入されたと考えられる加工前財貨の通関輸出額分と、委託加工サービスの支払（輸入）額分を加算

3 加工貿易に係る勧告に対応する場合の暫定的な試算及び試算に関する制約並びに留意点

(1) 現存の関連基礎統計における情報の制約

上記2のように、加工貿易について、2008SNAの勧告に沿って、JSNAの生産側の推計を行うためには、まずは、基礎統計において、加工貿易に係る品目別の輸出入の動向等を把握できることが必要である。

ここで、基礎統計の状況を見ると（参考1）、①「再輸出入を伴う加工貿易」については、「貿易統計」において、通関された加工前、加工後財貨の品目別情報自体は得られるものの、必ずしも財貨の往来や品目情報が網羅的に捕捉されていない可能性があるほか、加工前財貨と加工後財貨の対応関係（どの財貨がどの財貨に加工されたかという紐付け情報）が把握できないなどの制約がある。これにより、上記2（2）のプロセスにある経済活動別の産出や中間投入を調整する際において、経済活動別の産出と、それに対応する中間投入を適切に紐付けることが困難という問題が生じる。

また、②「再輸出入を伴わない加工貿易」については、これに係る加工前、加工後財貨のうち通関しないものの情報は「貿易統計」では把握されない。なお、「国際収支統計（BPM6ベース）」でも、2008SNAの概念と整合的な輸出入情報は一般の財貨の輸出入に含めて捕捉されているものの、品目別の情報が得られないといった制約がある。

さらに、「国際収支統計（BPM6ベース）」から得られる委託加工サービスの受取（輸出）額や支払（輸入）額は、上記2（2）より、それぞれ、順委託加工の場合において委託加工サービスを産出する経済活動の産出額や、逆委託加工の場合において加工後財貨を産出すると擬制される経済活動の中間投入に記録されるべきものであるが、経済活動別に委託加工サービスの海外との受払額に係る情報を得ることができないという問題もある。

(2) 大胆な仮定に基づく逆委託加工の場合の試算

このように、基礎統計の制約はあるものの、ここでは、比較的利用可能なデータが存在する「再輸出入を伴う加工貿易」の「逆委託加工」について、一定の大胆な仮定を置いた上で、2008SNAの勧告に沿って加工貿易を産出・中間投入構造に反映させるとした場合の試算を行った（2011年を対象に試算）。なお、順委託加工や、再輸出入を伴わない加工貿易については、後述するように、基礎統計の制約が大きく、試算を行うこと自体が困難である。

① 再輸出入を伴う加工貿易のうち逆委託加工に係る試算

(試算の仮定、考え方)

- 逆委託加工用の加工前財貨(素材)の通関輸出額と、加工後財貨(完成品)の通関輸入額は「同期間中」に行われる(期を跨いだ取引はない)。
- 「委託加工サービスの輸入＝加工後財貨の通関輸入額－加工前財貨の通関輸出額」という関係式が成り立つ。
- 加工後財貨は、輸入として扱わず国内で産出されたものと擬制する。この際、加工後財貨は、これを主産物とする経済活動のみから産出される(副次生産物として加工後財貨が産出されるケースはない)。
- 加工前財貨は、加工後財貨を産出する経済活動の中間投入に計上(その際、加工後財貨を産出する経済活動の財貨別の中間投入係数をもとに、経済活動別に加工前財貨の中間投入額を計算)。輸入される委託加工サービスも、加工後財貨を産出する経済活動の中間投入に計上(その際、委託加工サービスを、加工後財貨の産出額の比率で経済活動別に分割)⁶。

(付表1「財貨・サービスの供給と需要」における試算結果)

<供給側(一国計)>

- 加工前財貨の産出額が引き続き計上され、さらに、加工後財貨を国内で産出されたと擬制することから、一国計の産出額は加工後財貨分だけ増加。
- 輸入は加工後財貨分が計上されなくなる一方、委託加工サービス分が計上されることにより、差し引きで加工前財貨分(＝加工後財貨分－委託加工サービス分)減少。
- この結果、総供給は、委託加工サービス分(＝加工後財貨分－(加工後財貨分－委託加工サービス分))増加する。

<需要側(一国計)>

- 中間消費は、委託加工サービス分、及び従来輸出に計上されていた加工前財貨分、増加。
- 一方、輸出は、加工前財貨分減少。

<財貨・サービス別>

- 試算結果は、現行JSNA値と比較して、加工前財貨である「繊維」の輸出(減少)や中間消費(増加)が大きく変化する一方、加工後財貨である「衣服・身回品」を含む「その他の製造業」の産出額(増加)、輸入(減少)が変化。

(付表2「経済活動別の国内総生産・要素所得」における試算結果)

- 産出額(加工後財貨分が加算)、中間投入(委託加工サービス分と加工前財貨分が加算)が同額だけ増加したことにより、産業計の付加価値率(付加価値/産出額)は、僅かに低下。
- 経済活動別でみた場合、加工後財貨を主産物とする「衣服・身回品」等で、付加価値率が相対的に大きく低下。

⁶ また、ここでは産出額や輸入等の調整をした場合でもマージンや総資本形成に係る消費税、輸入品に課される税・関税は変わらないとしている。

(留意点)

- 今回の試算では、仮定の一つとして、『貿易統計』における加工後財貨の産出は当該財貨を主産物とする経済活動のみで行われる（副次生産物として加工後財貨が産出されるケースはないと見なす）。としているが、それ以外の事例として、当該加工後財貨を主産物ではなく、他の経済活動が副次生産物として産出するというケース⁷も考えられる。しかしながら、基礎資料の制約からどのようなケースが妥当なのかについての検証を行うことは困難であり、前述の仮定を置くことで、経済活動別の計数を歪める可能性がある。
- また、加工前財貨や委託加工サービスの経済活動別の中間投入額の計算の際にも、基礎統計に制約がある上に他に得られる情報がないため前述の仮定を置いているが、これは必ずしも現実を表したものと限らないことから、結果として経済活動別の計数が歪められる可能性がある。
- 現実には、「委託加工サービスの輸入＝加工後財貨の通関輸入額－加工前財貨の通関輸出額」の仮定が成り立つとは限らない。

(2) 再輸出入を伴う加工貿易のうち順委託加工に係る試算を行うに当たっての制約

- 「貿易統計」における順委託加工に係る情報については、加工後財貨（輸出額）が加工前財貨（輸入額）を下回っており、委託加工サービスをこれらの差額として計算する場合、これがマイナスとなることがあることから、逆委託加工と同様の試算を行うことは困難である（参考1参照）。
- また、「貿易統計」の情報では、逆委託加工と同様に加工前財貨（輸入）と加工後財貨（輸出）の対応付けができないことに加えて、順委託加工の場合には通関輸出額、通関輸入額ともにその多くが具体的な品目を特定することができない⁸という制約があり、これも試算を行うことを困難にしている。

(3) 再輸出入を伴わない加工貿易の試算を行うに当たっての制約

- 再輸出入を伴わない加工前、加工後の財貨の輸出や輸入に関する品目別の情報は「国際収支統計（BPM6 ベース）」では得られず、またこれらのうち通関しないものの情報は貿易統計でも捕捉されない⁹。よって、「再輸出入を伴わない加工貿易」に係る財貨の輸出入を、付表1をはじめとする生産側の推計に反映することには極めて厳しい制約がある。

以上のように、再輸出入を伴う加工貿易のうち逆委託加工については一定の仮定を置いた試算は可能ではあるものの、仮定の妥当性について留意が必要なことに加え、順委託加工については試算を行うこと自体が極めて困難である。また、再輸出入を伴わない加工貿易については、これに係る財貨の輸出入に関する品目別の情報がないため、やはり生産側の推計での対応は困難である。

このため、JSNAの次回基準改定における、加工貿易に関する2008SNA勧告に対する生産側の推

⁷ 例えば、卸売・小売業における製造小売（SPA）など。

⁸ 「貿易統計」のHSコード上、「再輸出入品」と呼ばれるもので、具体的には「軽微な加工のために加工の実施前後でHSコードが変わらないもの」、「加工のために輸出（入）した加工原材料で契約取消等の理由から加工されることなく輸入（出）されたもの」が該当し、具体的な品目を特定することができない（参考1も参照）。

⁹ 一部、財貨を他国に送付した上で、委託加工サービスを受けた場合には、加工前財貨の輸出の品目については「貿易統計」でも把握できるものの、これはあくまで「加工前財貨」であり、「加工後財貨」としてどの品目が対応するのかの情報はやはり得られない。

計での対応としては、①再輸出入を伴う加工貿易については、「貿易統計」で記録されている加工用財貨の往來を財貨の輸出入として記録するとともに、「国際収支統計(BPM6 ベース)」の委託加工サービスは計上しない、②再輸出入を伴わない加工貿易については、「国際収支統計 (BPM6 ベース)」で記録されている委託加工サービスや関連する財貨の輸出入のうち通関しないものは記録せず、通関したものを輸出入として記録する、という現行 JSNA 通りの対応を取らざるを得ない。

4 対応方針

2008SNA の加工貿易に係る勧告に対しては、①支出側 GDP の財貨・サービスの輸出入においては対応する一方で、②生産側推計への反映という点については、3 で述べたように基礎統計の制約が大きいことから、次回基準改定においては対応を見送らざるを得ない。ただし、現在国連欧州経済委員会で取りまとめ中の“Guide on Global Production”（「グローバル生産に関するガイド」。加工貿易等に関する国民経済計算上の記録に関する実務的指針等を含む）や、現時点では 2008SNA への対応を見送っている諸外国（米国、カナダ）の検討状況等も踏まえつつ、今後の中長期的な課題として検討を継続する。

図表 1 順委託加工の生産側の推計のイメージ

(1) 財貨・サービスの供給と需要

	供給		需要			
	産出	輸入	中間消費	輸出	在庫	他の最終需要
1993SNA						
加工前の財貨 (素材)		100	100			
加工後の財貨 (完成品)	160			160		
その他の財貨 (完成品に投入)	20		20			
委託加工サービス	-	-	-	-	-	-
2008SNA						
加工前の財貨 (素材)		0	0			
加工後の財貨 (完成品)	0			0		
その他の財貨 (完成品に投入)	20		20			
委託加工サービス	60			60		

(2) 経済活動別の産出、中間投入等

財貨・サービス		経済活動	加工前の財貨 (素材) を産出する経済活動	加工後の財貨 (完成品) を産出する経済活動	その他の財貨 (完成品に投入) を産出する経済活動	
1993SNA						
中間投入	加工前の財貨 (素材)			100		加工前財貨の中間消費「100」を、加工後財貨を産出する経済活動 (複数) の中間投入から適切に控除する必要があるが、加工前と加工後の財貨の紐付けができないため、困難。 ⇒経済活動別の中間投入構造、付加価値が歪みうる
	その他の財貨 (完成品に投入)			20		
	委託加工サービス	-		-	-	
付加価値				40	20	
産出額				160	20	
2008SNA						
中間投入	加工前の財貨 (素材)			0		
	その他の財貨 (完成品に投入)			20		
	委託加工サービス	-		-	-	
付加価値				40	20	
産出額				60	20	

※上記では、委託加工サービスを産出する経済活動は加工後財貨を製造している経済活動と一致すると整理

加工後財貨を主産物としていた経済活動は、委託加工サービスを産出したものとみなす。
⇒経済活動別の委託加工サービス産出額に係る基礎情報がなく、経済活動別付加価値が歪みうる。

図表2 逆委託加工の生産側の推計のイメージ

(1) 財貨・サービスの供給と需要

	供給		需要			
	産出	輸入	中間消費	輸出	在庫	他の最終需要
1993SNA						
加工前の財貨 (素材)	100			100		
加工後の財貨 (完成品)		160		30	10	120
その他の財貨 (素材に投入)	20		20			
委託加工サービス	—	—	—	—	—	—
2008SNA						
加工前の財貨 (素材)	100		100	0		
加工後の財貨 (完成品)	160	0		30	10	120
その他の財貨 (素材に投入)	20		20			
委託加工サービス		60	60			

(2) 経済活動別の産出、中間投入等

財貨・サービス		経済活動	加工前の財貨 (素材) を産出する経済活動	加工後の財貨 (完成品) を産出する経済活動	その他の財貨 (素材に投入) を産出する経済活動
1993SNA					
中間投入	加工前の財貨 (素材)				
	その他の財貨 (素材に投入)	20			
	委託加工サービス	—	—	—	
付加価値		80		20	
産出額		100		20	
2008SNA					
中間投入	加工前の財貨 (素材)			100	
	その他の財貨 (素材に投入)	20			
	委託加工サービス		60		
付加価値		80	100	20	
産出額		100	160	20	

新たに加工前財貨の中間消費として記録される「100」を、加工後財貨を産出する経済活動 (複数) の中間投入に計上する必要があるが、加工前と加工後の財貨の紐付けができないため、困難。
⇒経済活動別の中間投入構造、付加価値が歪みうる

従来輸入と記録されていた加工後財貨を、当該財貨を主産物とする経済活動の産出とみなし、委託加工サービスを投入したとみなす。
⇒経済活動別の委託加工サービスの投入額に係る基礎情報がなく、経済活動別の付加価値が歪みうる。

参考1 「貿易統計」で得られる加工貿易に係る情報

(得られる情報)

- 「輸出入申告書」において、「貿易形態別符号」の「第3符号」の欄に、
「1」：順委託加工契約に基づく輸出及び輸入¹⁰
「2」：逆委託加工契約に基づく輸出及び輸入¹¹
の付された輸出入額（HSコードに基づいた財貨別データ）。
- 加工貿易のうち、加工依頼国（B国）と加工請負国（A国）の間で加工用財貨が行き来する加工貿易形態（再輸出入を伴う加工貿易）についての輸出入額のみが把握できる。

(制約)

- 通関申告の制度上、貿易形態が異なる貨物を一申告で処理する場合は、「貿易形態別符号」については、取扱金額の最も大きい貨物の符号を記載することになっている等の理由で必ずしも加工用財貨の取引を網羅的に記録できていない¹²。これを背景として、順委託加工において加工前財貨の輸入金額が加工後財貨の輸出金額を上回ることがある。
- HSコード上、具体的な品目情報が把握できない分類¹³の輸出入額の割合が大きい(特に順委託加工)。
- データは当該期間に委託加工用として通関を行き来した財貨の情報が把握されているのみで、期間をまたぐ取引の状況が分からないほか、加工前財貨と加工後財貨が対応付けされていない。

¹⁰ 順委託加工契約に基づいて輸出及び輸入（外国から原材料の提供を受けて本邦において加工を委託され、かつ、加工後委託者又はその指示する荷受人に対して製品を輸出する契約に基づく当該原材料の輸入及び当該加工後の製品の輸出）される貨物。

¹¹ 逆委託加工契約に基づいて輸出及び輸入（本邦から原材料を提供し、外国での加工を委託し、かつ、加工後委託者又はその指示する荷受人が製品を輸入する契約に基づく当該原材料の輸出及び当該加工後の製品の輸入）される貨物。

¹² 下記の通達を参照。

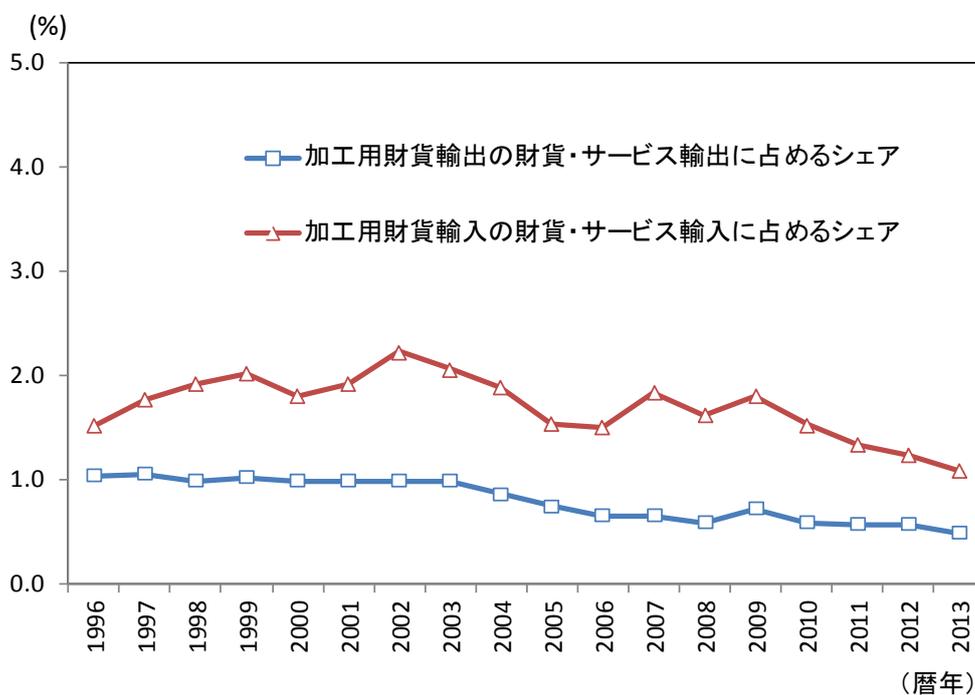
外国貿易等に関する統計基本通達 25-3 （貿易形態別符号）なお書き

「一葉の資料で貿易形態が2以上にわたる場合は、取扱金額の最も大きい貨物の貿易形態別符号を記載させる。」

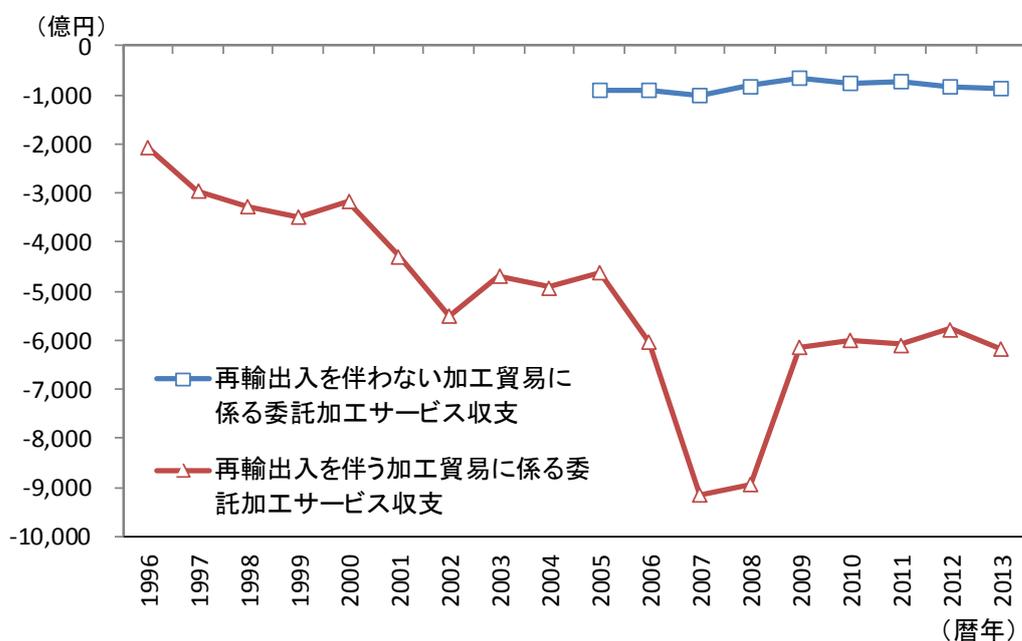
¹³ 「貿易統計」のHSコード上は「再輸出品」と呼ばれる。具体的には、「加工のために輸出（入）した加工原材料で契約取り消し等の理由から加工されることなく輸入（輸出）したもの」及び「軽微な加工のために加工の実施前後で財貨のHSコードが変わらないもの」が該当する。

参考2 加工貿易に係る計数

- (1) 「国際収支統計(BPM5 ベース)」における加工用財貨の輸出と輸入
(JSNA の財貨・サービスの輸出、輸入に占めるシェア)



- (2) 「国際収支統計(BPM6 ベース)」における委託加工サービス収支 (輸出－輸入)



(備考)

「国際収支統計」より内閣府作成。(2)において「再輸出入を伴わない加工貿易に係る委託加工サービス収支」は、「国際収支統計(BPM6 ベース)」の委託加工サービス収支から、「国際収支統計(BPM5 ベース)」における加工用財貨の輸出から輸入を控除することで求めている(なお、再輸出入を伴わない加工貿易に係る委託加工サービスは2005年より計上されている)。また、「再輸出入を伴う加工貿易に係る委託加工サービス収支」は、「国際収支統計(BPM5 ベース)」における加工用財貨の輸出－輸入に等しい。

【G04】 仲介貿易

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 仲介貿易とは統計作成国（仲介国）の居住者が非居住者から財貨を購入し、その財貨を自国に入れることなく、別の非居住者に再販売することと定義する。・ <u>国際的な製造業者、卸売業者、小売業者等により取得された財貨を取得時に「負の輸出」、処分時に「正の輸出」として記録する。両者の差額は、財貨の輸出として現れるが、仲介国においては、国内取引される財貨に適用する取引マージンに類似するサービス生産として現れる。</u>・ <u>ある期に財貨が取得され、次の期までに処分されなかった場合、仲介者の在庫変動として記録する（実際には在庫が海外で保有されていても）。</u>	<ul style="list-style-type: none">・ (明示的に仲介貿易を扱っていないが、) 輸出と輸入の所有権移転ベースの記録の例外として、非居住者から財貨を買い入れ、その後それらを実際に自らの居住する経済に持ち込まずに、同一会計期間内に非居住者に再販売する貿易商等のケースについては、これら貿易商等の受取額と販売額の差額は、サービスの輸出として記録する。



①2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 仲介貿易の対象となる財貨について、仲介料のサービス貿易としての記録を取りやめ、仲介国が取得した際に「負の輸出」を、処分した際に「正の輸出」を記録する（参考参照）。期をまたいで仲介活動がなされる場合は、同期間においては仲介者の在庫品増加として記録する。

②主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA の国民経済計算年報における「主要系列表 1 国内総生産（支出側）」（以下、「主 1」という。）の財貨・サービスの輸出において、「国際収支統計（BPM5 ベース）（財務省・日本銀行）」（以下、「国際収支統計(BPM5 ベース)」という。）と整合的に、仲介貿易による売買代金の差額はサービスの輸出¹として捕捉・計上されている²。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・ 仲介貿易の売買差額について、「国際収支統計（BPM6 ベース）」と整合的に、「主 1」の財貨・サービスの輸出において、サービスの輸出ではなく、仲介者による購入を財貨の負の輸出、仲介者による販売を財貨の正の輸出と捉え、その合計値を財貨の輸出として

¹ 概念上、仲介貿易に輸入はない。

² なお、現行国民経済計算年報の付表 1「財貨・サービスの供給と需要」（以下、「付 1」という。）においては、基礎統計である平成 17 年産業連関表と同様に、代理店手数料相当分のみを計上している（「JSNA 内における純輸出計数の整合性向上に向けて」の項を参照）。

計上する³。

- ・基礎統計の制約上、仲介貿易に関する在庫変動を把握することができないため、仲介貿易による売買取引は期間をまたがないと見なす。

② 推計の考え方

■基礎統計

「国際収支統計（BPM6 ベース）」における「仲介貿易商品」の輸出額

「支払又は支払の受領に関する報告書」において、

国際収支項目番号 「061：現地転売貨物の売買代金」⁴

同 「071：仲介貿易貨物の売買代金」⁵

として報告されたもの（財貨別のデータはない）⁶。

■推計方法⁷

- ・「主1」においては、「国際収支統計(BPM6 ベース)」における「仲介貿易商品」の正の輸出及び負の輸出の合計額を、財貨の輸出に計上する。
- ・この財貨の輸出と同額を、「付1」においては、「卸売業」の輸出及び産出額に一括して計上する。さらに、国民経済計算年報における「付表2 経済活動別の国内総生産・要素所得」においては、これを卸売業の産出額及び国内総生産、営業余剰・混合所得に計上する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「貿易統計（財務省）」においては、通関ベースで財貨の輸出入が記録されるため、通関を通らない仲介貿易による財貨の輸出は把握されていない。
- ・「国際収支統計（BPM5 ベース）」では、仲介貿易による売買代金の差額はサービス受取に記録されている。「国際収支統計（BPM6 ベース）」では、上記3. ②のとおり、「支払又は支払の受領に関する報告書」をもとに、仲介者による購入は財貨の負の輸出、仲介者による販売は財貨の正の輸出として捕捉され、それぞれ貿易収支の内訳項目「仲介貿易商品」に計上されている。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
2009年の2008SNA導入に伴い、本勧告に沿って対応している。なお、仲介貿易に係る在庫変動は記録されていない。
- ・米国、カナダ
本勧告に対応していない。

³ なお、脚注2に関連して、「付1」においては、仲介貿易の売買差額相当分について、「卸売業」の輸出に計上することを検討（「JSNA内における純輸出計数の整合性向上に向けて」の項を参照）。

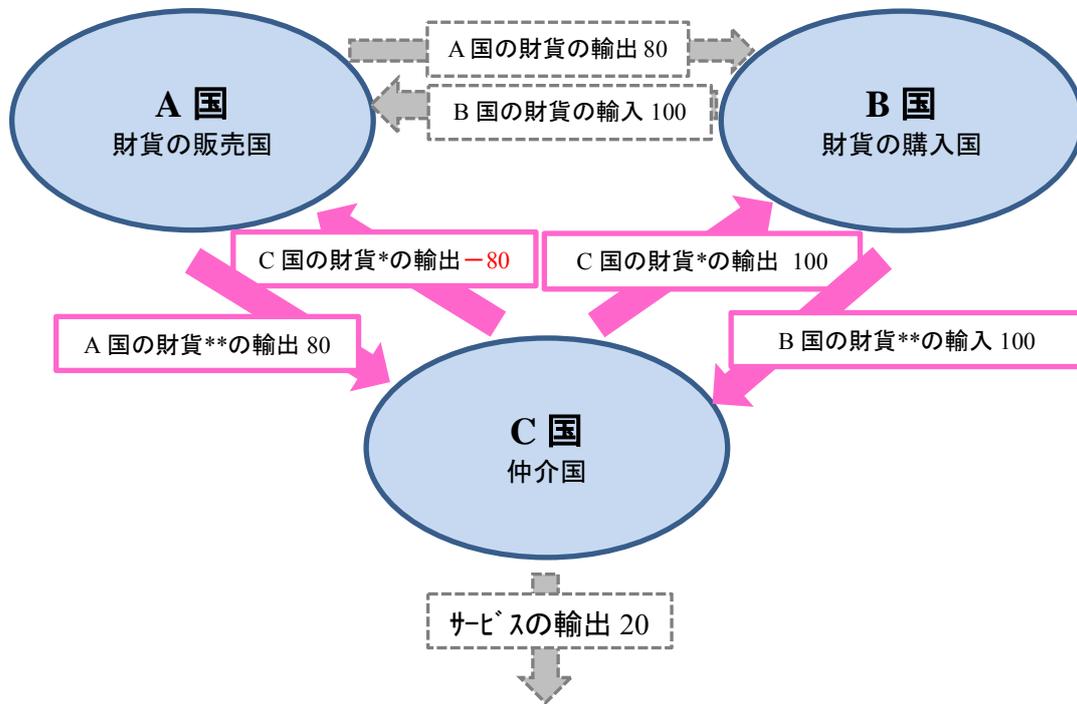
⁴ 居住者（ブローカー）が本邦内又は外国で非居住者から購入した貨物を、購入国・地域内で（他国に移動させずに）他の非居住者に転売する取引に伴う売買代金の受払のこと。

⁵ 非居住者から購入した貨物を非居住者に転売するに伴い、貨物が外国間を移動する取引に伴う売買代金の受払のこと。

⁶ 国際収支統計におけるBPM6ベースの簡易的な組替え計数によれば、2012年の仲介貿易商品の輸出額（正の輸出+負の輸出）は0.9兆円程度。

⁷ 実質化にあたっては、「仲介貿易商品」の正負の輸出合計額に卸売の輸出デフレーターを用いることを予定している。

(参考) 仲介貿易の記録 (イメージ)



 BPM5/1993SNA のフロー
 BPM6/2008SNA のフロー

(財貨*は BPM6 では「仲介貿易商品」、
 財貨**は BPM6 では「一般商品」の輸出入)

【001】投資信託に係る留保利益の扱い

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">投資信託持分の所有者（以下、投資者）に帰属する財産所得は、2つの別個の項目として示される。<u>第一は、投資信託の投資者に支払われる配当であり、第二は、投資信託の投資者に帰属する留保利益である。</u>¹配当の要素は、個々の法人企業にかかる配当と全く同じ方法で記録される。一方、留保利益の要素は、海外直接投資企業と同様の原則を用いて記録される。つまり、<u>留保利益は、所得支出勘定において（投資信託部門に貯蓄が残らない形で）「投資信託投資者に帰属する投資所得」として投資信託の投資者に支払われ、金融勘定に記録される取引として投資者から投資信託部門に再投資されたものと扱う。</u>	<ul style="list-style-type: none">投資信託に係る留保利益に関する記述はない。このため、配当は投資信託部門（金融機関）から投資者部門（家計等）への財産所得の支払として記録される一方、留保利益については、投資信託部門（金融機関）の貯蓄となる。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 1993SNA においては、投資信託に係る留保利益については、投資信託部門（金融機関）の貯蓄として記録していたが、これを「第1次所得の配分勘定」において財産所得の「投資所得払い」の「投資信託投資者に帰属する投資所得」として投資信託部門から投資信託の投資者部門（家計等）に支払われたものと扱う（投資信託部門の貯蓄はゼロになる）。同額については、金融勘定において、投資者部門の資産「投資信託持分」の増加、投資信託部門の負債「投資信託持分」の増加として記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- 家計貯蓄率の上昇要因（留保利益が投資信託部門（金融機関）の貯蓄から投資者部門（家計等）の受取財産所得に変更されることに伴い、家計貯蓄率の上昇要因となる）。
- GDP への影響はない。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA の実物フロー勘定（所得支出勘定）では、投資信託部門（金融機関）が投資者部門（家計、非金融法人企業等）に支払う分配金及び留保利益の合計額は、「第1次所得の配分勘定」において、投資信託部門から投資者部門への財産所得「利子」の支払に含まれる扱いとなっている。

—具体的には、現行 JSNA では、推計上、投資信託を含む信託部門全体の信託財産から得られる収益を把握し、この全額を「利子」として投資者部門へ払い戻すという記録を行っている（投資信託分単独での収益及び分配金については把握していない）。このため、投資信託を含む信託部門全体について「財産所得の受取＝財産所得の支払」が成り立っている。つまり、信託部門の一部である投資信託部門は利益を留保していない状態となっており、投資信託部門の留保利益相当分については、投資信託部門（金融機関）の貯

¹ 2008SNA における財産所得の内訳項目、本勧告に対応する記録方法について参考1参照。

蓄ではなく、投資者（家計、企業部門等の部門）へ支払われている形となっていると整理できる。

- ・一方、現行 JSNA の金融勘定（資本調達勘定（金融取引））及び貸借対照表においては、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」と同様（下記 4. 参照）、上記の留保利益部分については、投資信託部門（金融機関）自身が運用資産に再投資したものと扱われており、投資者部門（家計、非金融法人企業等）から投資信託部門に対する「投資信託受益証券²」の再投資（金融取引フローによる資産残高の増加）としては記録されていない。（参考 2(1)参照）

—具体的には、投資信託部門の資産側では金融取引フローによる各種資産（運用資産）残高の増加、負債側では調整額（再評価勘定）による投資信託受益証券の負債残高の増加として扱われる。これに対応し、投資者部門の資産側においては、調整額（再評価勘定）により投資信託受益証券の資産残高が増加する形となっている。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・上記 2. のとおり、現行 JSNA の実物フロー勘定（所得支出勘定）においては、投資信託に係る収益は全額投資者に支払うよう処理されており、結果的に投資信託部門の留保利益については、既に 2008SNA の勧告に沿った取扱がなされている（したがって、家計貯蓄率についても 2008SNA 勧告に沿った計測がなされている）。
- ・これに加え、基礎統計である「資金循環統計」においては 2016 年を目途に行う同統計の改定の中で、投資信託部門の留保利益分を捕捉し、これが投資者部門に支払われ、投資信託受益証券へ再投資（金融取引フロー）されたものとして記録することとしており（下記 4. 参照）、JSNA の金融勘定においても次回基準改定でこれと整合的な取扱を行うことを検討する。（参考 2(2)参照）

※投資信託に係る留保利益分は、日本銀行の試算によれば 2012 年度で数千億円程度³。

- ・なお、投信信託の投資者の受け取る財産所得について、分配金を現行の「利子」に含まれる扱いから「配当」へ移管すること、及び「投資信託投資者に帰属する投資所得」を現行の「利子」から切り出して別項目として記録するという勧告については、上記の「資金循環統計」における対応を踏まえつつ引き続き検討する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・現行の「資金循環統計」においては、2. のとおり、投資信託に係る留保利益分は、投資信託受益証券の金融取引フローには含まれない扱いとなっている（調整額に含まれる扱い）。これに対し、2016 年を目途とする同統計の改定に際しては、投資信託に係るサンプル調査等により、留保利益分を推計し、これを金融取引フローに計上することとしている。

なお、関連して、現行の「資金循環統計」においては、投資信託部門がその運用資産の利子・配当収入（インカム・ゲイン）以外（元本の取り崩しや運用資産の売買益（キャピタルゲイン・ロス）を原資として支払う分配金については、投資信託受益証券（負債）のマイナスの取引フロー（元本の解約）として扱っていない。他方、投資信託部門の資産側においては同分配金相当額のマイナスの取引フローが発生しているため、結果として負債側が過大となり、投資信託部門全体として資金不足傾向になっている。このため、2016 年を

² 2008SNA の金融資産分類における「投資信託持分」に該当。

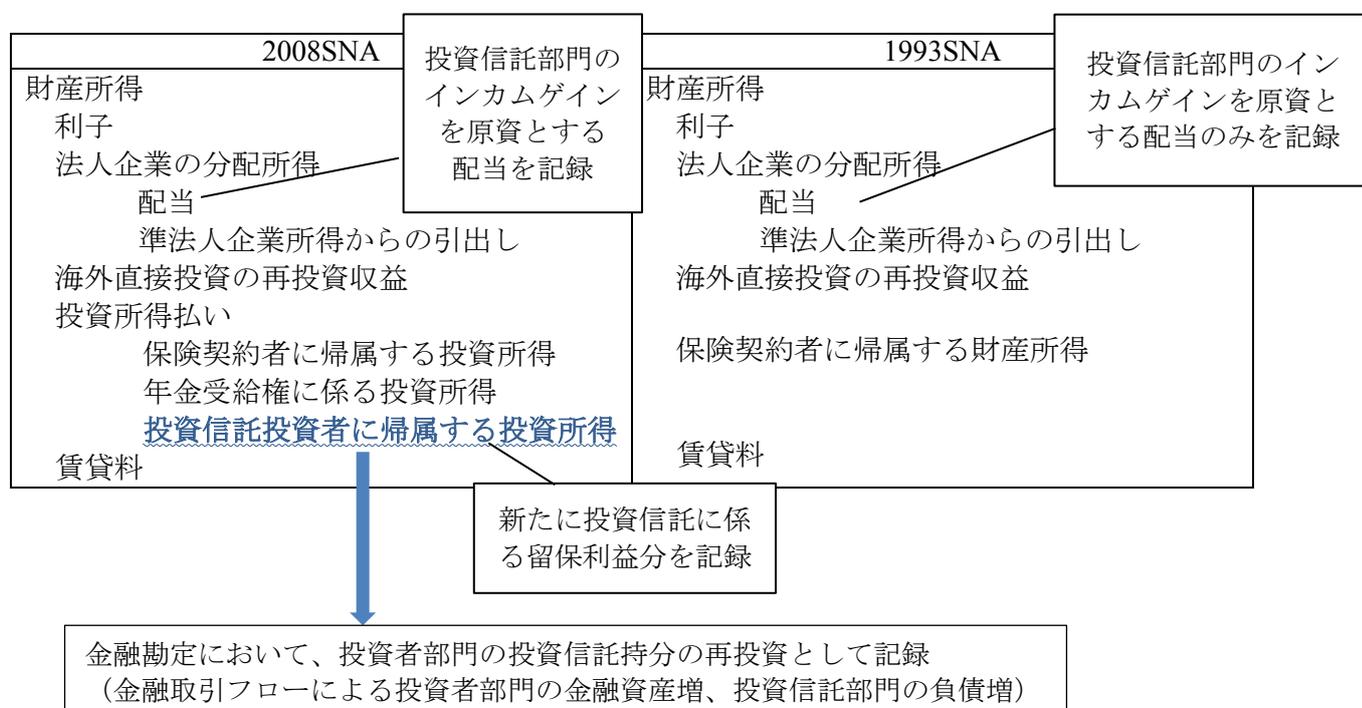
³ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成 26 年 6 月 6 日）。

目途とする同統計の改定においては、上記の改定と併せて、元本の取り崩しや運用資産の売買益を原資とした分配金について、投信信託部門の投資信託受益証券（負債）及び投資者部門の投資信託受益証券（資産）のマイナスの取引フローとして記録することとしている。JSNA の金融勘定においても次回基準改定でこれと整合的な取扱を行うことを検討。

<諸外国の導入状況>

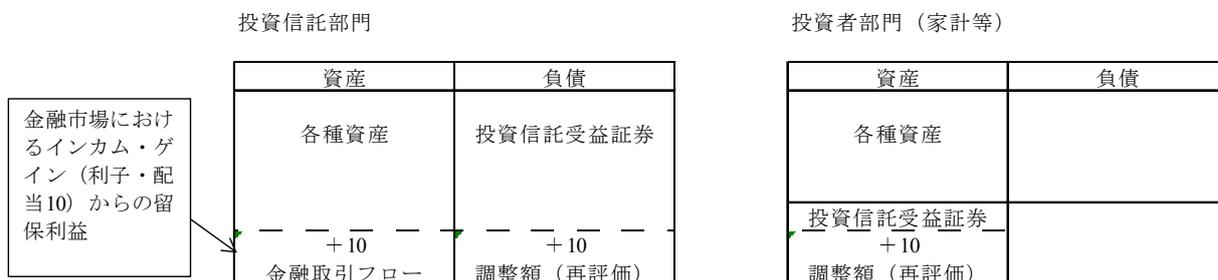
- ・ オーストラリア
2009 年に行った 2008SNA 導入に伴い、本勧告に対応している。

(参考 1) 2008SNA マニュアルと 1993SNA マニュアルの勧告における財産所得の内訳項目と投資信託に係る記録方法

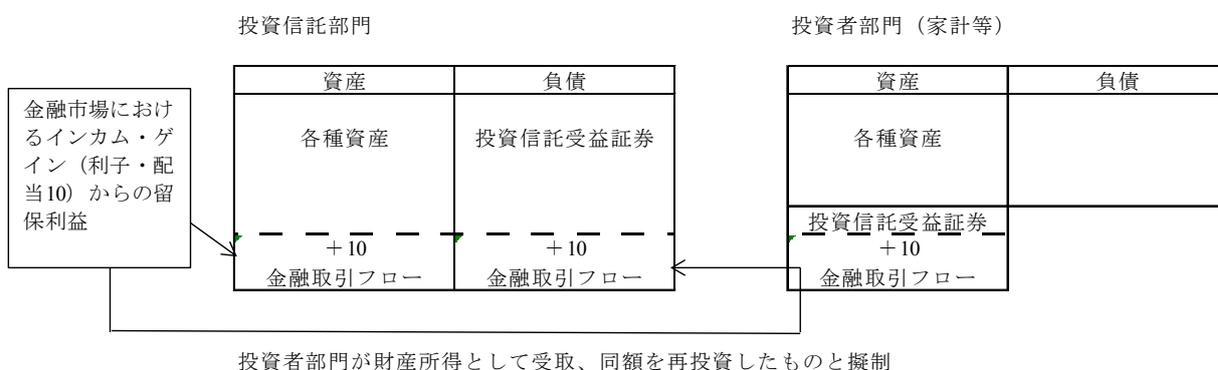


(参考2) JSNA の金融面、「資金循環統計」における投資信託の留保利益の計上方法

(1) 現行JSNA、資金循環統計における計上方法



(2) 2008SNA対応後のJSNA、資金循環統計における計上方法 (案)



(出所) 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」(平成 25 年 10 月 17 日) をもとに作成。いずれもストック勘定 (残高表) をイメージし、留保利益に伴う変動要因を示したもの。

【002】 排出権取引の扱い

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアル ¹ の勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内のキャップ・アンド・トレード（排出権取引）制度の下で<u>政府が各経済主体に対して有償で付与した排出権に対する支払は、排出が生じた時点で、発生主義により、税（生産に課されるその他の税）として記録される。</u> ・ <u>この支払の政府による受取のタイミングと、排出のタイミングとの差によって、政府の金融負債（税の前受金）及び排出権所有者の金融資産（税の前払金）が発生する。</u>排出権に係る前払いの税額と排出権の市場価値の差は、所有者にとっての「契約、リース、ライセンス」（非金融非生産資産）として記録。 ・ 非金融非生産資産の創出と消滅はその他の資産量変動として記録する。 	<p>（排出権取引に関する記述はない）</p>



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の勧告内容に沿って、国内排出権取引制度に基づく排出権について捕捉・計上を行う。具体的には、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政府が各経済主体に対して排出権を無償で付与する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 税の受払、これに伴う金融資産、負債は記録されない。 ・ 排出権の市場価値を排出権所有主体の非金融非生産資産（契約、リース、ライセンス）として記録（貸借対照表、その他の資産量変動勘定） (2) 政府が各経済主体に対して排出権を有償で付与する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有償付与に伴う政府の収入を「生産に課されるその他の税」として記録。課税時点は、温室効果ガスが排出された時点とする。 ・ 排出に先立って行われた排出権所有主体の政府への支払は税金の前払いとして扱う。未利用の排出権に相当する金額は、貸借対照表、金融勘定において一般政府の負債（税の前受金）、排出権所有主体の金融資産（税の前払金）として記録 ・ 排出権の市場価値と、税の前払金の差は、排出権所有主体の非金融非生産資産（契約、リース、ライセンス）として記録（貸借対照表、その他の資産量変動勘定） <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし
--

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、排出権の扱いについての具体的な指針は示されず、研究課題としての位置付けにとどまっていた。その後、ISWGNA（Inter-Secretariat Working Group on National Accounts）において検討が進められ、2011年2月の国連統計委員会において採択された。1. の記述は、“SNA News and Notes, Number 32/33”に基づくものである。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、我が国において、対象となる企業が一律に参加を義務付けられる義務型の排出権取引制度が導入されていないことから、排出権についての捕捉・計上は行っていない。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、我が国においては、現時点では、本勧告（国連統計局 SNA News and Notes Number 32/33）で想定されている排出権取引制度は導入されておらず、該当する事例がないことから対応済と整理できる。
- ・一方、将来時点において、我が国に義務型の排出権取引制度が導入された場合には、制度の内容を踏まえ、本勧告に沿った捕捉・計上を行うことを検討する予定。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「国際収支統計（財務省・日銀）」（BPM6 ベース）においては、海外との排出権の取引に係る計数が「資本移転等収支」のうち「非金融非生産資産」の内数として含まれている（「国際収支統計」（BPM5 ベース）では「その他資本収支」の内数）が、この部分だけを把握することはできない。

<諸外国の導入状況>

- ・EU 諸国

関係国（EU 域内国）が排出権の付与に集合的に責任を負っており、各企業・事業所は保有する排出権を当初の付与国に関わらず比例的に利用すると考え、その上で個別に特定が難しい取引についてはそれぞれが全体に占めるシェアにより記録することとされている。

2008SNA 対応により新規に資本化する項目等に係る償却の考え方

1. 背景

(1) 現行 JSNA における固定資産の償却率設定の考え方

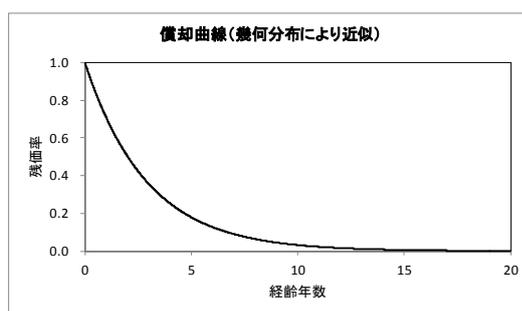
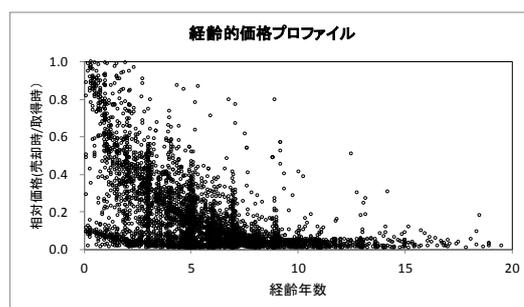
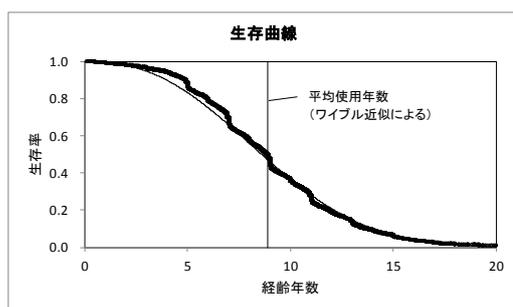
現行 JSNA においては、平成 23 年に行った平成 17 年基準改定において恒久棚卸法 (PIM) を導入したのに伴い、全ての固定資産の償却を定率法により計算している¹。

① 企業設備 (一部の構築物、ソフトウェアを除く。以下同じ)

企業設備の償却率については、「民間企業投資・除却調査」(内閣府) の回答から得られた企業設備の除却情報をもとに、詳細な資本財別の償却率を推計している。具体的には以下の手順による。

i. 新規取得から廃棄までの使用期間の情報から資本財別の生存分布を推計

ii. 取得時及び売却時の価格情報から、資本財別の経齡的価格プロファイル



iii. i. と ii. の合成分布から、幾何分布で近似した償却曲線を推計し、資本財別に償却率を導出

② 住宅

住宅の償却率については、国内における過去の先行研究を参考にして、木造・非

¹ 現行 JSNA で用いられている資本財別償却率については、参考 1 を参照。

木造で区別して設定している。

③ その他の固定資産

社会資本や①に含まれない企業設備（一部の構築物、ソフトウェア）は、「民間企業投資・除却調査」の調査対象外であり、除却について直接観察可能なデータの収集が困難であるため、各種資料から平均使用年数（Average Service Life：ASL）²を設定し、各国で利用されている標準的な計算式（下式）により償却率を導出している。その際に計算式で使用される定数（Declining Balance Rate: DBR）については、各国からの参照例が多いアメリカ商務省経済分析局（BEA）と同等に設定している。

定率法による標準的な償却率の計算式

$$\delta = \frac{DBR}{T}$$

δ ： 償却率

DBR ： Declining Balance Rate³

T ： 平均使用年数（ASL）

（2） 次回基準改定に向けた課題

JSNA の次回基準改定においては、2008SNA への対応を図ることに伴い、新たに資本化することを検討している研究開発（R&D）、兵器システムや、既に総固定資本形成（フロー）としては計上しているものの固定資産（ストック）としては計上していない鉱物探査⁴（1年で償却と整理）について、新たに償却方法や償却率設定の考え方を整理する必要がある⁵。

2. 次回基準改定において新規に資本化する項目等の扱い

（1） 兵器システム【D04】

- ・ 償却方法については、現行 JSNA における固定資産と同様に、定率法を採用することを検討する。
- ・ 償却率については、現行 JSNA のうちその他の固定資産（上記1.（1）③のケー

² 通常は「平均耐用年数」という訳語が用いられることも多いが、上記の計算式による償却曲線では、DBR の設定により ASL 到達時点での残価率（初期時点をとるときの償却累計額控除後の残存価額の比率）がかなり大きくなる場合もあるため、「耐用」ではなく「使用」という用語を採用した。

³ DBR は、定率法における初期時点の償却額が、定額法の場合のそれに比べてどの程度大きいかを示す倍率。アメリカでは、DBR は、資本財に応じて数種類が使い分けられている。同一の DBR の下では、ASL 到達時の残価率が、ASL に拠らず近似的に一致する性質を持つ。

⁴ 2008SNA への対応に伴い、「鉱物探査・評価」と呼称する予定(D03 参照)。

⁵ 次回基準改定において新たに資本化する方針の所有権移転費用に係る償却の考え方については、D08 を参照。

ス)と同様、各種資料から ASL を設定の上で計算することを検討。その際に、DBR の設定 (すなわち ASL 到達時点の残価率をどの程度に設定するか) が検討課題となるが、諸外国の事例と同等なものとする予定⁶。

- ASL の設定方法として、可能なものは防衛省資料から実際の調達から退役までの平均期間⁷を ASL として計算することを検討⁸。

(2) R&D【D02】

- 償却方法については、現行 JSNA における固定資産と同様に定率法を採用することを検討。
- 償却率については、諸外国の状況を踏まえつつ、何らかの方法により ASL や DBR を設定した上で⁹、現行 JSNA のその他の固定資産 (上記 1. (1) ③のケース) と同様の方法で計算することを検討¹⁰。
- その際、ASL についても、現時点で我が国に関する十分な基礎資料は存在しないため、諸外国の設定する ASL を踏まえ、これと整合的な範囲で設定することを検討 (例えば、10 年程度)。
- なお、R&D について産業別に ASL や償却率を差別化することについても、我が国に関する十分な基礎資料が存在しないため、諸外国の状況を見ながら慎重に検討する。仮に差別化する場合、各産業の所有する生産技術・知識に関する陳腐化のスピードにおける産業間格差の代理変数として、所有する機械 (可能な限り当該産業の技術を体化していると考えられる産業用特殊機械など) の平均的な ASL の産業間格差を援用することも一案。

(3) 鉱物探査・評価【D09】

- 償却方法については、現行 JSNA における固定資産と同様に定率法を採用することを検討。
- 償却率の設定方法については、諸外国の状況を踏まえつつ、何らかの方法により ASL や DBR を設定した上で、現行 JSNA のその他の固定資産 (上記 1. (1) ③の

⁶ 具体的には、BEA と同様、DBR=1.65 (ASL 到達時残価率 18%程度) を採用することを検討。

⁷ 現時点の簡単な分析によれば、例えば、艦船の ASL は 30 年程度であり、BEA と同等となっている。

⁸ 情報の入手が困難な場合には、類似の民生用の資本財の償却率を活用すること等も考えられる。

⁹ 具体的には、カナダと同様、DBR=1.65 を採用することを検討。

¹⁰ OECD の「知的財産生産物の計測に関するハンドブック (IPP ハンドブック)」でも紹介されているように、経済学においては、特許の登録更新データを用いて計量経済学的に償却率 (技術陳腐化率) を推計する手法等の研究蓄積がある。しかしながら、特許の場合、計測対象範囲が研究開発に成功し、かつ特許取得に至った技術に限定されるなど、2008SNA における R&D 資産の償却率に適用することは必ずしも適当ではないことから、各国でも積極的には用いられていない。また、日本国内については、基礎データの整備等の問題もあり、本格的な実証研究の事例は多くない。

なお、BEA の手法 (R&D 支出と将来の収益との関係から償却率を数理的に求める手法。(参考 2)参照) を参考にできないか調査中。

ケース)と同様の方法で計算することを検討¹¹⁾。

- ASLについては、諸外国においても様々な考え方で設定されており¹²⁾、実際に他の資産と比較してもバラつきが大きい¹³⁾。そこで、JSNAにおいては、例えば、①鉱業の所有する固定資産の平均的な ASLを援用することや、②試掘に関する無形資産に係る法定耐用年数を ASLとして代用すること（石油・ガスの試掘権：8年、その他の試掘権：5年）を検討。

¹¹⁾ 鉱物探査・評価については、我が国の会計基準では固定資産として扱われていないため、固定資産として扱うことを認めている国際会計基準や米国会計基準における実務上の償却の考え方を調査した。会計実務における資産としての鉱物探査・評価の償却については、発見された資源の実際の採掘期間を通じて、生産高比例法（採掘量/推定埋蔵量で毎期の償却額を決定）などにより計算されている。また鉱物探査・評価の結果として資源が未発見となり、その地での将来的な再探査の予定もない場合などは、鉱物探査・評価の資産を減損処理することが求められている。これを元に鉱物探査・評価の償却率を考えると、

- ・対象資源の平均的な可採年数に応じた償却曲線

- ・鉱物探査・評価の成功確率による生存曲線

の2つから合成される償却曲線より導出されるものとして概念的には整理できる。

ただし鉱物探査・評価の成功確率の推計は困難であるため、実際の償却率の設定においては、1. (1) ③で示した標準的な計算式を用いて償却率を計算することを検討。その際に計算で使用する DBR は、アメリカと同様、DBR=0.90を採用することを検討。

¹²⁾ 例えば、アメリカにおいては坑井（構築物）の ASL が、オーストラリアにおいては鉱床や油田の可採年数が用いられている。

¹³⁾ OECD の調査によると鉱物探査・評価の ASL は 5 年～40 年に分布している。

(参考1) 現行 JSNA における資本財別償却率 (平成 23 年投資額ウェイト)

資産分類	償却率
住宅	4.8%
住宅(木造)	5.5%
住宅(非木造)	4.0%
非住宅	6.0%
非住宅建築物(木造)	8.1%
非住宅建築物(非木造)	5.9%
その他の構築物	3.1%
道路	3.3%
治水	1.0%
都市公園	2.9%
下水道	1.6%
港湾	1.9%
空港	7.1%
漁港	1.8%
廃棄物処理施設	6.1%
農業灌漑設備	2.0%
鉄道	4.4%
電力施設	6.3%
電気通信施設	6.3%
自動車	32.7%
乗用車	34.6%
トラック、バス	28.3%
その他の輸送機械	18.8%
船舶	19.4%
鉄道車両	22.3%
航空機	15.3%
情報通信機器	31.3%
事務用機器	28.3%
映像音響機器	21.8%
電気通信機器	25.8%
パーソナルコンピュータ	38.5%
パソコンを除く電子計算機本体・付属装置	36.6%
精密機械	27.4%
医療用機械	34.0%
その他の機械設備等	21.5%
一般産業機械	17.6%
ボイラ・タービン	12.1%
原動機	20.0%
運搬機械	14.7%
冷凍機・温湿調整装置	22.4%
ポンプ及び圧縮機	14.6%
機械工具	18.0%
特殊産業機械	19.2%
建設・鉱山機械	19.0%
化学機械	15.3%
産業用ロボット	20.0%
金属工作・加工機械	15.9%
農業用機械	21.4%
繊維機械	17.9%
食品製造機械	17.9%
半導体製造装置	24.7%
真空装置・真空機器	14.6%

資産分類	償却率
その他の機械設備等(続き)	
一般機械器具	19.9%
金型	20.8%
サービス用機器	48.1%
娯楽用機器	48.1%
自動販売機	48.1%
産業用電気機器	16.9%
回転電気機械	19.1%
変圧器・変成器	14.6%
開閉制御装置及び配電盤	17.4%
電子応用装置・電気計測器	23.8%
電子応用装置	23.0%
電気計測器	25.4%
民生用電気機器、器具	17.7%
電気照明器具	13.5%
民生用エアコンディショナ	20.5%
その他の民生用電気機器	19.8%
その他備品等	21.5%
育成資産	28.7%
果樹その他の植物	20.0%
酪用牛、競走馬その他の動物	30.9%
ソフトウェア	33.0%

注)

1. 上表の計数は、各項目を構成する資本財別の償却率を、平成 23 年の資本財別の総固定資本形成額をウェイトとして加重平均したものである。
2. 上表における内訳項目は代表的な例を抽出したものであり、表示されている内訳項目の償却率の加重平均が、必ずしも上位項目の計数と整合的となるとは限らない。

(参考2) 新規項目に係る諸外国の償却率

	兵器システム	研究・開発 (R&D)	鉱物探査・評価
アメリカ ※ 出典[2]	兵器の種類ごとに細かく ASL を設定し、DBR で償却率に変換。その際一部を除き DBR=1.65。(ただし、ミサイル等は定額法) 例) 水上艦: ASL=30年、償却率=5.5% [詳細は(参考3)]	均衡モデル(企業内研究開発について、R&D 支出額と将来の売上割引現在価値との均衡から産業別の償却率を推計)から導出した償却率を使用。 例) 医薬品産業: 償却率=10.0% 自動車製造業: 償却率=31.0% [詳細は(参考3)]	鉱業用の坑井の償却率を援用。DBR=0.9 ASL=20年、償却率=4.5%
カナダ	兵器システムを航空機、艦船、車両、レーダーの4種類に区分して推計を行っている模様。 例) 艦船: ASL=17年、償却率=14.3% ※ ヒアリングによる	先行研究を踏まえつつ、産業別の R&D の ASL を設定し、DBR = 1.65 で償却率を計算している模様。 例) IT 産業: ASL=5年、償却率=33.0% 政府: ASL=10年、償却率=16.5% 医薬品産業: ASL=20年、償却率=8.25% その他の産業: ASL=有形固定資産の平均値 ※ ヒアリングによる	石油・ガス: ASL=31年、償却率=7.2% その他: ASL=14年、償却率=15.7% ※ ヒアリングによる
オーストラリア ※ 出典[1]	全ての兵器システムについて、一律に ASL=20年と設定。	R&D の種別を問わず、一律に ASL=11年と設定。	鉱床や油田の可採年数と同等と仮定し、ASL=34年と設定。
その他各国		欧州 (ESA2010): 他に根拠がない場合は、ASL=10年を標準と規定。 ※ 出典[3]	

※ 固定資産の償却に係る各国の手法

まず資本財ごとの生存曲線(平均使用年数)を統計資料やヒアリング結果等から計測するところは各国とも同様であるが、生存曲線からさらに償却曲線を推計する際には、定率法を採用する国(アメリカ、カナダ、日本など)と、別途資本財の経齡的効率性プロファイルを仮定し、生存曲線との合成により償却曲線を導出する(その場合は、償却率が経齡年数により変化する)国(オーストラリアなど)に分かれる。上記の表でオーストラリアについて償却率を記載していないのは、平均使用年数が決まっても償却率が一定でないためである。

なお、経齡年数による資本財の市場価値の変化を統計調査により継続的に計測している国は、日本、カナダのみ(過去にオランダが実施)であり、アメリカなど定率法を採用する他国は、何らかの DBR を外生的に設定して、平均使用年数を償却率に転換している。

(参考3) アメリカにおける兵器システムと研究・開発に係る償却率 (BEA 資料^[2]より)

1. 兵器システム

Type of Asset	Rate of depreciation	Service life	Declining balance rate
National defense:			
Aircraft:			
Airframes:			
Bombers	0.0660	25	1.65
F-14 type	0.0868	19	1.65
Attack, F-15 and F-16 types	0.0825	20	1.65
F-18 type	0.1100	15	1.65
Electronic warfare	0.0717	23	1.65
Cargo and trainers	0.0660	25	1.65
Helicopters	0.0825	20	1.65
Engines	0.2750	6	1.65
Other:			
Years before 1982	0.1179	14	1.65
1982 and later years	0.1650	10	1.65
Missiles:			
Strategic	20
Tactical	15
Torpedoes	15
Fire control equipment	10
Space programs	20
Ships:			
Surface ships	0.0550	30	1.65
Submarines	0.0660	25	1.65
Government furnished equipment:			
Electrical	0.1834	9	1.65
Propulsion	0.0825	20	1.65
Hull, mechanical	0.0660	25	1.65
Ordnance	0.1650	10	1.65
Other	0.1650	10	1.65
Vehicles:			
Tanks, armored personnel carriers, and other combat vehicles	0.0825	20	1.65
Noncombat vehicles:			
Trucks	0.2875	6	1.7252
Autos
Other	0.2465	7	1.7252
Electronic equipment:			
Computers and peripheral equipment
Electronic countermeasures	0.2357	7	1.65
Other	0.1650	10	1.65
Other equipment:			
Medical	0.1834	9	1.65
Construction	0.1550	10	1.5498
Industrial	0.0917	18	1.65
Ammunition plant	0.0868	19	1.65
Atomic energy	0.1375	12	1.65
Weapons and fire control	0.1375	12	1.65
General	0.1650	10	1.65
Other	0.1375	12	1.65

2. 研究・開発

Type of Asset	Rate of depreciation	Service life	Declining balance rate
Research and development			
Pharmaceutical and medicine manufacturing	0.1000
Chemical manufacturing, excluding pharmaceutical and medicine	0.1600
Semiconductor and other electronic component manufacturing	0.2500
Other computer and electronic product manufacturing			
Other computer and electronic product manufacturing, nec	0.4000
Computers and peripheral equipment manufacturing	0.4000
Communications equipment manufacturing	0.2700
Navigational, measuring,electromedical, and control instrument manufacturing	0.2900
Motor vehicles, bodies and trailers, and parts manufacturing	0.3100
Aerospace products and parts manufacturing	0.2200
Other manufacturing	0.1600
Scientific research and development services	0.1600
All other nonmanufacturing			
Software publishers	0.2200
Financial and real estate services	0.1600
Computer systems design and related services	0.3600
All other nonmanufacturing, nec	0.1600
Universities and colleges	0.1600
Other nonprofit institutions	0.1600

各国の償却率・平均使用年数に関する出典

- [1] Australian Bureau of Statistics, (2013) *Australian System of National Accounts: Concepts, Sources and Methods*. Ch.14
- [2] Bureau of Economic Analysis. (2013) “BEA Depreciation Estimates.”
http://www.bea.gov/national/pdf/fixed%20assets/BEA_depreciation_2013.pdf
- [3] Eurostat. (2012) “Final report: Second Task Force on the Capitalisation of Research and Development in National Accounts.” STD/CSTAT/WPNA(2012)29.

供給・使用表（Supply and Use Tables）の枠組みの活用を中心とした JSNA の推計精度向上に向けて

1. 検討の背景

JSNA においては、生産側 GDP と支出側 GDP でそれぞれ推計方法や基礎統計の違いから「統計上の不突合」が生じている。こうした統計上の不突合については、その要因を詳しく分析し、JSNA の推計方法の改善や精度の向上につなげる中で、その縮減を図っていくことが重要な課題である。

その具体的な方法の一つとして、支出側 GDP の推計に用いているコモディティ・フロー法（以下、コモ法という。）における中間需要^{1,2}と、生産側 GDP の推計に用いている付加価値法における中間投入との間の乖離について、供給・使用表の枠組み³を利用して、その要因分析を通じて推計方法を改善するための検討につなげるとともに、財貨・サービス別中間需要計と財貨・サービス別中間投入計⁴の整合性を図ることにより、統計上の不突合の縮減と、JSNA の推計精度の向上を目指す。

2. 統計上の不突合の要因

統計上の不突合は以下の式の通り、「フロー編主要系列表 1 国内総生産」（以下、「主 1」）と「フロー編付表 1 財貨・サービスの供給と需要」（以下、「付表 1」）における純輸出の乖離（以下、「主 1」と「付表 1」の純輸出の乖離）と、中間投入と中間需要の乖離によって説明される⁵。

$$\begin{aligned} \text{統計上の不突合} &= \text{支出側 GDP} - \text{生産側 GDP} \\ &= \text{「主 1」と「付表 1」の純輸出の乖離} + \text{中間投入と中間需要の乖離} \end{aligned}$$

(1) 「主 1」と「付表 1」の純輸出の乖離

「主 1」と「付表 1」の純輸出については、第 7 回次回基準改定に関する研究会で示した方

¹ JSNA のコモ法の推計結果を表すフロー編付表 1 「財貨・サービスの供給と需要」では「中間消費」と表示しているが、ここではコモ法による推計値を「中間需要」と呼び、後述する中間需要と（付加価値法の推計結果である）「中間投入」との調整の結果得られる計数を「中間消費」と呼称することとする。

² 中間需要とは、コモ法によって他の最終需要項目と同時に導かれる計数。統計上の不突合との関係については、2. を参照。

³ 供給・使用表（参考 1、2 参照）とは、生産物の生産と使用の過程および生産から生じる所得の関係を表により表すことにより、一国経済の状態を詳細かつ整合的に表すことのできる枠組みである。分析と調整を実際に行う際には、コモ法と付加価値法の財貨・サービス別及び経済活動別分類を踏まえた名目値のマトリックスを構成する。

⁴ ここでは、使用表（参考 2 参照）における中間投入及び中間需要について、①ある経済活動に投入されたある財貨・サービスの中間投入を「経済活動別財貨・サービス別中間投入」、②①を当該財貨・サービスについて合計したもの（横計）を「財貨・サービス別中間投入計」、③①を当該経済活動について合計したもの（縦計）を「経済活動別中間投入計」、④財貨・サービス別の中間需要を「財貨・サービス別中間需要計」と呼称することとする。

⁵ 統計上の不突合の要因分解のイメージについては、（参考 3）を参照。

針に基づき、次回基準改定に向けて、両者の整合性の向上に努める。

(2) 中間投入と中間需要の乖離

上述のとおり、現行 JSNA においては、中間需要はコモ法、中間投入は付加価値法というそれぞれ別個の方法に基づき推計している。その結果、財貨・サービス別中間需要計と財貨・サービス別中間投入計の間には乖離（以下、財貨・サービス別の不突合という）が生じており、マクロ（一国計）としての「統計上の不突合」の要因ともなっている。こうした財貨・サービス別の不突合の縮減に向けた対処方針について、以下、基準年については3. で、延長年については4. で提示する。

なお、次回基準改定に向けては、名目暦年値を対象として検討を行う。

3. 基準年における不突合の縮減

JSNA の前回基準改定（平成 17 年基準改定）における基準年（平成 17 年）の推計方法をもとに、基準年の財貨・サービス別の不突合の要因分析とその縮減に向けた対処方針を検討する。

(1) 産業連関表の組替えに起因する不突合とその対処方針

コモ法、付加価値法ではともに産業連関表を JSNA 概念に組み替え、これをベンチマークとしているが、それぞれの推計方法に応じて以下のように異なる形で組替えを行っており、結果として財貨・サービス別の不突合が生じている。（具体的には、産業連関表における「事務用品」と「家計外消費支出」の取扱いの違いなどが影響⁶）

- ・コモ法では、財貨・サービスの流通経路に沿って運賃、マージン及び需要項目への配分額を推計するため、産出表⁷を中心に、産業連関表の産出構造を重視して組み替えを行い、財貨・サービス別の配分比率、運賃率、マージン率を求めている。
- ・付加価値法では、経済活動別産出額から経済活動別中間投入計を控除することにより経済活動別国内総生産を推計するため、投入表⁸を中心に組み替えている。基準年において産出額と中間投入の比が産業連関表と整合的になるとともに、延長年の推計において利用可能な基礎統計を用いて経済活動別財貨・サービス別に中間投入比率を推計することを念頭に部門の統廃合を行っている。

⁶ 産業連関表の仮設部門である「事務用品」については、JSNA では財貨・サービスの財貨・サービスとしては設けないため、産業連関表を組み替える際には、他の内生部門に配分している。その際、コモ法のための組替えでは事務用品（列）を事務用品（行）の比率を用いて事務用品以外の内生部門に配分している。一方、付加価値法では、事務用品（行）のみを使用し、事務用品（列）は使用していない。

また、産業連関表では「家計外消費支出」（いわゆる企業消費に該当し、交際費や接待費等家計最終消費支出に類似する支出）は外生部門として最終需要や粗付加価値に計上しているが、JSNA ではこれを各経済活動の生産活動に直接要する経費として内生部門として扱う。その際、コモ法では家計外消費支出（列）のみを使用し、内生部門計と家計外消費支出（列）の合計を中間需要としている一方、付加価値法では、家計外消費支出（行）のみを使用し、内生部門に含めるという組替えを行っている。

⁷ 産出表とは、財貨・サービスごとの販売先の構成を示す表である。

⁸ 投入表とは、生産された財貨・サービスごとの原材料費及び粗付加価値の構成を示す表である。

次回基準改定に向けては、コモ法、付加価値法の推計方法の考え方を維持しつつ、両者の整合性の向上を図る観点から、現在、コモ法、付加価値法別々に行っている産業連関表の組替えの共通化を図ることを検討する。

(2) JSNA における在庫品増加の独自推計に伴う不突合とその対処方針

基準年における在庫品増加について、JSNA では、基準年と延長年の推計上の整合性をとる観点及び在庫品評価調整（簿価の残高差をもとに求めた在庫品増加から、期首と期末の評価価格の差による分を取り除いて現実の取引額ベース（JSNA ベース）の在庫品増加を求めるための調整）の必要性⁹等から、産業連関表の計数は用いずに、年次推計で用いる各種基礎統計（工業統計（経済産業省）、商業動態統計調査（経済産業省）等）をもとに独自に推計しており、不突合の原因となっている^{10,11}。

在庫品増加については、JSNA で独自に推計することを継続する一方で、これが基準年の不突合に及ぼす影響も踏まえ、付加価値法の間接投入比率の調整方法など、推計精度の向上と不突合の縮減に向けた検討を進める。

4. 供給・使用表の枠組みを活用した調整による延長年推計の改善

延長年の推計において、コモ法では、基準年の産業連関表から算出した配分比率等を用いて、流通段階ごとに中間需要、家計最終消費支出、総固定資本形成といった需要項目の金額を推計している。他方、付加価値法では、毎年基礎統計から推計した経済活動別中間投入比率を用いて経済活動別財貨・サービス別中間投入を推計している。こうした基礎統計や推計方法の違いにより、財貨・サービス別中間需要計と財貨・サービス別中間投入計の間に不突合が生じ、マクロ（一国計）の統計上の不突合にもつながっている。

延長年については、供給・使用表の枠組みを活用し、以下の二段階の手順により、財貨・サービス別中間需要計と財貨・サービス別中間投入計を調整し、財貨・サービス別の不突合、ひいてはマクロの統計上の不突合の縮減を図る¹²。なお、供給・使用表の活用による延長年調整のタイミングについては、次回基準改定に向けて検討する。

⁹ 産業連関表では、基礎統計に工業統計を用いている財貨・サービスについては、推計が困難という理由から在庫品の評価調整は行われていない。

¹⁰ JSNA では、在庫品評価調整を行っているほか、1 回限りの産出物を生産する育成資産の自然成長分を仕掛品在庫に計上するにあたって、産業連関表では用いられていない実現在庫法（RIM、Realized Inventory Method）を用いて推計している。

¹¹ 例えば、製品在庫及び仕掛品在庫については、コモ法では、産業連関表と同じ財貨・サービス別出荷額をもとに推計される財貨・サービス別中間需要計は産業連関表と整合的である一方で、財貨・サービス別産出額は出荷額に独自推計の（製品・仕掛品）在庫品増加を加えて算出されるため、産業連関表とは異なる値となっている。付加価値法では、財貨・サービス別産出額がコモ法と整合的になるように補正した経済活動別産出額、産業連関表の投入構造をもとに計算した経済活動別中間投入比率等を用いて中間投入を求めるため、中間投入は産業連関表の計数及びコモ法の間接需要と一致しない。

¹² なお、次回基準改定では、JSNA の推計精度向上の取組として、まず 2. (1) で述べた「主 1」と「付 1」の純輸出の乖離について、「JSNA 内における純輸出計数の整合性向上に向けて」の項で示した方針に基づき可能な限り調整を行い、調整後の輸出入の計数を使用してコモ法及び付加価値法の推計を行うことを検討している。その上で、その結果として生じる財貨・サービス別の不突合について本節で述べる供給・使用表の枠組みに基づき財貨・サービス別中間需要計と財貨・サービス別中間投入計の調整を行うことを検討している。

(1) 第一の段階（より信頼性があると判断される計数の採用）

まず、財貨・サービス別に総需要に占める各需要項目の比率（需要構造）や他の統計情報を勘案し、財貨・サービス別中間需要計と財貨・サービス別中間投入計のうちより信頼性があると判断される計数を採用する。以下、第一の段階における調整の基本的な考え方を示す。

まず、産出額及び輸出入は工業統計（経済産業省）、貿易統計（財務省）、国際収支統計（財務省・日本銀行）等の基礎資料を用いて推計しており信頼性が高いと考えられるため、それらの計数及び総需要（＝総供給）は所与のものとする。その上で、（ア）総需要に占める中間需要の割合が支配的、（イ）総需要に占める中間需要と輸出の割合が支配的、（ウ）総需要に占める中間需要と家計最終消費支出の割合が支配的、のいずれかに当てはまる財貨・サービスについては、以下の考え方に基づいて、より信頼性があると判断された側の計数を（調整後の）財貨・サービス別中間消費計として採用し、もう一方の側の計数をこの水準に調整する。

（ア）総需要に占める中間需要の割合が支配的である財貨・サービス

→中間需要を「より信頼性がある」中間消費として採用。チェックとして、総需要の動きと「中間需要」、「中間投入」を比較し、中間需要の方が総需要に変化の方向が近い¹³かを確認。

（イ）総需要に占める中間需要と輸出の割合が支配的である財貨・サービス

→中間需要を「より信頼性がある」中間消費として採用。チェックとして、輸出の動きと「総需要－中間需要」、「総需要－中間投入」を比較し、「総需要－中間需要」の方が輸出に変化の方向が近い¹⁴かを確認。

（ウ）総需要に占める中間需要と家計最終消費支出¹⁵の割合が支配的である財貨・サービス

→「家計統計（総務省）から得られる家計消費」¹⁶（以下、「家計消費」と「総需要－中間需要」、「総需要－中間投入」の動きを比較し、「総需要－中間需要」、「総需要－中間投入」のうち「家計消費」と変化の方向が近い方¹⁷を「より信頼性がある」中間消費の計数として採用。

¹³ 中間需要、中間投入と総需要の対前年変化率の差分の絶対値平均の小さい方を「変化の方向が近い」とする。事前の検討において、このケースでは、全て中間需要の方が総需要に近いことを確認。

¹⁴ 「総需要－中間需要」、「総需要－中間投入」と輸出の対前年変化率の差分の絶対値平均の小さい方を「変化の方向が近い」とする。事前の検討において、このケースでは、全て中間需要の方が総需要に近いことを確認。

¹⁵ ここで、総需要に占める中間需要と総固定資本形成の占める割合が支配的なケースもあるが、「総需要－中間需要」、「総需要－中間投入」の動きの比較を行うための財貨・サービス別総固定資本形成に係る適切な基礎統計がなく、判断の根拠が十分でないため、第一の段階での調整は行わない方向で検討。

¹⁶ ここで「家計統計から得られる家計消費」は、家計統計における世帯当たりの家計消費支出額に世帯数を乗じたもの、世帯数は、基準年は国勢統計（総務省）を用い、延長年は、国民生活基礎統計（厚生労働省）の世帯数で延伸したものを念頭においている。

¹⁷ 「総需要－中間需要」、「総需要－中間投入」と「家計消費」の基準年および延長年における水準が大きく離れていないことを確認した上で、対前年変化率の差分の絶対値平均の小さい方を「変化の方向が近い」とした。なお、「家計消費」が「総需要－中間需要」、「総需要－中間投入」いずれからも水準が大きく異なるなど財貨・サービス定義に差があることが疑われる場合は判断を行わず、第二の段階において調整を行う。

(2) 第二の段階（コモ法と付加価値法による計数の統合）

各財貨・サービスの需要構造を検証した結果、他に根拠がなく、財貨・サービス別中間需要計、財貨・サービス別中間投入計ともに同等の信頼性があると考えられるような場合には、財貨・サービス別中間需要計と財貨・サービス別中間投入計の平均値を（調整後の）財貨・サービス別中間消費計とし、財貨・サービス別中間需要計、財貨・サービス別中間投入計の双方をこの水準に調整する。

(3) 上記(1)、(2)による調整の各種計数への反映

調整の結果、財貨・サービス別中間投入計、財貨・サービス別中間需要計が変化した場合、供給・使用表全体で整合性が保てるよう、調整結果を経済活動別財貨・サービス別の中間消費、付加価値、最終需要に反映させる。（参考2参照）

①経済活動別財貨・サービス別の中間消費

- (i) 上記(1)(2)の調整による財貨・サービス別中間投入計の修正額の全財貨・サービス合計について、調整前の経済活動別中間投入計の比率により経済活動別に分割し、調整前経済活動別中間投入計に加算する。
- (ii) 上記(1)(2)の調整で得られた財貨・サービス別（調整後）中間消費計及び(i)で得られた経済活動別中間投入計（修正額加算後）をそれぞれ制約条件として、RAS法¹⁸により、調整前の経済活動別財貨・サービス別中間投入を修正し、調整後の経済活動別財貨・サービス別中間消費を求める。

②付加価値

経済活動別産出額は変化しない一方、経済活動別中間投入計が中間消費に修正されるため、経済活動別の付加価値が変化する。この修正による、経済活動別の付加価値の変化分は、営業余剰・混合所得（純）で調整する。

③最終需要

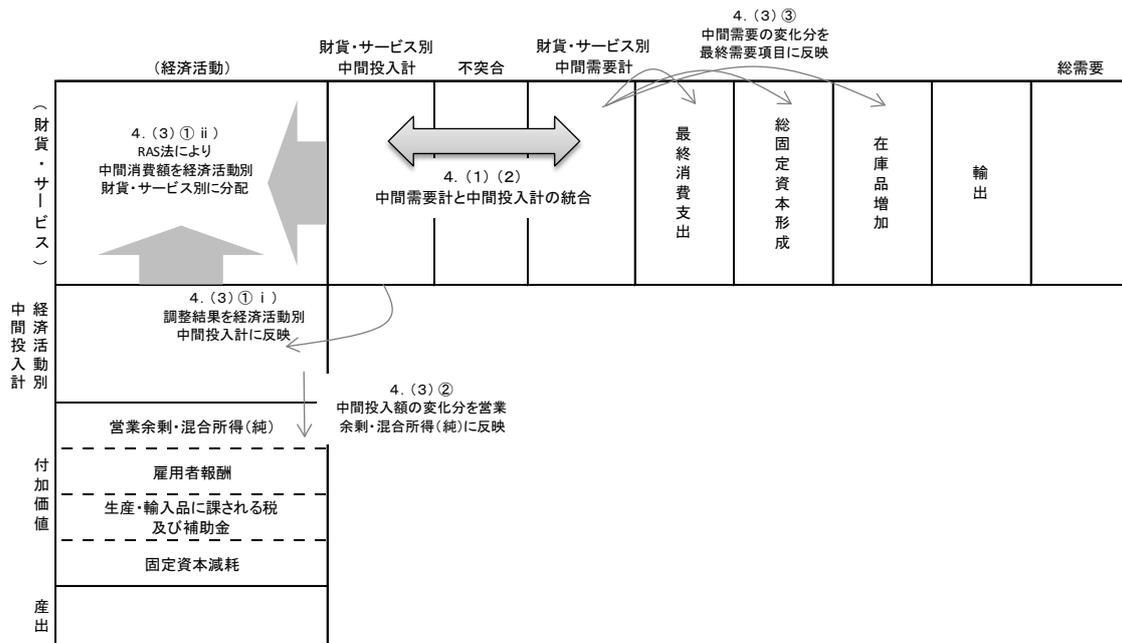
上記(1)(2)の調整による財貨・サービス別中間需要計の修正額について、需要項目への配分比率の情報等を参考として、家計最終消費支出、総固定資本形成（民間）、在庫品増加といった最終需要項目に割り振る。

¹⁸ RAS法とは、ある時点（予測時点という）の投入係数行列 A' を求めるのに際し、基準となる時点の投入係数行列 A を、行（ヨコ）方向の修正行列 R と、列（タテ）方向の修正行列 S とによって修正し、 A' を行列積 $R \cdot A \cdot S$ として求める方法である。

(参考1) JSNA における供給表の構造

	(経済活動)	国内産出計	輸入	マージン	総供給
(財貨・サービス)					
産出					

(参考2) JSNA における使用表の構造と使用表を活用した財貨・サービス別の不突合調整のイメージ



(参考3) 統計上の不突合と主1・付1の純輸出の関係のイメージ

コモディティ・フロー法(付1)の推計

$$O + (M_1 - X_1) = I_1 + FC + GCF \quad (1)式$$

O : 産出額、 X_1 : 輸出、 M_1 : 輸入、 I_1 : 中間需要、 FC : 最終消費支出、
 GCF : 総資本形成 (= 総固定資本形成 + 在庫品増加)
 X_1 、 M_1 は財貨・サービス別に貿易統計(財務省)と国際収支統計(財務省・日本銀行)等より推計

支出側のGDP(主1)の推計

$$Y_1 = FC + GCF + (X_2 - M_2) \quad (2)式$$

Y_1 : 支出側GDP、 X_2 : 輸出、 M_2 : 輸入。
 X_2 、 M_2 はBOPより推計(ここで、 $X_1 \neq X_2$ 、 $M_1 \neq M_2$)

生産側のGDP

$$Y_2 = O - I_2 \quad (3)式$$

Y_2 : 生産側GDP
 O : 産出額(コモ法(1)式の値と一致)
 I_2 : 中間投入(付加価値法により推計。ここで $I_1 \neq I_2$)

ここで(1)式を以下のように展開

$$FC + GCF = O - (X_1 - M_1) - I_1 \quad (1)'式$$

次に(1)'式を(2)式に代入

$$Y_1 = \{O - (X_1 - M_1) - I_1\} + (X_2 - M_2) \quad (2)'式$$

ここで(2)'式から(3)式を引くと支出側GDP-生産側GDPとなり、「統計上の不突合」が求まる。

$$Y_1 - Y_2 = (I_2 - I_1) + \{(X_2 - M_2) - (X_1 - M_1)\} \quad (4)式$$

以上から、「統計上の不突合」は、(4)式右辺の第1項で示した「中間投入と中間需要の乖離」と、第2項で示した「主1と付1の純輸出の乖離」に分解される。

JSNA 内における純輸出計数の整合性向上に向けて

1. 検討の背景

第3回研究会(2013年6月開催)で見たとおり、基準年を含めた生産側GDPと支出側GDPの間の「統計上の不突合」の要因の一つ¹として、国民経済計算年報における「主要系列表1 国内総生産(支出側)」(以下、「主1」という。)の輸出入と、コモディティ・フロー法の推計結果である「付表1 財貨・サービスの供給と需要」(以下、「付1」という。)の輸出入が、純輸出で見て乖離していることがある(2005年～2012年における純輸出の乖離は平均約1.2兆円)。

この背景には、「主1」の輸出入は、「国際収支統計(BPM5ベース)(財務省、日銀)」(以下「国際収支統計(BPM5ベース)」という。)の計数との整合性を重視し、品目別の情報を必要としないことから「国際収支統計(BPM5ベース)」の計数の組み替えによって推計されるのに対して、「付1」の輸出入は推計上品目別の情報が不可欠であることから、「産業連関表」との整合性も踏まえ、「貿易統計(財務省)」(以下「貿易統計」という。)と「国際収支統計(BPM5ベース)」の計数をJSNAの品目に組み替えて推計されるという違いがある。

JSNAの次回基準改定に向けては、推計精度をより向上し、統計上の不突合の縮小を図る観点から、供給・使用表の枠組みの活用と合わせ、「主1」と「付1」の純輸出の乖離について要因を分析した上で、その縮減に向けた検討を行うことが重要な課題となっている。

2. 主1と付1の純輸出の乖離の主な要因

「主1」と「付1」の純輸出の乖離のより詳細な要因については、主に以下のように整理される(「主1」と「付1」の推計の考え方等を含め(参考2)も参照)。

(1) 「産業連関表」と付1の整合性を重視することに起因する要因

① 仲介貿易

- 「国際収支統計(BPM5ベース)」やこれに基づく「主1」では仲介貿易に係る代理店手数料に加え売買差額(マージン)がサービス輸出に記録されているが、「産業連関表」やこれに基づく「付1」では代理店手数料相当分のみを含めている。

② 中古品輸出の計上の有無による差異

- 「国際収支統計(BPM5ベース)」やこれに基づく「主1」の財貨の輸出には、「貿易統計」の中古品輸出額が含まれる一方、「産業連関表」やこれに基づく「付1」では、推計対象期間における財貨の生産を伴わないことから、中古品の輸出額は含まれていない²。

¹ 統計上の不突合のもう一つの要因としては、付加価値法により推計される中間投入と、コモディティ・フロー法により推計される中間消費が乖離する点がある(参考1)を参照。この要因については、供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上という取組の中で対応することを検討中。

² なお、「産業連関表」では、中古品取引のマージン分のみが卸売部門の輸出として計上されている。

(2) その他現行 JSNA の品目別推計に馴染まない「国際収支統計（BPM5 ベース）」のサービス収支の取扱に起因する要因

○ 研究開発サービス

- 「主1」では、「国際収支統計（BPM5 ベース）」の「研究開発費」³の輸出入の全額をサービスの輸出入に含める一方、「付1」では、企業内研究開発相当分については、別個の財貨・サービスとして認識していないことから、当該部分を輸出入に含めていない。

(3) 「国際収支統計（BPM5 ベース）」貿易収支と「貿易統計」の輸出入の概念差に起因する要因

① 所有権移転ベースの記録か通関ベースの記録かによる差異

- 「国際収支統計（BPM5 ベース）」及びこれを基礎とした「主1」の財貨の輸出入は、「貿易統計」やこれを基礎とした「付1」の輸出入のように通関ベースではなく、所有権移転ベースで記録されている。このため、「国際収支統計（BPM5 ベース）」・「主1」と「貿易統計」・「付1」の財貨の輸出入では、計上範囲や計上時期に概念上の違いがある。
- この中で、純輸出に占める割合が大きな項目として「港湾調達財貨⁴」がある。港湾調達財貨の輸出入は「国際収支統計（BPM5 ベース）」・「主1」には記録されているが、通関ベースで記録される「貿易統計」・「付1」の輸出入には、別途基礎資料から推計した燃料分のみが記録されている。

② 輸入の建値の記録が FOB か CIF かに起因する差異

- 「貿易統計」・「付1」の財貨の輸入は、輸入に係る貨物運賃や貨物保険料を含む「CIF 価格」で記録される一方、「国際収支統計（BPM5 ベース）」・「主1」の財貨の輸入はこれらを含まない「FOB 価格」で記録されている。CIF 価格と FOB 価格の差額は、「海外の運輸・保険会社（海外事業者）が提供したサービスに係る運賃・保険料」と「国内の運輸・保険会社（国内事業者）が提供したサービスに係る運賃・保険料」からなる。
- ここで「国際収支統計（BPM5 ベース）」・「主1」のサービス輸入には、このうち「海外事業者提供サービス分」が記録されている一方、「付1」では、当該部分については既に財貨の輸入に含まれているので、輸送や保険のサービス輸入としては記録されていない。他方で、純輸出を「主1」と「付1」で相互に整合的にするための調整は行われておらず⁵、財貨・サービスを通じた純輸出には両者で乖離が生じている（「国内事業者提供分」が「付1」の財貨の輸入に含まれているが、「国際収支統計（BPM5 ベース）」・「主1」の輸入には含まれていない）（要因の大宗は貨物運賃部分）。

³ 国際収支マニュアル第5版（BPM5）に準拠した項目名。

⁴ 「国際収支統計（BPM5 ベース）」において、「港湾調達財貨」には、非居住者（居住者）所有の輸送手段（船舶、航空機）が本邦（海外）で調達した燃料、食糧等の財貨の取引を計上されている。

⁵ 以上の「付1」における取扱いは、「産業連関表」と整合的。

3. 対応方針

上記2. で挙げた純輸出の乖離の主な要因について、2008SNA への対応方針を踏まえつつ、次回基準改定において、必要な情報の入手が可能な事項について、「付1」の輸出入を調整すること等により、「主1」と「付1」の純輸出の整合性向上を図る⁶。

具体的には、現時点においては、次回基準改定の中で、主に以下の事項を中心に対応を図ることを検討。

○ 仲介貿易の売買差額（マージン）の「付1」の輸出への計上

2008SNA 対応の一環として仲介貿易の勧告に対応することを機に⁷、「国際収支統計（BPM6 ベース）（財務省・日銀）」（以下「国際収支統計（BPM6 ベース）」という。）で把握される「仲介貿易商品」（財貨の内訳）の正の輸出及び負の輸出の合計額（売買差額を含む。）を「付1」の卸売の輸出に計上する。

○ 中古品輸出の「付1」の輸出への計上

「貿易統計」から把握される中古品輸出額を品目別に「付1」の輸出額に計上するとともに、総需要と総供給のバランスを確保するため、同額を最終需要から控除する。

○ 研究開発サービス（企業内研究開発分）の「付1」の輸出入への計上

2008SNA 対応の一環として研究開発（R&D）の資本化の勧告に対応する中で、企業内研究開発を別個の財貨・サービスとしてその産出額を新たに計測する方針であることから⁸、「主1」と同様、「国際収支統計（BPM6 ベース）」の「研究開発サービス」の全額（企業内研究開発相当分を含む。）を「付1」のサービス輸出入にも計上する。

○ 港湾調達財貨の「付1」の輸出入への計上

「貿易統計」を基礎とした「付1」の輸出入には現在反映されていない港湾調達財貨について、新たに「付1」の輸出入に反映する一方、現在は別途の基礎資料から推計している燃料分の記録を取りやめる。なお、「国際収支統計（BPM6 ベース）」の港湾調達財貨には品目別の情報がないため、どの財貨として計上するかは引き続き検討する。

○ 「付1」における貨物運賃分の調整

「国際収支統計（BPM6 ベース）」と「貿易統計」における輸入の建値の相違に起因する純輸出の乖離について、「国際収支統計」所管省等からの必要な情報の入手を前提に、財貨・サービスを通じた純輸出が「主1」と「付1」で整合的となるよう、貨物運賃分について「付1」の輸出入で調整する⁹。

⁶ ただし、ここでの分析は、「国際収支統計（BPM5 ベース）」をもとに分析をしているが、次回基準改定時には、2014年分から国際収支マニュアル第6版（BPM6）に準拠した「国際収支統計（BPM6 ベース）」を取り込むこととなるため、その計数を踏まえた調整方法を別途検討することが必要。

⁷ 仲介貿易に係る2008SNAの勧告概要及び次回基準改定における本勧告への対応方針案についてはG04を参照。

⁸ R&Dの資本化に係る2008SNAの勧告概要及び次回基準改定における本勧告への対応方針についてはC01を参照。

⁹ 具体的には、2008SNA マニュアルの記述も踏まえ、「海外事業者提供サービス分」は引き続き輸送のサービス輸入として記録しない一方、「国内事業者提供サービス分」を輸送のサービス輸出に記録することにより、財貨・サービスを通じた純輸出が「主1」と「付1」で整合的になるよう調整することを検討。

以上の調整を、一定の仮定の下、暫定的に行った結果、2005年～2012年の純輸出の乖離は、
現行の平均約1.2兆円から、平均約0.2兆円に縮小すると試算¹⁰。

¹⁰ なお、このように「付1」の純輸出を調整した場合、コモディティ・フロー法上、中間消費、最終消費支出、総固定資本形成も変化することになるため、ここから推計される中間消費と付加価値法で推計される中間投入の関係、及び統計上の不突合は、現行から変化しうる（脚注1、（参考1）参照）。次回基準改定におけるSUTの枠組みを用いた推計精度の向上に当たっては、調整後の純輸出を踏まえることが必要。

(参考1) 統計上の不突合と主1・付1の純輸出の関係のイメージ

コモディティ・フロー法(付1)の推計

$$O + (M_1 - X_1) = I_1 + FC + GCF \quad (1)式$$

O : 産出額、 X_1 : 輸出、 M_1 : 輸入、 I_1 : 中間消費、 FC : 最終消費支出、
 GCF : 総資本形成
 X_1 、 M_1 は品目別に「貿易統計」と「国際収支統計 (BPM5 ベース)」
 等より推計

支出側の GDP (主1) の推計

$$Y_1 = FC + GCF + (X_2 - M_2) \quad (2)式$$

Y_1 : 支出側 GDP、 X_2 : 輸出、 M_2 : 輸入。
 X_2 、 M_2 は「国際収支統計 (BPM5 ベース)」より推計
 (ここで、 $X_1 \neq X_2$ 、 $M_1 \neq M_2$)

生産側の GDP

$$Y_2 = O - I_2 \quad (3)式$$

Y_2 : 生産側 GDP
 O : 産出額 (コモ法(1)式の値と一致)
 I_2 : 中間投入 (付加価値法により推計。ここで $I_1 \neq I_2$)

ここで(1)式を以下のように展開

$$FC + GCF = O - (X_1 - M_1) - I_1 \quad (1)'式$$

次に(1)'式を(2)式に代入

$$Y_1 = \{O - (X_1 - M_1) - I_1\} + (X_2 - M_2) \quad (2)'式$$

ここで(2)'式から(3)式を引くと支出側 GDP - 生産側 GDP となり、「統計上の不突合」が求まる。

$$Y_1 - Y_2 = (I_2 - I_1) + \{(X_2 - M_2) - (X_1 - M_1)\} \quad (4)式$$

以上から、「統計上の不突合」は、(4)式右辺の第1項で示した「中間投入と中間消費の乖離」と、第2項で示した「主1と付1の純輸出の乖離」に分解される。

(参考2) 主1と付1の純輸出に係る基礎統計、推計の方法・考え方、概念の相違等

	主要系列表1 国内総生産(支出側)	付表1 財貨・サービスの供給と需要
総論		
基礎統計と推計方法	財貨とサービスの輸出と輸入(品目ごとではなく集計量)について、「国際収支統計(BPM5ベース)」をもとに組み替え。 財貨について品目別の情報は <u>ない</u> 。	財貨・サービスの各品目の輸出、輸入ごとに「貿易統計」、「国際収支統計(BPM5ベース)」、その他各種基礎統計をもとに組み替え。 財貨について品目別の情報は <u>あり</u> 。
推計の考え方	「国際収支統計(BPM5ベース)」の計数との整合性を重視する。 ※「国際収支統計(BPM5ベース)」の経常収支とJSNAの経常対外収支は計数が一致	コモディティ・フロー法により、財貨・サービスの品目別の生産から最終需要までの流れを計測する。
財貨の輸出入の建値	輸出、輸入ともにFOB価格。 ※CIFとFOBの差は、海外の運輸・保険会社が提供した貨物輸送、貨物保険サービス分と国内の運輸・保険会社が提供した貨物輸送、貨物保険サービス分から成る。	輸出はFOB価格、輸入はCIF価格。
財貨の輸出入の輸出入記録の考え方	「国際収支統計(BPM5ベース)」と同様、 <u>所有権が移転したもの</u> について、 <u>所有権移転の時点</u> で記録。	「貿易統計」と同様、 <u>通関したもの</u> について、 <u>通関の時点</u> で記録。
計上範囲	居住者・非居住者間で所有権が移転した財貨(例 港湾調達財貨)。	所有権の有無に関係なく、我が国関税境界を通過した財貨。
計上時点	所有権が移転した日(例 航空機)	輸出は積載船舶または航空機が出港する日、輸入は承認された日。
各論		
仲介貿易	「国際収支統計(BPM5ベース)」と同様、売買差額を含め全額をサービスの輸出として記録。	「産業連関表」と同様、代理店手数料部分のみを卸売業の輸出として記録し、売買差額は輸出に記録せず。
中古品輸出の扱い	「国際収支統計(BPM5ベース)」と同様、財貨の輸出に含めている。	「産業連関表」と同様、当該期間に新たに産出された財貨ではないことから、財貨の輸出に記録せず。
研究開発	「国際収支統計(BPM5ベース)」と同様、全額をサービスの輸出、輸入に計上。	現行、企業内研究開発を別個の財貨・サービスと位置付けていないため、当該部分については輸出入を記録せず。
港湾調達財貨の扱い	所有権移転ベースの「国際収支統計(BPM5ベース)」と同様、港湾調達財貨(燃料、食糧等。ただし内訳情報は <u>ない</u>)の輸出入を記録。	「産業連関表」と同様、各種基礎資料から、燃料分(機用油・船用油)を財貨の輸出入に記録。
貨物運賃、貨物保険サービスの扱い	「国際収支統計(BPM5ベース)」と同様、海外の運輸・保険会社が提供した貨物輸送、貨物保険サービス分についてサービスの輸入として記録。	財貨の輸入がCIF価格で記録されているため、貨物輸送、貨物保険というサービスの輸入としては記録せず。

建設コモディティ・フロー法の見直しについて

1 背景

平成 21 年 3 月に閣議決定された第 I 期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」）においては、現行 JSNA における建設部門（商品）の産出額の推計方法—建設コモディティ・フロー法（以下「建設コモ法」）—を廃止し、JSNA において他の商品の産出額推計に用いているコモディティ・フロー法（以下「コモ法」）と同様の形で産出額を推計する方法に見直すことが掲げられている¹。

こうした背景には、JSNA で建設部門の産出額²を推計する際、基準年については「産業連関表」の計数を用い、延長年についてはこれをベンチマークとして建設コモ法によって延長推計を行っているが、次の基準年の産出額をみると、JSNA における延長推計値が、事後的に判明する次の「産業連関表」の計数から乖離し、基準改定の際に建設部門の産出額が相対的に大幅に改定される傾向がみられることがある。

建設部門の産出額は平成 17 年時点で約 63 兆円、うち 8 割以上（約 54 兆円）は総固定資本形成に配分されており、GDP に与える影響も小さくないことから、建設コモ法の見直しは次回基準改定に向けた重要な課題である。

2 現行 JSNA における建設部門の推計方法と問題点

(1) 現行 JSNA における推計方法

- 基準年：建設部門の生産活動を主に工事出来高ベースで捉える「建設総合統計（国土交通省）」（以下「建設総合統計」という。）等から推計される「産業連関表」の計数に基づく。
- 延長年：建設部門の産出額をコスト積上げで計測し、基準年を延長している。具体的には、コモ法で別途推計される建設向けの資材投入額に、建設部門の雇用人員報酬、営業余剰等の付加価値額を加えたものを産出額として計測³。

産出額＝資材投入額（他部門と同様にコモ法で推計）＋付加価値額（別途推計）

* 資材投入額：①木造建築、②非木造建築、③建設補修、④その他の土木建設の 4 部門の各々に対する品目ごとの中間投入額を推計。

* 付加価値額＝雇用人員報酬＋固定資本減耗＋営業余剰・混合所得
＋生産・輸入品に課される税（控除）補助金

¹ 基本計画においては、「建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。」とされている。また、第 II 期基本計画（平成 26 年 3 月閣議決定）では、「建設業の産出額をよりの確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。」とされている。

² 建設の産出額という場合、「財貨・サービス」（商品）としての産出額及び「経済活動別」（産業）としての産出額が存在するが、ここでは特段の断りのない限り、「財貨・サービス」（商品）を指すものとする。

³ こうした手法がとられてきた背景には、建設活動は、一旦建設業者が資材を受け入れ、長期的に様々な活動を加えることで、その価値が発生していくという他部門とは異なる特性があり、通常のコモ法では、こうした建設部門の産出額を的確に把握することが難しいとの考え方があった。

(2) 現行の推計方法の課題

JSNA における延長推計値と「産業連関表」の数値の比較を行う観点から、例えば、平成 12 年基準 JSNA の建設部門産出額の平成 17 年値（平成 12 年「産業連関表」をベンチマークに延伸）について、事後的に判明する平成 17 年「産業連関表」の建設部門産出額（平成 17 年値）と比較すると、JSNA の計数が「産業連関表」の計数を約 5.7 兆円（平成 17 年 IO 値の 8.9%）上回っていたことが分かる。この結果、JSNA の平成 17 年基準改定においては、基準年である平成 17 年の建設部門の産出額について同額の方改定が行われた⁴。こうした点は、「産業連関表」と JSNA で必ずしも整合的でない推計方法を用いている中で、現行 JSNA におけるコスト積上げ型の建設コモ法では営業余剰を含む建設部門の活動を十分的確に捉えることが難しいことを示唆している。

3 対応方針：推計方法の見直しの考え方

(1) 暦年値の推計方法

上記の課題を踏まえ、次回基準改定以降においては、従来の建設コモ法を取り止め、「産業連関表」とより整合的な方法で産出額の延長年の推計を行う。これにより、建設コモ法で見られた建設部門産出額の延長推計における JSNA と「産業連関表」の乖離は縮小されると期待される。

具体的には、「産業連関表」の建設部門産出額をベンチマークに、「産業連関表」の推計で用いられている年次の基礎統計（「建設総合統計」及び「建設工事施工統計（国土交通省）」（以下「建設工事施工統計」という。））から、形態別（木造建築、非木造建築、その他の土木建設、建設補修）に進捗ベースの工事費（出来高）⁵を活用し、延長年推計を行うこととする⁶。

なお、経済活動別国内総生産（付加価値）を推計する付加価値法においては、上記の新たな推計方法により得られた建設部門（商品別）の産出額をもとに推計される経済活動別の建設業の産出額と、コモ法から得られる建設向け資材投入額（中間投入）から、経済活動別建設業の付加価値を推計する。

また、産出額の実質化に当たっては、資材投入額の内訳と付加価値額をもとに、従来通りインプット型のデフレーターを用いることとする。

⁴ 同様に、昭和 55 年基準改定時は約 1.4 兆円上方改定、昭和 60 年基準改定時は 0.6 兆円下方改定、平成 2 年基準改定時は 1.9 兆円上方改定、平成 7 年基準改定時は約 8.7 兆円下方改定、平成 12 年基準改定時は約 4.6 兆円の下方改定があった。

⁵ 厳密には、「建設工事施工統計」は完成工事高を調査している統計だが、推計に活用する「維持・修繕工事」については、工期は相対的に短いと想定されることから、完成工事高により、出来高の動きを近似できるものと考えられる。

⁶ なお、こうした建設コモ法の廃止により、同法で行っている資材投入額及び付加価値額の推計も一義的には必要なくなる。ただし、その場合でも、通常のコモ法で資材投入額は推計されることから、付加価値法の間接投入額推計においては、引き続きこの資材投入額を活用することとなる。

(2) 暦年値の四半期分割及び四半期延長方法

現行 JSNA では、年次推計で得られた建設部門（商品別）の産出額をベースに、年次推計と同様のコスト積上げ型で推計された四半期産出額のパターンで四半期分割を行い、これをベンチマークに四半期速報での延長推計を行っている。

新たな推計方法の下では、「木造建築」、「非木造建築」及び「その他の土木建設」については基礎統計（「建設総合統計」）から四半期の産出額を推計し、この四半期パターンを用いて年次推計で得られる暦年値を四半期分割するとともに、これをベンチマークに四半期速報での延長推計を行う。ただし、建設補修については、基礎統計（「建設工事施工統計」）が年度値でしか公表されないため、これを暦年転換し、「土木建築」、「非木造建築」「その他の土木建設」の四半期パターンで分割する（四半期速報での延長推計については4の課題を参照）。

(3) 新たな推計方法による試算値の精度検証

新たな推計方法による建設部門産出額の延長年推計の精度を検証するために、2.(2)と同様に、平成12年基準 JSNA の建設部門産出額をベンチマークに、新たな方法により延長推計した平成17年値を、「平成17年産業連関表」の建設部門産出額（平成17年値）と比較した。これによると、上述のとおり現行の建設コモ法に基づく平成17年産出額（公表値）は「平成17年産業連関表」の産出額との乖離が5.7兆円であったのに対し、新たな推計方法による平成17年産出額試算値と「平成17年産業連関表」の産出額との乖離は1.8兆円に止まった。

4 今後の検討課題

現行の建設コモ法に代わる新たな推計方法を次回基準改定以降に実装していくに当たっては、以下の課題があり、今後引き続き検討していく。

(1) 年次推計における課題

建設部門の産出額及び建設補修の推計に当たり活用する「建設工事施工統計」は JSNA の確報推計のタイミングには公表が間に合わないことから、何らかの延長推計手法の検討が必要である。そこで、トレンド推計⁷や、「木造建築」「非木造建築」「その他の土木建設」の合計の伸び率を用いた延長推計方法等について検討しているところである。

(2) 四半期速報推計における課題

「建設総合統計」は四半期別 GDP 1 次速報には3ヶ月目の値の公表が間に合わない

⁷ 「簡易延長産業関連表（経済産業省）」においては、建設補修の国内生産額をトレンドにより延長推計している。

ことから、補外推計の検討が必要である。また、「建設総合統計」の基礎統計である「建設工事受注動態統計調査」及び「建築着工統計調査」も四半期別 GDP 1 次速報には3ヶ月目の値の公表が間に合わないことから、生産動態統計等を用いて推計している他の分類と同様の手法を用いて補外方法の検討を行っているところである。

「建設工事施工統計」は年度値のみ公表であることから、年次推計からの延長推計方法の検討が必要である。確報推計同様に、トレンドによる推計方法や、「木造建築」「非木造建築」「その他の土木建設」の合計の伸び率を用いた延長推計方法等を検討しているところである。なお、併せて年次推計値の四半期分割についても「木造建築」、「非木造建築」、「その他の土木建設」の合計の四半期パターンで分割すること等を検討している。

JSNA における労働時間統計の拡充に向けて

1. 検討の背景

国民経済計算の国際基準（1993SNA、2008SNA）においては、生産性の計測のためには労働投入量の捕捉が重要との観点から、その一つとして実労働時間（hours actually worked）の推計・公表の重要性が指摘されている。JSNA においては、現在も仕事ベースの就業者数と雇用者数¹に加え、仕事ベースの雇用者 1 人当たりの年間実労働時間を推計・公表しているが、経済全体あるいは産業毎の労働投入量、すなわち総実労働時間（＝仕事ベース²の就業者数×仕事ベース就業者 1 人当たり実労働時間）をよりの確に捉え、労働生産性等の生産性指標の分析に資するという観点からは、JSNA の中で自営業主を含む就業者ベースでの労働時間統計を整備することが当面重要な課題となっている³。以下では、現行 JSNA では推計されていない自営業主・家族従業者⁴（以下、自営業主等という。）の仕事ベースの 1 人当たりの実労働時間の整備に係る検討状況及び課題を整理する。

2. 現行 JSNA の労働時間の範囲、自営業主等の労働時間に関する基礎統計の現状

(1) 現行 JSNA で推計・公表されている労働時間の範囲

上述のとおり、現行 JSNA においては、就業者のうち雇用者について仕事ベースの 1 人当たりの年間実労働時間を産業別に推計・公表している。

他方、就業者のうち自営業主等の仕事ベースの 1 人当たり年間実労働時間については、自営業主等の仕事ベースの労働時間を捕捉するための基礎資料に以下の(2)に述べるような制約があることから、推計の対象としていない（仕事ベースの人数としては 13%程度（2012 暦年）がカバーされていない）。

(2) 各種基礎統計の状況

労働時間を定期的かつある程度包括的に調査している基礎統計は複数存在する（各基礎統計の概略については 5 ページの表を参照）が、JSNA と整合的に仕事ベースで、産業別に自営業主等の実労働時間を推計するためには情報の制約がある。

¹ 国民経済計算の国際基準（1993SNA、2008SNA）においては、法人企業の経営者は雇用者に含まれ、JSNA でもそのように扱っている。

² ここで、「仕事ベース」とは、副業を行っている場合、本業、副業をそれぞれ 1 人とカウント、一方、「人ベース」では 1 人とカウントする。

³ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月閣議決定）においては、今後 5 年間に講ずる具体的な施策の一つとして「労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う」とされているところ。なお前期計画（平成 21 年 3 月閣議決定）にも同様の施策が盛り込まれていた。

⁴ 国民経済計算上の「雇用者」には、家族従業者のうち有給の者は含まれる。以下、特に断りがない限り、「自営業主・家族従業者」という場合の「家族従業者」は無給の者を指す。

具体的には、事業所ベースの統計（毎月勤労統計（厚生労働省）、賃金構造基本統計（厚生労働省））においては、カバーする労働者は雇用者⁵のみであり、自営業主等は捕捉されていない。また、世帯ベースの統計のうち、労働力統計（総務省）、国勢統計（総務省）においては、自営業主等の人ベースの労働時間は把握できるが、各労働者の副業の労働時間が本業の労働時間と合算されており、産業別に仕事ベースでの自営業主等の労働時間を捕捉することが困難となっている。また、同じく世帯ベースの統計である就業構造基本統計（総務省）（5年ごとの統計）は仕事ベースの統計であり、雇用者に加え自営業主等の労働時間は調査されているものの、本業分のみの労働時間となっている。

3. 先行研究等の状況

(1) 国内の先行研究

産業別に自営業主等の実労働時間を推計している先行研究（JIP データベース、KEO データベース）では、いずれも利用可能な基礎統計をもとに一定の仮定を置いた推計を行っている。その基本的な枠組みとしては、(1式) のとおり、

- ① 労働力統計から産業別に、(人ベースの) 自営業主等の労働時間 $H_{S,i}^{LFS}$ と雇用者の労働時間 $H_{E,i}^{LFS}$ の比率を求め、
- ② これを、賃金構造基本統計ないし毎月勤労統計等から得られる仕事ベースの雇用者の労働時間 $H_{E,i}^{ES}$ を乗じ、自営業主等の仕事ベースの労働時間 $H_{S,i}$ を推計するというものである。

$$(1式) \quad H_{S,i} = \frac{H_{S,i}^{LFS}}{H_{E,i}^{LFS}} \times H_{E,i}^{ES}$$

H は労働時間、 i は産業、 s は自営業主等、 E は雇用者、 LFS は労働力統計、 ES は事業所ベースの統計（賃金構造基本統計等）を示す。

ここで置かれている仮定は、「就業者本人に質問して得られる産業別の自営業主等と雇用者間の実労働時間の比率（人ベース） $\frac{H_{S,i}^{LFS}}{H_{E,i}^{LFS}}$ は、事業所に質問して得られるであろう産業別の自営業主等と雇用者間の実労働時間の比率（仕事ベース）に等しい」というものである。その留意点としては、(1式) 右辺第1項の比率は「人ベース」で求められ、当該産業 i （調査対象の就業者にとっての本業）の計数の中に他産業での副業分の時間が混在しているのに対し、右辺第2項は事業所から得られる「仕事ベース」の当該産業 i 内での本業・副業を含む労働時間となっているということがある⁶。

⁵ 法人企業の経営者を除く。

⁶ 例えば、人ベースで自営業主の労働時間をみる場合で、ある産業 i の自営業主が雇用者に比べて、他産業で副業を多く行っているような場合、この副業労働時間分も当該産業 i の労働時間に含まれてしまうので、人ベースの「自営業主等と雇用者の労働時間の比率」が過大になる可能性がある。

(2) 海外の事例

諸外国の国民経済計算の公表資料によれば、例えばカナダ、オーストラリアでは、自営業主等も含めた産業別の実労働時間が公表されている⁷一方、米国では雇用者の実労働時間が公表され⁸、英国では労働時間は公表されていない模様である。

ここで、自営業主等も含めた実労働時間を推計しているカナダ、オーストラリアでは、産業別に、仕事ベースの就業者数に、世帯調査の労働力調査から得られる実労働時間を乗じることで総実労働時間を求めている。ここで、オーストラリアの場合は、労働力調査で集計される産業別の実労働時間は人ベースであり、仕事ベースにはなっていない（本業と副業の時間が合算され、本業の産業に計上されている）とみられる一方、カナダでは別途の年次基礎統計から仕事ベースへの調整を行っていると思われる。

4. 自営業主・家族従業者の年間実労働時間に係る暫定的試算

(1) 暫定的試算の方針

ここでは、JSNA と整合的に仕事ベースの形で、自営業主等の年間実労働時間の推計を試みるにあたって、既に述べた基礎統計の制約を踏まえ、上記の先行研究を参考に一定の仮定を置いて対応することを検討する。

具体的には、(2式) のとおり、仕事ベースで就業者の本業の労働時間を捕捉している「就業構造基本統計(ESS)」から得られる「仕事ベースの本業の自営業主等の労働時間 $H_{S,i}^{ESS}$ と雇用者の労働時間 $H_{E,i}^{ESS}$ の比率」は、「仕事ベースの本業・副業合計の自営業主等の年間実労働時間 $H_{S,i}$ と雇用者の年間実労働時間 $H_{E,i}^{SNA}$ ⁹の比率」と等しいという仮定を置く。

$$(2式) \quad \frac{H_{S,i}}{H_{E,i}^{SNA}} = \frac{H_{S,i}^{ESS}}{H_{E,i}^{ESS}}$$

H は労働時間、 i は産業、 s は自営業主等、 E は雇用者、
ESS は就業構造基本統計、SNA は JSNA ベースを示す。

この仮定から、(3式) により、JSNA と整合的な形で、仕事ベースの本業・副業を合わせた自営業主等の年間実労働時間 $H_{S,i}$ を計算する。

$$(3式) \quad H_{S,i} = \frac{H_{S,i}^{ESS}}{H_{E,i}^{ESS}} \times H_{E,i}^{SNA}$$

また、こうして得られた自営業主等と雇用者の年間実労働時間を統合し、就業者の年間実労働時間についても計算する。

なお、就業構造基本統計は5年ごとの統計であり、最近の調査年は2007、2012年である（以下、ベンチマーク年という）。このため、補間年（2008～2011年等）については、ベンチマーク年における就業構造基本統計の「仕事ベースの本業のみの自営業主等と雇用者の労働時

⁷ オーストラリアでは時間数ではなく指数として公表されている。

⁸ 米国の商務省経済分析局（BEA）が公表する国民所得・生産勘定（NIPA）には、労働時間に関しては”Table 6.9. Hours Worked by Full-Time and Part-Time Employees by Industry”という勘定表がある。

⁹ 仕事ベースの本業・副業合計の雇用者の年間実労働時間は、JSNA で推計しているベースのもの。

間の比率」 $\frac{H_{S,i}^{ESS}}{H_{E,i}^{ESS}}$ を等差補間した上で、(3式)により、この比率に、各年におけるJSNAの雇
用者の年間実労働時間 $H_{E,i}^{SNA}$ を乗じて、JSNAと整合的な形で自営業主等の年間実労働時間 $H_{S,i}$
を求めることとする¹⁰。

(2) 暫定的試算の結果

一国全体では、雇用者の仕事ベース一人当たり年間実労働時間が2000年代半ば以降の平均
で1,800時間程度であるのに対して、自営業主等のそれは1,970時間程度と試算された。

また、産業別にみると、卸売・小売業、飲食・宿泊業を含むサービス業、農林水産業、建
設業等では自営業主等の年間実労働時間が雇用者のそれを上回る一方、不動産業等では自
営業主等の年間実労働時間が雇用者のそれを下回った¹¹。

なお、一国全体の労働生産性上昇率について、分母の労働投入量（年間の総実労働時間）
を、現行JSNAの公表値で得られる雇用者ベースで見たものと、今回暫定試算を行った自
営業主等の労働時間を反映した就業者ベースで見たものと比較した場合、就業者ベースで計算
した労働生産性上昇率の方が、自営業主等の人数の減少傾向を反映して、雇用者ベースのそ
れを上回る結果となった。

5. 留意点と今後の方向性

今回、自営業主等の試算のための基礎統計として用いた「就業構造基本統計」については、
主に以下の留意点がある。

- ・5年ごとの調査であり、補間年において自営業主等と雇用者の労働時間の関係が大きく変
化した場合にその動きを捉えることができない。
- ・同統計から得られる産業別の自営業主等と雇用者の労働時間比率は、本業分のみで副業分
を含まないものであることから、産業によっては過大／過小推計となりうる¹²。

今後は、産業別の基礎資料等の利用可能性も精査しつつ、4.(1)の手法を基本に、次回基準
改定以降できるだけ早期に、自営業主等及びこれを含む就業者の年間実労働時間をJSNA年
次推計の参考系列として提供していくことを目指す。

¹⁰ JSNAの確報の最新年が2012年であるため、ここでは延長年（2013年以降）については触れていないが、延
長年については、例えば、直近ベンチマーク年（上記の場合2012年）の就業構造基本統計の「仕事ベースの
本業のみの自営業主等と雇用者の労働時間の比率」を一定として試算することが考えられうる。

¹¹ なお、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者については自営業主等は存在しないので、試算
の対象とはしていない。

¹² 例えば、副業だと本業に比べ、自営業主等の労働時間が雇用者のそれよりも相対的に短いようなケースでは、
自営業主等の労働時間を過大推計することになる。

表 労働時間に係る各種基礎統計の概要

統計名	毎月勤労統計	賃金構造基本統計	労働力統計	国勢統計	就業構造基本統計
担当省	厚生労働省	厚生労働省	総務省	総務省	総務省
調査対象	事業所(常用労働者5人以上の事業所(抽出された3.3万事業所)) 農業、林業、漁業、公務、サービス業(うち家事サービス業、外国公務)	事業所(常用労働者5人以上の事業所(抽出された7.8万事業所)) 農業、林業、漁業、公務、サービス業(うち家事サービス業、外国公務)	世帯(約4万世帯)	世帯(全数)	世帯(約4万世帯)
(対象外産業)			—	—	—
周期	毎月	1年	毎月	5年(西暦の末尾0、5の年)	5年(西暦の末尾2、7の年)
調査期間	末日現在の1か月の状況	6月1か月の状況	末日に終わる1週間	9月末1週間	ふだんの就業状態
カバーする就業者					
雇用者	○	○	○	○	○
家族従業者(有給)	—	—	—	—	—
家族従業者(無給)	×	×	○	○	○
自営業主	×	×	○	○	○
就業者数のカウントが人ベース/仕事ベース	仕事ベース	仕事ベース	人ベース	人ベース	仕事ベース*
労働時間の定義	月間 実労働時間(所定内+所定外労働時間)	月間 実労働時間(所定内+超過実労働時間)	週間 就業時間	週間 就業時間	週間 就業時間
副業の労働時間の扱い	○	○	○	○	×
備考	副業は仕事ベースで1人として各産業の雇用者に含まれており、その労働時間も同様 年1回の特別調査において、常用労働者1~4人の事業所について捕捉	副業は仕事ベースで1人として各産業の雇用者に含まれており、その労働時間も同様 超過実労働時間は、管理職で超過実労働時間数に応じた賃金が支払われていない場合及び給与が年俸制で支払われている場合は、捕捉されない	副業も含めた週間就業時間の合計として調査されるため、各労働者の本業の産業の労働時間として記録	副業も含めた週間就業時間の合計として調査されるため、各労働者の本業の産業の労働時間として記録 就業時間は、昭和25、35、平成12、17年調査のみ	本業の週間就業時間は調査されていない 1年間の就業日数が200日未満については、「だいたい規則的」に働いている者について週間就業時間を調査

※:就業構造基本調査の公表ベースの就業者数は「人ベース」だが、副業者数を用いて、「仕事ベース」に換算できる。